

三 主軸頸部の片寄程度

主軸中心線に對する主軸頸部の振れ

主軸頸部に「テストインヂケータ」を當て主軸一回轉中の讀みの最大差を求め其の差を以て測定値とす

「テストインヂケータ」

〇、〇〇五 〇、〇〇五 〇、〇〇五 〇、〇〇五

四 主軸端面と主軸中心線との直角程度

主軸端面の外面に近く「テストインヂケータ」を當て主軸一回轉中の讀みの最大差を求め之を以て測定値とす

主軸端面の外面に近く「テストインヂケータ」を當て主軸一回轉中の讀みの最大差を求め之を以て測定値とす

「テストインヂケータ」

〇、〇二五 〇、〇二五 〇、〇二五 〇、〇二五

(一)「コラム」に對し膝のある側を機の前とし機に向ひ其の右手側を機の右とす

(二)「センタ」は先端を經三程程度に其の中心線に直角に仕上げたるものを使用するものとす

試験棒及「テストインヂケータ」

〇、〇〇五 〇、〇〇五 〇、〇〇五 〇、〇〇五

五 主軸孔中心線と主軸中心線との片寄程度

主軸中心線に對する主軸孔「テストインヂケータ」部の振れ

主軸孔に試験棒を嵌め其のロウ先先端に「テストインヂケータ」を當て主軸一回轉中の讀みの最大差を求め其の差を以て測定値とす

試験棒及「テストインヂケータ」

〇、〇〇五 〇、〇〇五 〇、〇〇五 〇、〇〇五

六 「テーブル」左右運動と其の上表面との平行度

定置したる(例へば主軸に)「テストインヂケータ」を「テーブル」上表面に當て「テストインヂケータ」を右に移動して其の動きの全長に於ける「テストインヂケータ」の讀みの最大差を求め之を以て測定値とす(三)

定置したる(例へば主軸に)「テストインヂケータ」を「テーブル」上表面に當て「テストインヂケータ」を右に移動して其の動きの全長に於ける「テストインヂケータ」の讀みの最大差を求め之を以て測定値とす(三)

「テストインヂケータ」

〇、〇二五 〇、〇二五 〇、〇二五 〇、〇二五

七 「テーブル」前後運動と其の上表面との平行度

定置したる(例へば主軸に)「テストインヂケータ」を「テーブル」上表面に當て「テストインヂケータ」を前後に移動して其の動きの全長に於ける「テストインヂケータ」の讀みの最大差を求め之を以て測定値とす(三)

定置したる(例へば主軸に)「テストインヂケータ」を「テーブル」上表面に當て「テストインヂケータ」を前後に移動して其の動きの全長に於ける「テストインヂケータ」の讀みの最大差を求め之を以て測定値とす(三)

「テストインヂケータ」

〇、〇二五 〇、〇二五 〇、〇二五 〇、〇二五

八 「テーブル」左右運動と「テーブル」中央T溝側面との平行度

直角定盤(四)を「テーブル」上表面に置き其の突起を中央のT溝側面に當て定置したる(例へば主軸に)「テストインヂケータ」を「テーブル」上表面に當て「テストインヂケータ」を右に移動して其の動きの全長に於ける「テストインヂケータ」の讀みの最大差を求め之を以て測定値とす(三)

直角定盤(四)を「テーブル」上表面に置き其の突起を中央のT溝側面に當て定置したる(例へば主軸に)「テストインヂケータ」を「テーブル」上表面に當て「テストインヂケータ」を右に移動して其の動きの全長に於ける「テストインヂケータ」の讀みの最大差を求め之を以て測定値とす(三)

直角定盤(四)及「テストインヂケータ」

〇、〇二五 〇、〇二五 〇、〇二五 〇、〇二五

九 「テーブル」前後運動と「テーブル」中央T溝側面との直角程度

直角定盤(四)を「テーブル」上表面に置き其の突起を中央のT溝側面に當て定置したる(例へば主軸に)「テストインヂケータ」を「テーブル」上表面に當て「テストインヂケータ」を前後に移動して其の動きの全長に於ける「テストインヂケータ」の讀みの最大差を求め之を以て測定値とす(三)

直角定盤(四)を「テーブル」上表面に置き其の突起を中央のT溝側面に當て定置したる(例へば主軸に)「テストインヂケータ」を「テーブル」上表面に當て「テストインヂケータ」を前後に移動して其の動きの全長に於ける「テストインヂケータ」の讀みの最大差を求め之を以て測定値とす(三)

直角定盤(四)及「テストインヂケータ」

〇、〇二五 〇、〇二五 〇、〇二五 〇、〇二五

十 主軸頭の運動と「テーブル」上表面との直角程度

主軸頭の上下運動方向に對する「テーブル」上表面前後方向の直角程度

「テーブル」上表面に直角定規を立て主軸頭任意の位置に取付けた「テストインヂケータ」を「テーブル」上表面に當て「テストインヂケータ」を前後に移動して其の動きの全長に於ける「テストインヂケータ」の讀みの最大差を求め之を以て測定値とす(四)

直角定規及「テストインヂケータ」

〇、〇二五 〇、〇二五 〇、〇二五 〇、〇二五

- (四)「テーブル」中央T溝に嵌合する突起を有し長一五〇秤以上のものとす
- (五)本検査は「テーブル」中央T溝側面に對して行ふものとす

協議會受註査定規準

商工省では全國工作機械工業組合聯合會率下各組合の工作機械供給協議會の受註査定規準を昭和十五年三月二十九日附により決定を見たが、その後十一月には情勢に即應して修正され特に機械局長指示の制度が追加を見る

一 軍需工作機械 陸海軍の發行せる軍需工作機械發註承認書を添附したる申請は無條件に可決するも其の資材總數量が毎四半期陸海軍に割當てられる資材數量を越ゆるときは其の範圍内に

二 圓プロック向輸出用工作機械滿洲國又は興亞院の發行せる發註許可書を添附したる申請は無條件に之を可決する事 三 計畫産業用、官廳用及外地向移出用工作機械

商工省機械局長の發行せる發註承認書を添附したる申請は無條件に之を可決すること

四 第三國向輸出用工作機械 商工省機械局長の發行せる輸出工作機械製造承認書を添附したる申請は無條件に之を可決すること

五 商工省機械局長の指示したる工作機械 商工省機械局長の發行せる指示書を添附したる申請は無條件に之を可決すること

六 以上のもの、商工省より補助金の交付を受けて設置する工業組合又は工業小組合の共同設備用のもの及修理のもの以外は機械設備規則第二條の許可又は同條各號に掲ぐる認可、許可又は命令の寫を添附したるものに非ざれば可決せざること

十 前項の一般民需工作機械は臨時資金調整法に基く事業資金調整標準の順位を考慮して査定すること

輸出工作機の製造承認制

商工省では今後に於ける工作機械の第三國向輸出を興をはかるため、日本工作機械輸出組合の設立をはじめとして積々具體的方法の研究を進めつゝあるが、輸出工作機械に對し

ては製造承認制度を採用することとなり成案を急ぎつゝある模様である。即ち工作機械を輸出するに當つてはあまり粗悪なものでは今後日本製工作機械の信用を保持することは出来ず、従つて今後の輸出振興に支障を來す結果となり、また資材が大量に所要され採算上面白からぬものの輸出はこれを阻止し、比較的資材がかゝらず精度の高いことによつて商品価値を大とする工作機械を輸出する必要があり、これと共に輸出工作機械の製造用資材は確保せしめねばならぬので、商工省では輸出を適當と認め得る工作機械の製造に對しては輸出工作機械製造承認書を下附する方針を樹立するに至つた

輸出工作機械製造承認制度は本年間には實施を見るに至らなかつたが、その方法としては商工省機械局長にて適當と認めたるものに對して輸出工作機械製造承認書を發行し、この承認書あるもの限り貿易局より輸出品製造用として保有する鐵鋼中から割當が行はれるものである。尙この制度による申請はすべて日本工作機械輸出組合を通して行はれるに至る模様である

商工省工作機展覽會

我が國上工作機械工業の輝ける現勢を物語つた商工省主催の工作機械工業振興展覽會は、昭和十五年三月十五日より二十四日まで東京市芝區海岸通二丁目東京工業獎勵館作業場にて行はれ、連日快晴に恵まれて、陸海軍將校、名士、官民關係者及び學生生徒團體等多數の參觀者あり一日平均約六千人總計六萬人の盛況を呈し、事變下に相應せる最適當の催しとして各方面に好評を博したが、觀覽者もまた頗る真劍にして且つ研究的であつたことは工作機械に對する一般の關心が相當昂まつたことを示した。その内容がいかに充實したものであつたかは次の出品機種と出品者名を見ても察知出來やう

- 一 旋盤
 - (イ) 普通旋盤
 - 一 LH十八型旋盤 大阪機工株式會社
 - 二 コーハン四〇〇型旋盤 東洋機械株式會社
 - 三 MA型旋盤 株式會社條原機械製作所
 - 四 OW一七型旋盤

- 五 電氣自動多産旋盤 株式會社大隈鐵工所
- 六 吉川型旋盤 株式會社安川電機製作所
- 七 PGL一〇型旋盤 吉川製作所
- 八 DS型旋盤 理研重工業株式會社
- 九 MT型旋盤 株式會社増田機械製作所
- 一〇 RRS型旋盤 株式會社條々商店製作部
- 一一 クボタKM型旋盤 株式會社久保田鐵工所
- 一二 ML一〇型旋盤 株式會社島本鐵工所
- 一三 MVS型旋盤 品川精機株式會社
- 一四 MS型旋盤 松下金屬株式會社
- 一五 平尾式D型旋盤 株式會社平尾鐵工所
- 一六 中島式L一型旋盤 中島機械株式會社
- 一七 秋木利旋盤 株式會社秋木機械製作所

- 一八 廣瀬式H型旋盤 株式會社廣瀬鐵工所
- 一九 LA一C型旋盤 株式會社久保田工作所
- 二〇 一二W型旋盤 株式會社新潟鐵工所
- 二一 LB一八型旋盤 株式會社ウロコ製作所
- 二二 WOS型旋盤 和歌山鐵工株式會社
- 二三 FL型旋盤 株式會社富士製作所
- (ロ) 工具旋盤
 - 二四 R型半工具旋盤 株式會社東京機械製作所
 - 二五 RG型工具旋盤 ワシノ製機商事株式會社
- (ハ) タレット旋盤
 - 二六 四番型タレット旋盤 國産精機株式會社
 - 二七 MT四二型タレット旋盤 三菱電機株式會社
 - 二八 H型四番タレット旋盤 株式會社東京機械製作所
 - 二九 LC一三三型タレット旋盤

- (ニ) 自動旋盤
 - 三〇 HPI一三三型タレット旋盤 桐生機械株式會社
 - 三一 テイミン二番S型タレット旋盤 株式會社山武商會
 - 三二 BSK一S型タレット旋盤 帝國精密工業株式會社
 - 三三 B一型自動旋盤 東亞金屬工業株式會社
- (ホ) 堅旋盤
 - 三四 MS型堅旋盤 日東精機株式會社
 - 三五 NSM一五型卓上旋盤 品川精機株式會社
 - 三六 RBL型卓上旋盤 株式會社内外精機製作所
 - 三七 多數バイト旋盤 理化學興業株式會社
 - (ト) 其の他の旋盤
 - 三八 RSL型タツプ切旋盤 株式會社土田製鐵所
 - 三九 MS一型ねぢ切旋盤 理化學興業株式會社
 - 株式會社三豐製作所

大阪製箱造機株式会社

七形削盤

(イ)形削盤

一〇三 CGS-1四形削盤

株式会社千葉製作所

一〇四 HC形削盤

中川機械株式会社

(ロ)其の他の形削盤

一〇五 RV形削盤

株式会社平尾製作所

八形削盤

一〇六 100S形削盤

昭和工業株式会社

一〇七 4000形B形削盤

株式会社大阪機械製作所

九金切盤

(イ)金屬帶鋸盤

一〇八 A型金切帶鋸盤

満留安機械工業株式会社

一〇其他金屬工作機械

一〇九 P形彫刻盤

精密機械製作所

一一〇 DO形彫刻盤

マイクロ製作所

一一一 NSE-1形彫刻盤

株式会社内外精機製作所

一二二 齒車面取盤

株式会社秋木機械製作所

一二三 わち立盤

東進工作技術研究所

一二四 齒割機

日東精機株式会社

一二五 雁木齒割機

(ロ)参考品

一 旋盤

陸軍省

二 四軸自動旋盤

海軍省

三 旋盤

同 省

四 旋盤

商工省東京機械工業養成所

五 旋盤

商工省大阪機械工業養成所

(ハ)出品物總括表

分 類 出品機械數 出品人數

(一) 旋盤 四六 四一

(二) ボール盤 七 七

(三) 中グリ盤 三 三

(四) フライス盤

(五) 研磨盤

(六) 齒切盤

(七) 形削盤

(八) 形削盤

(九) 金切鋸盤

(一〇) 其の他の金屬工作機械

(一一) 参考品

總計

二二〇

金出

八三

出入

四

六

一

二

三

五

九

一六

工作機需要協議會

日本機械製造工業組合聯合會では同上聯率下の各組合と日本工作機械製造工業組合との間に於て工作機械の需給調整をはかるため、工作機械需給協議會を設置することを計畫し十一月その要綱案を決定するに至つた。これは供給者側たる日本工作機械組合と需要者側たるその他の日本機械工業聯合會より、委員を選出して組織化を見ることがなつて居る。○工作機械需給協議會案 一 工作機械の國産化、需給の調整並に改良發達をはかるため日本機械工業聯合會に工作機械需給協議會を置く

五 本會は日本機械工業役員及び供給者側として日本工作機械製造工業組合、又需要者側として日本機械工業聯合會より選任せられたる委員を以て組織す

一 本會は關係官廳と緊密なる聯繫の下に概ね左記事項に付協議するものとす
イ 日本機械工業聯合會社所製工作機械種類機能の適正調査研究
ロ 輸入機械の國産化方策
ハ 各種機械の需給調整に關する具體對策
ニ 改良進歩の具體方策
ホ 休眠機械の利用方策
ヘ その他時局に對應する緊急措置

工具工業

昭和十五年中に於ける我が國工具工業は前年と同様大した變化を見るに至らなかつた。これの生産機構をもつと強力なるものに再編成する必要は痛感されるに至つた、即ち現在の日本工具工業なるものは切削工具、測定器具、粗工具、雜工具その他工具類の製造業者が雜然と加入して居り、これでは現在國家として必要なる金屬切削工具、精密測定器具等

の計畫生産及び配給統制を行ふことは出來ず従つてこれらは切り離して再編成する必要があり商工省でも調査を行ふと共に準備を進めつゝあるが、大體再編成の骨子と見られて居るものは次の如くである
一 主要工具製造會社七、八社を以て日本工具製造工業組合を組織せしめ、これを日本機械工業聯合會に所屬せしむ
二 これに準ずる業者にして工具年産額十萬圓、従業員二十名以上のものに對し
イ 金屬切削工具製造業者をして全國切削工具工業組合
ロ 精密測定器具製造業者をして全國測定器具工業組合
ハ 鑄造業者をして全國鑄造工業組合を夫々組織せしめ、これをして全國工具工業

計測、器具 小分 類
ブロック・ゲージ
マイクロ・メータ
ダイヤル・ゲージ
標準ゲージ
限界ゲージ

精密機械の分類

商工省では工具工業の再編成に次いで精密機械工業の確立をはからんとし、昭和十五年中に於て種々検討を進めたが、結局適當なる案を見出すに至らず尙引續いて今後の問題となるに至つた、精密機械として商工省にて分類せるものは左の如くである

機 械 名 (例)
ブロック・ゲージ
マイクロメータ・指示マイクロメータ・齒形スベイスマイクロメータ・ネジマイクロメータ等
ダイヤル・ゲージ
標準バー・ゲージ標準栓ゲージト輪ゲージ・圓板ゲージ等
栓ゲージ・平ゲージ・棒ゲージ

試験、検査、機 材料試験機
機械質

検査測定機

輪ゲージ・挟ミゲージ・隙間ゲ
ジ・深サ限界ゲージ・勾配ゲ
輪廓ゲージ・位置ゲージ・ネヂゲ
ージ等
ノギス等
材料試験機・硬試験機・衝撃試験
機・疲試験機・曲試験機・振試験
機・織布及皮革類試験機・紙及木
材類試験機等
長さ測定(非光學的)
ミニメータ・バツサメータ・バ
ツシメータ等
長さ測定(光學的)
オプチメータ・測長器・測長機
・干涉計・電氣的測定器等
角度測定(非光學的)
傾斜計・測角器等
角度測定(光學的)
傾斜計・測角器・目盛試験機等
齒車測定(光學的)

學術用機械質具

齒車試験機・齒形測定器・噪音
試験機等
ネヂ測定(光學的)
工具原形測定機・萬能測定機等
投影機類(光學的)
眞直度測定(光學的)
面測定(光學的)
光線定盤・面検査器等
其の他の試験検査機燃料試験機・深溝試験機等
學術用機械質具 氣壓計・溫度計・風速計・風信機
分光計・分光器・照度計・光度計
・比色計等
(除度量衡質具の他の計器)

光學機械質具

レンズ(プリズムを含む)
顯微鏡 金屬顯微鏡・生物顯微鏡等
望遠鏡
双眼鏡(雙眼鏡を含む)
寫眞機活動寫眞機幻灯器
其の他の光學機械質具
其の他の計器 回轉計・高度計・速度計等

軸受の配給統制

軸受の最高販賣価格は十一月の價格形成中
央委員會金屬品部會にて答申決定を見たが、
商工業ではこれに次いで軸受の配給統制を實

施すべく準備に着手した。即ち配給統制の行
はれる範圍は日本軸受製造工業組合所屬組合
員の製品であり、需者との間には別に配給
協議の如き組織はつくらず、府にて毎半年
期毎に軸受の供給先と供給數量を決定し、こ

れに基き日本軸受製造工業組合では自治的に
一元配給が行はれるものである、配給先は大
部分重要機械質具製造部門であるが、この中
でも緩急の度が査定され、急を要する需者先
に重點配給が行はれることは現在の軸受の需

給状況から見て當然であり、査定を通過せる
ものに対しては工作機械の場合は、發註承認
書が發行され、その他の機械の場合は機械局
長より指示書が發給されて、これに基き軸受
の配給が行はれることとなる模様である。こ
れ等の決定も年内には困難であり、若し決定
したとしても實際にこれが運用を見るに至る
のは昭和十六年からであらう

度量衡の統制

度量衡器及計量器に使用の鐵鋼其の他の資
材は支那事變勃發以來非常に窮乏になつて製
品は漸減し之に反して工場増加、一般景氣
の上昇、青果物、鮮魚、野菜類等の全國的重
量取引制實施等の事由に依つて度量衡器及計
量器の需要は著しく増加し之が爲に器物の需
給は不圓滑又は偏在と云ふ面白くない現象を
呈することとなつて器物の使用者は購入に甚
だ困難をする様になつた。斯様な度量衡器及
計量器の需給の現情に鑑みて商工業に於ては
今般則記要に依つて度量衡器及計量器の生
産及配給統制を行つて該器物の生産及配給に
對する合理化を圖つたのである。

度量衡器及計量器の製作者又は販賣者は度
量衡法に依つて行政官廳の製作又は販賣の免

許を受け或は行政官廳に登録をして居る。又
製作者は數年前から工業組合を結成して資材
の割當、生産量の割當等諸種の統制を行つて
居る。又販賣者は各府縣單位の商業組合を結
成して既に諸種の統制を行つて居るものが多
い。斯様な状態なので之等兩組合を通じて自
治的に且二元的に統制を行ふこととなつて去
る九月二十四日商工業機械局長から關係の向
に對し通牒を發給し十一月一日から實施する
こととなつた。

實施迄に相當の期間を置いたのは各組合が
夫々本統制を實施するには定款の變更等工
業組合法又は商業組合法に規定したる種々の
手續を要すること又府縣の中には目下商業
組合の結成手續の中のものも幾分あるので之等
の點を考慮して實際に統制事務に入る時期を
定めたのである。

統制品目は差當り資材不足の爲に製成品の少
なきもの又は資材に付ては今の所餘り支障は
ないが従業員の減少其の他の事由に依つて製
品の比較的少く配給の圓滑を缺いて居ると認
むる様なものに付て先づ統制し、統制の進捗
に伴つて他の品目にも及ぼすこととなつた。
生産統制に於ては註文に依つて製作するも
のと、見込に依つて製作するものに區別

し、秤量五百斤以上の嚮秤又は桿秤等比較的
形態の大きなもの又は特殊の構造のもの等現
在の器物の取引状態に於て一般販賣者の手を
經ることが割合に少く寧ろ使用者より直接製
作者へ註文して居る様なものは成るべく註文
製作を認める様にし此の場合の製成品は商業組
合を經ずして製作者より直接に使用者に配
給し得ることとした。然し此の場合でも使用者
からの註文は凡て之を認むるのではなく使用
者の使用業態等を調査し所謂重點主義に依つ
て査定する事は勿論である。其の他のものは
見込に依つて製作することとし、此の場合に
は製成品は商業組合を通じて一般に配給せしむ
る事となつた。

工業組合聯合會に於ては製作者(工業組合
員)の提出した製作計畫表に基いて生産割當
を決定する。此の場合に生産資材の割當を要
するものに付ては同聯合會の割當資材と睨み
合せて生産割當量を決し、製作者は此の生
産割當に基いて製作するのである。他方商業
組合聯合會は各府縣商業組合からの申請量と
工業組合聯合會に於て生産割當したる製成品と
を睨み合せて各府縣商業組合別に配給割當量
を決定するのである。工業組合聯合會は商業
組合聯合會の右の配給割當量に基いて製作者

に對し各府縣商業組合別送付割當を爲す。製作者は右の割當に依つて製品を直接各府縣商業組合に送付し其の組合より代金を受領するのである。製品の送付を受けたる各商業組合は之を組合員たる販賣者に配給し販賣者は重點主義に依つて器物使用者に之を販賣するのである。

生産及配給量の査定に際しては原則として過去の実績を尊重して之が割當を爲し可及的に取引の現情に急激な變化のない様にした。然し生産の合理化及配給の適止の爲に必要なる措置は統制の運用に伴ひ漸時之が要求を折込み實施せらるるものと思ふ。

度量衡器計量器生産及配給統制要綱

- 一 本統制要綱は別紙記載の度量衡器及計量器に付適用するものとす
- 二 軍需用器物は査定外とす(陸、海軍より資料證明附註文の分)
- 三 朝鮮、臺灣、樺太及南洋向器物にして統制資料を必要とする品種は商工省機械局の發註承認書の添附せられたるものに非ざれば受註することを得ず但し關係當局より資料配給あるものに付ては此の限に在らず
- 四 滿洲國、關東州及支那回器物にして統制資料を必要とする品種は各關係當局の發註

許可書の添附せられたるものに非ざれば受註することを得ず但し關係當局より資料配給あるものに付ては此の限に在らず

五 度量衡器計量器工業組合員(以下工組員と稱す)は過去三ヶ月間の製作実績の二割増に相當する器物に付左の計畫表を作成し之を所屬度量衡器計量器工業組合(以下工組と稱す)を経由し日本度量衡器計量器工業組合聯合會(以下工聯と稱す)に提出すること

(イ) 註文に依り製作するもの(別紙第一號書式)
(ロ) 見込に依り製作するもの(別紙第二號書式)

六 註文に依るものに在りては工聯の定むる註文品調査表別紙第三號書式を添附し見込に依るものに在りては該器物を販賣する見込先道、府、縣名を記載すること

七 第五號(イ)の註文に依り製作し得る器物は左の通とす但し發註承認書附のものは此の限に在らず

- (イ) 度量器
ノギス、ハイトゲージ及デプスゲージ
タキシメートル
- (ロ) 量器

瓦斯「トリトル」
水量「メートル」
ガソリン量器

(ハ) 衡器
天秤(上皿天秤、調劑用天秤を除く)
秤量三百斤以上の臺秤
秤量五百斤以上の桿秤
秤量五百斤以上の自動秤
コンベヤスケール
ホツバースケール
土地建物に取附ける秤

(ニ) 計量器 板附溫度計(乾濕計を含む)
(ホ) 其他特殊の構造の度量衡器及計量器

八 工聯は計畫表に付別に定むる審査基準に依り之を審査し可決したるものに付資料證明書を發行すること

九 工聯が工組員の計畫表の一部に付否決したる場合には其の否決したる數量の範圍内に於て緊要なる器物を見込製作せしむるか又は受註品目の計畫表を追加し掲げしめ之を審査すること

一〇 前の追加計畫審査に於て否決せられたる數量は次期に於ける組合の一般割當に繰入ること

一一 工組員資料割當證明書を受けたるときは之に依り製作すべき品種を決定し註文に在りては註文主と本契約を結び工組に報告すること工組員は割當材料を他に流用することを不得

一二 度量衡器計量器商業組合員(以下商組員と稱す)は過去の実績に基づく一定期間(三ヶ月)の販賣見込並に受註濟器物の種類及數量の配給を度量衡器計量器商業組合(以下商組と稱す)に申請すること但し受註濟器物に付ては註文書を添附すること

一三 商組に於ては商組員の申請量を一定の標準に依り査定し日本度量衡器計量器商業組合聯合會(以下商聯と稱す)に申請す

一四 工聯に於ては工組員の見込及註文製作量を各別に商聯に通知すること

一五 商聯に於ては各商組の申請量に付工聯の通知數量の範圍内に於て夫々査定し其の査定數量を工聯並に各商組に通知すること

一六 工聯は商聯の通知數量に基づき工組員に各商組別仕送り數量を割當つること

一七 工組員は所定の割當數量に基づき各商組に發送通知書と同時に現品を送附し其の完納に付所屬工組を経由して工聯に報告すること

一八 工組員受註承認を受けたる製品を完納したるときは別紙第四號書式に依り各所屬組合を経由し工聯に報告すること

一九 商組は工組員より發送通知書並に現品受領の場合に其の配給數量等に付別紙第五號書式に依り商聯に報告すると同時に所屬商組員へ配給すること

二〇 商組員は別に定むる標準に基づき販賣し其の販賣したる器物の種類及商數等に付三ヶ月分を取纏めて之を所屬商組に報告し商組は之を取纏めて商聯へ報告すること

二一 商業組合の設立なき地方に於ては速に商業組合を設立せしむるか又は隣設の地區を擴張して統制に當らしむること

二二 工聯及商聯並に各其の所屬組合は本計畫の實行を確保する爲隨時職員をして視察監督すること

二三 工聯又は商聯に於て生産又は配給器物の査定を爲す場合に於ては其の都度器物の種類及商數等に付商工省の承認を受けること

生産及配給統制品種

- 一度器
- 1 竹製及鋼鐵製直尺、金屬製曲り尺、折尺、卷尺及縮尺

2 ノギス、ハイトゲージ及デプスゲージ

3 タキシメートル

二量器

- 1 金屬製磅
- 2 玻璃製磅(一〇〇cc以下全部)
- 3 木製磅及斗櫃
- 4 瓦斯「メートル」
- 5 水量「メートル」
- 6 ガソリン量器

三 衡器

1 天秤
2 臺秤
3 上皿秤
4 桿秤
5 自動秤
6 分銅及鐵

纖維機器の配給統制

纖維機器の配給統制は商工省にて十月決定、四日附地方通牒を以て昭和十五年度第三四半期より實施されるに至つたが統制要綱は左の如くである。

纖維機器配給統制要綱

一 趣旨

鐵鋼の消費統制實施の結果平和産業に對する割當減少し纖維機器に付ても之が原料たる鐵鋼の配給著しく減少するに至れり然るに纖維製品は重要輸出品たるのみならず生活必需品たる關係も有り生産の維持振興を圖るべき要あるを以て纖維機器の製造並に之が配給も合理的に規正するを要するものと謂ふべし

依て之が爲左に依り纖維機器配給統制の制度を實施せんとす

一 纖維機器配給統制協議會の組織

纖維機器の配給統制に關する事項を協議決定せしむる爲左の者を以て組織する纖維機器配給統制協議會(以下協議會と略稱す)を商工省内に設置し必要に應じ開催す

- (一) 商工省關係官
- (二) 日本鐵鋼製各品工業組合聯合會代表者
- (三) 供給者團體(別紙の通)代表者
- (四) 需要者團體(別紙の通)代表者

一 協議會に於ては左の事項を審議決定す

- (一) 毎四半期に於ける供給者團體別纖維機器用鐵鋼の割當數量に基く機器供給數量
- (二) 毎四半期に於ける需要者團體別纖維

第 號 纖維機器發註證明書

發註者	所在地			
	氏名又は名稱			
發註機器	名稱	型式	數量	製品重量
				匁
所要鐵鋼量	鋼材		銑鐵(新銑)	
			匁	
鐵鋼割當期	昭和	年度第	四半期	
製品納期	昭和	年・月・日		
本書の行使期間	自昭和	年 月 日	至昭和	年 月 日
上記機器發註の適當なることを證明す				
昭和 年 月 日				
〇〇工業組合理事長氏名印				

- (一) 機器の發註割當數量
- (二) 前各號の外纖維機器の需給調整上必要なる事項
- (三) 運用方法

(一) 需要者團體は毎四半期に於ける當該團體の纖維機器の所要數量を取纏め該四半期一週間前迄に之を協議會に提出する

鑄 鋼

(一) 協議會は右所要數量を査定し各需要者團體別機器の發註數量並に供給者團體別鐵鋼割當數量に基く機器供給數量を決定すること

(二) 需要者團體は割當を受けたる機器の發註數量を其の所屬組合の組合員に割當て其の限度内に於て發註證明書を交付すること

(三) 供給者團體は割當數量を其の所屬組合員たる機器の製造業者に對し製造能力及製造実績等を基準として之に假割當を爲すこと

(四) 供給者團體は所屬製造業者に對し需要者團體の發行せる發註證明書(地方長官の許可を要するもの)に付ては許可書の寫を添附すること(一)に基く受註に對し鐵鋼割當證明書を交付すること

(五) 發受註の關係に付ては供給者團體及需要者團體に於て相互連絡の上斡旋を爲すこと

(六) 需要者團體は其の組合員より生じたる鐵鋼の販賣に付日本鐵鋼統制株式會社及協議會と連絡協議を爲すこと

鑄鋼の統制は昭和十四年九月鑄鋼配給統制規則が施行されて漸次その強化を見てゐる。しかして鑄鋼の生産及配給の調整並に主要原料等の購入、配給の統制は日本鑄鋼協議會が其の衝に當つて來てゐるが、米國の對日貿易禁輸に伴ふ國內の狀態から一段の統制強化が必要となつた

鑄鋼製造業者は支那事變の進展の中にも高度の統制から離れ自由競争生産によつて可成りの純益を擧げて來たことは争はれない、其が新情勢の展開によつて全面的に國家の意志に副ふことになつた。即ち生産割當の實施が昭和十六年度を期して行はれる

商工省ではこの運用を如何にするか、其の方法を考究中であるが、大體に於て品種別生産を行ひ、もつて生産の専門化を期するものと見られる

又、新經濟體制の促進によつて右生産割當と進行して中小メーカーの整理統合が行はれる氣運がある

需給關係

鑄鋼品の配給は可符制度により行はれて來てゐるが、其の製造品目は前述の如く自由生産をなしてゐるため、需要者側の目的製品が得られず、需給關係は當然不圓滑な狀態を續けた次に、鑄鋼價格であるが、これは一應、日本鑄鋼協議會の標準價格によつて調整されて來てゐる、従つてこの間、種々の摩擦があつたことは止むを得ない。従つて鑄鋼に於ても銑鐵鑄物と同様、最高販賣價格の設定がなされることとなつた。

日本鑄鋼協議會會則

第一章 總 則

第一條 本會の名稱を日本鑄鋼協議會と稱す
第二條 本會は内地に製鋼設備を有する鑄鋼の製造業者を以て組織す

第三條 本會は鑄鋼製造事業の進歩發展を計り且國策の遂行に寄與する爲鑄鋼の生産及配給の調整並に主要原料の購入及配給の統制其他新業に關し必要なる事項の研究協議を爲すを以て目的とす

本會は政府の諮問に應じ又は鑄鋼製造事業に關する建議を爲すことを得
第四條 本會の主たる事務所を東京市に置き支所を大阪市に置く

第二章 會 議

第五條 會議を分ちて總會、理事會及常務理事會とす
總會は會員を以て、理事會は理事を以て、常務理事會は理事長及常務理事を以て之を組織す

總會は毎年一回四月に開催し理事會は隔月一回、常務理事會は毎週一回之を開催す但し必要あるときは臨時開催することあるべし

第六條 會議は出席者全員の一致を以て之を決す

第七條 總會、理事會及常務理事會は本則に別段の定ある場合の外理事長之を招集す
第八條 總會、理事會及常務理事會の議長は本則に別段の定ある場合の外理事長を以て之に充つ但し理事長事故あるときは他の常務理事會議之の職務を代行す

第九條 總會に於ては本則に別段の定あるもの外左の 項を議決す

- 一 其業計畫
 - 二 收支豫算
 - 三 役員の選任及解任
 - 四 其他理事長必要と認めたる事項
- 第十條 理事會に於ては本則に別段の定あるもの外左の事項を議決す

- 一 總會に提出する議案
 - 二 總會より委嘱せられたる事項
 - 三 其他理事長必要と認めたる事項
- 第十一條 常務理事會に於ては左の事項を議決す
- 一 理事會より委嘱せられたる事項及通常の業務に關する事項
 - 二 理事會に提出する議案
 - 三 其他理事長必要と認めたる事項

第三章 役 員

第十二條 役員を分ちて理事及監事とす
第十三條 理事及監事は會員中より選任し其員數を左の如く定む

- 一 理 事 二十名
 - 一 監 事 二名以上
- 第十四條 理事の互選により理事長一名常務理事七名を選任す

理事長は本會を代表し且會務を總理す
常務理事は理事長を補佐し本會の業務を執行す

第十五條 理事に缺員を生ずるも業務執行に支障なきときは之を補充せざることを得
理事及監事の任期を二ケ年とす但し重任を妨げず

第十六條 補缺の爲選任せられたる理事及監事は前任者の殘任期在任す理事及監事は任期満了後と雖も後任者の就任する迄其職務を行ふ

- 第十七條 理事及監事は名譽職とす
- 第十八條 監事は左の職務を行ふ
 - 一 財産の狀況を監査すること
 - 二 理事の業務執行を監査すること
 - 三 財産の狀況又は理事の業務執行に付き不正の廉あることを發見したるときは之

を總會に報告すること

四 理事に缺員を生じ業務執行に支障あるときは之を總會に報告すること

五 前二號の報告をなす爲必要あるときは總會を招集し其議長となること

六 本會と理事との間に於ける契約又は訴訟に付き本會を代へること

第四章 職 員

第十九條 本會に左の職を置く

- 主 事 若干名
- 書記及庶務 若干名
- 技師及技手 若干名

第二十條 職員の任免は理事長之を行ふ

第二十一條 職員は理事長及常務理事の命を承け職務に従事す

第五章 會費の決算

第二十二條 會員は本會の諸經費支辨の爲毎年半ケ年に付金五十圓也を繰出するの外鑄鋼の生産量（配給承認書獲得量）を以て生産量と看做すに應じ追加會費を納付するものとし其の額は總會に於て之を定む原材料に對する割當手数料は之を徵せず

第二十三條 本會の事業年度は一ケ年とし毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十四條 理事長は事業年度の終りに於て決算書類を調製し監事の監査を経て總會に提出し其承認を求むることを要す

第六項 雜 則

第二十五條 新に本會に入會せんとする者あるときは理事長の推薦に基き理事會に於て議決し商工省の承認を得るものとす

第二十六條 會員は鑄鋼製造事業の廢止と共に會員たる資格を喪失するものとす

第二十七條 本則又は總會の決議に違背したる者に對しては理事會の決議により原料、材料の配給若しは斡旋を停止又は除名す

第二十八條 本則の變更は總會に於て之を行ふ

附 則

- 一 本則は昭和十四年十月一日より之を實施す
- 二 日本鑄鋼協議會規約及規約細則並に支部に關する規約は本則實施と共に之を廢止す

合金鑄物

全國合金鑄造業者の組合機構は現在十六組合

を數へ、其の最高機關として日本鑄造工業組合聯合會がある。所で故銅、故鉛等を原材料として其の業としてゐる之等業者は、故銅の統制強化によつて漸次原材料の逼迫を來たしてゐるもの其の入手は日本故銅統制會社の嚴重なる査定によつて各所屬組合を通じて割當てられて來た。然し地方に散在してゐる合金鑄造業者並に各府縣鐵工關係工業組合に加入してゐる合金鑄造業者は原材料の入手に可成り苦境な立場に置かれ、この問題々の弊害があり、これを甘受して來た。かゝる實狀と故銅の統制強化によつて商工省では、全國合金鑄造業者の一元の整備をなすことになり、之を日本合金鑄造工業組合聯合會に對し懇請すると共に之が整備の完了と同時に之等業者に對する故銅の割當を一括して、日本合金鑄造工業組合を通じて行はしむるを明かにした。即ち故銅配給權を附することになつた。向、バルブコック鑄造業に於ても一元の機關を設けることになつた。其は東京、大阪、バルブコック鑄造工業組合を主體として日本水栓器具鑄造工業組合の設立をなすもので明年春頃まで結成される

生産機械

生産機械は化學機械、製鐵機械、鑄山機械、人造石油機械、纖維機械の五種に別けられてゐる。

生産機械の製造は昭和十四年に比し著しく軍需方面の需要増大を齎した。即ち大メーカーは勿論、新業種別上聯傘下の各中小メーカーが大半を發註承認書付割當による製造をなしたによつて首肯出来る。又、見逃してはならぬのは技術の向上が眞剣に叫ばれたことである。之は歐洲戰亂と米國の對日政策等の影響による、生産機械の國産化の絶對必要に迫られたによる。

商工省では之に鑑み生産機械の國産化を今後全面的に助成するに決し、其の具體的措置をして生産分野の劃定を行ふ旨あきらかにしてゐる。

生産機械需要者團體一覽

- 製鐵機械
- 一 日本鐵鋼聯合會
- 二 特殊鋼協議會

- 三 日本鐵鋼協議會
- 四 日本フェロアロイ協議會

○鑛山機械

- 一 金屬山、鑛山供給統制協議會聯合會
- 福岡地方鑛山供給統制協議會 外、大阪、東京、仙臺、札幌
- 二 炭礦、炭礦物資協議會聯合會
- 福岡地方炭礦物資協議會 外、大阪、東京、仙臺、札幌
- 三 石油井、石油鑛業物資統制協議會

化學機械

- 一 工鹽工業
- ア法曹達工業組合、同共販、電解曹達工業組合、晒粉販賣會社
- 二 有機工業
- メタノール工業會、フォルマリン工業會、溶劑共販、エステル工業會
- 三 無機工業
- 含活性脱色炭、東部關西硫酸販賣會社、鉛丹工業組合、亞鉛化學工業組合、クロム鹽類工業會、炭酸マグネシヤ統制會社、硼砂統制會社、一硫化炭素工業組合、硫炭販賣株式會社、鹽素酸鹽類工業組合、アンモニヤ系化工品懇話會、金屬ソーダ工業組合、人造水島石工業組合、日本無機工業樂

品工業會

- 四 アセチレン工業
- カーバイト工業組合、共販醋酸統制會、アセチレン化學工業會
- 五、タール分溜工業
- 石炭タール分溜物同業會、組製ナフタレン懇話會
- 六 染料工業
- 全國染料製造同業會
- 七 塗料顏料工業
- 塗料聯合會、日本航空機塗料工組、航空機電纜塗料工業組合、日本顏料工業組合聯合會、東京輸出印刷インキ工業組合、大阪印刷インキ工業組合、日本レザー工業組合
- 八 肥料工業
- 日本肥料株式會社
- 九 壓縮ガス工業
- 全國酸素聯合會、高壓ガス協會、電氣化學協會
- 十 油脂工業
- 日本硬化油同業會、硬化油販賣會社、日本グリセリン同業會、グリセリン販賣會社、石鹼工組、パラステ聯合會、日本特許洗劑同業會、特許洗劑株式會社、日本洋ローソク工業組合

十一 火藥工業

- 日本火藥工業組合
- 十二 セメント工業
- セメント工業組合、セメント共販會社
- 十三 硝子工業
- 板硝子協議會、日本硝子工組聯合會
- 十四 窯業工業
- 日本坭磚鐵器工業組合
- 十五 製紙工業
- 日滿パルプ聯合會、製紙聯合會、機械製紙工業組合聯合會、板紙聯合會、抄合紙聯合會
- 十六 可塑物工業
- 日本セロファン工業組合、日本合成樹脂工業組合
- 十七 ゴム工業
- 日本ゴム工業組合聯合會、日本ゴム利用工業會、大日本再生ゴム工業組合、日本自動車タイヤ工業組合
- 十八 皮革工業
- 日本皮革工業組合聯合會、日本工業用皮革工組聯合會、日本ビツカー工業組合、日本革附加工組聯合會
- 十九 電爐化學工業
- 研磨工業組合

機械製造工業

人造石油機械

- 一 人造石油業物資協議會

纖維機械

- 一 紡績關係
- 大日本紡績聯合會、日本紡毛糸工業組合聯合會、日本梳毛糸工業組合、日本ス・フ紡績工業組合、日本ガラ糸紡績工業組合聯合會、絹紡工業會、製麻工業會、苧麻紡績工業會、黃麻工業會
- 二 織布關係
- 日本綿ス・フ織物工業組合聯合會、大日本毛織物工業組合聯合會、全日本絹織物工業組合聯合會、日本人造絹織物工業組合聯合會、日本麻織物工業組合聯合會
- 三 染色加工關係
- 日本輸出絹織物染色工業組合聯合會、日本ス・フ織物染色工業組合聯合會、日本輸出織物染色工業組合聯合會、日本内地向絹織物機械染色工業組合聯合會、日本内地向人造絹織物機械染色工業組合聯合會、日本糸染晒工業組合聯合會、日本毛織物整理工業組合聯合會、日本輸出絹織物手工染色工業聯合會、日本輸出絹織物手工染色工業

農機具

組合聯合會、日本友禪工業組合聯合會

- 四 其他
- 大日本莫大小製造工業組合聯合會、日本製綿工業組合聯合會、日本タオル工業組合聯合會、日本纖維雜品工業組合聯合會、日本擦糸工業組合聯合會、日本網綱工業組合聯合會、日本輸出麻具工業組合聯合會、日本本マニラ麻綱工業組合聯合會、日本絹綱工業組合

農機具の統制に付ては昭和十四年十一月、農林、商工兩省間に於て統制要綱を決定し、製品の配給は農林省に於て、又、生産資材の配給は商工省にて主管することを申合せた。その後、農機具の製造業者並に需要業者等による工、商業組合又は工、商聯合會等の設立によつて、漸次需給關係の統制の圓滑を見ることとなつた。よつて農林省では農機具の一元的配給機構の確立を關係業者に慫慂した。其が農機具配給株式會社の設立となつて五月創立を見たのである。

農機具配給會社事業計畫

- 一 社外業務執行方針(一) 調査(イ) 農機具工業組合および内燃機工業組合を通じて各工場には調査報告をもとむるもの左のごとし(二) 種類別製造能力(三) 銘柄一臺當り資材必要量(ロ) 前記調査書を種類別に整理し工場の部會に附議して審査を求むること、部會の審査決定は六月末の豫定とす
- 二 製造業者に対する發注方針(イ) 農林省より一期間、種類別數量の製造指示ありたるときは左の目標に依り工聯と連絡し製造業者別、銘柄別數量の發注計畫を樹て(ロ) 種類別總數量の約五十八パーセントは製造能力に比例する平均割當(ハ) 前記の残り約五十パーセントは府縣別の需要、審議委員會の議等を參照したる割當(ニ) 前記の發注計畫樹立したるときは農林省の承認を受けるものとす
- 三 資材配給申請(發注品)の所要資材數量を工業組合別に之を取纏め農林、商工兩省に報告すること
- 四 發注(發注は四六・四半期より之を實施し、各製造業者に種類、銘柄、數量を明示して之を爲す、但し其の寫を所屬工業組合に送付す
- 五 審議委員會(農機具の改良普及、規格整理、需給等に關する事項を審議するため諮問機關を設置すること
- 六 受注(會社は道府縣農機具商業組合、全購聯、全漁聯より注文書を受理すること
- 七 出荷指示(會社は注文書に基き製造業者に對し出荷指圖を爲すこと
- 八 代金決済方法(イ) 購買代金の支拂は毎月二十日締切、月末起算三十日朔日の手形拂とす(ロ) 賣渡代金は前並とす
- 九 購買價格(購買價格は公定價格制定のものにありては製造業者販賣價格を以てし、公定價格なきものにありては個別交渉するものとす
- 十 賣渡價格(賣渡價格は買取價格に別に定むる手数料を加算したる價格とす
- 十一 其他(統制外の必要なる材料、部分品、傳導裝置其他附屬品の取扱を爲す標準備を爲すこと(一) 社内業務執行方針(イ) 事業執行上社内を總務部、企畫部、業務部、資材部に分つ總務部(庶務、人事、事業計畫官廳に關する事項、計算、受拂金繰出納決算、調度、他部に屬せざる事項、企畫部(農機具改良及規格統一等に關する事項、製造割當、製品割當、原材料割當)とす
- 當業務部(農機具の購入、配給、資材部(農機具製造用資材の調査、購入、斡旋、共同購入、其他(材に關する事項
- 大阪支店(庶務課、業務課に分つ、庶務課は本社總務部に準ず業務課は本社業務部および資材部に準ず
- (ロ) 本社各部長は取締役又は社員を以て當
- (ハ) 本社および支店の管轄區域本社(北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、長野、山梨、新潟の各府縣
- 大阪支店(前記を除く府縣
- 農機具配給統制實施
- 農機具配給會社の設立によつて爾來、右會社を中樞機關として配給統制が實施されて來た農林省では九月廿五日全國購聯組合會と大日本農機具商業組合との間に農機具一元配給に關する協定が成立したによつて、之が協定に基き地方配給機構の整備を圖つた、茲に於て輸出入品等に關する臨時措置に關する法律により十一月廿一日省令をもつて、農機具配給統制規則を制定、十一月五日より施行することとした又、これと同時に農林省告示を

以て之が統制機關並に農機具を指定した

配給統制規則

- 第一條 農林水産業用機械器具にして農林大臣の指定したるもの(以下農機具と稱す)の製造を爲す者は其の製造に係る農機具を農林大臣の指定したる者(以下統制機關と稱す)以外の者に譲渡することを得ず但し輸出すること明かなる場合に於て輸出を爲す者に農機具を譲渡する場合、農林大臣の指定したる場合又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず
- 第二條 農機具の製造を爲す者より其の製造に係る農機具を譲渡することを得ず但し前項但書の規定に依り譲渡する農機具を受くる場合は此の限に在らず
- 第三條 統制機關は其の取扱ふ農機具の種類別銘柄別配給先別配給數量に付豫め農林大臣の承認を受くべし之を變更せんとするときは亦同し
- 第四條 農機具の製造を爲す者は第一條の規定に依る農機具の製造を爲す者(以下統制機關と稱す)以外の者に譲渡することを得ず但し輸出すること明かなる場合に於て輸出を爲す者に農機具を譲渡する場合、農林大臣の指定したる場合又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず
- 第五條 農機具の製造を爲す者は第一條の規定に依る農機具の製造を爲す者(以下統制機關と稱す)以外の者に譲渡することを得ず但し輸出すること明かなる場合に於て輸出を爲す者に農機具を譲渡する場合、農林大臣の指定したる場合又は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

附 則

地方長官の承認を受くべし之を變更せんとするときは亦同し

前項の規定は同項の農林大臣の指定したる者より農機具を譲受け之を販賣する者に之を準用す

第四條 農林大臣必要ありと認むるときは農機具の製造を爲す者統制機關又は農機具の販賣を爲す者に對し農機具の需給調整上必要なる事項を命じ又は必要なる報告を徴することあるべし

地方長官必要ありと認むるときは農機具の販賣を爲す者に對し農機具の需給調整上必要なる事項を命じ又は必要なる報告を徴することを得

本令は昭和十五年十二月五日より之を施行す

農機具の製造を爲す者は第一條の規定に依る農機具の指定ありたる後二十日以内に指定の際に於ける農機具の種類別銘柄別在庫數量を地方長官を經由し農林大臣に届出づべし

農機具の販賣を爲す者は第一條の規定に依る農機具の指定ありたる後二週間以内に指定の際に於ける農機具の種類別銘柄別在庫數量を地方長官に届出づべし

一 第一條第一項の農機具

- (一) 左に掲ぐる機後農機具
- 動力耕耘機(原動機を除く)
 - 脱穀機
 - 穀物火力乾燥機
 - 製糶機(十臼を除く)
 - 縦線選穀機
 - 麥摺機(人力麥摺機を除く)
 - 依綿器
 - 農用噴霧機
 - 芋麻剥皮機
 - 製茶用機具
 - 簡易蒸氣罐
 - 唐釜
 - 鶴鷄釜
 - 蒸機
 - 相揉機
 - 揉捻機
 - 再乾機
 - 中揉機
 - 精揉機
 - 乾燥機
 - 篩分機
 - 切斷機
 - 熬機
 - 葉加工用機

- 薬打機
 - 製糶機(薬用)
 - 糶仕上機(薬用)
 - 製延機
 - 畜力傳動機
 - 煙草乾燥装置
 - 飼料脱粒機
 - 薬切(押切を除く)
 - 藪毛羽取器
 - カルチパツカー
 - ヘーモア
 - ヘーレーキ
 - ヘーテッター
 - リーパー
 - 馬鈴薯堀取器
 - 甜菜堀取器
 - 飼料攪断機
 - 根菜攪断機
- (二)左に掲ぐる機械器具にして日本農機具工業組合聯合會所屬組合(其の所屬組合を含む)の組合員の製造に係るもの
- 犁
 - 碎土器(代播馬鋤を除く)
 - 播種器

- 十八器
 - 株切器
 - 水田中耕除草器
 - 畑中耕除草器
 - 誘蛾燈
 - 穀物調整用扇風器
 - 唐箕
 - 萬石
 - 肥料用フォーク
 - 鉄(剪定用、茶摘用、剪毛用)
 - イモ切機
 - 製糶器
 - 拔根機
- (三)左に掲ぐる機械器具にして其の製造を爲す者の所屬する工業組合に於て當該機械器具は農業用に向けらるべきものなる旨の證明を爲したるもの
- 精米機
 - 壓麥機
 - 精麥機
 - 製粉機(人力製粉機を除く)
 - 製糶機
 - 肥料粉砕機
 - 肥料粉末機
 - 肥料配合機

- 挽麥機
 - 飼料粉砕機
 - 飼料粉末機
 - 飼料配合機
 - 石油機關
 - ディーゼル機關
- 二 第一條第一項の統制機關
農機具配給株式會社
- 三 第三條第一項の農林大臣の指定したる者
保證責任全國購買組合聯合會

配給統制要領

- 道府縣は關係者の組織する農機具配給協議會の議を経て農機具の需要量を決定し別記様式第一號に依り農林省に報告すること
- 農林省は資材の敷置の範圍内に於て製造すべき農機具の種類別大さ別數量を決定し之を農機具配給株式會社に通知すること
- 農機具配給株式會社は前項の通知に基づき日本農機具工業組合聯合會其の他の業種別工業組合聯合會等と連絡の上農機具の種類別大さ別銘柄別數量を定め農林省の承認を得て之を製造業者に發註すること
- 農林省は前項の農機具の製造に要する資材に付關係方面と連絡を爲すこと

銑鐵鑄物工業

- 五 農機具配給株式會社は農機具製造業者に就き農機具の販賣可能數量を取纏め之を農林省に報告すること
- 六 農林省は前項の報告に基づき農機具の道府縣別等の割當數量を決定し之を道府縣等及農機具配給株式會社に通知すること
- 七 農機具配給株式會社は前項の通知に基づき道府縣等別に別記様式第二號に依り農機具の種類別銘柄別配給計畫を樹立し農林省の承認を受けること
- 八 道府縣は取扱者をして農機具配給株式會社と連絡せしめ農機具引取の手配を爲さしむると共に農機具配給協議會の議を経て農機具の市町村別割當等適切なる配給方針を決定すること
- 九 道府縣は前項の配給方針に基づき農機具の取扱者をして配給計畫を樹立の上之が承認を受けしめ配給を爲さしむること
- 十 道府縣は農機具配給株式會社より農機具の配給を受けたる農機具取扱者をして毎月十日迄に前月中の農機具の譲受及讓渡數量並に前月末に於ける在庫數量を報告せしめ之を取纏め二十日迄に別記様式第三號に依り農林省に報告すること

銑鐵鑄物業者に對する銑鐵の割當量は昭和十四年來いよ／＼減少しつつある、従つて鑄造品の生産にも種々支障を呈現し、別けても歐洲戰爭の影響と對米關係の惡化に伴つて銑鐵、屑鐵等の供給がスムーズを缺くに至つた。而も重要機械類の技術的改良、又は國産化が漸平行はれねばならぬ情勢に立ち至つたため、商工省當局では、全國銑鐵鑄物業者の一元的整備を期することになつた、即ち機械の生産配給統制に付ては機械工業新業種別組合等の結成、發註承認制度の採用等種々の施設を講じ、之が徹底を圖つて來たが機械の半製品たる鑄物に至つては、其の統制は極限せられた範圍に止まつてゐたので鑄物に付ても機械の生産配給統制に照應した需給統制を行ひ、重要機器の生産配給に遺憾ならしむることになり左の如き銑鐵鑄物需給調整要綱を第三、四半期より實施することになつた

需給調整要綱

第一 銑鐵鑄物關係工業組合の整理

- 一 日本鑄物工業聯合會の所屬組合員たる者の資格は「他より註文を受けたる銑鐵鑄物の製造を業とする者」なることを原則とすると共に日本機械工業、新業種別工業、品種別工業(又は工組)及道府縣工業聯合會の各傘下工業組合の所屬組合員にして右の資格を有する者は更に其の資格に於て日本鑄物工業傘下の工業組合(以下鑄物工業組合と稱す)にも加入すること
 - 一 前項の資格を有する者を以て新に鑄物工業組合を組織する必要を生じたときは其の地區を原則として道府縣單位以下として之を設立すること
- 第一 銑鐵鑄物の需給調整
- 一 一貫作業用鑄物及外註鑄物の割當量並に其の他の鑄物の生産豫定量の決定
 - (一) 商工省は四半期毎に日本鐵工業をして日本機械工業、新業種別工業、品種別工業(又は工組)及道府縣工業に於ける一貫作業用鑄物の所要量及日本機械工業、新業種別工業及品種別工業(又は工組)の外註鑄物の所要量並に日本鑄物工業に於ける上記以外の鑄物の生産豫定量を調査し指定期日迄に之を商工省に報告せし

- 日本機械製造工業組合聯合會
- 全國電氣機器工業組合聯合會
- 全國電氣通信機器工業組合聯合會
- 全國風力機器工業組合聯合會
- 全國蒸氣機工業組合聯合會
- 全國化學用機器工業組合聯合會
- 全國製鐵用機器工業組合聯合會
- 全國鑛山用機器工業組合聯合會
- 日本度量衡與計器工業組合聯合會
- 日本內燃機工業組合聯合會
- 日本纖維機械工業組合聯合會
- 全國農具工業組合聯合會
- 日本自轉車工業組合聯合會
- 全國輸送機械工業組合聯合會
- 全國自動車部分品工業組合聯合會
- 全國ポンプ工業組合聯合會
- 全國製糖用機器工業組合聯合會
- 全國工作機械工業組合聯合會
- 二 左記工業組合
 - 新炭瓦斯發生機工業組合
 - 東京瓦斯機械工業組合
 - 日本交通保安裝置工業組合
- 三 道府縣工業

(但し發許承認書に依るもののみ)

全國銑鐵鑄物業者 の一元整備

銑鐵鑄物業給調整要綱實施に伴ひ日本鑄物業組合を中心として、全國銑鐵鑄物業者の一元整備が齎らされることになり、よつて同工廠では約半歳に亘つて地方廳と連絡を取り十一月末をもつて大體完了をつげた。茲に於て問題となるのは、外註券制度實施による業者間の外註の偏重である。

この場合勿論技術的優劣の差を認めぬ譯に行かぬ、そこで各組合間に於て協定を行ふ必要があらうし、或は組合共同受註を斷行することも考へられ、既に一部組合に於ては之を聲明した。

これは銑鐵鑄物業最高販賣價格の決定と關聯して外註券制度の運用による最高價格以下によつて、受註の爭奪を防止するに重要な役割を持つものである。

銑鐵鑄物業製造 備制限規則改正

商工省では昭和十四年銑鐵鑄物業の製造新設

又は増設に關し、省令をもつて之を商工大臣の許可を受くることとしたが、更に非鐵金屬の鑄物設備にも同様の統制措置を及ぼすことになつた。

即ち銅其の他の非鐵金屬類の供給は著しい逼迫状態に在るにも拘らず業界の好況に依りて非鐵金屬鑄物業製造設備の新設、増設を圖る者が少くない、斯くては既存の非鐵金屬鑄物業者に對する資材の割當量は益々低下して其の結果設備、技術の遊休量を増加して國家總動員の實に反すると共に業者の轉、失業と言ふ社會問題を醸成するおそれがある。其處で銑鐵鑄物業製造設備制限規則を改正して非鐵金屬鑄物業製造設備の新設増設等に付ても同規則に規定してある統制措置を及ぼす事になつた。「銑鐵鑄物業」なる言葉に從來除外せられて居た「電氣爐に依り製造せられる可鍛鑄物業」をも含ませることになつた。之は可鍛鑄物業は總て銑鐵鑄物業とする見方によるものである。

二 解説

第一條 本則に於て鑄物業とは左に掲ぐるものを謂ふ。

一 鑄鐵品(可鍛鑄鐵品を含む)

二 銅地金、銅を主たる成分とする粗地金(産金法の適用を受くる製鍊の過程に在

る合金物を除く)若は黃銅、青銅其の他の銅合金又は故銅(銅又は黃銅、青銅、他の銅合金の屑、ユルミ及故並に此等を流替へたるものを謂ふ)を原料とする鑄物業

本則に於て鑄造設備とは鑄物業の製造に使用するキユボラ、反射爐、電氣爐其の他の熔融爐を謂ふ。

「鑄鐵品」は從來の「銑鐵鑄物業」と同様の意義を持つものであつて夫を標準用語に取めただけである。「可鍛鑄鐵品」の語も同様の取扱をしたものであつて從來の「可鍛鑄物業」と同じ意義のものである。

改正前の規定では「銑鐵鑄物業(電氣爐に依り製造したる可鍛鑄物業以外の可鍛鑄物業を含む)」「(第一條)とあり電氣爐に依り製造せられた可鍛鑄鐵品は鑄鐵品と考へなかつたのであるが、其後の經過等に鑑み可鍛鑄鐵品は總て之を鑄鐵品に含ませた方が適當だと言ふことになつたので其の旨の改正を行つたのである。

第一項、第二號は非鐵金屬鑄物業を表示して居るのであるが之は銅又は銅合金を原料とする鑄物業として書表してあるに過ぎない。鉛、亜鉛、錫等を原料とする鑄物業は大抵銅を併せ

て原料として居るので等々に付ては特別の表示を必要と認めなかつたからである。本號の用語や表現方法は概ね銅、鉛、錫等配給統制規則第一條に依つて居る。同條では「銅の地金」なる語に銅地金と銅を主たる成分とする粗地金(産金法の適用を受くる製鍊の過程に在る合金物及銅又は黃銅、青銅其の他の銅合金の屑(ユルミを含む)又は故を再生したるものを除く)とを含ませてあるが本則では「銅の地金」なる語を使はず其の内容を列舉した。そして「銅を主たる成分とする粗地金」から「銅又は黃銅、青銅其の他の銅合金の屑(ユルミを含む)又は故を再生したるものを除く」を除外したのは茲で除いても銅、鉛錫等配給統制規則第一條第二項の表現に従ふと之を故銅の中に含まねばならないので寧ろ之を始に出て来る「粗地金」の中に含ませた方が表現が簡單になると考へたからである。

以上の様な譯であるから次の故銅の内容には「銅又は黃銅、青銅其の他の銅合金の屑(ユルミを含む)又は故を再生したるものを含まない様に定義することとなつた。

銅合金とは銅を主たる成分とする合金の意義であつて銅、鉛、錫等配給統制規則第一條第一項第二號の銅合金と同一に考へて良い。

技術向上の問題

銑鐵鑄物業は支那事變四年を迎へて愈々其の地位の重要さを増すに至つた。即ち歐洲大戰の長期見透しと對米關係の悪化から我國重要機械工業の質的、技術的向上が眞剣なる課

題として叫ばれるに至つたためである
従来、我國の鑄造界は大工場は別としてその多くは發註者たる機械工業者のなす圖面に依つて木型を造り、殆んど感一方に依つて鑄造をなして來た。それが日支事變をモメントとして鑄造技術の革新的機運が醸成するに至つた。これは前述の如く國際情勢の變動による重要機械類の輸入難及對米關係の窮乏された對日スタラップの禁輸による影響等が彌が上にも原材料たる洗鐵及古洗の入手難となつて漸次濃化するに至つたためである茲に原料配合技術の絶對的發達が全面的に要求されるに至つた

然らばこれ迄はどうであつたかと云へば決して技術の改良を等閑視してゐた譯でない。日本鑄物工業組合聯合會所屬工組中に於て東京鑄物工業組合は、既に試験所を有し傘下組合員の子算用による鑄造を科學的なものへ常に指導を與へて來てゐる

日本鑄物工業組合聯合會では高度國防國家建設の理念に則り、今後全國所屬各組合にも漸次この種の試験所の設置をなすものと思はれる

因に洗鐵鑄物の強度は其が含有する炭素量に基因してゐる、その概念的なものを掲げる

と次の如きものである

洗鐵鑄物は洗鐵の儘では所要の性質を満足しないことが多い。そこで他の少量の元素を入れたり又はスタラップを混しキニボラ及反射爐等によつて熔解鑄造する。破面は粒状を呈し、熔融點は 1,100°-1,200°C である、所で問題となるのが往々にして巢と稱する海綿狀の強靱さのない部分が生ずる、この缺點を如何に處理して行くかが洗鐵鑄物業者にあたへられた重大な課題である

工作機械等登録規則と要綱

(昭和十五年十一月七日商、陸海三省令にて公布即日施行)

機械設備の國勢調査とも云ふべき工作機械等登録規則は昭和十五年十一月七日附商工、陸軍、海軍三省令にて制定を見即日公布されたが、これは資源調査法第一條の規定に基いたもので、これは今後國家として必要とする場合に對する設備動員に備へると共に、機械設備の全貌を國家にて知悉し種々の對策の基礎とせんとするものである

商工
陸軍省令第 號

資源調査法第一條の規定に依る工作機械等登録規則左の通定む
昭和十五年十一月七日

商工大臣 小林 一三
陸軍大臣 東 條 英 機
海軍大臣 及川 古志郎
工作機械等登録規則

第一條 機械與具、其の部分品若は附屬品又は鑄造品(鑄造品を除く以下同じ)の製造

(加工を含む以下同じ)又は修理(自家用修理を含む以下同じ)を業とする者は工場(作業場を含む以下同じ)毎に當該工場に設置したる切削研磨用又は鍛造用金屬工作機械、精密測定機及鑄造設備に關し毎年別記様式に依る登録票甲、乙及丙各一通(第四號に掲ぐる提出先に提出する場合に於ては各一通)に該當事項を調査記入し翌年一月末日迄に左に掲ぐる提出先に之を提出すべし

- 一 當時二十人以上當該事業に従事する職工を使用する工場に付ては其の工場所在地の地方長官
- 二 當時二十人未満當該事業に従事する職工を使用する工場に付ては其の工場所在地の機械與具又は鑄造品の製造に關する道府縣を地區とする工業組合聯合會又は

工業組合にして商工大臣の指定したるものを經由の上商工大臣

三 鑄業法又は砂鑄法の適用を受くる工場に付ては其の工場所在地の鑄山監督局長

四 商工大臣の特別の指示ありたる工場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣
前項の規定に依り登録票に調査記入すべき事項の外電氣機械與具又は其の部分品若は附屬品の製造又は修理を業とする者は打替機に關する該當事項を、蒸氣機、鑄山用機械、化學工業用機械、起機、兵器又は其の部分品又は附屬品の製造又は修理を業とする者は剪斷機、打替機、剪斷及打替機、曲ロール並水壓プレスに關する該當事項を併せて登録票に調査記入すべし

第五條 登録票に調査記入すべき事項中工作機械、精密測定機及鑄造設備の種類に付ては別に之を定む

第六條 登録票に調査記入すべき事項中主要事業番號及製造品名は別に定むる分類に依り之を記入すべし

第七條 毎年六月末日に於ける登録票乙及丙に記入すべき事項が第一條の規定に依り提

注意入記

(一)電氣機械器具又は其の部分品若しくは附屬品の製造又は修理を業とする者は、電氣機械器具を、蒸氣機、鍋爐、山用機械、化學工業用機械、起重機、打撃機、打撃機、打撃機、曲コロル並に水車、プレスに關する修理事項を記入し其の欄に記入せざること

(二)電氣機械器具又は其の部分品若しくは附屬品の製造又は修理を業とする者は、電氣機械器具を、蒸氣機、鍋爐、山用機械、化學工業用機械、起重機、打撃機、打撃機、打撃機、曲コロル並に水車、プレスに關する修理事項を記入し其の欄に記入せざること

(三)軍より貸與を受けたる機械は之を記入せざること

(工作機械等)登録票乙(十二月末日現在)

昭和年月日提出		昭和年月日提出	
(7)工業主の住所 [附近に捺印名]		(7)工業主の住所 [附近に捺印名]	
第一號 日本標準規格B列五號		第二號 日本標準規格B列五號	
(1)主要事業號		(1)主要事業號	
(2)工場名		(2)工場名	
(3)切削研磨用金屬工作機械		(3)切削研磨用金屬工作機械	
種類	數量	作業中	休止中
旋盤	臺	臺	臺
ボール盤			
中グリ盤			
フライス盤			
磨盤			
研齒盤			
平削盤			
形削盤			
堅削盤			
金切鋸盤			
ブローチ盤			
合計			
(4)切削研磨用以外機械		(4)切削研磨用以外機械	
種類	數量	作業中	休止中
鐵造用機	臺	臺	臺
剪斷機			
打貫機			
及打貫機			
曲水			
出壓			
水			
計			
長測定機			
角度測定機			
齒車測定機			
ネホ			
投影機			
計			
鐵製品用熔融			
爐			
非鐵金屬融爐			
用			
合計			

第一號 日本標準規格B列五號

(工作機械等)登録票丙(十二月末日現在)

昭和年月日提出		昭和年月日提出	
(12)工業主の住所 [附近に捺印名]		(12)工業主の住所 [附近に捺印名]	
第三號 日本標準規格B列五號		第三號 日本標準規格B列五號	
(1)主要事業號		(1)主要事業號	
(2)工場名		(2)工場名	
(3)工業主の住所	(4)型式寸度又は能力	(5)製造者名	(6)製造年月
工業主の住所	型式寸度又は能力	製造者名	製造年月
(7)作業中	(7)作業中	(7)作業中	(7)作業中
指定機械	指定機械	指定機械	指定機械
(1)指定機械	(1)指定機械	(1)指定機械	(1)指定機械
(2)指定機械	(2)指定機械	(2)指定機械	(2)指定機械
(3)指定機械	(3)指定機械	(3)指定機械	(3)指定機械
(4)指定機械	(4)指定機械	(4)指定機械	(4)指定機械
(5)指定機械	(5)指定機械	(5)指定機械	(5)指定機械
(6)指定機械	(6)指定機械	(6)指定機械	(6)指定機械
(7)指定機械	(7)指定機械	(7)指定機械	(7)指定機械
(8)指定機械	(8)指定機械	(8)指定機械	(8)指定機械
(9)指定機械	(9)指定機械	(9)指定機械	(9)指定機械
(10)指定機械	(10)指定機械	(10)指定機械	(10)指定機械
(11)指定機械	(11)指定機械	(11)指定機械	(11)指定機械
(12)指定機械	(12)指定機械	(12)指定機械	(12)指定機械

第三號 日本標準規格B列五號

記入注意

(一) 指定機械とは輸入機中左のものを謂ふ

- (イ) 工作機械
普通旋盤大型、タレット旋盤(主軸孔の直径五〇程を越ゆるものに限る)、堅タレット旋盤、自動旋盤、堅旋盤小型、堅旋盤大型、車輪旋盤、二番取旋盤、倣旋盤(電気制御装置を附せるものに限る)
精密ネジ切旋盤、クランク軸旋盤、ローレル旋盤、砲身旋盤、カム軸旋盤、鋼塊旋盤、ダイヤモンド精密旋盤、ラヂアルボール盤(腕の長さ一五〇〇程以上のものに限る)
精密多軸ボール盤、深孔ボール盤、横中グリ盤大型、ジグ中グリ盤、精密中グリ盤、砲身中グリ盤、銃身中グリ盤、鋼塊心残り盤、平削フライス盤、ネジ切フライス盤、倣フライス盤、生産フライス盤(多頭フライス盤を含む)カム軸フライス盤、クランク軸フライス盤、横研磨盤、内面研磨盤、平面研磨盤、ホブ及フライス研磨盤、プローチ研磨盤、齒車研磨盤、内齒車研磨盤、齒刺研磨盤、ウォーム研磨盤、ネジ研磨盤、心無研磨盤、油壓式ラップ盤、齒車ラップ盤、傘

- 齒車ラップ盤、砥上盤、砲身砥上盤、スプライン軸研磨盤、スプライン軸孔研磨盤、クランク軸研磨盤、ローレル研磨盤、カム軸研磨盤、ボールレース研磨盤、倣研磨盤、ホブ盤、スプライン軸ホブ盤、齒車平削盤、傘車齒切盤、齒車浸仕上盤
其の他の齒切盤、門型平削盤大型、油壓式平削盤、椽削盤、横プローチ盤、堅プローチ盤、精密ネジ立盤、砲身用ライフル盤、銃身用ライフル盤、型彫盤、倣型彫盤、精密直線目盛機、精密圓板目盛機
自由鍛造用蒸氣槌(二屯以上のものに限る但し蒸氣の代りに壓縮空氣を使用するものを含む)、型打鍛造用蒸氣槌(一屯以上のものに限る但し蒸氣の代りに壓縮空氣を使用するものを含む)
空氣槌(二屯以上のものに限る)型打鍛造用相壁槌(蒸氣の代りに壓縮空氣を使用するものを含む)
火造用水壓プレス、堅削鍛造機(一〇〇屯以上又は一〇馬力以上のものに限る)
横切鍛造機(五〇屯以上又は八馬力以上のものに限る)
レデューシング機、板金用剪断機(及幅一四〇〇程以上のものに限る)
クリ抜剪断機、ロータリ剪断機、穿孔用及押伸用水壓プレス、押

出用水壓プレス、板金用水壓プレス

- (ロ) 精密測定機
アッベ式光學的絕對測長機、顯微測長機、光干涉絕對測長機、光學的割出機、齒車検査用オートテスト、光學的萬能ネジ測定機(投影装置附のものを含む)、ホブ検査機、工具室用投影機

- (二) 登録票中指定機械の欄の(イ)とは當該工場の一日の平均作業時間の凡そ二分の一以上操業中のものを謂ひ指定機械の欄の(ロ)とは當該工場の一日の平均作業時間の凡そ二分の一未満操業中のものを謂ふ
(三) 登録票中(7)、(8)及(9)の欄を通じ該當欄に〇印を附すること(四)軍より貸與を受けたる機械は之を記入せざること

商工省告示第 號

工作機械等登録規則第一、第二項第二號の規定に依り工業組合聯合會及工業組合を左の通指定す

昭和十五年十一月 日

商工大臣 小林 一三

陸軍大臣 東 條 英 機

海軍大臣 及川古志郎

青森縣鐵鋼製品工業組合聯合會

岩手縣鐵鋼製品工業組合聯合會

宮城縣鐵工業組合聯合會

秋田縣鐵工業機械器具工業組合聯合會

山形縣鐵工業組合聯合會

福島縣鐵木工業組合聯合會

茨城縣鐵工業機械器具工業組合聯合會

栃木縣鐵鋼製品工業組合聯合會

群馬縣鐵鋼製品工業組合聯合會

埼玉縣鐵鋼製品工業組合聯合會

千葉縣鐵鋼製品工業組合聯合會

東京府鐵鋼製品工業組合聯合會

神奈川県鐵鋼製品工業組合聯合會

新潟縣鐵工業機械金屬工業組合聯合會

富山縣金屬製品工業組合聯合會

石川縣鐵鋼製品工業組合聯合會

保証責任福井縣鐵工業工業組合聯合會

山梨縣鐵製機械器具工業組合聯合會

長野縣鐵工業製品工業組合聯合會

岐阜縣並屬工業組合聯合會

靜岡縣鐵工業機械工業組合聯合會

愛知縣鐵鋼製品工業組合聯合會

三重縣鐵工業機械器具工業組合聯合會

滋賀縣鐵鋼製品工業組合聯合會

京都府鐵鋼製品工業組合聯合會

大阪府鐵鋼製品工業組合聯合會

兵庫縣鐵鋼製品工業組合聯合會

機械製造工業

奈良縣鐵鋼製品工業組合聯合會

和歌山縣鐵工業組合聯合會

保証責任鳥取縣鐵工業機械器具工業組合聯合會

島根縣鐵工業製品工業組合聯合會

岡山縣鐵工業製品工業組合聯合會

廣島縣鐵木工業製品工業組合聯合會

保証責任山口縣鐵木工業製品工業組合聯合會

德島縣鐵工業機械工業組合聯合會

香川縣鐵工業機械工業組合聯合會

愛媛縣鐵工業機械器具工業組合聯合會

高知縣鐵鋼製品工業組合聯合會

福岡縣鐵工業製品工業組合聯合會

佐賀縣鐵鋼製品工業組合聯合會

長崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會

熊本縣鐵鋼製品工業組合聯合會

大分縣鐵鋼製品工業組合聯合會

宮崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會

有限責任鹿兒島縣鐵鋼製品工業組合聯合會

沖繩縣鐵工業組合

商工省 陸軍省 海軍省 告示 第 號

工作機械等登録規則第一號第一項の規定に依り工作機械、精密測定機及鑄造設備の種類左の通指定す

昭和十五年十一月 日

商工大臣 小林 一三

陸軍大臣 東 條 英 機

海軍大臣 及川古志郎

青森縣鐵鋼製品工業組合聯合會

岩手縣鐵鋼製品工業組合聯合會

一 工作機械

一 旋 盤

丙票に記入する場合の分類

- (一) 普通旋盤小型(二) 同中型(三) 同大型(四) タレット旋盤(五) 堅タレット旋盤(六) 自動自動旋盤(七) 堅旋盤小型(八) 同大型(九) 正面旋盤(一〇) 工具旋盤(一一) 卓上旋盤(一二) 車輪旋盤(一三) 二番取旋盤(一四) 倣旋盤(一五) ネジ切旋盤(一六) 精密ネジ切旋盤(一七) 突切旋盤(一八) 多数バイト旋盤(一九) クランク軸旋盤(二〇) ロール旋盤(二一) 車輪旋盤(二二) 砲身旋盤(二三) カム軸旋盤(二四) 鋼塊旋盤(二五) ダイヤモンド精密旋盤(二六) 其の他の旋盤
二 ボール盤
(二七) ラヂアルボール盤(二八) 堅型ボール盤(二九) 多軸ボール盤(三〇) 精密多軸ボール盤(三一) 卓上ボール盤(三二)

- 二(一) 手加減ボール盤(三三三) 移動ボール盤
- 二(二) 深孔ボール盤(三五五) 横ボール盤
- 二(三) 其の他のボール盤
- 三 中グリ盤
 - (三七七) 横中グリ盤小型(三八八) 同 大型
 - (三九九) シグ中グリ盤(四〇〇) 精密中グリ盤
 - (四〇一) シャフト中グリ盤(四〇二) 砲身中グリ盤(四三三) 銃身中グリ盤(四四四) 鋼塊心残中グリ盤(四五五) 其の他の中グリ盤
- 四 フライス盤
 - (四四六) 横フライス盤(四七七) 縦フライス盤(四八八) 萬能フライス盤(四八九) 平削フライス盤(五〇〇) ネチ切フライス盤(五一二) 倣フライス盤(五一三) 生産フライス盤(五三三) カム軸フライス盤(五四四) タラシク軸フライス盤(五五五) 其の他のフライス盤
- 五 研 磨 盤
 - (五六六) 横研磨盤(五七七) 萬能研磨盤(五七八) 内面研磨盤(五九九) 平面研磨盤(六〇〇) 工具研磨盤(六一一) ホブ及フライス研磨盤(六二二) プロチ研磨盤(六三三) 齒車研磨盤(六四四) 内齒車研磨盤(六五五) 齒型研磨盤(六六六) ウォーム研磨盤(六七七) ネチ研磨盤(六八八) 心無研磨盤(六九九) ラップ盤(七〇〇) 油壓式ラップ盤(七一一) 齒車ラップ盤(七二二) 傘齒車ラップ盤(七三三) 砥上盤(七四四) 砲身砥上盤(七五五) スプライン軸研磨盤(七六六) スプライン軸孔研磨盤(七七七) クランク軸研磨盤(七八八) ロール研磨盤(七九九) カム軸研磨盤(八〇〇) ポールレス研磨盤(八一) 倣研磨盤(八二二) 其の他の研磨盤
- 六 齒 切 盤
 - (八三三) ホブ盤(八四四) スプライン軸ホブ盤(八五五) 齒車平削盤(八六六) 齒車形削盤(八七七) 傘齒切盤(八八八) 齒車淺仕上盤(八九九) 其の他の齒切盤
- 七 平 削 盤
 - (九〇〇) 門型平削盤小型(九一一) 同 大型
 - (九二二) 油壓式平削盤(九三三) 片持平削盤(九四四) 椽削盤(九五五) 其の他の平削盤
- 八 形 削 盤
 - (九六六) 形削盤(九七七) 堅形形削盤(九七七) 其の他の形削盤
- 九 堅 削 盤
 - (九九九) 堅削盤
- 一〇 金 切 鋸 盤
 - (一〇〇〇) 金切弓鋸盤(一〇〇一) 金切圓鋸盤(一〇〇二) 金切帶鋸盤
- 一一 プロチ盤
 - (一〇三三) 横プロチ盤(一〇四四) 堅プロチ盤
 - 二 其の他の
 - (一〇五五) 齒車面取盤(一〇六六) 心立盤(一〇七七) リーマ盤(一〇八八) ネチ立盤精(一〇九九) 密ネチ立盤(一一〇〇) 鋸盤(一一一) キー溝盤(一一二) 砲身用ライフル盤(一一三) 銃身用ライフル盤(一一四) 型彫盤(一一五) 倣形彫盤(一一六) 彫刻盤(一一七) 精密直線目盛機(一一八) 精密圓板目盛機(一一九) 其の他の
 - (ロ) 切削研磨用以外の金屬工作機械
- 乙票に記入する場合の分類
 - 一 鍛造用機械
 - 丙票に記入する場合の分類
 - (一二二) 自由鍛造用蒸氣槌(一二二) 型打鍛造用蒸氣槌(一二三) 空氣槌(一二三) 落槌(一二四) バネ槌(一二五) 型打鍛造用相撃槌(一二六) 火造用水壓プレス(一二七) 堅形鍛造機(一二八) 横形鍛造機(一二九) レヂューシグ機(一三〇) 其の他の鍛造用機械
 - 二 剪斷機 (手動のものを除く)
 - (一三一) 板金用剪斷機(一三二) クリ抜剪斷機(一三三) ロータリ剪斷機(一三三)

- 四) 其の他の剪斷機
 - 一五 打貫機 (手動のものを除く)
 - (一三五) 打貫機
 - 一六 剪斷及打貫機 (手動のものを除く)
 - (一三六) 剪斷及打貫機
 - 一七 曲ロール (手動のものを除く)
 - (一三七) 曲ロール
 - 一八 水壓プレス
 - (一三八) 穿孔用及摺伸用水壓プレス(一三九) 押出用水壓プレス(一四〇) 板並用水壓プレス(一四一) 其の他の水壓プレス
 - 二 精密測定機
 - 乙票に記入する場合の分類
 - 一九 測 長 機
 - 丙票に記入する場合の分類
 - (一四二) アツベ式光學的絕對測長機(一四三) 顯微測長機(一四四) 光干測絕對測長機
 - 二〇 角度測定機
 - (一四五) 光學的割出量
 - 二一 齒車測定機
 - (一四六) 齒車検査用オートテスト
 - 二二 ネチ測定機
 - (一四七) 光學的萬能ネチ測定機
 - 二三 ホブ検査機
- 一四 投 影 機
 - (一四九) 工具室用投影機
- 三 鑄 造 設 備
 - 乙票に記入する場合の分類
 - 一五 鑄造品用熔爐
 - 丙票に記入する場合の分類
 - (一五〇) キュボラ(一五一) コシキ爐(一五二) 電氣爐(一五三) 反射爐(一五四) 平爐(一五五) ルツボ爐(一五六) 其の他の熔爐
 - 一六 非鐵金屬鑄物用熔爐
 - (一五七) ルツボ爐(一五八) 反射爐(一五九) 電氣爐(一六〇) 量油爐(一六一) 其の他の熔爐
- 商 告 示 第 號
 - 陸軍省 號
 - 海軍省
- 工作機械等登録規則第二條第一項の規定に依り主要事業番號及製造品名左の通定む
 - 昭和十五年十一月 日
 - 商上大臣 小林 一三
 - 陸軍大臣 東 條 英 機
 - 海軍大臣 及川 古 志 郎
- 主要事業番號

- (二六) 家庭用ラヂオ受信機器具(二七) 其の他の無線通信機器具(二八) 有線通信機器具(搬送装置を含む)
- 九 電線及電纜製造業
 - (二九) 絶縁電線 (三〇) 撚合裸線 (三一) 電纜
- 一〇 電池製造業
 - (三二) 蓄電池 (三三) 乾電池
- 一一 切削研磨用金属工作機械製造業
 - (三四) 旋盤 (三五) ポール盤 (三六) 中グリ盤 (三七) フライス盤 (三八) 研磨盤 (三九) 齒切盤 (四〇) 平削盤、形削盤及堅削盤 (四一) プロチ盤 (四二) 金切鋸盤 (四三) 其の他の切削研磨用金属工作機械
- 一二 其の他の金属工作機械製造業
 - (四四) 打貫機 (四五) 剪断機 (四六) 型付プレス (四七) 其の他の金属加工用工作機械 (四八) 壓延機 (四九) 機械槌 (五〇) 火造プレス (五一) 其の他の金属工作機械
- 一三 金属工作機械部分品及附属品製造業
 - (五二) 金属工作機械部分品及附属品(工具を除く)
- 一四 製材及木工機械製造業
 - (五三) 製材及木工機械
 - 一五 工具製造業
 - (五四) 金属用切削工具 (五五) 金属用剪断及打貫工具 (五六) 其の他の金属用工具 (五七) 木工用工具(鋸、ノミ、鉋等) (五八) 其の他の工具(剪毛ナイフ等) (五九) 手工具(空氣工具、萬力、スパナ、ペンチ、ネジ廻等)
 - 一六 探礦、選礦、精錬機械器具製造業
 - (六〇) 探礦機械器具 (六一) 探油機械器具 (六二) 砂金採取箱 (六三) 選礦及精錬機械器具
 - 一七 化学工業用機械器具製造業
 - (六四) 蒸溜、蒸着及蒸發機 (六五) 濾過混合及分離機 (六六) 冷却及乾燥機 (六七) 反應機 (六八) 化学工業用破砕機 (六九) 其の他の化学工業用機械器具
 - 一八 窯業用機械器具製造業
 - (七〇) 窯業用機械器具
 - 一九 製紙機械器具製造業
 - (七一) 製紙機械器具
 - 二〇 紡織機械器具製造業
 - (七二) 紡織機械器具 (七三) 織布機械器具 (七四) 染色機械器具 (七五) 布帛整理加工機械器具 (七六) メリヤス機械器具 (七七) 其の他の船舶製造業
 - (二〇) 其の他の船舶
 - 三七 航空機製造業
 - (二二) 航空機
 - 三八 航空機部分品及附属品
 - (二二) 航空機部分品及附属品
 - 三九 運搬機械製造業
 - (二三) 起重機 (二四) ホキスト (二五) エレベーター (二六) コンベア (二七) 捲揚機 (二八) 其の他の運搬機械
 - 四〇 ポンプ及水壓機製造業
 - (二九) ポンプ (三〇) 水壓機(金属工作機械を除く)
 - 四一 送風機及氣體壓縮機製造業
 - (三一) 送風機 (三二) 氣體壓縮機
 - 四二 農業用機械器具製造業
 - (三三) 農業用機械 (三四) 農具
 - 四三 土木建築用機械器具製造業
 - (三五) 土木建築機械 (三六) 土工具
 - 四四 度量衡器製造業
 - (三七) 度量器 (三八) 量器 (三九) 衡器 (四〇) 度量衡器部分品及附属品
 - 四五 ガスマートル及水量メートル製造業
 - (四一) ガスマートル (四二) 水量メートル (四三) ガスマートル (四四) 水量メートル (四五) ガスマートル及水量メートル部分品及附属品
 - 二一 蠶糸機械器具製造業
 - (七九) 蠶糸機械器具 (八〇) 蠶糸機械器具部分品及附属品
 - 二二 ガス發生装置製造業
 - (八一) 自動車用ガス發生装置 (八二) 其の他のガス發生装置
 - 二三 食料品製造加工用機械器具
 - (八三) 製造業食料品製造加工用機械器具
 - 二四 印刷機械器具製造業
 - (八四) 印刷機械器具 (八五) 活字
 - 二五 製本機械器具製造業
 - (八六) 製本機械器具
 - 二六 ミシン製造業
 - (八七) ミシン及ミシン部分品
 - 二七 其の他の製造加工用機械器具
 - (八八) 鑄造機械 (八九) 其の他の製造加工用機械器具
 - 二八 鐵道車輛製造業
 - (九〇) 蒸氣機關車(炭水車を含む) (九一) 電氣機關車 (九二) 内燃機關車 (九三) 機關車部分品及附属品 (九四) 客車 (九五) 貨車 (九六) 客車及貨車の部分品及附属品 (九七) 電車 (九八) 電車部分品

- 及附属品(九九) 内燃自動車(一〇〇) 小型蒸氣機車(一〇一) 小型電氣機關車(一〇二) 小型内燃機車(一〇三) 小型貨車(一〇四) 小型鐵道車輛部分品及附属品(一〇五) 用自動車(シヤシを含む) (一〇六) 貨物自動車(シヤシを含む) (一〇七) 乗用自動車(シヤシを含む) (一〇八) 特殊自動車(シヤシを含む) (一〇九) 小型自動車製造業
 - (一〇九) 小型四輪自動車(シヤシを含む)
 - 三一 自動車及自動三輪車製造業
 - (一一〇) 自動二輪車 (一一一) 自動三輪車
 - 三二 自動車部分品及附属品
 - (一一二) 自動車車體(ボディ) (一一三) 自動車部分品及附属品
 - 三三 自轉車製造業
 - (一一四) 自轉車 (一一五) 自轉車部分品及附属品
 - 三四 其の他の車輛製造業
 - (一一六) 荷車 (一一七) 其の他の車輛
 - 三五 鋼船製造業
 - (一一八) 鋼船(總噸數千噸以上のもの) (一一九) 鋼船(總噸數千噸未満のもの)
 - 三六 其の他の船舶製造業
 - (二〇) 其の他の船舶
 - 三七 航空機製造業
 - (二二) 航空機
 - 三八 航空機部分品及附属品
 - (二二) 航空機部分品及附属品
 - 三九 運搬機械製造業
 - (二三) 起重機 (二四) ホキスト (二五) エレベーター (二六) コンベア (二七) 捲揚機 (二八) 其の他の運搬機械
 - 四〇 ポンプ及水壓機製造業
 - (二九) ポンプ (三〇) 水壓機(金属工作機械を除く)
 - 四一 送風機及氣體壓縮機製造業
 - (三一) 送風機 (三二) 氣體壓縮機
 - 四二 農業用機械器具製造業
 - (三三) 農業用機械 (三四) 農具
 - 四三 土木建築用機械器具製造業
 - (三五) 土木建築機械 (三六) 土工具
 - 四四 度量衡器製造業
 - (三七) 度量器 (三八) 量器 (三九) 衡器 (四〇) 度量衡器部分品及附属品
 - 四五 ガスマートル及水量メートル製造業
 - (四一) ガスマートル (四二) 水量メートル (四三) ガスマートル (四四) 水量メートル (四五) ガスマートル及水量メートル部分品及附属品
- 二一 蠶糸機械器具製造業
 - (七九) 蠶糸機械器具 (八〇) 蠶糸機械器具部分品及附属品
- 二二 ガス發生装置製造業
 - (八一) 自動車用ガス發生装置 (八二) 其の他のガス發生装置
- 二三 食料品製造加工用機械器具
 - (八三) 製造業食料品製造加工用機械器具
- 二四 印刷機械器具製造業
 - (八四) 印刷機械器具 (八五) 活字
- 二五 製本機械器具製造業
 - (八六) 製本機械器具
- 二六 ミシン製造業
 - (八七) ミシン及ミシン部分品
- 二七 其の他の製造加工用機械器具
 - (八八) 鑄造機械 (八九) 其の他の製造加工用機械器具
- 二八 鐵道車輛製造業
 - (九〇) 蒸氣機關車(炭水車を含む) (九一) 電氣機關車 (九二) 内燃機關車 (九三) 機關車部分品及附属品 (九四) 客車 (九五) 貨車 (九六) 客車及貨車の部分品及附属品 (九七) 電車 (九八) 電車部分品

- (一五九) 學術用機械器具
- 五六 醫療用機械器具製造業
 - (一六〇) 醫療用機械器具
 - 五七 寫真機製造業
 - (一六一) 寫真機及寫真機 部分品(一六二)
 - (一六四) 其の他の寫真機類
 - 五八 其の他の光學機械器具製造業
 - (一六五) レンズ(プリズムを含む)(一六六)
 - 六六 顯微鏡(一六七) 望遠鏡(一六八)
 - 双眼鏡(一六九) 其の他の光學機械器具
 - 五九 電球製造業
 - (一七〇) 電球
 - 六〇 其の他の照明用機械器具製造業
 - (一七一) 探照燈(一七二) 懐中電燈(一七三) 其の他の照明用機械器具
 - 六一 樂器製造業
 - (一七四) ビアノ(一七五) オルガン(一七五)
 - バイオリン、マンドリン、ギター等の絃楽器(一七七) 其の他の樂器類
 - 六二 蓄音機製造業
 - (一七八) 蓄音機
 - 六三 銃砲、彈丸、兵器類製造業
 - (一七九) 銃砲、彈丸、兵器類
 - 六四 事務用機械製造業
 - (一八〇) 計算機、金銭登錄機、タイプライター等の事務用機械
 - 六五 金庫製造業
 - (一八一) 金庫
 - 六六 ガス器具製造業
 - (一八二) ガス器具
 - 六七 鋸及コック製造業
 - (一八三) 鋸及コック
 - 六八 軸受製造業
 - (一八四) 球軸受(一八五) コロ軸受(一八六) 其の他の軸受軸(一八七) 受部分品(球及コロを含む)
 - 六九 齒車製造業
 - (一八八) 齒車
 - 七〇 ベルト車、車輪及車軸製造業
 - (一八九) ベルト車、車輪及車軸
 - 七一 前掲以外の部分品及附屬品製造業
 - (一九〇) 前掲以外の部分品及附屬品
 - 七二 其の他の機械器具製造業
 - (一九一) 其の他の機械器具
 - 七三 鑄造品製造業
 - (一九二) 鑄鐵管(一九三) 鑄鐵放熱器(一九四) 機械用鑄造品(一九五) 其の他の鑄造品(鍋、釜、鐵板等)
 - 七四 可鍛鑄鐵物業
 - (一九六) 可鍛鑄鐵品
 - 七五 青銅(鑄青銅を含む) 鑄物業
 - (一九七) 青銅(鑄青銅を含む) 鑄物業
 - 七六 アルミニウム鑄物業
 - (一九八) アルミニウム鑄物業
 - 七七 其の他の鑄物業
 - (一九九) 其の他の機械用の鑄物(二〇〇) 其の他の鑄物

ボローラルベアリング

SKI

旭精工株式會社

本社・工場

大阪府 泉北郡 鳳町 四一七九番
電話 鳳 二二二二・二六九番

大阪營業所

大阪市 西區 新町 南通 三丁目
電話 新町 五六〇五・六五二五番

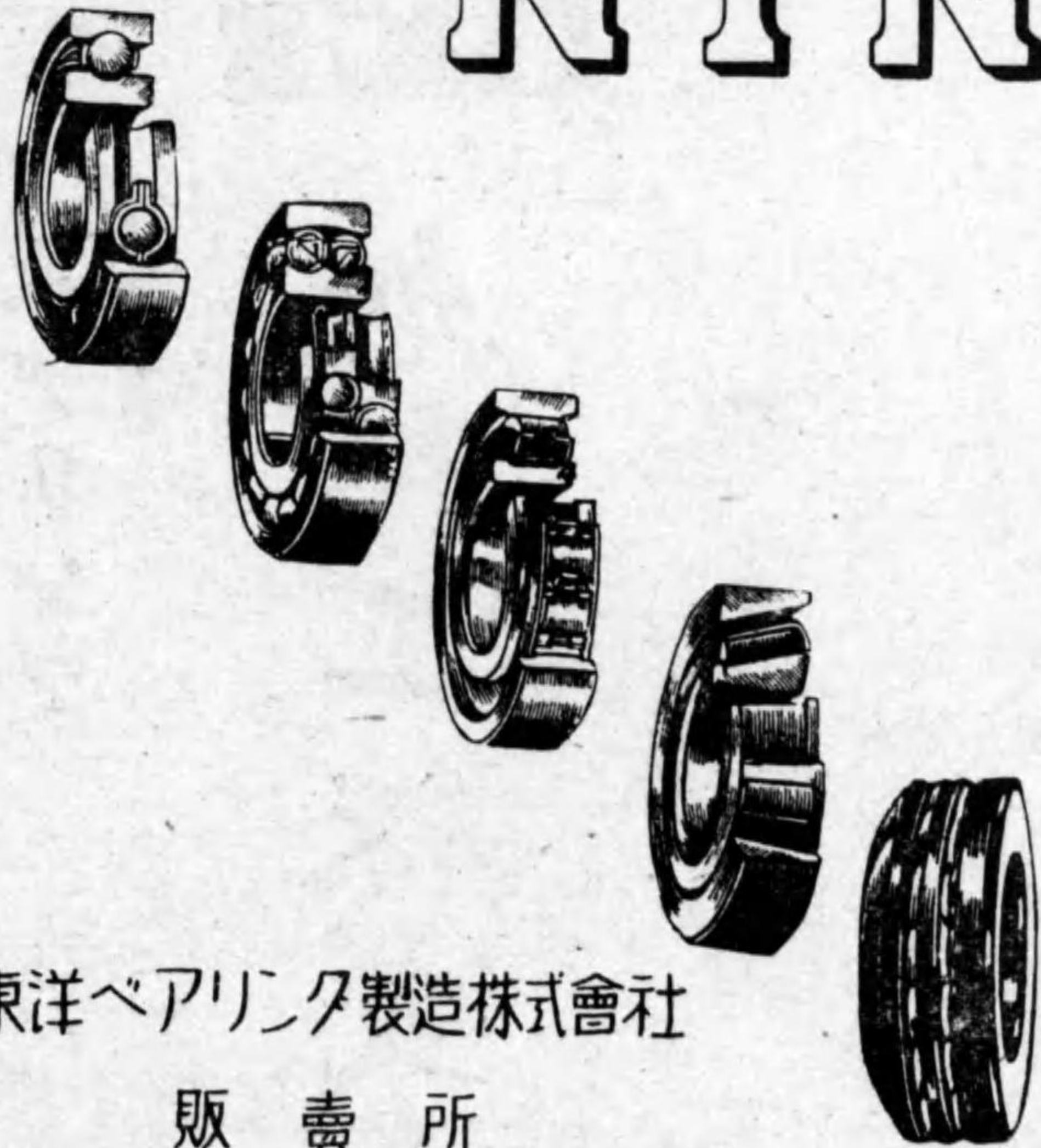
東京出張所

東京市 芝區 琴平町 一(不二屋ビル)
電話 芝 〇二四八・二二二一番

堺工場

堺市 一 條 通 九丁
電話 堺 二七〇八・四〇六九番

NTN



東洋ベアリング製造株式会社

販賣所

大東ベアリング販賣所

東京市芝区浜松町三ノ四
電話・芝(43)-1731-0044

四

資本金二千萬元



株式會社 荏原製作所

社長 畠山 一清
專務 山岸 靖一
常務 酒井 億尋

東京市蒲田區羽田三丁目
電話 (06) 代表 九九五八一一(五)
森九五九一一(六)
東京・大阪・福岡・京城

廣...五

高級工具・治具並ニゲージ
マイクロメーター・精密測定機
各種瓦斯メーター



株式會社 園池製作所

本社

東京市品川區東大崎一ノ八五五
電話大崎(49)四一七一—四番

自動車車體

鍍金製部分品附屬品 製造販賣

航空機部分品

海老原自動車工業株式會社

取締役社長 海老原直太



本社 東京市蒲田區羽田本町九一一番地
羽田工場 東京市蒲田區羽田本町九〇二一九一〇番地
電話羽田(04)〇四七〇番・〇四七一番
大森工場 東京市大森區大森三丁目六九番地
電話大森(06)九二二—一二番

小島KK型弧光式製鋼電気爐

天井走行起重機
 KSK型ホーディングプレス
 プレツトミル・取鍋類
 エヤーハンマー
 スイニンググラインダー
 其の他製鋼機械一式

石産金屬工業株式會社

本社

東京市日本橋區通一丁目四番地

電話日本橋(24) { 5171.5172番
 5173.5174番

工場

平塚・蒲田・高崎

廣……九

エレバス電気炉

節電！従来の
 50~65%の
 新操作方式完成
 エレバス電気爐
 高温金屬熱處理の王座！

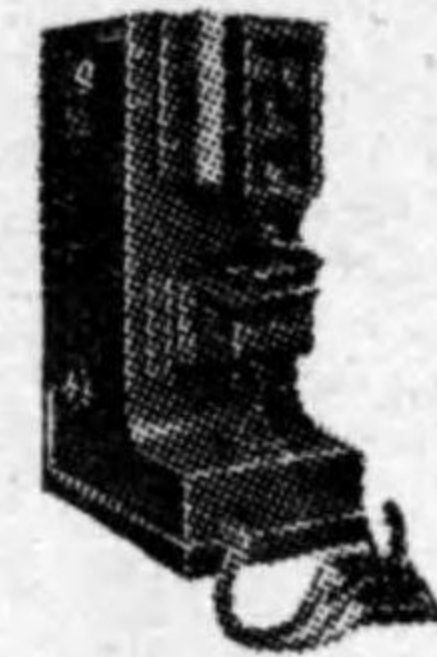


1350℃迄の電氣を熱式
 ソルトバス



バイト及用
 衝合熔接機

バイト及付工業界の寵兒！



本社及工場

東京市淀橋區上落合一ノ二二三

電話大塚(33) 三三三七・三三三三番

落合長崎 二四三八・二七四〇番

東京販賣所

東京市丸ノ内一ノ二昭和ビル

電話丸ノ内(23) 五四六八番

大阪出張所

大阪市西區立賣堀北通二丁目立賣堀ビル

電話新町 三〇八二番

九州出張所

福岡市橋口町四十七番地

電話西 八七五番

奉天出張所

奉天市大和區浪速通四六六倉ビル

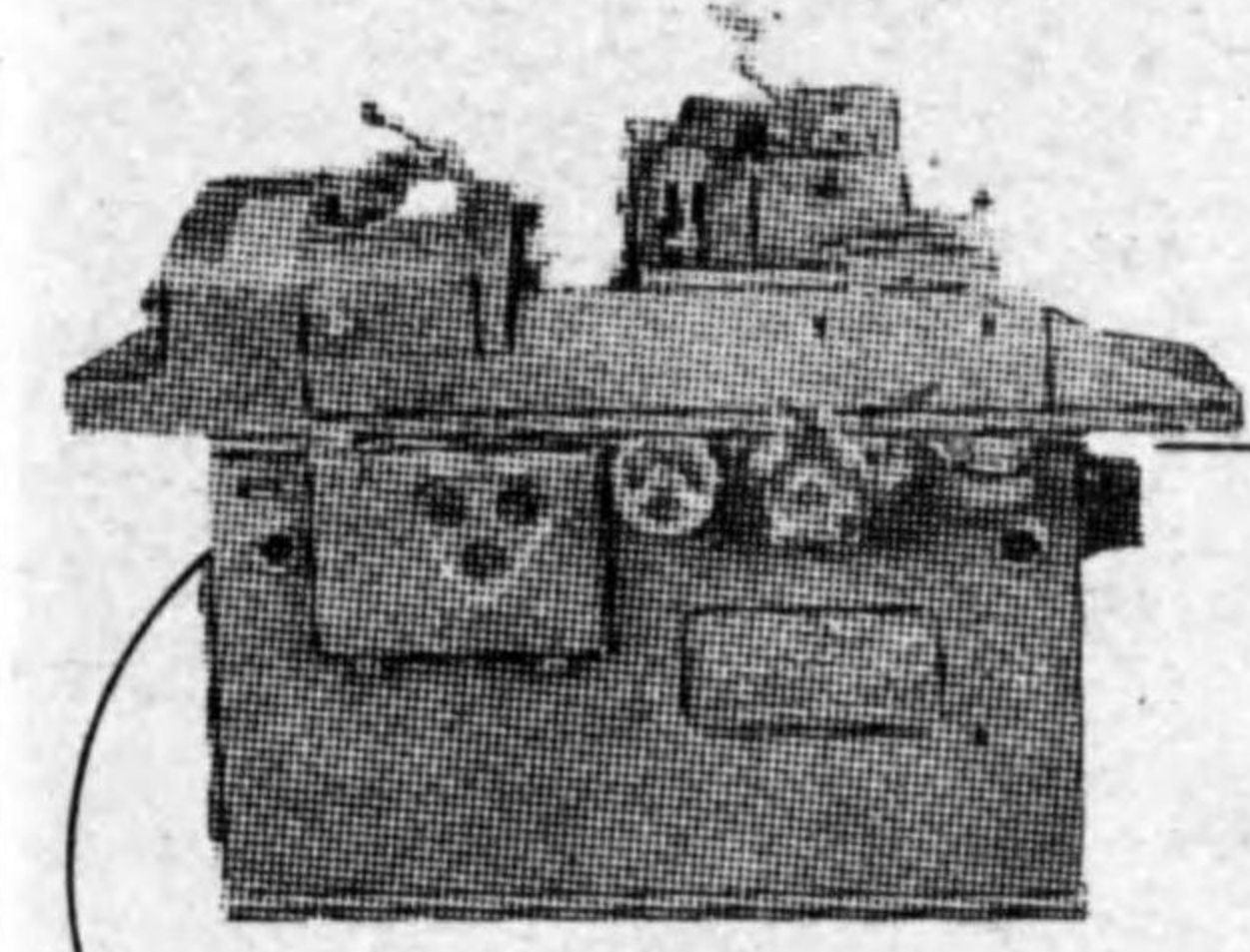
電話奉天 二八一六番

株式會社 電元社

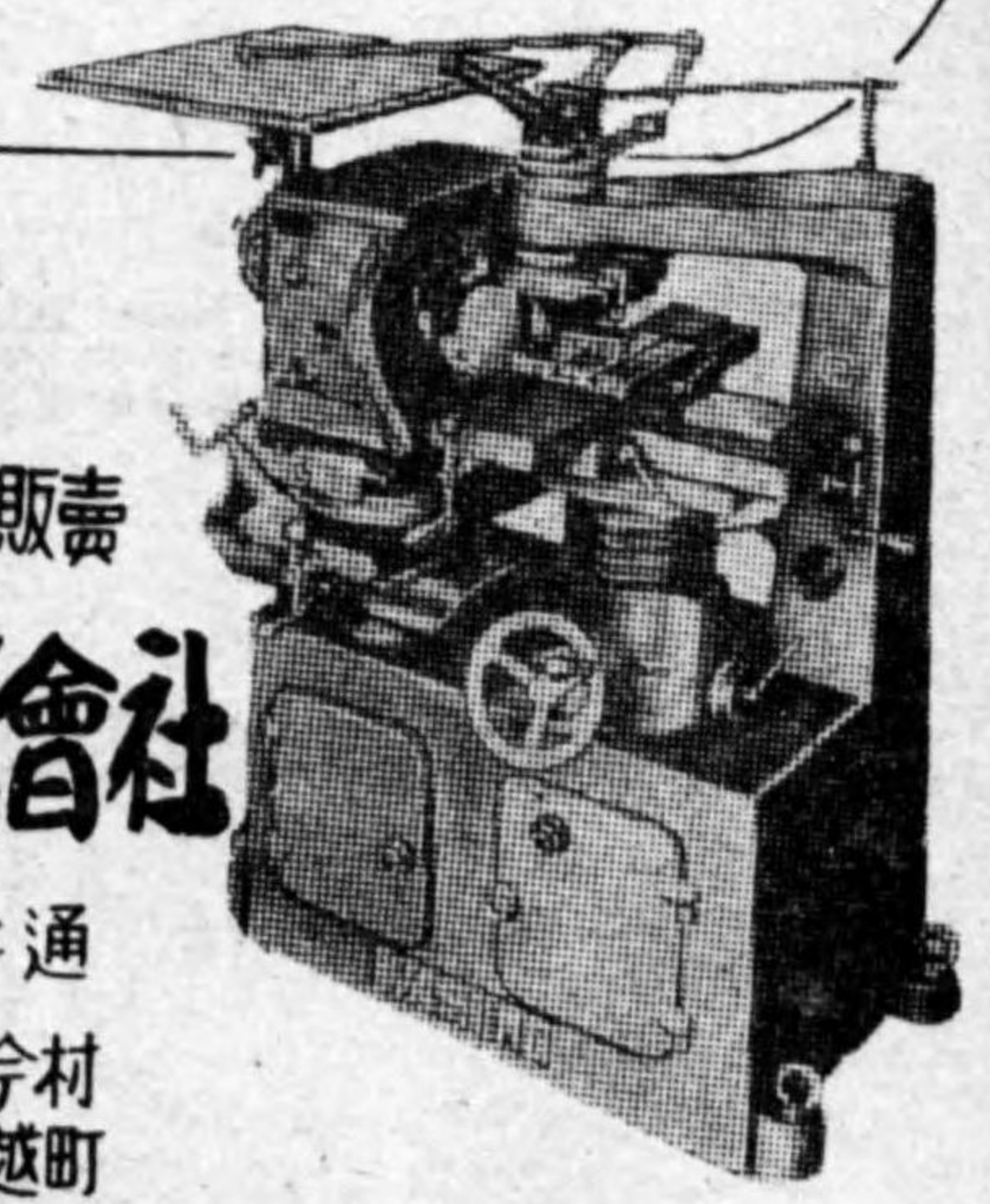
廣……八



RU-2型精密ねじ研磨盤



光学アロフワイル研磨盤



各種工作機械 精密工具製造販賣

ワノ製機株式会社

本社 名古屋中区岩井通
 工場 縣下碧海郡安城町今村
 名古屋市昭和区江越町
 支店 東京・大阪・福岡
 傍系 満洲・奉天・鷺野機械株會社

廣...二〇

營業
種目

セメント・鑛業・海運

東洋産業株式會社

取締役
社長

山内卓郎

本社 名古屋市中區廣小路通二丁目十一番地

電本局 五一四一

東京事務所 東京市京橋區銀座西三丁目一番地
 電京橋 三六一〇

廣...二一



株式會社

太洋製作所

高級木工機械

本社

名古屋市南區笠寺町下加福

分工場

電話瑞穂 〇四〇九、二四〇九、一四三三番

名古屋市中川區八熊町瀨戸畑
電話南 二二一六六番

廣……二三

▲機 類
▲工 類
▲鐵 類
▲繼 類
手 管 具 械



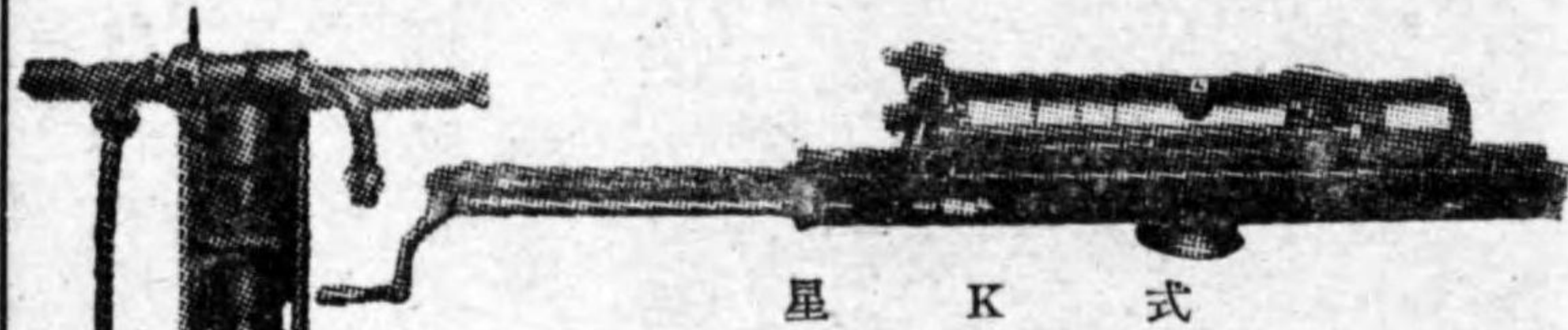
(カタログ進呈)

株式會社 岡谷商店名古屋機械部

名古屋市中區鐵砲町一丁目
電話代表中局(3)二一三番・三一一番
東京・大阪・上海

廣……二二

純國産 鑿岩機 界の權威



星 K 式

—(營業品目)—

- 各種鑿岩機
- 同附屬品及部分品
- 各種シャープナー及附屬品
- 各種空氣壓縮機及部分品
- 鑿岩機用中空並無空鋼
- 橫濱護謨會社製ラグビー印鑿岩機用ホース—手販賣
- 星K式コールビックハンマー
- 星K式コンクリートブレーカー
- 鑛山用諸機械器具

星Kシャープナー50番型



金城鑿岩機製造株式會社

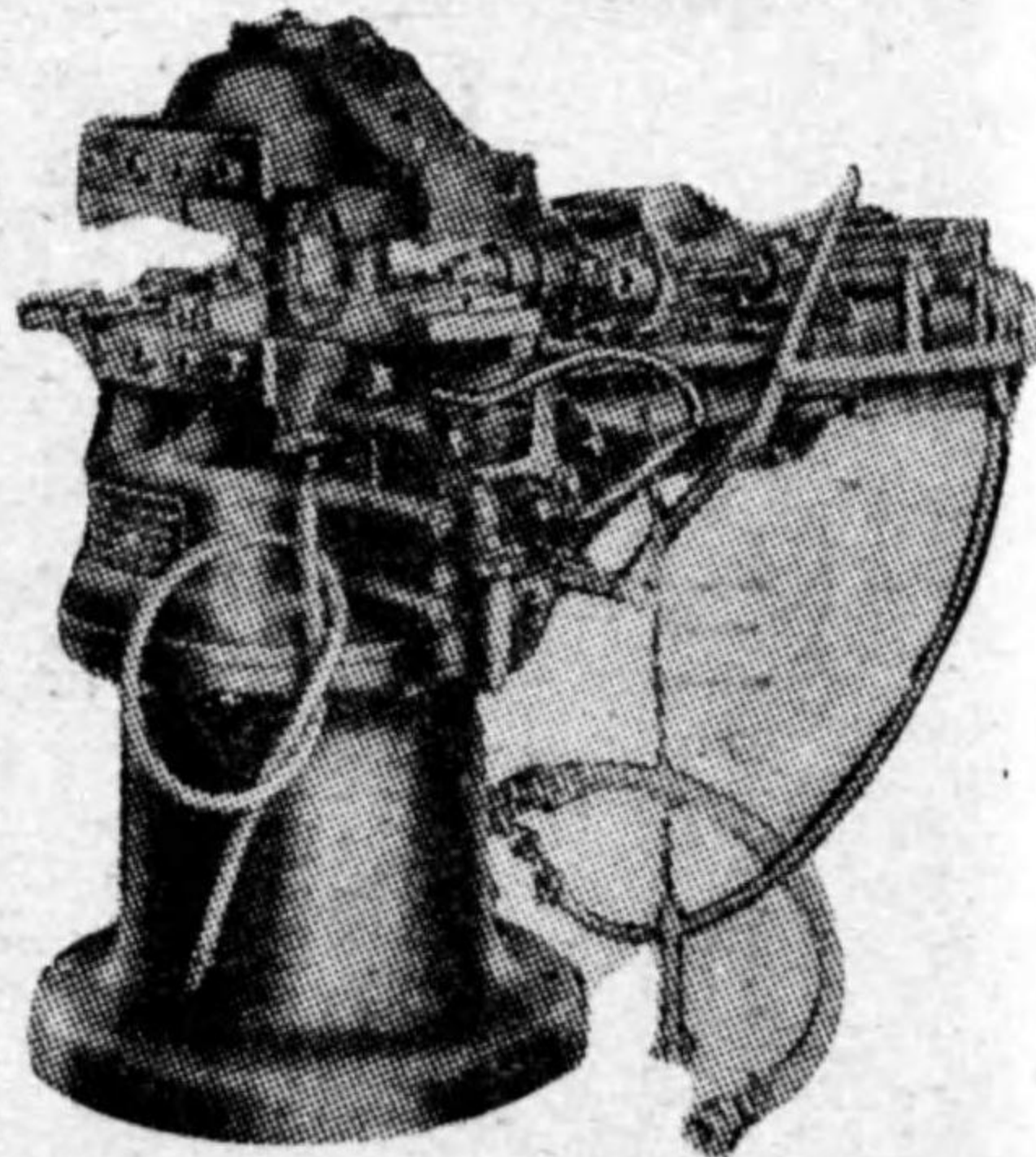
本社 名古屋市南區江戶町

電話南四四六四・七九七二番

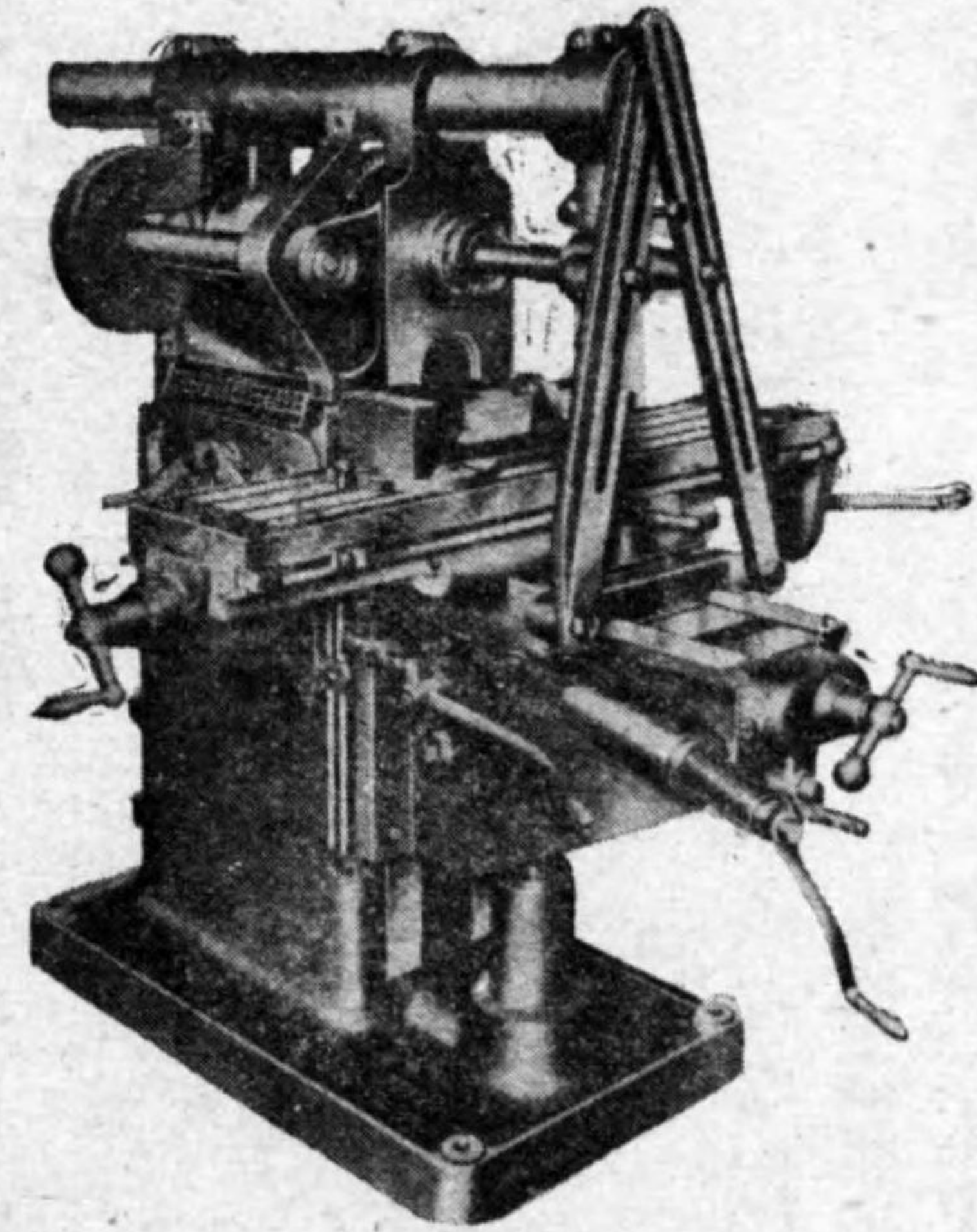
星K式シャッターハンマーS—49

出張所

- 名古屋市中區大津町三三七番 電話中三三七五番
- 東京市京橋區京橋三の四番 電話京橋七〇二三番
- 大阪市北區中之島七の九番 電話土佐堀一八四〇番
- 福岡縣直方市古町一丁目 電話七五九番
- 朝鮮京城府古市町十二番 電話本局二三一三番
- 新嘉坡 電話分局五五七六番



MS並型2番横771入盤



水谷鐵工所

三重縣四日市諏訪町・電話長八二五番

出張所

大阪市北區東野田九丁目一四・電話堀川三九二六番

營業種目

自動車用品ハ
 細野商會
 埋藏資源開發ハ
 細野鑛業
 健康増進ハ
 名古屋
 百春湯本舗

本社 名古屋市中區大池町二ノ二二
 電話中三二一一・四九九四番

サービス 昭和區東郊通八ノ二〇
 工場 電話瑞穂一九七五番

昭和區東郊通八ノ二〇
 電話瑞穂三五七九番

昭和區東郊通八ノ二〇
 電話瑞穂一一四一番

株式會社 細野商會

社長 細野三郎

主要製品目

鑛山機械 製鐵機械
 製糖機械 電極成型機
 壓搾機 捲揚機
 土木機械 セメント機械
 鐵道用品 鐵塔並製罐
 鑄鋼並鍛造 各種汽罐並鐵槽

設計製作

東京市麴町區內幸町二丁目八番地

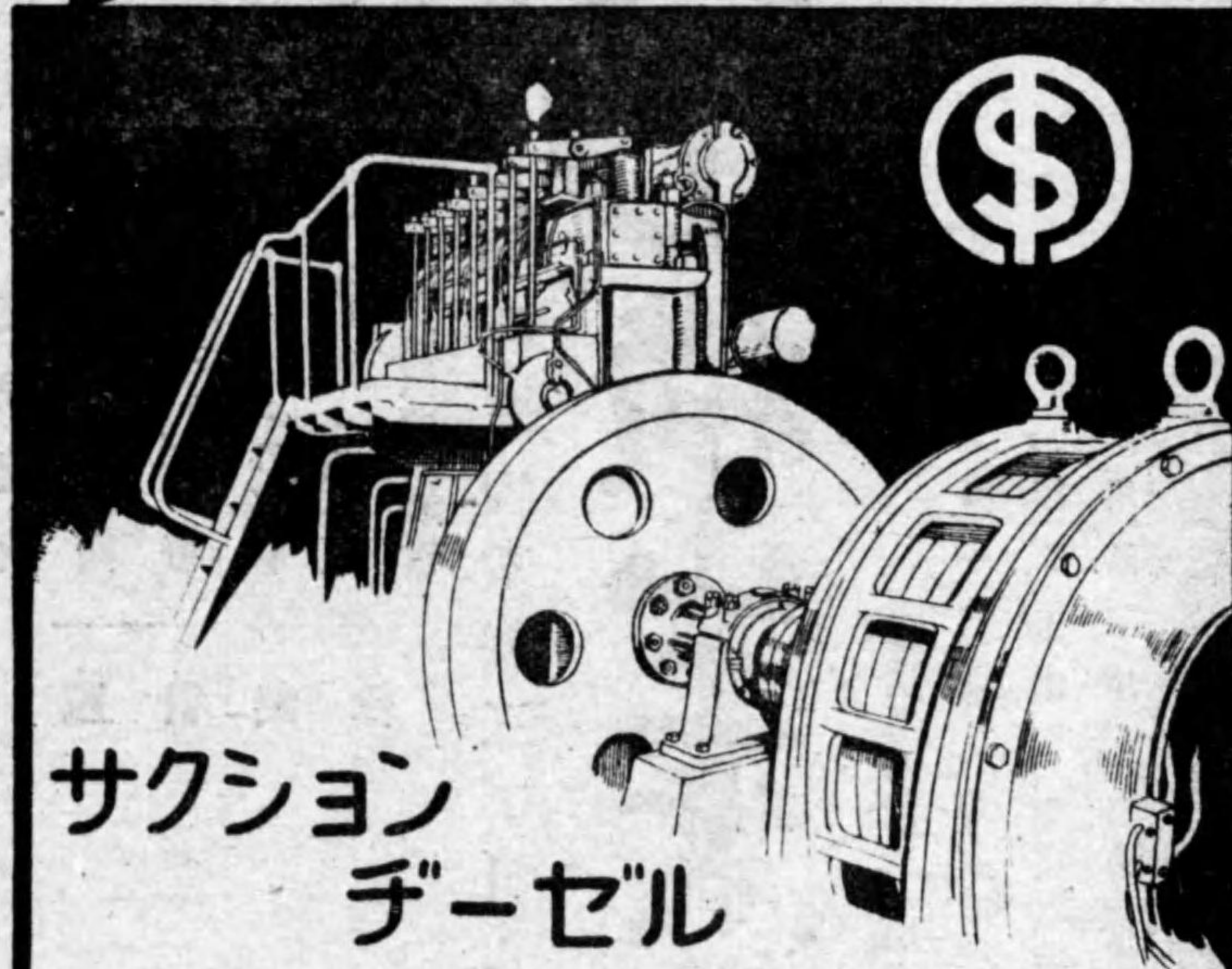


横山工業株式會社

電話銀座(57)
 一五六一・四九九六・七五七五番
 七三一七・二〇番・七五七九番

第一工場 東京市城東區大島町二丁目一四九番地
 第二工場 東京市城東區大島町八丁目三六八番地
 川崎工場 川崎市田邊町新田竹ノ下耕地二五八番地

Suction



サクシオン ディーゼル

営業種目

内燃機関・空気及瓦斯壓縮機
真空唧筒・水壓機及水壓唧筒
化学工業用諸機械

サクシオン瓦斯機関製作所

宮野所 砂町工場 東京市城東區南砂町七丁目七番地
電話本所(73)0531-7869-8215-2707-2708
高橋工場 東京市深川區高橋四丁目十五番地
電話本所(73)1989-6398-2709

廣...一八

航空機、自動車工業

航空機工業

概況 人文の進歩に伴れて、航空機工業の發展は目覚しきものがある。優秀なる航空機を持つものは世界を把握する。とまで云はれる。航空機工業の發展するに否とは一國の國防を安きに置くか、將又危殆に傾せしむるか、の兩極端をゆくのである。然り而して一國の航空機工業の進歩向上を圖る爲に、今や世界を擧げて全力を傾注してゐるのである。最近の例を擧ぐるならば今次支那事變に於て然り。第一次歐洲大戰の勃發、時獨逸がポーランドを僅々二十日餘りの日數を以つてその大半を奪取したことも、一にかゝつて航空機の目覚しき活躍に因るのである。ことほど左様に航空機並に航空技術乃至は航空戰術の優位を占むると否とは忽ちにして一國を灰

航空機、自動車工業

土と化せしむるの危険性がある。さきの歐洲大戰を以て世界各國は競つて、その航空力の整備充實を圖る爲めに相當の苦心研鑽と努力とを惜まない現狀である。勿し飛行機は戰時に備へこの爆撃機あり、電撃機あり、偵察機、戦闘機、海軍の艦載機等の純戰時機あり、又平時に於ける長距離、地上測量機、郵便機、旅客機、通信機、競争機、スポーツ機等の商用飛行機の諸種類はあるが、一國の國防並に交通運輸の確立を圖る上に忽になし得ざる重要工業である。

世界各國の 民間航空事業

今次支那事變と第一次歐洲戰爭とによつて各國とも航空事業の戰備擴充を緊要としこれが樞要部門たることを痛感するに至り、何れもこれに全能力を注ぐに至つてゐるが、各國

政府では自國民間航空事業が未だ獨立企業化するに至らず、爲に補助並制度により努めて保護助長せしめる事とし、各國政府としては目下のところ殖民地經營、商權獲得の二つの見地からこれが經費支出超過については何等考慮されない狀態でかゝる點は要するに各國の勢力扶植をそれ、この航空事業によつて實現せんとする重要な目的を深く認識したからであることは左記によつても明なる事實である。

即ち英國はインド及び濠洲に、フランスは印度支那に、オランダは蘭領印度に、米國はフィリピン群島に夫々發展、幼稚な東洋方面に伸展し來つた事であつて殊に支那國內における各國の航空勢力の扶植狀態はこれを裏書すに足るもので之によるとアメリカは一九一九年、早くも米支合併によ、中國航空公司を設立し北京、青島、上海、厦門、香港、廣東、上海、南京、漢口、宜昌、重慶、成都、貴州に沿岸地域を主として定期航空を經營した、又ドイツは獨支併合の歐亞航空公司を創立し上海、南京、鄭州、西安、蘭州、寧夏、綏遠、北京、太原、漢口、長沙、廣東、香港間に定期航空を開設した。

世界主要航空機製作會社

世界に於ける主要航空機機體、機、雷撃機、艦載機、戦闘機、偵察機、長距離機、患者輸送機、地上測量機、郵便機、通信機、輕旅客機、競争機、スポーツ機建造所を列記すれば左の如し

- 一、アメリカ
アトランティック△アツパーシユール・パリア
△アメリカンイーグルリンカン△アメリカン
ンヂヤイロ△アレクサンダー△アルコー△
アルゴノート△アロ△イ・エム・レアルード
△ヴァイキング△ウアコ△ヴァルテイ・
ヴァンス△ウイリ・ポスト△ウエデルウイ
リアムス△ウエルチ△ヴォート△エアロンカ
△A・A・E・G△アクラフトメカニク
ス△A・A・G△エアトランスポート△A
・D・G△アバハート△エムスコ△カチ
ス△カチスライト△キーストン△キンナ
△キカムプベル△グラマン△クルーセーダ
△グランヴィル△グリーガ△グレート・レ
レックス△クロナオード△グロージョイ△
ケアンズ△クロフビー△コーバン△コンソ
リデット△サイクロブレン△ジエネラ
ル・アヴィエーション△ジコルス△ス

- タ1△ステイアマン△ルテイツ△スモンソ
ン△スパータン△スウォンソン△セヴァス
キ1△セキエリテ1△ソラ△タウル△ダ
グラス△ヂエスナ△チエスタ△ティム△テ
1ラ△テ1ヴィス△N・A・X・M・C△
N・B・メ1ス・アメリカ△ノースロップ△
ハモンド△ハワード△ヒューズ△バード△
バークレー△グロ1△バークス△パスベツ
ド△B・J△ヒース1△ビ1チ△フアリ
△フエアチャイルド△フォード△フォルカ
1ツ△ブラウン△フリートウイングス△ブ
1ル△ブライヴアテ1△ペランカ△ペン
ヂョーンス△ホール△ホークス△ボー1イン
グ△ボ1タファイル△マ1キエリ△マ1チ
ン△マツトリ△ミイテ1△ミリタリ△モ
ノヘベ△ライアン△ライダ1△ラスコム△
アンタム△リアウイン△ル1ギ1ツド△ロ
1ズ△ロツキ1△ド△ロ1ニンダ
二、アルゼンチン
コルドバ△ツウイキ
三、イギリス
アヴロ△アームストロングウイトワイス△
R・A・E△アルテイス△アロ1△ワイク
ナ△ウエストランド△ヴィカス△ヴィツ
コ△エアスピード△C・L・W△クレム△

- グロスタ△コムバ△サ1ロ△シウバマリ
ン△C・W△ジャヴァ△シヤルトン△ア
トド・リミ1・ミエリ△シヨルト△C・二
・W△ジエネウルエアクラフト△スパ1タ
ン△ダ1ト△デ・ハヴィランド△T・Kハ
ンドレベ1ジ△パ1シヴァル△パ1ナル△
ビアドモ1△B・A△B・A△C△フエア
リ△クラツクバ1ン△プリストル△グリ
トル△プリテイツシユバ1ネリ△ヘスト
ン△ヘンダン△ホ1カ△ホフマン△パウル
ン△アンド・ボ1ル△マイルズ△マレンダ
△マ1チンベ1カ△マヨ△レツド・ウイン
グ△リウトン△ロウワイルド
四、イタリ
A・G△S・A・I△カプロ1△ニ△ガバル
デイ1△S・A・I△サヴォイ△C・
M・A・S△A△C△N△A△ステ1△バ
△ナルデイ△ファイアツト△ピアツチオ△ブ
レタ△ベルガマス△ポ1△ミ△マツキ△マ
1△ニ△アファンモルコ1△ネ△ヨナ△ロメオ
五、オーストラリア
ジュネアコ△デハヴィランド△コドツク
六、オーストリア
ホツプナ△ヒンテンベルク△ラモール△ピ
ツチエ

七 オランダ

- アヴオランダ△コールホフエン△メメル
テ△フォツカ1△バンダ
八 カナダ
オツタワ△カナデアン・ヴィツカリス△
デ・ハヴィランド△フエアチャイルド△ボ
1イニング△ROOVPUYN
九 ギリシャ
G・N・A・F
十 スイス
ユムデ△トウ1ン△ドルニエル△フア1ル
ネル
十一 スエーデン
C・F・V△S△ENSKA△エンカス△
スパ1マン
十二 ス페인
アダーロ△A・M・E△イスバ1△C・A
・S・A△C・P△ロ1リダ
十三 チェッコスロバキア
アヴィア△アエロ△ツリン△ブラーガ△レ
トド△ロ1ネク△タトラ

十四 中華民國(括弧内は資本系統)

- ザアルテイ(米)△ゾオト(米)△カ1
チス(米)△カプロ1(伊)△サヴォイ
ヤ(伊)△ダグラス(米)△ノースロップ

航空機、自動車工業

(米)△ファイアツト(伊)△ブレゲー(佛)

- △ブレタ(伊)△ボ1イニング(米)△マ1
チン(米)△エンケルス(獨)
十五 デンマーク
R・N・D
十六 ドイツ
ア1トレル△ア1ド△エスベランラウブ△
エルラ△クレム△グロツプ△ケルネル△シ
エレル△シユターメル△ツルデンホフ△
ダイツケ△ダルムシュタツト△ドルニエ
ル△ハインケル△ハムブルグ△ビエツケル
△フイ1ゼレル△フオツケヴ△アレスタ
ウ△ヘンシエル△ベルリン△マイエル△ミ
ユレル△メツセルユミツト△マンケルス△
ヴア1ゲネル
十七 ハンガリー
ゲルレ△ワイス
十八 フインランド
サーキス△V・L・A・V・I・I・M・
A
十九 フランス
アミオ△アルベル△アルムラセヌモ△アン
リオ△ウイボ1△ウエイマン△ヴィリエ△
ヴオラン△S・F・F・A△S・F・C・
A△S・F・A・N△S・P・C・A△F

二十 ブルガリヤ

- D・A・R
二十一 ベルギー
S・A・B・C△L・A・C・A・B
S・E・A・I△デルデントブス△ザコ△
スタムブ△フェルトンゲ△センコーベル△
テ1プス△フエアリ△ルナ1ル
二十二 ポーランド(舊ポーランド)
C・W・L△R・W・L△L・W・S△P
二十三 メキシコ

航空機、自動車工業

- 二十四 ノールエー
- M・F・F
- 二十五 ユーゴスラビア
- イカトルス△Z・M・A・J△F・I・Z
- I・F・R△R・O・G・J・A・R・S・K・Y
- 二十六 ラトビア
- Z C K U V S △B V △V ・E ・P
- 二十七 リトアニア
- グスタイテイス
- 二十八 ルーマニア
- I・A・R△I・C・V・R△O・E・T
- 二十九 ロシヤ
- A・N・T△K・A・I△オソアヴィアヒ
- △カリーニン△スタル△グリゾオフスキ

本邦航空機事業振興政策

我が國に於ては滿洲國の開發に伴ふ商業航空の將來性と、支那事變下に於ける軍需航空工業の隆盛を來さしむる政府の方針に基き、續々航空機製造を目的とする會社が現はれた。最初は投機的計畫があつたが時局の推移と共に眞の航空機製造事業會社が出現し幾多研究の結果國內航空事業を國際水準に迄引揚げしめたこと否めない事實である。

しかしながら人的資材の關係、航空機民間購買力の低位、事變以來の爲替管理、その他の事情に阻まれて製造機械の輸入困難等にり少からぬ打撃をうけ、全幅的の向上を圖ることは尙今後に残された問題である。

政府はさきに國內航空事業會社の簇出に對し航空工業の正當な發展を促し且つ助成するため、第七十三議會に於て航空機製造事業法を通過、事業會社の濫立を防ぎ健全なる發達を圖る爲めの保護統制を布き、飛行機、發動機プロペラー等の製造業者に適用し、これを許可制とし、航空機製造會社は資本金三百萬圓以上、同時に生産能力は年産に於て小型三百臺以上、中型五十臺以上、發動機、プロペラーは三百臺分以上の能力を具備するもの、條件を附し、許可會社に指定同法を適用する一方、政府の技術委員會を経て各材の規格を統制し、以て材料の節約、コストの低下を圖らしむる大量生産の方向を明示する他方、之れら保護政策として許可會社は、航空機製造事業法施行以來向ふ五ヶ年間所得、營業收益税、機具、機械材料の輸入税金を免除、社庫獎勵金の下附、増資、社庫の制限外發行を許す特典を與へ、更許可基準以下の航空機工業會社たる機體、發動機、プロペラー等の他の部

分品、材料、附屬品製造會社には届出主義を採る至つて、我が航空機工業も著るしき進歩を來たしたのである。

本邦航空機製造會社

- ▲航空機製造事業法許可本社並に工場
- △三菱重工業株式會社代表者取締役會員 斯波孝四郎(所在地東京市麴町區)△名古屋航空機製造所(名古屋市)△名古屋機體製作所(同上)
- △中島飛行機株式會社代表者取締役社長 中島嘉代一(東京市麴町區)△太田製作所(群馬縣新田郡)△太田製作所前橋分所(同前橋市)△小泉製作所(同小泉町)△東京製作所(東京市杉並區)△武藏野製作所(北多摩郡出無)
- △川崎航空機工業株式會社代表者専務取締役社長 齋藤谷止輪(神戸市林田區)△務ヶ原工場(岐阜縣稲葉郡)△神戸工場(神戸市林田區)△明石工場(兵庫縣明石郡)
- △東京出張所(東京市麴町區)
- △愛知時計電機株式會社代表者取締役 長青木謙太郎(名古屋市)△工場(名古屋市)△東京出張所(東京市京橋區)
- △立川飛行機株式會社代表者専務取締役

- 横山虎三(東京市麴町區)△第二工場(北多摩郡立川)△第一工場(同立川)
- △日立航空機株式會社代表者専務取締役 横田千秋(東京市大森區)△大森工場(同上)△立川工場(北多摩郡大和)△羽田工場(東京市蒲田區)△川崎工場(川崎市)
- △川西航空機株式會社代表者専務取締役 社長 川西龍三(兵庫縣武庫郡)△工場(同上)△工場(同上)△東京事務所(東京市麴町區)
- △株式會社 渡邊鐵工場代表者取締役社長 渡邊福雄(福岡縣筑紫郡)△工場(同上)
- △東京市出張所(東京市麴町區)
- △日本飛行機株式會社代表者取締役社長 堀備吉(東京市麴町區)△工場(横濱市)
- △住友金屬工業株式會社代表者専務取締役 役春日弘(大阪市此花區)プロペラ工場(同上)△伸銅所鍛造工場(同上)△製鋼所第二特殊工場(同上)△プロペラ製造所(尼崎市)△名古屋輕合金工場(各古屋市)
- △日本藥劑製造株式會社代表者取締役社長 川上嘉市(濱松市)△工場(同上)△東京出張所(東京市京橋區)

航空機、自動車工業

△昭和飛行機工業株式會社代表者取締役社長 牧田環(東京日本橋)△東京製作所(北多摩郡)

△日本航空機工業株式會社代表者取締役 會長 寺田基吉(大阪市東區)△工場(平塚市)△東京出張所(東京市麴町區)

△株式會社 石川島造船所代表者取締役社長 長松村菊男(東京市京橋區)△石川島造船所航空機部(横濱市)

△國際工業株式會社 創立委員 長津田信吾(東京市神田區)

▲事業法許可會社以外の製造會社

△株式會社 東京飛行機製作所代表者取締役 會長 鷲尾解治(東京市蒲田區)

△東京航空株式會社代表者社長 相羽有一(東京市蒲田區)

修理工場

△株式會社 太刀洗製作所代表者社長 渡邊 福雄(福岡縣太刀洗)

△株式會社 東京市飛行機製作所代表者取締役 會長 鷲尾解治(東京市蒲田區)

△伊藤飛行機株式會社代表者社長 伊藤晋次郎(千葉縣津田沼)

本邦部分品工業

我が國航空工業は事變以來許可社の培養は固より、部分品會社の設立意に努めたる結果、多數の下請會社の簇生をみるに至れるが之等は大會社の下に在つて只管生産擴充に向つて進進しつゝあるが、生産擴充を行ふ一方に於て戦後も考慮し部分品會社は出來得る限り、兼業となす方針のもとに航空局方面では大體左の如き事項も實施する模様である。

- 一 一貫作業は斷乎これを排し、部分品發註主義をとる
- 二 組立、プロペラ、機體、發動機を除く各パーツメーカーは他業との兼業となすこと
- 三 工作機械の不足分は政府によつて補給員付ける
- 四 平時は必要量製作濟の各パーツメーカーは兼業たる他の職をなす
- 五 各關係品製造會社はこれを分散せしめる
- 六 組立會社には可及的に直屬指定下請工場制を採らしめる

以上は結果的にみて軍擴下の軍需の充足、有事に備へる生訓産練、戦時生産能力の培養擴充中絶後に於ける反動の防止等一石四鳥を狙つたもので我國々情に適せる方策であらう

主要航空機下請業者

近藤製作所、日本製鐵株式會社、理研ピストリング、日本デイズル工業株式會社、航空機械工業所、奥田航空株式會社、朝日奈鐵一所三鷹航空工業株式會社、飛行機特殊部分品株式會社、横濱航空機株式會社、航空自動車株式會社、昭和精機製作所、東洋ベアリング製造株式會社、日本理化工業株式會社、日本エヤーブレーキ株式會社、三機工業株式會社、高松鐵工株式會社、光洋精工株式會社、宮田製作所、大日本機械工業株式會社、日本ピストリング株式會社、日本氣化製鐵製作所、共和レザー株式會社、理研鐵造株式會社、明治ゴム製造所、株式會社三國商店、日本精糖工業、日本アスベスト、大塚製作所、日本特殊陶機株式會社、堀切パネ製作所、日本自動車飛行機タイヤ製造、ヤマトメタル商會、曙石綿工業株式會社、芝浦自動車工業、布引製作所三線電線製作所、合資會社安部工業所、日本自動車株式會社、國立航空機塗料工場、住友金屬工業、日本鋼管株式會社、神戸製鋼所、日本石油、古河電氣工業、旭硝子住友電線製造所、大同製鋼、藤倉電線、日本ベイント、特殊製鋼、湯淺伸銅、日本ステンレス、東京航空計器、富士航空

計器、東京電氣、湯淺蓄電池、横河電氣、國産電機、東邦自動車工業
 註)以下部分品製造、材料製造、附屬品何れも專業業の主なるもの
 (備考)航空局では航空機部分品會社乃至工場を助成發展せしむべく、近く航空機製造事業法第二十條を發動し、部分品、附屬品材料を全面的に助長すると共に政府の嚴重なる監督下に置く方針である

グライダー

グライダーはスポーツ用飛行機として我が國へは昭和の初期から流行し、一時相當華々しさをみせたが事變下の影響と比較的需要が減少したため、昭和十四年は少しく沈滞氣味であつたが、航空局方面觀測によれば近く相當程度當旺になるであらうとしてゐる
 △グライダー製造會社一覽
 △伊藤飛行機株式會社(五十萬圓代表者伊藤吉次郎(千葉縣津田沼) 福田飛行機株式會社(百萬圓代表者福田治三郎(大阪西淀川郡)
 △東洋金屬木工株式會社(百萬圓代表者飯田重之助(大阪市東區) △美津濃グライダー製作所(百萬圓代表者水野利人(

歐米航空業の亞細亞進出

第一次歐洲大戰後において歐米列國が自國戰時經濟復活への飛躍時代になりながらも航空路開發に注力し來つたことは今次歐洲戰等に空軍と民間航空との緊密不可分の關係によつて軍備擴充に備へんとしたからである最近それを世界地圖によつて見ると明かであつて即ち空色をもつて示す線の如きは歐米の各主要都市上に航空網を引めぐらし遠く殖民地屬領にまで達してゐる
 右のうち極東方面へ進出してゐるものを舉げると左の如きものである
 英國インペリアル、エアウエイズ株式會社の口

東洋航空の現況

支那事變勃發により列強の東洋における航空路獲得戦が愈々確然と示現されるに至つたが、それは既往において列強が東洋の航空路獲得を目標としてこれに全能力を傾注し、自國勢力を移植せんとするにあつて着々その準備態勢を取りつゝあつたものであるがその後滿洲事變に次いで支那事變となるに及び、列強に對する政治的、經濟的、軍事的影響頗る甚大なることを痛感、一層東洋における航空路の獲得は緊要且つ重大性を加へるに至つたものである一方これに比し我が國の航空事業の轉移は昭和十一年日支合辦の惠通航空公司

の設立を契機に漸く發展の著しい状態であつて當時なほ發展の餘地あるものとされてゐたが、これについて遞信省航空局の發表するところによれば我が國航空事業は、一次世界大戰に直接參戰しなかつたため昭和六年滿洲事變前まで航空事業の重要性に認識薄く、歐米等に於ける航空の發達にも何等關心を寄せずこの間種々なる關係により航空事業の發展が阻止された傾向にあつたため、列強は前記の如く常に東洋における航空路の把握とこれが完備を念じつゝあつたものでこの間航空路の發展を比較すると我が國シンガポール間の航空日時——一週間を要するの比し歐米列強の航空路によれば、これを僅か五日間で完全に航空連絡を行ひ得られた状態等はこれを遺憾なく立證したものと見られる、しかるに滿洲事變勃發と同時に滿洲航空株式會社は軍の後方連絡機關として非常な活動を開始し事變了つとも全滿一體に航空路を敷設して國の治安維持産業開發等に少からず貢獻するの外更に昭和十二年六月日本航空輸送株式會社が東京、新京間、京城、大連間の空路開設により日滿航空路の完全連絡が計られることとなつて我國航空界はいよいよ一段と飛躍發展が期待されるに至つた譯である

航空工作物移轉費

政府では昨年十二月二十九日公布勅令第九百號をもつて、航空法第二十三條の三、第二項の規定により工作物の移轉費用に關し新に規定を制定したそれによると工作物の除去を命じたる場合、その所有者に支拂ふべき移轉等の費用はこれを前金拂ひを爲すことを得と云ふのであつて、即ち航空法第二十三條の三第二條の規定によつて特別区域内に存する工作物の除去を命じたる場合において、その除去を容易ならしめるため、その所有者等に對し政府の支拂ふべき移轉費用は前金拂ひを爲し得ることとしたものでこれは會計規則の特例を認めたものである

南洋群島航空事業

政府では南洋群島の航空事業の圓滑なる發展を圖るため昨年十二月二十八日附勅令第八百九十六號が發布されたがそれに依れば即ち南洋群島における航空に就いては、航空法第三十七條、第三十八條、第四十二條、第四十三條及び第四十七條を除くの外同法に依るものとし其他同法第三條中勅令とあるを南洋廳令とする等所要の變更を夫々加へられた

ものである

ドイツ軍の制覇

今次歐洲大戰においてドイツ軍のポーランド進軍開始以來一ケ年、その間ポーランド、デンマーク、ノールウェー、オランダ、ベルギー、リユクサンブル、フランス等たちまち六ヶ國を電撃的作戦によつて偉大なる戦果を納め得たことは反面ドイツ空軍の威力の然らしむることを物語るに相應しい。

かくの如き獨逸空軍の威力をもつてポーランドは、二十七日目にワルシャワ陥落と同時に全滅したと傳へられるが事實は右の日數を要せずポーランドの重要飛行根據地を開戦後二日間にして覆滅したのである。

また英國の豪語する七つの海の制海權はドイツ空軍のためスカンディナヴィア戰において完全に蹂躪された、戦線西部移動によつて獨逸は落下傘部隊、急降下爆撃、要害の破壊、機械化部隊との連繫によつてマジノ線を突破し更にフランダーズの殲滅戦に成功して遂にパリーの凱旋門はヒットラーの勢力下に歸した、かくて英本土上陸作戦に及び首都ロンドンの大爆撃を敢行して市民を恐怖に陥ら

しめた、かくして獨逸空軍の戦争における位置は愈々重且つ大を加へ來つたことは航空機の重要性を如實に物語つてゐる。

自動車工業

概説 本邦に於ける昭和十五年の自動車工業界は生産部門に於ては多角的改良が施された、即ち量的には昭和十四年の夫れと略同様に海外依存性を脱却した數量を確保した。

勿論大衆車に重點が置かれたのであるが、その質的改良に當つては昭和十四年に商工省に設置された自動車技術委員會の積極的動向に依つて、大衆車の材料問題、部分品の互換性問題、型式統一等に主力が注がれ相當見べき成果を示したのである。又燃料より見たる自動車の使用分野、石油消費規正強化に依る代用燃料車の多角的進出をみ など、確かに顯著なる跡を示したことは否めない事實である。

昭和十四年に量的確保が圖られたとするならば、十五年は質的、技術的改善が施されたのである。

大衆車 大衆車は専變の長期化、内外情

勢上乗用自動車は前年同様で、貨物自動車は相當活潑なる動きを示したが、同車の改良に當つては自動車技術委員會が中心となつて、ニッサン、トヨタ兩車の部分品互換、所謂兩自動車の部分品にして共通せるものを見出し、之れを一つのものにて間に合ふやうに圖られた、それから材料資材の向上並に量的確保、シャシーの型式統一、貨物自動車のボデー規格統一、これは十一月末日現在に於て正式發表をみる迄に至らなかつたが、關係各方面から成るボデー協議會に於て、重量用、長尺物、雜貨用、深、手の五種類が十月に決定をみたのである。又大衆車製造用の不足物資を補ふ爲めには、十一月十五日商工省整備機械委員長に、自動車物資補填對策委員會が設置せられ、石綿、代用銅、特殊鋼、その他の物資のアウトタルキー確立に多大の努力が施はれるなど、資材の供給、生産力確保、質的向上に極めて意が注がれた。

大型自動車の配給統制

時局柄急を要する方面への自動車供給は多種多様の見地から絕對必要なに鑑み、不要不急方面への流失を防止するため、昭和十四年五月以來乗用自動車の配給統制を實施して

定に基き依命此段交通運輸也

記

- 一 會社に於て製造したる大型貨物自動車、乗合自動車及特殊自動車(何れもシャシを含む)を販賣(既契約に依る引渡を含む)せんとするときは四半期(第一期は昭和十五年八月及九月とす)毎に別紙様式の書類(滿洲國及支那向のものに在りては當該官廳の購入許可書寫を添附すること)を提出し豫め商工大臣の承認を受くこと
- 二 前項の販賣狀況は四半期毎に之を取纏め商工大臣に報告すること

支那向自動車の發註と資材統制

支那向自動車の發註及び資材の配給統制に關しては興亞院經濟部、商工省機械局と協議の結果、左記の要綱に依り昭和十五年四月一日から實施されたが、日本自動車製造工業組合宛通牒された

支那向自動車の發註並に資材の配給

統制要綱

興亞院は四半期毎の自動車の需要數量を種類別、製造者別、需要者別に取纏め商工省に連絡する。

- 従つて興亞院連絡部は當該四半期の一月前に當該地域の需要量を右要領に依り取纏め興亞院本院(以下本院と稱す)に通知すること
- 一 前項の需要量に對し割當すべき自動車の臺數は種類別、製造者別に商工省及本院協定し之を決定す
 - 一 本院は各地域別に右數量を種類別製造者別に割當てる

別紙

地方別車種	種	輛數	最終購入者名	販賣店への引渡豫定期	最終購入者への引渡豫定期	供給事由	備考

記載注意

- 1 地方別は道府縣、朝鮮、臺灣、樺太、南洋、關東州、滿洲國及支那に區別し最終購入者が軍部なるときは別に一括記載すること
 - 2 車種は貨物車、乗合車及特殊車に區別す
- 航空機、自動車工業

ること

- 3 販賣店への引渡豫定期は最終の販賣店への引渡豫定期とす
- 4 本表は電需、内地民需、外地民需、滿洲國民軍及支那民需別に記載すること
- 5 緊急止むを得ざる需要に應ずる爲其の都

- 一 連絡部は割當てられた數量を各製造業者別に割當て自動車の種類に依り左の通達遺す
(1) 日産及豐田の大形自動車に付ては別紙様式の「自動車購入許可書」正副一通を發行す
(2) 其の他の自動車に付ては「機與發註許可書」を發行
一 自動車の協定臺數の所要素材は前項(2)に相當するもののみを支那回割當數量の中より之を控除す
- 六 自動車の製造業者又は販賣業者は「自動車購入許可書」(正本)又は「機與發註許可書」と引換に非ざれば自動車を販賣せざるべし
- 七 自動車を輸出する場合は「自動車購入許可書」(副本)又は「機與發註認定書」を添附し日興亞院代行機關の裏書を附し許可申請を爲す
- 八 自動車の部品にして機與發註許可書を發行すべきものは追而商工本省及興亞院協議決定す

海外に大半を依存して來た自動車も、本邦自動車工業界の著しき進展に伴ふて海外へ輸出すると云ふところまで昂揚された。
此の輸出促進を目指し昭和十四年十一月日本自動車輸出組合の創立をみるに及んで、積極的態勢が布かれたが、商工省では昭和十五年六月自動車及同部分品の對圖ブロック輸出方針を左の如く定め實施し、國産自動車の海外市場開拓へ乗り出した

本邦自動車輸出界

自動車購入許可書	
購入者名	
一、自動車の型式、數量	
二、割當時期 昭和十五年第四半期	
三、納期	
四、製造者名	
右條項に依る購入を許可す	
年 月 日	
興亞院〇〇連絡部	

自動車及同部分品の對圖ブロック輸出に關する件

輸出に付ては猶從來の方法に依り輸出を認むること

自動車修理部品資材割當

- 一 ニッサン及トヨタの外註修理部分品用資材に付ては機與發(輸送機機課)の指示に基き日産自動車株式會社又はトヨタ自動車工業株式會社に納入するもの材料として全國自動車部分品工業組合聯合會に於て指圖割當を爲すこと
 - 二 其の他の自動車修理部分品用資材に付ては全國自動車部分品工業組合聯合會に於て組合員の需要量其の他を考慮し割當つること
 - 三 自動車修理部分品用資材のニッサン及トヨタの修理部分品用と其の他の自動車修理部分品用との分配額は割當の都度機與發(輸送機機課)に於て之を決定すること
- 備考 日産自動車株式會社及トヨタ自動車株式會社に於て製造する修理用部分品に要する資材に付ては日本自動車製造工業

航空機、自動車工業

自動車部分品界

自動車生産力擴充計畫完遂に照應して部分品工業の質的、技術的向上を圖ると同時に許可會社(日産、トヨタ)の外註部分品に關し、生産、供給等有機の連繫を保持せしめ、以つて部分品工業の確立を期すべく、昭和十五年七月商工省、全國部分品工業組合聯合會、日本自動車製造工業組合三者から成る部分品協議會を設置し、種々方策を協議した結果、先づ最も必要なる部門から之を解決することとし、部分品検査規格統一専門委員會小委員會を設置、燃料ポンプ、氧化器、ガスケット、ピストン、ピストンリング、メタル、スパークプラグ、タイマール、コントロール、組立電線、機バネ、車輪、リム、シート、スプリング等の問題を取り上げ協議しつつある、尙ほ優良自動車部分品及自動車材料認定規則に基いて、昭和十三年六月以降から四回に亘り五十三品種、其の製造業者百十一名に付優良自動車部分品及自動車材料を認定し斯業の助成に努めて來たが、昭和十五年六月二十八日左記の通十品種其の製造業者十名に付優良品として認定した

優良自動車部分品及自動車材料の認定(第五回分)

品名	製造者の名稱	本店の所在地
油ポンプ	株式會社大塚製作所	東京市浦野川區四ヶ原町千三百八十八番地
起動電動機及充電機	株式會社岡野電機製作所	同市江戶川區一之江三丁目十三番地
車體(乗用自動車を除く)	倉出重工業株式會社	廣瀨市神奈川區守屋町一丁目一番地
特殊裝置	株式會社大塚製作所	東京市品川區東品川四丁目十九番地
機體	東邦自動車工業株式會社	同市蒲田區羽日本町三百九十八番地
機バネ	關西製作所	兵庫縣有馬郡三輪町高次
配電線	森田電線合名會社	東京市芝區南佐久間町二丁目八番地
火造品	理研重工業株式會社	同市麩町區有業町一丁目一番地
平軸受	東洋チンローラー株式會社	大阪市港區繁木町一丁目二十一番地
水ポンプ	株式會社大塚製作所	東京市浦野川區西ヶ原町千三百八十八番地

東京機器工業 同市大森區人新井 株式会社 一丁目百番地

小型自動車界

小型自動車界は大體に於て十四年の夫れと大差なく、メーカーに於て、部分品製造界に轉じたもの二三を數ふるほどで往年の活況は呈し得なかつた。十五年に於ける動向と云へば石油消費規正強化に伴れ石油代用燃料使用装置車が増加し、代燃機設置に依り自動車取締令第一條の規格外に車の全長及全幅が超過し勝なる爲め時局の推移を慮り、内務省警保局は五月二十二日付を以て全長一米八〇を三米に、全幅一米二〇を一米三〇迄超過を認めることとし關係筋へ左の如く通牒實施した

小型自動車の取扱に關する件

近時小型自動車にして内燃機を原動機とするものに石油代用燃料使用装置を裝備したる場合及内燃機を原動機とするものを。電動機を原動機とするものに改造したる場合は往々自動車取締令第一條の規定に低觸するもの有之候處右は石油消費規正の強化に伴ひ代用燃料自動車の助長發達を圖るの要緊なるものある折柄交通警察上支障なき限度に於て之が制限を緩和するは事情止むを得ざる儀と

小型自動車及電氣自動車の配給統制

に關する件

貴社製小型自動車(自動口輪車及自動二輪車を含む)及電氣自動車(小型車を含む)の販賣(既契約に依る引渡及電氣自動車に在りては改契約を含む)に關し昭和十五年十二月一日以降左記の通牒相成度昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等に關する臨時措置に關する件)第一條及第三條の規定に基き依命此段及通牒候也

記

- 一 會社の製造に係る小型自動車及電氣自動車を販賣せんとするときは四半期(第一期は昭和十五年十一月中とす)毎に別紙様式(一)の書類を提出し豫め商工大臣の承認を受けること
- 二 會社は四半期毎に前項の自動車の製造及販賣狀況を取纏め(製造は別紙様式(二)販賣は別紙様式(一)に準ず)之を運籌なく商工大臣に報告すること
- 三 軍用、註文ありたるものにして軍より材料の割當を受けたるものに付ては當分の内第一項の承認を受けることを要せざるも製造及販賣狀況の報告は前項に準じて之を爲すこと

別紙様式(一)

昭和 年度第 四半期

地方別	車種及車名	輪數	最終需要者	引渡豫定期	供給事由	備考

記載注意

- 一 地方別は道府縣、樺太、朝鮮、臺灣、南洋、關東州、滿洲、支那等に區別し需要者が軍部なるときは別に一括し夫々別紙に記載すること
- 二 車種は乗用自動車四輪車、貨物自動車、自動三輪車及自動二輪車並に大型電氣乗用車、大型電氣貨物車、電氣乗合車、小型電氣乗用車及小型電氣貨物車に區別すること
- 三 緊急已むを得ざる需要に應ずる爲其の都度商工大臣の承認を受けて販賣すべき豫備量を置かんとするときは別に其の數量を記載し置くこと
- 四、外地、滿洲、支那向のものにして發許承認書又は發許許可書附のもの及充足軍需向のものにして材料割當を受けたるものは夫々其の旨備考に記入すること

別紙様式(二)

昭和 年度第 四半期

車種及車名	期始在庫數	製造數	販賣數	期末在庫數	製造累計

中型乗用自動車

資材の節約、ガソリン節約等我が國情に適

航空機、自動車工業

せる經濟車として、商工省は日産及トヨタ自動車兩社に中型乗用自動車製作を昭和十四年秋に夫々内命し、之れに基き兩社は獨自の設

計に依り、昭和十五年夫々試作完了を見、性能テストの結果優秀なる成績を發揮した、抑も中型乗用車が要望される所以は元來我が國では燃料としてのガソリンが殆ど皆無であり道路は狹隘で屈折多く、一般の經濟生活の水準が歐米に比較して逸かに低く従つて低運賃が要求される事情にあり、従來タクシ界に於ける實際の利用狀態の調査に依ると大型タクシーに平均乗客一・八人と云ふ小數字を示してをり、斯うした事情から考へても乗用車の規格問題が再検討された結果に依るものである、上述の如き觀點からし中型乗用車は今後愈々囑望されることは火を視るより瞭かなところで、蓋し我が自動車工業界に一新紀元を劃したものと云ふべきであらう

代用燃料車界

石油の消費制約が齎らした石油代用燃料自動車の進出は、又一驚を喫するに足るほど進歩發達した。従來代用燃料車使用普及に當つては新、木炭自動車に限り政府の助成金が交付されてゐたところであるが、代燃車は代用燃料車の域を脱して一本建の立派な自動車として取扱はれる迄到達せざるべからずとの指

標の下に燃料局でも昭和十五年五月、従来の新、木炭、以外のコークライト、壓縮瓦斯、液化瓦斯、アセチレン等多種類に亘る代用燃料自動車にも奨励金を交付し、又その手續の簡易化を含めて規則を改正石油代用燃料使用装置設置奨励金交付規則及び石油代用燃料使用装置性能試験規程を設けて積極的奨励に當つた。

薪炭自動車

薪炭自動車は歴史が古く代用燃料車としては最も実績を残してゐるものであるが、その企業確立を防ぎ、無駄排除、規格の統一、營業の合理化を圖る爲め一月十八日全國薪炭瓦斯發生機製造業者を打つて一丸とせる日本燃料機合同株式會社、七月には日本燃料機工業組合聯合會等の創立をみるなど、薪炭自動車界は益々堅實化した、只だ薪炭の入手難に禍ひされたが、これは早晩解決されるべく薪炭車に依存する大なるものありと云へよう。
又小型自動車界でも薪炭、燃車の進出活潑化し日本輕自動車工業組合内に第一第二と云ふ代燃部を設け優良なる代燃機メーカーが参加し燃料國策ルートに重きを爲してゐる。

アセチレン自動車

アセチレン自動車も新しく發展を遂げ、十五年春には日本アセチレン瓦斯發生機工業組合の設置をみ、原料カーバイドの確保は勿論、貨物、乗用車等の發生機標準型製作に邁進し、暮にはその決定の域に達し良品の供給に萬全を期してゐる、アセチレン車は性能の點に於てガソリン車を凌駕する好性能を有してをり、全面的に使用される場合は積載量の大小、登坂力の優秀なるを買はれ益々發展過程を辿らう、原料カーバイドも昨年十一月配給割當をみ、將來その確保に當局も多大の努力を傾けつつある状態である。

コークライト自動車

半成コークス(コークライト)を燃料とする該車の性能は既に當局の試験済みであり、他の代燃車が燃料を心配してゐるのに反して人造石油製造事業の振興と共にコークライトの出廻りは愈々増加の一途を辿り、將又燃料局邊でもコークライトの供給には強ち人造石油製造過程から産せられるコークライトに依存せず、コークライト自動車用として専門工場からの供給も考慮が拂はれてゐるほどで、此の燃料の

入手容易さに多大の期待がかけられてゐる。

天然ガス自動車

壓縮ガス、液化ガスを燃料とする天然ガス自動車は千葉縣、東京、臺灣、秋田、新潟等供給地に近接せる地方に於ては非常に有望である、がしかしこれはポンペの供給力如何に依つて多くを支配されるので、住友邊りのポンペ供給さへ確立すれば、高性能を有してゐるだけに前途有望である、昨年十月には天然ガス自動車メーカーから成る天然ガス自動車工業組合も設置され緊密なる連絡の下に斯業の發達に注力してをり、東京に在りては芝浦の天然ガス充庫所の他に、築地、溜池、後樂園等々夫々増設が企圖されてゐる。

デイゼル自動車

デイゼル自動車は最も至難とされる噴射ポンプ國産化が鋭意實を結びつつあり、他面商工省自動車技術委員會の内命に依る中型デイゼル自動車を東京自動車工業で完成させ、從來重量自動車としてのみ考へられてゐたものを、中型所謂輕量の域に迄、突き進んで来た、曹進デイゼルは池田、日立、日本デイゼル、神戸製鋼、新潟、川崎造船等に於て漸次

生産力擴大をみつゝあり、一方各關係當局もデイゼル自動車工業の振興策を密々協議中に屬し、十六年の動向こそ斯界に一エボックを劃するものと注視されてゐる。因みに商工省では軍需向以外のデイゼル自動車の生産所要資材の配給、要輸入材料及部分品の爲替許可等の事務處理上、デイゼル自動車の製造用註文を受けんとするときは左記事項を具し商工省と打合せするを要すと爲し十五年六月十九日各メーカーにその要綱を示達した。

記

- 一 車種(トラック、バス及乗用車の別)及積載量(バス及乗用車に在りては塔乘人員數)
- 二 輪距並に氣室容積
- 三 受註數量及價格
- 四 受註先
- 五 所要資材の手當狀況
- 六 要輸入材料部分品の數量及價格
- 七 納期
- 八 供給を必要とする理由

電気自動車

電気自動車は我が國情に適せる車として、ガソリン自動車の代燃車の域を脱した自動車

航空機、自動車工業

その他の代燃車

上記以外の代燃車として將來相當實用化されんとするものに石炭自動車、下水メタンガス自動車、コークス瓦斯自動車等があるが、これらは十六年以降に於て國策線に登場すべく約束されてゐるを以て茲には割愛することとする。

商工省試験合格瓦斯發生機

昭和十五年十一月十五日現在に於ける商工省の性能試験に合格認可されたるもの次の如し

◎乗合自動車及貨物自動車の部

型式	製造及販賣所	所在地
愛國式	愛國燃料株式會社	東京市麹町區平河町一ノ九
淺川式	株式會社淺邊鐵工所	福岡縣筑紫郡那珂村大字春野
アサノ式	朝野善一	廣島縣神石郡福水村甲一四一八
薩摩式	松岡鐵工所	鹿児島市加治屋町七
白土式	日本瓦斯自動車會社	東京市大森區大森七ノ一八九
太平洋式	太平洋自動車株式會社	東京市芝區新樓田町二〇
帝國式B	帝國木炭自動車工業株式會社	東京市下谷區御徒町二ノ二六
東浦式	東浦自動車工場	大阪市旭區生江町一〇〇
芝浦式	芝浦自動車株式會社	東京市芝區西芝浦三ノ一
日工式	富士工業株式會社	東京市品川區東品川四ノ四二
日本交通工業株式會社	日本交通工業株式會社	大阪市南區長堀橋筋一ノ一八
北海道新炭瓦斯發生機工業組合	北海道新炭瓦斯發生機工業組合	小樽市若竹町八
燃研式	燃研瓦斯發生機株式會社	營業所 東京市京橋區京橋二ノ七 工場 東京市東區北砂町九ノ七三

ミウラ式	株式會社三浦製作所	東京市日本橋區大馬町二ノ一
宮崎バス式	東京市赤坂區田町七ノ二	東京市赤坂區田町七ノ二
安永式	安永京平	大分市大字大分二七二八ノ二
陸式(新)	東京自動車工業株式會社	東京市品川區東品川五ノ六一
川崎車輛株式會社	川崎車輛株式會社	神戶市林田區和田山通り一ノ六
マキ自動車製造株式會社	マキ自動車製造株式會社	東京市京橋區木挽町五ノ二
理研式P	理研自動車改造株式會社	東京市芝區高濱町六
理研式コ	理研自動車改造株式會社	東京市芝區高濱町六
ライイト	理研自動車改造株式會社	東京市芝區高濱町六
キノセ式	岩手自動車株式會社	盛岡市新築地一四二
梁瀨式	梁瀨自動車株式會社	東京市日本橋區通三ノ四
日帝ビス	梁瀨自動車株式會社	東京市日本橋區通三ノ四
大天式T	梁瀨自動車株式會社	東京市日本橋區通三ノ四
I型	梁瀨自動車株式會社	東京市日本橋區通三ノ四
○乗用自動車部	製造所及販賣所	所在地

愛國式	愛國燃料株式會社	東京市豊町區平河町一ノ九
淺川式	株式會社淺邊鐵工所	福岡縣筑紫郡那珂村大字春野
白土式	日本瓦斯自動車會社	東京市大森區大森七ノ一八九
多田式	相互タクシ自動車株式會社	大阪市旭區目町四四八ノ一
帝國式	帝國木炭自動車工業株式會社	東京市下谷區御徒町二ノ二六
日工式	日本交通工業株式會社	大阪市南區長堀橋筋一ノ一八
燃研式	燃研瓦斯發生機株式會社	營業所 東京市京橋區京橋一ノ七 工場 東京市東區北砂町九ノ七二
ミウラ式	株式會社三浦製作所	東京市日本橋區木挽町五ノ二
富士式A	富士工業株式會社	東京市品川區東品川四ノ四一
東亞式	東亞機工株式會社	千葉縣龜有町

梁瀨式 梁瀨自動車株式會社 東京市日本橋區通三ノ四
 日帝式T 梁瀨自動車株式會社 東京市豊町區内幸I型
 乗用自動車に對する揮發油消費税正の強化並に之に伴ふ代用燃料使用自動車對策に關する件

商工省燃料局では石油の消費規正に關しては時局の推移に伴ひ漸次規正の強化を實施し來たれる處、最近に於ける緊迫せる國際情勢に鑑みるときは、更に石油消費規正を強化し、之が合理的使用の徹底を圖るの要ある處併せて交通運輸の合理化並に國民精神總動員の實を擧ぐ可く民間乗用自動車に付ては時局上好ましからざる費澤用消費、比較的不要不急と認めらるる消費等に對しては自動車使用を制限又は禁止すると共に實用自動車に對しても揮發油の配給を停止又は削減し、時局上必要不可欠なる消費に對し重點主義に據る配給を爲すと共に代用燃料自動車への積極的設備轉換方策を確立することとし十五年十月一日より左の要綱に基き實施尙官廳用乗用自動車に付ても民間乗用自動車の規正に即應し民間同様規正した

(イ) 全車輪數の七割を代用燃料車に轉換せしむること
 (ロ) 主として遊覽の用に供せられある運輸交通を極力制限すること
 (ハ) 鐵道、軌道又はバス相互間に於ける併行路線、重複路線等に付ては更に徹底的に整備其の他の處置を講ずること
 二 大型事業及不定期遊覽用乗用車(無償乗合事業を含む)は當分の間、行を休止せしむること、代用燃料車に於ても同様とすること
 但し有償特定及無償特定運送事業に對しては揮發油の配給のみを停止すること
 三 タクシー、ハイヤー
 (イ) 相當數の車輪數を保有する統制體に限り揮發油を使用せしむること
 (ロ) 前項に該當せざる事業者に對しては都市に於ては可能なる最短期間を定め資本合同、企業合同を勸奨し其の他の地方に於ては地方的事情に應じ適當なる統制體を結成せしむること但差當り結成準備中に於ては統制體未加入者とし揮發油交付量に付(イ)に對するものより相當程度之差等を附すること
 (ハ) 揮發油使用車は可成速に代用燃料車

航空機、自動車工業

に轉換せしむるものとし新規に轉換せんとするものに對しては統制體所屬車は非所屬車に比し設置を優先的に取扱ふこと
 (ニ) 揮發油使用車及代用燃料車中實自動車に付ては各其の車體に一定の標識を附せしむること
 (ホ) 待合、料理店、演藝館、競馬場、娯樂場等への乗車又は享樂的運行等の使用を爲さしめざる様乗降禁止、駐車禁止其の他必要なる措置を採ると共に違反者に對しては揮發油の使用禁止其の他適當なる處置を講ずること
 (ヘ) 統制體に於ては常時車輛を車庫に留保せしめ緊急の需要に應じしむること
 右緊急需用として府縣に於ては相當量の豫備量を保有し必要に應じ交付すること
 (ト) 前各項(ホ)除く)の適用に付ては地方の實情に依り適當に斟酌し得ること
 四 自家用乗用自動車
 (イ) 揮發油使用は當分の内具體的事例を審査の上之を許可し其の他のものは揮發油配給を停止すること
 許可せられたるものと雖も許可方針に反したる場合に於ては其の許可を取消すこと

と
 (ロ) 現在代用燃料車に轉換せしむるものは其の儘使用を認むるものを時局上不用不急の用途に使用せざる様車輛主を指導すること尙今後は前記許可を受けたるものと雖も可成速に代用燃料車に轉換せしむること
 (ハ) 揮發油使用車及代用燃料車に對しては各其の車體に標識を附すること
 五 公署用乗用自動車
 (イ) 差當り前記自家用乗用自動車に準じ揮發油使用を許可し其の他のものは揮發油の配給を停止すること
 (ロ) 車體には其の所屬公署名を標示せしむること
 (ハ) 現在代用燃料車に轉換を了したるものは其の儘之を認むる様車輛主に對しては可及的速に轉換せしむること
 (ニ) 新規に代用燃料車に轉換せんとする者に對しては不要不急の用途に使用する者を抑へ公益的用途に使用する者を優先せしむること

自動車用塗料

自動車用塗料は乾燥の早いところからラツ

カー及シンナーが尊ばれ、ラッカー及シンナーはブタノール、コーパル、ギルゾナイト、ペンゾール、トルオール、亜鉛華、黄鉛等三十種類に及ぶ化学薬品を主體に作られ中には輸入に俟つものもあり、かてて加へて塗料物資が物毎區々に商工省で取扱はれてゐるが爲めに、その確保には多くの難點が伴ひ、業者の腦みの種となつてゐるが、商工省でも業者の要切なるに鑑み、従來化学局合成課、鐵鋼師非鐵金屬課に分掌されてゐた事務を、ラッカー、シンナーを主體に化学局合成課に一元化し、生産力擴充部門に對する計畫的配給を實施することとして多年の懸案たりし自動車用塗料の確保を期したことは注目し値するものがある。

價格

自動車部門に對する公定價格も漸次決定されんとするが十五年に決定をみたるは自動車用車板發條及軸受、自動車タイヤ及チューブ、自動車用タイヤ再生ゴム、同チューブ再生ゴム等があり、完成車、中古自動車部分品等は十六年度に決定實施される豫定である。

一部間には協定價格の設けざるものもあるも、全般的なものでなきたため割愛して置く

自動車研究所の敷地建物配置等決定

商工省に於ては自動車工業の重要性に鑑み、昭和十五年年度以降三年計畫、總額四百萬圓の豫算を以て、取散子國立機械試驗所の一部として自動車に關する試驗研究機關を配置する計畫を樹て、之に要する土地、建築物は日産及トヨタ兩自動車會社に於て寄附することとし、右研究機關を最も合理的ならしむる爲、豫て關係者を以て設立準備會を組織し、設立に關する各般の準備を進めつつあつた處十五年十一月同準備會に於て、東京府下東村山村に七萬三千余坪の敷地を選定し、同時に研究項目、建物類の大きさ、配置等を正式に決定した、尙政府の豫算は昭和十五年年度に於て機械設備費として五十萬圓を計上したるが、研究項目、建物類の大きさ、配置等決定したるを以て、直ちに機械類の選定購入に着手し、昭和十六年度より一部の試驗研究を開始する豫定となつた

機械試驗所自動車部研究概要

- 一 自動車に關する基礎研究に任ずると同時に自動車の実用價値に重點を置きたる試験研究を行ふ
 - 二 自動車の用途別に對して自動車の種類を定め同時に夫々使用燃料の區分を定め是等の種別に適應する自動車機構の研究試験を行ふ
 - 三 自動車の製造用材料特に素材の基礎研究並に特殊鋼材及輕合金の研究試験を行ふ
 - 四 自動車燃料脂油及是等の代用品の研究試験を行ふ
 - 五 部品及附屬品の單一化を目途として試験研究を行ふ同時に優良部品認定に關する試験を行ふ
- 右の内當面の研究項目として直ちに着手すべき事項
- 一 自動車の用途別區分に適する機構の研究
 - 二 代用燃料自動車の機構研究—ガソリン機關以外の自動車機關の研究—ダイヤセル自動車、電氣自動車等
 - 三 自動車用材料の研究—素材の研究、國產資源を以てする特殊鋼、輕合金並に其代用品
 - 四 自動車用國產燃料及脂油の研究試験

- 五 國產自動車性能、部品及附屬品の研究試験優良部品の認定に關する試験
- 六 外國優秀車の試験研究 部品の性能、品質、工作法の研究
- 七 自動車技術委員會に對する諮問事項

一 敷地
所在地 東京府北多摩郡東村山村大字回田字砂川南及字向臺
面積 七萬三千余坪
一 建物類
二 倉庫

研究室及附屬工場 一、六五八坪
汽機室及變電計 七〇坪
自動車車庫燃料庫其他附屬建物 三六九坪
其他附屬設備 一式

世界自動車製造臺數

國	乗用車	貨物及バス	合計
合衆國	二,000,000	四八,000	二,048,000
カナダ	二五,六一	四,三三	二九,九四
オーストリア	※	※	※
ベルギー	一,四四	二〇一	一,六四五
チェコスロバキア	二,四〇〇	一,六〇〇	四,〇〇〇
デンマーク	—	三〇三	三〇三
フィンランド	—	一八〇	一八〇
フランス	一八九,六六一	三三,三九	二二三,〇六〇
ドイツ	二六,五三	七,七七	三三,三〇
ハンガリア	三三	五三	八六
イタリア	五,六六	一一七	五,七八
オランダ	—	—	—
ポーランド	一,一〇〇	—	一,一〇〇

航空機、自動車工業

國	製造臺數
スペイン	?
スエーデン	二,一三
スイス	—
イギリス	× 四一,三〇
ロシア	× 一〇五,七七一
其他	二六,九七
合計	一五,六〇〇
其他	九六,三三
合計	四,〇〇一,六六

(註) ※ドイツ中に含まる
(イ) ドイツの三七年度臺數にオーストリアの六、〇四三臺を加へたるもの
×九月三十日迄の製造臺數

世界自動車製造高と輸出高

との比較

製造高	輸出高	製造高に對する輸出の割合
合衆國	二、四九〇、九五	(イ) 二七、六七
カナダ	一、六〇、八六	五、九〇
オーストリア	※	※
ベルギー	一、六五	一、四七
チエッコスロバキア	一、〇〇〇	(ロ) 一、五九
デンマーク	三〇三	—
フィンランド	一、〇	—
フランス	二、四九	三、九五
ドイツ	三、三、三九	七、〇二
ハンガリア	七九〇	—
イタリア	七、一四一	二、一四
オランダ	—	—
ポーランド	(ハ) 二、三〇	(ニ) 一、七〇
スペイン	×	×
スエーデン	五、〇八	六、五〇
スイス	三〇〇	三、〇

イギリス	四、七、六一	六、三、四二
ロシア	三、〇、三三	(ニ) 八、〇〇
其他	二、四、一〇〇	二、二、二
合計	一、〇〇、一、五五	一、〇、〇〇
註) ※ドイツ中に含まる	一、〇〇、一、五五	一、〇、〇〇

×不明
 (イ) 部分品の輸出を含みます
 (ロ) 上半期分のみ
 (ハ) 應
 (ニ) 最初の九ヶ月

織維工業

一般概説 織維工業に對する一般的立場
 點並に我國としての織維工業の重要性、並びに現在までの沿革概観ともなるべきものを概述すれば、本邦に於ける織維工業の輸出に於ては昭和八年以來海外輸出品の第一位にも數へられたもので、日本産業の王座とも目すことが出来るのである

綿糸布外の生糸加工業の輸出に於ても多年に亘つて世界第一位の産額を占め、歐米先進國に諸種産業文化の立ち遅れてゐた日本としての、外貨獲得の第一線こそ、織維工業と工賃の低廉なる雜貨とによつて各國を凌駕してきて來たのである

我國輸出産業史上織維工業の重要性は、國富増進の先驅として忘却することは出来ない。現下我國の産業界が東亞建設の途上に於ける日支事變と、歐洲新秩序建設途上の戦亂とによる世界狀勢の轉移による重工業に、その重點主義が置かれてゐるとは言へ、此等の

織維工業

動亂は過去に於ける幾多の大戦とは、其のよつて來る目的意識を大いに異にしてゐるものであつた、其の目標とする處は東亞の恒久平和を樹立すると言ふ見地が、大いに擴大されて、此等の第一目的を實現せん爲めには世界の舊秩序を根本的に革めて、輻軸國家の苦心努力中の眞の世界恒久平和の確立と言ふことによつて、東亞建設の根本的解決が可能となると言ふ凡そ、北支事變の發端の頃の事變觀念より極めて大がかりなる現段階の事變の發展状態となつたのである

故に事變は長期の建設となる。長期國富の維持の産業界には外貨獲得問題は必然的に重要性を帯び、重點外の重點として織維工業に對する今後の我國の期待は頗る重大となつて來る

輸出主産業としての工業

輕工業に於ける織維工業、これは恐らく過去の我國産業界の實績にとゞまらず將來とし

ても、躍進的の發展を圖るべきであつて、我國の重工業を完成せしむるものは輸出産業の振興であらう……

輸出産業……即ち平和産業の形態であつて見れば軍需、民需の最少限度の確保によつて輸出産業を輕視すると言ふことは誤謬であつて、織維工業の振興は將來共に必要なる國策となつて來よう……

嘗つてドイツのナチス政權が獨國の外國市場喪失を想定した場合、其の産業界の打撃による重工業の衰退の確然たるに、只輕工業としての輕工業策を樹立することの輕卒なるを十分に認識し、昭和十五年八月ケーニヒスベルグオスト・メッセに於て、フンク經濟相は「ドイツのアウタルキー政策なるものは一旦事ある場合に自國經濟の自由を確保すべきであつて、世界貿易界から引退することではない……」と述べてゐる

織維工業中の綿紡、人絹、羊毛

我國としても過去七十年の織維工業は放擲せらるべきではない。さて我國の綿布加工品は、世界に於ても最優秀なる品質であり、而かも安價であつたので南洋、印度、アフリカ南米、北歐、近東等世界の隅々に行き亘つてゐるのである

我國現在の綿紡界は約一千三百萬錠の精紡機があり

▼人絹約四十六萬錠あり

▼羊毛工場は梳毛に換算して百二十萬錠の設備がある

纖維資源について

纖維工業に於ける原料は、生糸を除いた棉花、羊毛等は外國依存で棉花は米國、印度、ブラジル、埃及より輸入し、羊毛は主として濠洲、南亞、南米に存してゐたのであるが、現世界動亂下に於ける原料品の入手難は事變と共に年々に度を加へて、將來としての資源供給地としては棉花は北支、中支、南洋方面に見出し、羊毛も蒙古、滿洲方面に仰ぐと言ふことが地理的に自然なることとなつて來よう……

輸入原料品の概況

(一)我國の棉花輸入額は戰前では八億圓、事變後は五億圓となり昭和十五年度はやゝ減少となつてゐる

これは昭和十六年度以降事變と國際狀勢の緊迫により米國並びに印度に支拂はれるべき棉花は、將來としては北支中支に於て一千五百萬擔程度の棉花代が支償され代置されること好ましいこととなつて來る

(二)羊毛に於ける輸入は濠洲から年々二億圓内外の供給を仰いでゐたのであるが、數年前よりの棉花羊毛の輸入禁斷による代用ス・フ糸の發展による植物纖維の成功によつてその輸入額は激減したのである

近代化學と合成纖維

人造絹糸及合成化學纖維蛋白質纖維等の發達によつて、我國纖維工業界の新分野は現在面目を一新しようとしてゐるもので大豆、鰯等の蛋白により纖維工業の發達は既に實用期に入り非常時局下にあつて此等の混紡、混織による纖維工業として刮目に價するものがあるに至つた

米國のナイロンの生産

米國に於てデュボン、獨逸に於てイー・ゲ1、といふ化學工業界を代表する東西の二大會社が時を同じくして、「純正」合成纖維と銘打つた礦物性人造纖維の本格的製造に乗り出したのである

デュボン社が新に八百萬弗を投出して工場を新設し、今年末から大々的に製造を開始せんとしてゐる礦物性合成纖維なのである
從來の人造纖維は人絹にしてもス・フにしても、纖維といふ形狀に於てこそ合成である

が、セルロースを其の主要原料とする點に於て眞の合成とは言ひ得なかつたのであるが、デュボン社が新に製造を開始する此の新纖維は、石炭を主要原料とし、化學的には類似蛋白質(プロテイン)的構造を有する一種の Amid 基化合物から、押出及牽引により紡糸するもので、ナイロン糸が礦物性纖維と呼ばれると同時に「純正」合成纖維と呼ばれるのはこれによるのである。デュボン社の宣傳パンフレットで、人絹の發明に比すべき科學の一進展であると言つてゐる果して然るや否やは今後の時の経過と製品の眞價とがこれを證明すべきであるが、此の新纖維の する數多くの特性は、生産者の言ふところが事實とすれば實に驚くばかりであり、然かも従前の人造纖維と全然其の化學的性質を異にする點は看過出来ないこれは生糸に多少の影響は十五年に於てもあつた

パルプ製紙業界

昭和十五年度に於けるパルプ、製紙業界は概略して、事變以來の輸入絶滅の狀態に加ふるに滿洲、支那向けの供給が増加して國內の需給調整も非常に窮狀にあつたと見るべきである。これは昭和十六年度以降に於いても同

様なる状態を通るものと一般に見られてゐる

紙資源の需要は、經濟、文化の進展に併行して益々と増大することは當然なることであつて、新興滿洲國と更生支那の今後の需要の増大は、急激に増大することが洞察出來、尙我國としての資源としては限られたる上に今後益々節約以上に増大することが見透されるこれによつてパルプ資源の需給調節は非常に重大視されてゐるのである

パルプ生産状態の概観

我國に於ける現在の機械設備の方については相當量の生産餘力があるが資源問題で多種の狀態にあり、これは滿洲國の協力によつて現在の生産増加計畫の竣工により二倍程度の増産が可能と見られてゐる、支那に於いても新設工場の操業開始によつて十六年度増産は可能と思はれてゐるので、日、滿、支を一プロックとしての斯業に於ては現在の三國を一單位にして機械設備より考察して、需給調整策が樹立せられるならば、昭和十六年度は一割強の生産増加はあるであらうが、原料の制約は十五年度と大差ないものと見られ、窮狀は依然たりの感が深いのである

パルプ事業の二分野

纖維工業

製紙用と人絹並びにス・フ用との二分野に於て紙材方面の需要の急増と言ふものはないが、ス・フ、人絹工業への需要は日に年々高まつて來た

我國製紙用パルプ事業は既に過去數年前から木材資源の制約時代となり、不足分は輸入によつて來たのである

昭和十一年度に於ては十七萬餘噸を輸入したものが事變以來特殊パルプの輸入以外には禁絶せられ十五年度に於ては特に、絶無と言つてよい状態となつた

滿洲パルプ事業の開発期待

滿洲に於ては吉林省以北、東部國境地帯に於ける森林を目標としたパルプ資源の開発が特別期待されて居り、建國以來パルプ事業方面に意が注がれた關係上より昨年度は木材パルプ四萬噸の生産があり木材以外の纖維資源もパルプ化努力が拂はれてゐるので、我國との需給協力についても今後は大いに期待せられ今後の製紙事業、人絹、ス・フ事業にも重大な役割が果されることとならう

人絹用パルプ事業

所謂新興人絹、ス・フ事業として異狀なる發展狀態にあり昭和十一年度の二十九萬噸の輸入による需要充足は當時の我國としての人

絹パルプ生産高の五萬噸と大いに開きがあつた、然も今日の斯業は十五年度に於ては一躍十五萬噸の生産高となり(滿洲も包含し)本年度は相當數量の増産が確保されるものと思はれる

纖維界に於ける

計畫資本概況

昭和十五年度末(十月中)の計畫資本狀況を見、に重點主義の強化と企業の整理により他工業界の活潑なる動きに反比例して、纖維工業界を觀、僅かに十三件百九十萬の増資で不振をつとけつゝあつた故に、企業台同の趨勢を辿つて來たものであるが、前年度上半期までの狀態調査細別(十月以前)を擧げるならば十月新設工業界總社數八十五社中に於て纖維工業は十一社新設資金額百七十七萬圓がある

他に増資一社十五萬五千圓程度となつてゐるが、製糸業不振一途移動なく紡績業新設三社四十四萬五千圓増資社數なく、人絹人纖維業に於ては新設一社雜纖維工業及び染色整理業に於ては七社八十二萬五千圓と言ふ新設資金になつてゐる

計畫資本金工業事業別中の纖維工業羊毛細

別を挙げれば次の如くである

年 月	七月			八月			九月			十月		
	計	増資	新設	計	増資	新設	計	増資	新設	計	増資	新設
昭和十五年	件数	7	0	6	4	0	5	0	0	3	0	0
	金額	11,200	0	12,400	10,000	0	12,000	0	0	11,000	0	0
工業	件数	7	0	6	4	0	5	0	0	3	0	0
	金額	11,200	0	12,400	10,000	0	12,000	0	0	11,000	0	0
羊毛	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

十五年度の回顧

優秀工場に生産命令集中

高度國防國家建設のために軍需工業に對しては陸軍が主體となつて企業合同、經營の合

理化、技術の公開經營指導理念の轉換を提唱し一般産業の推進力たらしめてゐるが、軍需工場 対象される平和産業 については、商工省がその王座を占め、纖維工業國家策の確立に主力をそゝいだ

これ高度國防國家建設の最低限度國民衣料の確保を基點として、ス・フ綿糸、羊毛、絹人絹、麻、人織等に亘つて原糸よりの製糸、既製々品までの一貫性を持たせまた生産、配給、消費の全面的綜合的、且つ計畫的強力統制を企圖してゐる

その實現のためには、中小經營に關する企業を能率單位にまで合同せしめて、優秀なる工場をして、生産命令を集中し、劣等工場の閉鎖を断行し餘剩勞力資材の緊急部門への轉用を行ひ、工組を整理統合することによつて國策遂行の機關に改組せしめんとするものであつて

平和産業の再編成に對する商工省の計畫要綱は

- 一 目標——戰時國民生活必需品の供給確保と低物價の維持
- 二 綜合的一貫計畫化
 - (イ) 原料より製品まで一貫的に計畫生産 (在來の主纖維、絹、大陸麻等を加へ混紡、交織により實用衣料の生産を確保する
 - (ロ) 原料製品までの一貫的配給機構を整備する (原糸より織物、布帛、既成品までの計畫生産) (命令) に呼應して商人

の配給機構を單純化

三 企業の經營改革 (生産部門) 原料、資材勞力、動力の不足を克服して最大の生産能率を發揮せしむるため、各業態別に能率單位まで企業合同或いは共同計算制を實施せしめ、優秀工場 操業集中して非能率工場を閉鎖して、生産費を切り下げ、内需及び輸出専門工場制を設け品質の向上を計る、かくて不用勞力は他の生産力擴充へあてるべき方向へ迫るの趨勢となつた

纖維産業の不振

歐洲大戰が勃發したので、往年の第一次大戰の夢は實現しなくとも、勢なからぬ好影響あらんものと待望した纖維工業界は、今次の大戦が第一次より凡そその競争目的なり、性格なりを異にした點で此の工業界は依然として不振のままであるそれは輸出の好ばしからぬことに基因してゐる

物動計畫と輸出不振とが、單純な生産減を招來した十五年度の狀況が禍根であつたと云ふ最大なる基因をなすものは

棉花——バルブ——羊毛

等の如く原料輸入の削減である。纖維産業の高度生産制限は斯くて國內消費市場又は海外

纖維工業

の輸出市場の縮少とは別個に、行政的必要による生産制限の特異性があつたことは見逃がせない

企業合同の諸點

纖維産業は國民の生活必需品であつて故に、一定限度の生産数はそれが非營利的な生産であつても國家としては確保しなければならぬ

此の點に企業界の整理と合同の公的先行理念があつたのである。業者界に於ける他の理念、これは自發的なもので不振の合理化と、今一つは營利的生産の限界の近づいて來たこと等が主なる理由であらう

十五年度に於ける企業合同の標頭は業者の自然發生的な動きが多かつたと言へよう
大資本の積極的な攻勢と言ふか能動力によつてであるが、過去の業界の動きが營利第一とした資本の合同であつたとす ならば本年度の動きは經濟界の新體制に即應した理念の看板による理念複數とも言へよう

紡績界の合同運動

一 十五年十月中旬紡績聯合會に企業合理化

調査委員會が設置せられ三回の委員會を終り綿工業界のプロック案なものが決定した

二 十一月初旬に紡績聯合協議會を開いて成案要綱を附議し、プロック單位は鍾數百萬鍾となつてゐたものを五十萬鍾に修正した

三 プロックの目的事業は

- (1) 綿工業生産、消費、配給等の調整を圓滑化
- (2) 生産品の共同販賣
- (3) 生産技術の向上
- (4) 原料の共同購入
- (5) 勞務者、用度品の共同的合理化

生産品の輸出狀況

我國の對外輸出總額中、纖維産業は昭和十三年が約五割、十四年度が四割の高率であつて生糸と絹糸は既に衆知のことである尙近年漸く發達を來した人絹工業に例をとつて見ると

▽昭和十二年 生産額四億七千二百十五萬圓

(この中一億五千四百八十五萬圓が輸出)
 △昭和十三年 生産額三億七千六百萬圓(此の中一億一千五百萬圓が輸出)
 ▽昭和十四年 生産額三億七千萬圓(此の中一億三千八百萬圓が輸出)

十五年度九月までの綿布輸出は、十四年度より数量は二割三分の減少で金額は〇、六分の増加となつてゐる
 品種別では生地が数量三割六分減で糸染が一割七分減となつてゐる

綿布輸出の回顧と将来性

綿織物の輸出状況

生晒	地	輸出總高		第三國向輸出高	
		一五年	前年	一五年	前年比較(%)
数量	金額	400,426	463,412	233,266	△56.3
数量	金額	36,051	46,621	36,621	△78.7
数量	金額	323,375	216,791	196,645	△59.6
数量	金額	35,075	16,630	10,021	△71.0
数量	金額	297,300	200,161	186,624	△62.8
数量	金額	26,075	16,630	10,021	△71.0
数量	金額	271,225	183,531	176,603	△63.6
数量	金額	26,075	16,630	10,021	△71.0
数量	金額	245,150	166,901	166,603	△68.1
数量	金額	22,125	16,630	10,021	△71.0
数量	金額	223,025	150,271	156,582	△63.7
数量	金額	22,125	16,630	10,021	△71.0
数量	金額	200,900	133,641	146,561	△72.4
数量	金額	18,175	16,630	10,021	△71.0
数量	金額	182,725	117,011	136,540	△64.6
数量	金額	16,630	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	165,095	100,381	126,519	△76.6
数量	金額	14,900	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	150,195	83,751	116,498	△77.5
数量	金額	13,500	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	136,695	67,121	106,477	△77.9
数量	金額	12,000	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	124,695	50,501	96,456	△77.4
数量	金額	10,800	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	113,895	33,871	86,435	△76.0
数量	金額	10,000	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	103,895	17,241	76,414	△73.6
数量	金額	9,200	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	94,695	1,611	66,393	△70.0
数量	金額	8,400	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	86,295	0,001	56,372	△64.3
数量	金額	7,600	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	78,695	0,001	46,351	△58.9
数量	金額	7,000	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	71,695	0,001	36,330	△50.7
数量	金額	6,200	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	65,495	0,001	26,309	△40.0
数量	金額	5,800	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	59,695	0,001	16,288	△27.0
数量	金額	5,000	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	54,695	0,001	6,267	△11.2
数量	金額	4,800	16,630	10,021	△60.3
数量	金額	49,895	0,001	0,246	△0.5

(備考) 綿一聯調。數量=千萬ヤード、金額=千圓
 國際情勢の急激なる變化によつて、打撃の十五年度は之等の劇期的な戦時經濟界に於ける輸出産業の地位と役割の再検討を要すべき著しいものは纖維界であつたであらう。昭和

綿織物のプロック別輸出状況

プロック	昭和十四年		同十三年	
	數量	價格	數量	價格
アジヤ洲	1,025,533	1,420,000	855,336	1,140,143
ヨーロッパ洲	45,018	5,204	42,733	7,457
アフリカ洲	45,915	5,020	36,455	6,232
大洋洲	91,197	1,110	6,056	1,000
南アメリカ洲	55,609	9,700	2,915	1,677
計	1,613,272	2,735,930	1,442,595	2,499,512
對合計比率	66.8	67.3	66.1	61.8
アジヤ洲	45,594	5,133	27,613	42,533
北アメリカ洲	6,709	2,393	17,005	2,669
中央アメリカ洲	7,333	1,773	7,749	2,334
南アメリカ洲	9,866	6,496	4,669	9,663
大洋洲	7,900	2,070	1,551	9,776
ヨーロッパ洲	5,567	9,427	5,884	9,776
計	76,594	33,955	43,599	82,666
對合計比率	29.3	27.7	33.9	38.2
圓プロック	45,622	30,666	30,183	49,990
對合計比率	1.9	1.1	1.9	1.9

(備考) 紡織調。單位は數量千萬ヤード、金額千圓

情勢に立ち至り、海外市場の急速なる喪失は斯業の再編成を餘儀なくせしめられた
 事實綿布輸出の實績に徴して見ても十五年度九月までの綿布輸出は十四年度同期の數量に比較して二三・四パーセント減少し金額に於ては輸出纖維のデフレーションへの拍車が反對の〇・六パーセント増額となつてあらはれ、生地が數量三十六パーセント、糸染が二七・七パーセント減少し大巾減退を告げてゐる。これ等は輸出單價の昂騰によ、數量減で金額同位を保持してゐるものであつた
 綿布輸出の輸出市場をプロック別に見るならば次表の如くであるが、本邦貿易月表は計數發表中止の十五年度でもあり、計數上の參考資料として十四年度の概數を擧げることとする。

人絹織物輸出状況

人絹織業もまた輸出に依存する産業である即ち人絹織物生産において、輸出 占める割合は、次の如く高率なのである
 人絹織物の生産と輸出の割合(千圓)

年	生産	輸出	割合
昭和十一年	45,150	15,855	35.1
同十二年	36,101	15,450	42.8
同十三年	30,250	15,700	51.9
同十四年	20,250	15,136	74.8

(備考) 大日本人絹織物工業組合聯合會調
 右表の如く人絹織物生産において輸出の占める割合は決定的なのである

十四年度の人絹織物の主要輸出市場、圓プロック、アジヤ、大洋洲であるといふことが出来る。上記の四市場以外の市場への人絹織物の輸出比重は二・二%にすぎない。従つて英米の對日 濟封鎖策の影響、綿布輸出ほど激甚ではないといへよう。それにも拘らず、十五年度(一月―七月間)の人絹織物の輸出は一億四千四百萬平方碼、七千九百餘萬圓であつて、前年同期より八百萬圓ほどの減退である

綿布輸出ほどの激減ではないが、しかし最近の國際的緊迫情勢に禍ひされて、人絹織物

の輸出も減退を余儀なくされてゐるのである。そこへ三國同盟が成立し、英米が對日...

プロックに、對抗すべき日、獨、伊の人絹織物輸出...

纖維需給協議會

商工省では、織物の品種別乃至用途別指定生産實施の見地から、昭和十六年度より...

Table with columns: 銘柄 (Brand), 拂込 (Payment), 利率 (Interest Rate), 配當 (Dividend), 過去二月最高最低 (Past 2 months highest/lowest), 時價 (Market Price), 利廻 (Return)

人絹需給表

Table with columns: 年月 (Year/Month), 生産額 (Production), 輸出額 (Export), 輸入額 (Import), 市價 (Market Price) - 最高 (Highest), 最低 (Lowest), 織物輸出額 (Textile Export), 生産額 (Production), 輸出額 (Export), 在荷高 (Inventory), 市價 (Market Price) - 最高 (Highest), 最低 (Lowest)

絹織物需給表

Table with columns: 年月 (Year/Month), 生産額 (Production), 輸出額 (Export), 輸入額 (Import), 市價 (Market Price) - 最高 (Highest), 最低 (Lowest), 織物輸出額 (Textile Export), 生産額 (Production), 輸出額 (Export), 在荷高 (Inventory), 市價 (Market Price) - 最高 (Highest), 最低 (Lowest)

纖維工業

九

昭和七年合計
八年合計
九年合計
十年合計
十一年合計
十二年合計
十三年合計
十三年合計
十五年合計

備考 生産額は商工省調査、貿易額は大蔵省調査に據る。市價は東洋レーヨンニシテニールノIの現物相場。

備考 生産額は商工省、輸出額は大蔵省、在荷高は日本倉庫協會の調査に據る。市價は内地向一重大聖寺上物練百目百當

年	純綿糸	混紡糸	合計	輸出額	輸入額	純綿糸	混紡糸	合計	在荷高	市價(甘手赤富士二相葛)	生産額
昭和七年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
八年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
九年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十一年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十二年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十三年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十五年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000

綿糸需要表

昭和七年合計
八年合計
九年合計
十年合計
十一年合計
十二年合計
十三年合計
十三年合計
十五年合計

備考 總て紡績聯合會調査に依る、生産額合計は單純合計による。市價は昭和十五年一月より廿種金魚なる

備考 總て紡績聯合會調査に依る、生産額合計は單純合計による。市價は昭和十五年一月より廿種金魚なる

年	純綿糸	混紡糸	合計	輸出額	輸入額	純綿糸	混紡糸	合計	在荷高	市價(甘手赤富士二相葛)	生産額
昭和七年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
八年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
九年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十一年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十二年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十三年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十五年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000

毛絲需給表

昭和七年合計
八年合計
九年合計
十年合計
十一年合計
十二年合計
十三年合計
十三年合計
十五年合計

備考 各種生産高 商工省調査(毛織物は交織モスリンも含む)各種輸出高及び輸入高は大至省調査に據る。市價は毛糸(スフ入割混)

備考 各種生産高 商工省調査(毛織物は交織モスリンも含む)各種輸出高及び輸入高は大至省調査に據る。市價は毛糸(スフ入割混)

年月	羊毛	トシ	生産高	輸出高	輸入高	市價	市價	市價	市價	市價	市價
昭和七年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
八年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
九年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十一年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十二年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十三年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十五年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000

毛織物需給表

昭和七年合計
八年合計
九年合計
十年合計
十一年合計
十二年合計
十三年合計
十三年合計
十五年合計

備考 各種生産高 商工省調査(毛織物は交織モスリンも含む)各種輸出高及び輸入高は大至省調査に據る。市價は毛糸(スフ入割混)

備考 各種生産高 商工省調査(毛織物は交織モスリンも含む)各種輸出高及び輸入高は大至省調査に據る。市價は毛糸(スフ入割混)

年月	羊毛	トシ	生産高	輸出高	輸入高	市價	市價	市價	市價	市價	市價
昭和七年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
八年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
九年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十一年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十二年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十三年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000
十五年合計	2,100,000	6,000,000	8,100,000	1,200,000	1,200,000	2,100,000	1,000,000	3,100,000	100,000	1,200,000	1,200,000

昭和	五年平均	六年平均	七年平均	八年平均	九年平均	一〇年平均	一一年平均	一二年平均	一三年平均	一四、	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五
昭十四年平均	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二	九二、二
備考	商一省調査、昭和五、六、七年平均を一〇〇とす。昭和十四年以後の品目別年平均は各月指数の単純算術平均により計算す。但、總平均のみ商一省發表のもの、本表は纖維工業指数で他工業数字は省略す。																		

生絲不安の十五年度

我國蠶糸業界に加へられた大重壓のうち、昭和十五年度を期としての日米關係の轉移程影響の多いものもない。併し不安は日獨伊三國同盟成立以前に既に存在した。

米國に出現した新纖維ナイロンは米國靴下用生糸に消費高五パーセントを喰ひこんだに過ぎなかつた。計畫中のデネボン社が完成すれば、約一億八千萬ポンドのナイロンを供給することが出来る、これは生絲の俵數に合はせて約十二萬五千俵數に當る。

此等の問題を考慮に入れて、蠶糸業の全面的再編成は本年度中には大體の状況を知ることが出来る。

蠶糸業界

三國同盟締結後に於ける生絲市場に見られる大きな特徴は、期近安物高から逆に期近高、先物高と言つた關係に變貌した。

横濱市場清算相場(圓)

九月廿六日	十月四日
當月限 一三・六五	一三・九七
第一月限 一三・七八	一三・九七

第三月限	一三・八八	一一・九三
第四月限	一三・九五	一三・九五
第五月限	一三・九七	一三・九四
第六月限	一三・九七	一三・八二

元來が期近安先高を示すべきにその逆轉となつたことは先安の不安がたかまつたためとも言へる。

期近物は若干の騰貴を示し、先限りに於て僅少の下落を見た結果、鞘關係は逆に轉じた。

將來の豫想も結局は需給關係によるが羊毛織布民需代用などの趨勢があれば變化も大であらう。

十五年度下期月別需給指数を見れば大體月別糸價豫測指数

八月	九月初	十月初
ニユヨーク取引指数 五・八	六・三	六・〇
同 在荷指数 二〇・四	二〇・八	二〇・九
同 神人荷指数 七・九	七・七	七・七
同 在荷指数 二二・四	二二・二	二二・五
綜合需給指数 八四・四	八六・二	八六・三
日米爲替相場 三卅四	同	同
米國人絹相場 五仙	同	同

(備考) 需給指数の常態は一〇〇とす

十月初旬の傾向は大體良好であつたが米國の消費高は九月初旬に較べては、減少し八月初旬に較べると遙に高い。八月には製糸業の操短となつてあらはらしたので、八月前半には早越生産一九月になつて操短全影響となつた綜合的需給指数としては

▽九月初旬 一八六・二
▽十月初旬 一八八・三

とやゝ上りし、日米關係の不安發生を度外視して下落しなかつた。米國が九、十、十一月等に亘つて相當に買急いであると見られる點は確に影響して生糸相場の安定は年度を越すものと思考出来る。

十五年度末結果として生糸の相場は如何と見るに、政府買上げの餘地が相當に残されて居り、消費規正等を併約すれば、最悪の場合を考慮に入れても、千三百五十圓の相場が本年も暫く維持出来るが、十六年度に輸出が激減、禁止の形となれば千三百五十圓から千二百圓に抵落も豫見せられ、更に國策的見地より下るとも上らぬことと思はれる。

紡績業界

綿業界の當面した第一問題は、何んと言つても原綿獲得の至難である。我國の業界が

原綿獲得の方法に、世界各地の棉産地に深く根を下ろし、有利な価格で買付けてきたものであった。事變以來これが至難の傾向を辿り、米印棉、埃及棉、アフリカ棉等獲得難となつたのである。

我國の原棉消費状況

一ヶ年間の（十五年六月まで）十四年七月より）我國紡績界の棉花の消費高は

Table showing cotton consumption in Japan by region: 朝鮮 (78), 支那 (95), 臺灣 (86), 西貢 (104), 蘭度 (100), 印度 (100), 南洋群島 (100), 爪哇 (100), 暹羅 (100), 緬甸 (100), 暹羅 (100), 緬甸 (100), 暹羅 (100), 緬甸 (100), 暹羅 (100), 緬甸 (100).

Table showing cotton production and export for various countries: イクラ (2,668), シリア (5,840), 埃及 (4,752), アフリカ (2,956), スーダン (2,707), 米 (2,512), ハイチ (7), 比律賓 (5), 其他 (5,819), 合計 (8,679).

Table showing cotton production and export for various countries: 佛印 (2,000), 泰國 (2,000), 蘭印 (2,000), 小計 (2,000), 英印 (2,000), 小計 (2,000), 英印 (2,000), 小計 (2,000), 英印 (2,000), 小計 (2,000).

工業體の需給關係の窮屈化による苛性曹達の不足と、輸出市場の狭小化による不振、等があげられるのである。昭和十四年度の調査による人絹の輸出主要國別表をあげると次の如くである。

Table titled '人絹輸出主要國別表 (昭和14年)' showing silk export data by country and type (人絹糸, 人絹織物).

十五年度國際情勢とスフ工業への影響。國際環境一變のスフ工業に及ぼす影響で人絹工業が己に有数の輸出産業なるに反し、スフ工業は未だ成立後日淺く専ら内需産業であるため、その影響も、人絹の場合とはかなり異なる。

即ち、スフ生産は、最近月三萬封度であるが、この中、輸出に振向けられる部分は、十五年度の現在七%内外に過ぎなかつた。その仕向地は、スフ糸として、印度向が多く、スフ織物の大部分は圓織向であり、第三國向はスフ織物輸出量の二割位に過ぎない。従つて、此等が假りに輸出不可能に陥つたとしても、スフ工業全體の蒙る影響は、大體に於て大したことはない。否、輸出が減つても、今後に於ては、羊毛の輸入が殆んど不可能になるのである。羊毛代用品としての特需は相當に殖えるものと思はれるから、スフに對する需要總量は、却つて増加するのではないかとさへ思はれる。それ故、この場合は需要の問題ではなく、寧ろ、それに對應した生産増加を、苛性曹達の不足が見透される今後に於て、果してよく齎し得るか否やに問題がある譯である。處で、この點になると、人絹の場合と異り、スフの場合には、苛性不足の爲めに、思

纖維として、スフの品質向上に對して益々多大の努力傾注が要求されるであらう。斯くてスフ工業の合理化も亦、將來十六年度以降にはそのテンポを引き上げられることになる

アウタルキー強化と綿業

界新體制

三國同盟の成立は、日本と英米との政治經濟の離脱を招き、世界新秩序建設のために東亞經濟界の確立を期することとなつたのであるが、綿業、羊毛業はその原料を英米の經濟圏に依存してゐたが故に影響も頗る多かつたわけである

綿業に於ても生糸界に於ても、輸出産業としての使命を課せられて来たが、綿業界としては、原綿と製品との輸出入リンク制下に企業は構成、輸出中心主義に再編成したのであるが輸出は豫期の不振で、歐洲大戰と共にポンドブロック諸國の貿易封鎖政策がとられ、中南米諸國でさへその購買力は低下して、十五年度の滞貨(夏季へかけては)十億平方ヤードに上つたのである。市價採算割れとなり、此の状態が紡績、製織、加工業を通じて大影響がある

業界輸出不振は一時的の現象としてではなく、暫く続くものと思はれるのである

尙戰爭が如何に終結を告げるにしても歐洲ノ聯、米洲、東亞の大別はそれら、その經濟圈内に於て自給自足策は必然なる道であつてこれは斯界の今後を下するに足る

企業合同の状況

織工業界の企業合同は、翠浦並びに伊丹、三重兩製織所を合併した東洋紡績は、十一月末に於て吉見紡績と和泉織物を合併調印を済ませた

これによつて東洋紡績は翠浦、伊丹、三重三社の増加資金總計八千二百一十萬圓に上り綿糸精紡機百九十萬四千六百一十四錠織機一萬五千六百十九臺となり、吉見紡績紡機七萬三千和泉精紡機四百餘錠綿毛機約一千臺の設備を有することとなつた

紡績資本の織工業界の吸収合同機運

紡績部内の企業合同は綿業部内の統合に止まらず昭和十五年下半期に至つて漸く、その膨大な資本力を擁して人絹、スフ、羊毛、麻等の各専門工場をも傘下に収め織工業界の全面的統合に乗り出さんとする氣運となつた

これは化學纖維界としては反對の態度を持つ、本年度を迎へることとなつたが、綿業企業合同の單位は五十萬錠で之等以上を有する東洋紡、日本紡、鐘紡の大資本は他纖維部門の制壓力を持つてゐる

之等を考察するに紡績工業界としては事變以來逐年の原綿入手難の代替纖維獲得と言ふことが必ずしもその考慮の中にならぬとは言はれないし、化學纖維界の相愛とのみはあながち断せられない

紡績界統合大勢卅社八百九十萬錠機

紡績業界の企業合同はさきに紡績において決定した十六年一月下旬の合併期を日誌に控へ東洋紡、大日本紡、鐘紡の三大紡績會社を中心に熾烈な中小紡績爭奪戦を展開してゐた

うち既に合併を決定し或は近く合併を確實視されるものは會社總數七十七社、据付錠總數一千四百一十一萬三千七百七十三錠中實に卅社八百九十一萬九百九十二錠の多數に上り残る中小紡績會社は平均一社五萬錠前後の四十七社二百五十萬一千八百八十一錠を數へるのみとなつた

ブロック編成の内譯左の如し

一 大和紡(合併) 錦華紡四四一、七三六、

日出紡二一、二七、出雲製織一七、

〇九、和歌山紡一四、九六〇、計九七

四、〇六〇

二 東洋紡(合併) 東洋紡一、五八三、四四

八、吉見紡六六、三四四、和泉織物三九、

三六〇、内外紡三四、八八四、計一、七二

四、〇三六

三 鐘紡九七八、八八四

四 大日本紡九三七、八二八

五 吳羽紡 八一〇、三四四、濱島紡一四

五、九〇四、三光紡一〇六、三三四、足利

紡三七、五〇〇、大阪織物四〇、九〇四、

計一、一四〇、九八六

六 富士紡(合併) 富士紡六五八、二七四、

明正紡一九五、二九六、計八五三、五七〇

七 豊田紡 一六五、七〇〇、豊田押切一

一、八〇四、内海紡九四、五〇八、岸和田

紡三〇四、八五二、日高紡二二、六七二、

協和紡五三、四八〇、佐野紡四六、二〇八

中央紡七六、五四〇、泉州織三五、三〇〇

計八〇三、〇六四

八 日清紡 五四一、三三〇

九 倉敷紡 五三二、一一六

十 福島紡 三六五、五一八、徳島紡六九、

六〇〇、計四三五、二二八以上合計卅社、

纖維工業

羊毛工業合同再編成

十五年度末に於ける羊毛工業界は大阪に於ける羊毛工業會(大阪野河ビル)企業再編成立案委員會及び評議員會を開催し、羊毛企業の整理統合に關して協議の結果統合方針の申合せをなすと共に「資本合同基準要綱」並びに「經營の合同要綱」を決定した、これは十二月下旬の正會員の評議の後、商上省當局の諒解を得た上で企業再編成の體制を整備の方針である

▽申合せの事項として

一 會員は精毛精紡二十萬機(ミニール換算)を最低單位とするブロックを形成單一經營とし、いづれの會員もブロックのいづれかの組成分子たるを本則とする
二 ブロックは資本合同によるを原則とするも資本合同困難なる場合は經營合同體たることを得

三 ブロック組成に當つては資本系統、設備内容、地域別及び有志合同、不足設備の補充等を考慮按配し各ブロックの設備内容の均衡化を圖る
四 ブロックは本案確定後三ヶ月以内に組成す

五 國內精毛系の生産は、ブロックに對し割

當てるものとする、生産割當率は當分の簡
現行率合算による

- 六 いづれのプロックにも屬し得ざる會員に對しては各プロックは共同責任を以て各プロックへの加入斡旋に應ずる
- 七 特殊技能及び設備に對しては當該プロック内においてこれが活用の道を講ずる
- 八 資本合同及び經營合同體の基準については別に定む
- 九 プロック結成後の連絡協議及び統制の機構については追つて協議する

資本合同基準要綱

- 一 資産評價
(イ) 土地及び建物最近の考課振を基準として著るしく相違ある時は當該プロック内において協定する(ロ) 機械は昭和十三年會員の梳毛系割當率制定の際における評價を基準とし各社機械の保全状態を同一と見做し製造年月日並に製作者別によりて適當なる差異を設く、紡毛設備、織機仕上げ機等も梳毛設備に準じ評價す(ハ) 原料、製品、副産品並に資材價格による、公定價格なきものは時價による
- 二 収益率は過去三ヶ年平均を採る

三 資産對収益率の増加比率は株價及び梳毛系生産割當率をも適當に考慮の上該プロックにおいて協定す

經營合同體要綱

- 一 統合の方法 有志會社を糾合し經營合同體を結成する
- 二 存續期間 本合同體の存續期間は最低五ヶ年とし中途脱退を認めず
- 三 形態は會社若くは組合組織とす
- 四 事業(イ) 原料の一手購入(ロ) 製品の一手販賣(ハ) 製品の製造及び加工(ニ) 作業工場の指定(ホ) その他企業合理化に必要な事業
- 五 出資(イ) 設備供用出資、會員は梳毛及びこれに關聯する設備一切を本プロックに提供すること、但し紡毛、織布、染色、整理、加工並にこれに付帶する設備をも提供することを得(ロ) 金銭出資、會員は事業資金として出資比率により金銭出資をなすものとす、但し會員は原材料資材を評價して金銭出資に代ふることを得
- 六 共同計算により生じたる損益金は出資比率により分擔又は分配すること
- 七 出資比率 出資比率は固定資産の評價額

を根幹としこれに収益力及び現行梳毛系工
組割當率を斟酌して合議の上決定するもの
とす

羊毛工業の再編成問題

我が國の羊毛工業は、昭和七年の金輸出再禁止以後急激なる發展を遂げた、即ち金輸出禁止による邦貨の暴落は、輸出を刺戟すると同時に輸入を防遏するの作用をなした、此處に毛織物の輸入高について見ると、左表の如くである

年	輸出	輸入
昭和六年	一、四八九	一〇、二二〇
同 七年	四、六七九	一〇、六六一
同 八年	一一、七七〇	七、三三六
同 九年	三〇、四一〇	五、三一六
同 十年	三三、三三七	六、九二八
同 十一年	四六、八八六	九、八四五
同 十二年	五二、九六六	九、四二七
同 十三年	四八、一一五	二、九二九
同 十四年	五五、六九〇	六一

毛織物輸出入高(單位千圓)

ある、更に十三年には支那事變の擴大と物價不足、原毛の輸入抑制で稍々低調を示したが依然百二十八萬九千圓の増加を見せてゐる、斯くの如き輸出の激増は必然的に國內に於ける生産設備の發達を助長した、即ち昭和七年に於ける羊毛工業會々員會社数は、十四社で生産設備は六十六萬九千圓であつたが、其の後加盟會員數の激増とともに生産設備も増加の一途を辿り、十一年には會社數も昭和七年に倍増して二十八社となり生産設備も百一十一萬圓となつた

而して現在では、羊毛工業會の加盟會社は三十七社(梳毛工業組合には三十八社)を算し、約百三十八萬圓(精紡圓數)程度の設備能力を有してゐる、併し乍ら、右の如き急激なる生産設備の膨脹も、昭和十二年に於ける輸出品 時措置法による原毛の輸入制限で、年々三億圓に近かつた原毛輸入が、十三年には一擧に九千六百萬圓に激減すると同時に生産設備のフル運轉が不可能となり、生産も設備の膨脹に追隨することが出来なくなつた、此の現象は、必然に羊毛 製品の製造制限、使用制限他纖維との強制混用と云ふ形を以て現れて來たのである

纖維工業

洲羊毛の管理に乗り出して來てをり、他方我が國資金融關係から云つても原毛の輸入は已にこれ迄に於て相當の困難にぶつかり、羊毛工業は原料不足にあえいで來たのである、三國同盟成立後の日英關係悪化は、今後に於ける濠洲羊毛入手を愈々困難化すべきことを豫想するに難くない、更に南米その他の羊毛も、國際環境の悪化により何時入手難に陥るや測り難き情勢は、遂に羊毛工業をして七割と云ふ大操短を餘儀なくせしめたのである

再編成の大綱

羊毛工業の近況は前項に述べた如くであるが、斯業の萎微沈滞が懸念されて居る現在、これが防止策の緊要は焦眉の急を告げる問題である、併し現在の如き大小幾多の會社が分立の状態にあつては、これが處理に非常に困難である、此處に於て企業再編成が必要となつた

- 一 梳毛、精紡機ミニール換算廿萬圓以上を以てプロックを結成すること、プロックは資本合同か又は經營合同によること
 - 二 決議後三ヶ月以内にプロックを結成すること
 - 三 プロックに加入出来ないものはプロックに於て加入を斡旋すること
 - 四 軍需並に民需の原毛割當はプロックのみ
- 兼 松
- | | |
|-------|--------|
| 第一毛糸 | 四、七七四 |
| 大日本紡 | 七、三七四 |
| 大東紡織 | 一九、八四一 |
| 野々垣毛織 | 九八、〇〇七 |
| 栗原紡織 | 五、一二四 |
| 栗原毛織 | 七、九二二 |
| 倉敷紡織 | 三三、八〇〇 |
| 伏原毛織 | 三、〇〇八 |
| 山保毛織 | 四、五二二 |

帝國毛糸	三三、八〇〇
朝日毛糸	三〇、二四八
共同毛糸	四一、三六六
共立モス	一四一、七三四
錦華	五二、一七三
宮川毛糸	七一、一三九
三重製織	三六、〇四四
三島毛織	六四九
御幸毛織	四、七八五
昭和毛糸	五二、二二〇
合計	一、六四九、二四六

(註)

- 一 設備は昭和十四年状態
 - 二 精紡機ミニール換算率はミニール一錘に對しリング一、六九錘、コグナムリング一、六九錘、キヤップ一、八八錘、フライヤー五、五六錘
 - 三 ト記の外に山陽絹毛、神國毛糸、滿蒙毛織、山羊毛あり十五年中の入會につき十四年末の設備表になし
 - 四 表中換算錘數計人なきもの
- 右の大綱案で今後の企業単低を廿萬錘(最初は十五萬錘であつたが、後廿萬錘に訂正)と決めた所以は、各社設備錘數をミニールに換算して約百六十四萬九千餘錘中日本毛織系

(昭和毛糸、共立モス)のもののみで約五十萬錘になるから之を除外せる錘を五乃至六會社に整理すれば、大體廿萬錘になるとの計算によつたものである、次に各社の設備をミニールに換算すれば左表の如くである

會社名	精紡機ミニール換算錘數
伊丹製織	六〇、八一六
長谷川毛紡	四、三七〇
日本毛糸	七三、一六二
日本毛織	二八六、一五九
日本整毛	二、五八〇
日東毛糸	五三、四一八
東海毛糸	一一六、一三〇
東洋紡織	五二、一六六
東洋紡績	四一、一六九
東洋毛糸紡	五五、八四八
中央毛糸	一〇五、七八二
沼津毛織	三三、三一八
大阪毛織	四、二九二
荻原毛糸	三、〇〇八
鐘淵紡績	一〇七、六一八

日本毛織	二八六、一五九
共立モス	一四二、七三四
昭和毛糸	五二、二二〇
合計	二、三三三、七四八
一 日本毛糸	七三、一六二
東洋毛糸	四一、一六九
日本整毛	二、五八〇
朝日毛糸	三〇、二四八
東洋毛織	五五、八四八
共同毛糸	四一、三六六
合計	二、四六、三三三

右の如く、先づ第三ブロックを結成する案

で、殘餘の會社即ち右の錘數全合計九十五萬一千百三十四錘を全合計一百六十四萬九千二百四十六錘から差引いた殘りの六十九萬八千百十二錘を三ブロックに結成せしめ、全部を六社に統合する、尙ほこれが結成に當つては出來得る限り糸より織物への一貫作業を成し得る如く組合はさんと意圖するものである

右によれば、この三ブロックは比較的合理的に、一應容易に結成されるもの、如くであるが、殘餘の會社中紡毛中心の會社は必ずしも合同を必要と感しないであらうから、斯かる會社が此の合同案に對して如何なる態度に出るか問題となつて來るのである、又一方鐘紡、東洋紡の如き巨大會社も合同に當つてその羊毛工業部門を分離手放すや否やは、合同の組合はせに頗る重大な影響を及ぼすこととなり、これ等は今後に残された重要問題であらう

併し乍ら、これらの點は、合同に際しての各會社の組合はせ、新合同會社の重役陣、經營方針及び商工當局の指導如何によつて決定せられる譯である斯くて金輪再禁止以來、自由主義經濟の温床に急激なる發展、膨脹を遂げた羊毛工業界は、企業の整理統合の實現によつて、統制經濟に對する協力體制の整備を

一段と強化せんとしてゐる、これが昭和十五年度羊毛工業界の動向として十六年に此等の再編成は完備することゝならう

リンク制の検討

英國ポンド貨暴落——爲替管理の強化、通商路の杜絶等々戰局の進展に伴つて通商は益々困難の一年であつた。滯貨の夥くべき數字は綿業關係の操業縮小の強化となつてあらはれた。茲で輸出本位は再検討せられねばならない段階に入り

- 一 國內民需の充足
 - 二 滿蒙支向需要の充足
 - 三 佛印、蘭印、南洋などの市場への打開
- 等が擧げられ、内地工場の數字は七十數社二百四十八工場精紡機總數で二千三百一萬九千六百錘である
- 十五年七月の實績によれば、綿紡スフ紡に約七百十二萬六千錘が運轉された
- 更生系紡績を卅五萬錘と假定すると据附錘數に對する割合は、五七パーセント四である我國の纖維工業は、手工業を基礎として發展して來たものであり、業界 他國に比して強靱である。人造纖維業の方面は化學工業であ

るため、生産過程は複雑であり、轉換は困難である

- 一 現在人絹糸の月産高は内需用月産八萬五千噸輸出五萬五千噸、特殊用一萬噸で合計十六萬噸
 - 二 スフ生産高は民需月産二千萬ポンドで、各社設備公稱能力から換算すれば、僅二割四分に過ぎず輸出特殊用途を含めても三割程度の操業である
 - 三 ス・フ人絹の生産は原料パルプ以外に多量の苛性ソーダと二硫化炭素を必要としこの原材料の配給不圓滑はストックで漸く切り抜けたが十五年春以來コスト高となつてゐる
 - 四 輸出向人絹、ス・フとも一時は最高價格を突破し人絹糸等は、百三十圓で契約があつたが、夏ころには五十五圓見當に没落コスト(人絹糸七十圓以上)を割る状況であつたので人絹、ス・フ共に輸出數量制限を行ひ僅に輸出價格を維持した
 - 五 蘭印、佛印、南洋などから最近引合があり、八月中にはかなり約定があつたもの、實際には大したことはなかつた
- 一 出資金は五百萬圓、人絹職人工聯折半出資

- 二 統制會社、人絹會社の代行を認むる
- 三 會社は特定の人絹組合員に賃織をなさしむる
- 四 工資及び織物價格決定に對し意見一致せざる場合は、商工省で裁定する
- 五 會社は必要に應じ、滞貨の買上げをする

人絹リンクの再検討

人絹工業聯合組合では、人絹織物輸出不振の打開策として、人絹リンク制度の改正を必要とし、リンク制度の改訂特別委員會を設け五月頃から具體策を協議した。

人絹リンク機構の改革は次の様な要綱で統制會社を設立することに落着いた。

- この様にして重役會の構成も、人絹聯が社長、専務と平取締役三、人工聯 相談役二、平取締役四、委員會の委員は双方同數と決定
- 十月中にすべての準備を整へ、十一月より事業開始の豫定となつた

これで商工省當局案は月餘にわたる人工聯の反對によつて原案を多少修正、機業家にとつてはかなり有利なものとなつたのである。

しかしいづれにしても今後人絹輸出機業は人絹會社の賃織となつてその下に隷屬せざるを得なくなつた。

にたる輸出振興が果して圓滑に遂行されるか否や、やがて兩者の間に價格の問題その他を繞つて抗爭激化を醸成するおそれなきや等々不安はかなりあり得る。

綿毛品にリンク制

綿混用羊毛製品の出振を期するため、羊毛工業界ではかねてより羊毛製品棉リンクの實施方を商工當局に陳情中であつたが六月下旬商工省案として輸出向羊毛品棉リンク制要綱の許可發表があつた。その要綱の主要は次の如きものであつた。

- 一 羊毛工業會と紡聯とは本要綱により輸出向(滿、關、支を除く)羊毛製品に混用せる棉花のリンクを實施する
- 二 綿スライパーリンク數量(イ)毛糸の場合には棉纖維含有量百ポンドにつき百十五ポンド(ロ)毛織物、毛メリヤスおよび同製品用糸の場合には同じく百ポンドにつき百廿五ポンド
- 三 輸出義務期間、工業會員は綿スライパーの供給を受けたる日より毛糸は四ヶ月以内毛織物その他は六ヶ月以内に製品を輸出すること
- 四 紡聯會員は工業會員に供給せる綿スライ

ペーに相當量の棉花の輸入申請をなすことを得

スフリンクの改革

スフ輸出振興委員會は八月廿六日スフリンク機構改正案を決議し輸出の促進をはかることになつた。すなはち従来のスフリンク機構による場合は輸商聯の約定證明書により製品輸出以前に原料バルブの割當をうけてゐたが今回の改革案によれば輸出免狀、B・Lにリンクさせ製品輸出後見送りとしてバルブの割當をうけることになつたのである。その結果滞貨の防止のため輸出の振興がはかり得られることになるわけである。改革案要綱は次の通りである。

- 一 スフ買附證明書、スフ受渡證明書は従來通りその都度組合員より本組合に提出すること
- 二 スフ買附證明書は従來の賣約届を添附するを要せず
- 三 本組合は買附證明書に登録印を捺印したるうへ、組合員に返却するものとす
- 四 組合員は紡績會社その他より受取りたる輸出組合證明のスフ糸輸出證明書(輸出組合輸出商、紡績會社、生産者)または輸出

- 聯合では生産者側の統制會社に對抗して九月十三日理事會を開き、次の如き要綱に基づき輸商聯共同出資の輸出振興會社案を提出した
- 一 名稱——日本絹、人絹織物輸出振興株式會社(假稱)
- 二 資本金——五百萬圓(輸聯五〇%、輸聯および商聯の組合員各二五%)
- 三 事業——生産統制會社より織物の一括購入、輸聯組合員への一括販賣および市場價格の統制——ストックの買上げ
- 四 運用——購入および販賣は商聯組合員をしてその損益計算の下に代行せしめ得るものとす、購入は輸聯組合員の注文に基づくことを原則とするもの市場性ある品種はストックすることを得るものとす、販賣に當り一定の登録手数料を徴收し、輸出實績に應じて株式に分配し、特別獎勵並とする、料率は生産統制會社の徴收する登録手数料率に對照決定する。輸聯は組合員をして輸出振興會社、または輸聯組合員以外より輸出向人絹織物を購入せしめざるものとす
- この案は目下商工省、商聯と折衝中であるが近く實現する豫定となつてゐる。かかる生産者と商業者とを分離した二本建の統制會社

聯合證明書の輸出織物何受證明書(輸聯、輸出商、機業者、紡績會社、生産者)は正及寫し二通、第三項の登録買附證明書及び輸出向スフ見送りバルブ割當申請書とを本組合に提出し、本組合はこれを審査した上スフ生産割當及び見送りバルブ割當をすること

右買附證明書と輸出證明書または何受證明書はその内容及び數量の一致を要するが、織物の場合の引渡糸と織物量との差不適品率の範圍内である

- 五 本組合定款第四十二條の二、スフリンク制實施要綱第十七條により一定規程内にバルブ割當の申請をすることを要す
- 内地バルブ用材供出を府縣別に割當て産地と需要者をリンクせしめるため、農林省では年度激増しつゝあつたバルブ用材の需給問題について考慮した。即ちバルブ材は需要者の産地買漁りの結果不圓滑となつてゐたので農林當局としては新しくバルブ用材の供出量を府縣別に割當てさらに製紙界人織界の代表者の協議會に於て配給數量を決定し、この結果に準據し産地別、府縣別とバルブ用材需要者とをリンクせしめんとした

人造纖維とバルブ検討

我國の豊富で低廉な勞力を基として、極東市場を對稱とする綿業、米大陸依存の生糸業等があり更に人織業はこれ等にふりわけられんとした輸出企業の道を迫つてゐたが、第二次の歐洲大戰により英米プロットの輸出は杜絶し、十五年度下期から低價制度と數量限定による自由主義産業より、統制産業への性格の變化によつて、業界は變化し、東亞共榮圈プロットとしての棉花、生糸、柞蠶糸、羊毛、代用纖維に對し東亞プロットの資源調査が實施せられることとなり、外國バルブの輸入杜絶には自給自足の方針を採ることとなつたのである。

人絹生産の減退

十五年度九月人絹聯傘下の生産高は約十五萬兩位であり本年上期には比較的好調で、月平均十八、九萬兩であつたが秋には一割減と言つた處に低落してゐる。

人絹生産高(單位兩)

一月	一七、三九	二月	一八、六五
三月	一九、八六	四月	一九、六六
五月	一九、二五	六月	一八、九三
七月	一七、四七	八月	一五、〇〇

(備考)人絹聯調。但し八月は推定

人造纖維産業が現在當面した生産の減退に
よる打撃は次のごとく要約される

- 一 現在人絹糸の月産高は内需用八萬五千
兩、輸出用五萬五千兩、特殊用一萬兩で
合計十五、六萬兩となつてゐるが、現人
絹會社設備能力からみれば三割以下の
操業率にすぎない
- 二 スフ生産高は民需月産二千萬ポンドで
各社設備公稱能力から推算すると僅かに
一割四分にすぎず、輸出および特殊用途
を含めても三割程度が操業してゐるにす
ぎない
- 三 しかもスフ、人絹の生産は原料バルブ
以外に多量の苛性ソーダ生産量の六割一
六割五分使用と二硫化炭素(同様九割六
分使用)を必要とする。この原材料の配
給關係が絶えず不圓滑を續け、漸くスト
ックの融通で今期を切り抜けた
- 四 輸出入人絹、スフとも一時は最高價格
を突破し、人絹糸など百一、三十圓で契
約があつたが、夏ごろには五十五圓見當
に没落し、遂にコスト(人絹糸は七十圓
以上)を大巾に割るに至つた。そこで人
絹、スフともに輸出數量制限を行ひ、わ
づかに輸出價格を維持してゐる状態であ
る

輸出が不振の状況に陥つたために、輸出數
量制限により辛うじて價格の維持を行つてゐ
る有様である。たとへば、人絹について最近
のこれらの方策について述べれば以下の通り
となつてゐる

在荷の増高と相場の高騰に鑑み、この對策
として原糸人絹については、八月の輸出人絹
糸生産割當(織糸を含む)を六萬五千兩に制
限した。さらに九、十月は織糸を除く輸出
用人絹糸の人絹聯の販賣數量を各月一萬兩に
壓縮し、他方、輸出用は七十圓の輸出最低價
格を決定した。また人絹織物については人絹
聯および商聯は手持在荷の發注は八月十五
日以後の輸出實績の二分の一に制限して、棚
上げ品を順次消化せしめることに決定實施し
た

九月に至つてはこれらの統制策はさらに強
化された。織物については、前月決定の滞貨
の棚上、新規發注制限に加へて、九月分輸出
織物用原糸の生産割當は七、八兩より五千
兩減の一萬五千兩と決定した

の影響は、目下のところでは、海外の假需要
を生んで、このために滞貨は逐次消化せられ
るに至つた

バルブは自給自足

歐洲戰亂の進行に従つて、現行の輸出入リ
ンク制は全く死文に等しいものと化して仕舞
つた。特に輸出人絹糸布の見返りとして、輸
入人絹バルブは最近の國産バルブ増産計畫の
進捗から極度に壓縮されて、今後の輸入爲替
許可は國産バルブの品質缺陷を補ふ圓滑消費
程度のもが僅かに輸入されるにすぎない情
勢になつてきたのは注目すべきことである

このやうなバルブ自給への基礎をなす國産
バルブは大體明年度に供給能力三十萬トン強
一本年度における生産高二十五萬トンにな
るので、これによりスフ、人絹バルブは國産
品により自給自足し得る。さらに若干の原料
品を除いては、二硫化炭素、硫酸、苛性曹達
鹽を除いては、海外に依存しなくても自給し得
る。人造纖維部門においては、東亞共榮團に
おける完全なるアウタルキーが確立される
かかるバルブの國內生産の確立によつて意
味せられる問題は、在來のバルブの輸入先で
ある米國およびカナダとの今後の政治的動

向に關係がなくなつたことである。國內資源
に基礎をおき得る人造纖維は同時に東亞共榮
團内における自給に生産の目標をおくことが
可能になつた。即ち、日本纖維工業の生糸以
外の人絹、スフ輸出高(單位千圓)

年(年計)	人絹糸	人絹織物
十三年(年計)	一七、八八	二五、七三
十四年(年計)	二九、四八	三三、九三
十四年一―六月	一一、四三	七、四六
十五年一―六月	三、八六	六、三〇

スフの一元統制

人造纖維工業の諸問題、海外市場依存性の
放棄、原料生産の國産化によつて、直ちに新
しい方向、東亞共榮團の自給自足が可能であ
るといふことを意味するものではない

人造纖維工業の諸問題、海外市場依存性の
放棄、原料生産の國産化によつて、直ちに新
しい方向、東亞共榮團の自給自足が可能であ
るといふことを意味するものではない

外の生産物の致命的な缺陷である材料の海外
依存と同時に販賣市場の海外依存から少くも
も人絹、スフにおいては離脱し得るものとみ
られる

スフ	スフ糸	スフ織物
一五	一〇、六七	三六、七〇
三、九三	二、八〇	二九、五二
七、四六	四、四六	一七、三七
一〇、八三	八、三二	七、八元

織物の複雑な状態よりも、紡績會社、羊毛
會社、人絹會社とスフ會社の關係はより一層
混亂してゐる。生産設備の同一性によつて、
當局のスフ獎勵方針によつて、人絹製造會社
は殆ど全部スフ生産を行つてゐる。また紡績
會社の大多數は棉花の輸入制限以來、綿、ス
フの混紡、スフ糸の紡績をしてゐる

現在のこれら諸會社の数は、紡績所屬會社
七十五社、人絹聯合會二十社、スフ製造工組
三十三社、羊毛工業會三十三社(各聯合會に
は二重加入もある)となつてゐる

纖維産業再出發

スフ會社の専紡中心主義は、對紡聯糸會社
との外部的な問題を惹起したが、さらにスフ

製造一組内部においても、優秀會社への操業
集中と、品質の確保、經の合理化への傾向
が生じてきた。スフ工聯の理事會案として傳
へられてゐる案では、一定水準以下のスフを
生産した會社は、從來の實績より三割減の配
給として、遂に三、四月後には會社操業率
が零となるやうになる。このやうにして會社
の整理をした上に、ブロック別のプール制が
採用されることになるであらう、といふので
ある

同様のことが人絹界にも適用されるらしい
纖維製品規格單純化をはかるとともに、
品質の低下を防止するために商工省ではすで
に、スフ織物、スフメリヤス生地、毛織物に
ついては纖維製品製造制限規則に基づく規格
検査を實施してゐる。人絹織物についても同
様、規格検査を實施する必要があるので、纖
維製品製造制限規則および表示を改正、十月二
日公布、十二月一日より實施することになつ
た。この規則の改正により人絹織物の種類は
大體従來通り九十種を認めたが、規格は従來
二十種くらゐあつたものを二百四十八種に制
限した

人絹業の再編成の機運は、商工省當局の企
業合同の獎勵のほかに、織物進出問題と人絹

織物の規格統一問題、さらに生産コストの値上り等によつて弱小會社の整理の必要にまで至つてゐる。かかる整理の必要は、下期の人造纖維(スフ、人絹ともに)會社の成績低下と減配とが日東紡、新興人絹、東京人絹等によつて先驅された

蠶糸業の検討

戦時下にあつて資材、努力、肥料等いづれも他の重要産業或は農産物の増産に振り向けねばならず、他方生糸の市場が米國のみが唯一の市場であるため、米國におけるナイロンその他競争纖維の進出、或は最近の對日政策の悪化、さらに生糸が、日本、米國いづれにとつても生活必需品ではなく、奢侈品に屬し、特に軍需的原料としてはさほど重要なものでないといふ要素が一齊に表面に押出されて來て今やわが蠶糸業が一大難局に直面するに至つた

かつて筆者はナイロンについて簡単に述べた時、蠶糸業はそれ自體に包蔵する矛盾によつて、いつかは優秀なる人造纖維によつて驅逐されるのではないか、結局蠶糸業は滅びて行く産業ではないかと述べたのであつたが、今事變以來の蠶糸業は外貨獲得の重大使命を

負はされた上、國內纖維原料不足、インフレ浸潤による國內需要の旺盛や、地方支那蠶糸業の壊滅、第二次歐洲大戰勃發による米國消費増加等の諸事情下にあつて、原料の國內自給の強味を發揮して蠶糸業士國の觀を呈した。しかしこれら事變以來の諸事情は、わが産業發展の經濟法則あるひは歴史的法則を否定するものでなく、一時的にも表面を翳したものに過ぎず、寧ろ米國の對日政策の悪化あるひは國內の生産力擴充、農産物増産の要請は、わが蠶糸業の再検討乃至大轉換を切實に考慮せしめるきっかけとなつた

回顧の諸情況

繭價は他の工業品の如く生産費によつて決されるものではなく、原價構成力は遙かに微弱であつて、繭一貫當り何圓といふも、それは一種の擬制計算にすぎないことは論をまたないところである。この點は生糸においても同様で、生糸がバイヤース・マーケットの商品といはれることによつても肯かれよう。従つて糸價が内外需要によつて支配され、延いて糸價が繭價を支配して繭價が繭生産費(擬制的計算)を遙かに下廻る事は今日までしばしばあつた。しかし繭も農産品として取引さ

れる以上、繭價が、擬制的にして、繭生産費を保證せねばならず、また繭價が糸價を決定することも論を俟たない。政府が糸價千三百五十圓を維持するため、帝蠶をして買上げさせ、また總動員法第十一條により興銀から三千萬圓を帝蠶に融資せしめる如きは、外貨獲得上の必要を暫く措くとしても、糸價の維持延いて繭價の保證にあることは明かなところである

蠶糸業に課せられた問題は、今年度中は大體十二、三萬圓の政府買上げを實行すれば、糸價千三百五十圓を維持し得るとしても、來年度はもし米國の消費が激減した場合、政府買上げの姑息的手段をもつて果して糸價を維持し得るかどうか、生糸のわが國內消費は十四年度合計約四十萬圓に對し十五年度は概々三十五萬圓を出でまいと豫想せられてゐる状態で、自然のままに放置すれば、價格その他の關係から生糸の國內消費はすでに飽和點に達し動もすれば減退の傾向にさへ轉せんとする有様である。事實國內に於ける生糸の消費は綿紗お召等の高級織物に使用されてをり最低限度において國民生活の維持、確味を期すべき現状において、激増せる生糸の國內消費の用途の多くが高級絹織物の生産に向けられ

てをる従つて生糸の國內消費を増加せしむるためには經濟的には結局糸價千三百五十圓が問題となり、寧ろ糸價の相場を引上げるならば、國內消費がさらに下級織物にまで増加せしめられる状態であつた

洋紙共販會社創立

商工省の逕應により豫て設立準備中の洋紙共販會社(資本金百萬圓、半額拂込)は第一回株金拂込を完了したので十一月卅日丸の内會館に創立總會を開き定款を附議承認の後左の如く役員を決定十六年一月廿日より業務を開始することとなつた、會社の主要業務は國內産政府指定洋紙全部(印刷用紙、筆記用紙、圖書用紙)を製造業者より買取り元賣業者に賣渡すものであるが同共販會社は専ら統制業務を行ひ物品の受渡代金の決済其他取引上の實質的責任は當 製造業者と元賣業者間に於て一切負擔することとなつてゐる

△社長高島菊次郎(子製紙)、△専務取締役井上憲一(同上) △常務取締役稻葉淺吉(同上)
△取締役信貴英藏(三菱製紙)、同田村又吉(北製紙)、同佐野(作(大昭和製紙))
同加藤正雄(日本紙業)、同井上齋治郎

(小田原製紙) △監査役井上源之丞(巴川製紙)、同西野市共衛(西野製紙)、同神山廣(丸三製紙)、同鈴木郁(東洋製紙)

棉花増産國策

機關要問題

東亞綿業協議會(第二回)總會は十一月大坂綿業會館に於いて開催
官廳側から拓務省 産局農林課長福島四雄
三、企劃院調査官正木一冬、商工部纖維局事務官酒井弘、大阪府商工第一課長記内角一の各氏が出席

大日本紡績聯合會から津田信吾、井上源、關桂三、三村和義、友田久雄、加藤止人、堀文平、伊藤忠兵衛、白石幸三郎、初塚保一郎、川勝傳
棉花同業會より笹岡茂七、大日本輸出綿糸布振興組主任藤幸次郎、越智嘉三郎
在華日本紡績同業會より岡田源太郎、戸川濱男、倉知四郎など
滿洲纖維聯合會及び關東州纖維聯合會は指原亨、鷲登芳助、濱田善助
朝鮮紡績工業組合より西崎鶴司、吳桂善、佐藤謙吉の各氏日滿、支關係者約百餘名

が一堂に會し戦時統制下、東亞綿業の當面問題につき懇談を行つたが總會次第に懇談會の概要は左の通りで特に華北、華中に於ける棉花増産の必要を強調してその實行手段を講ずるべく、當會に於いて申合せを行ひ、尙懇談會終了後福島農林課長、正木調査官の特別講演があつた

一 司會者閉會の辭(紡績白石氏) 一、會長挨拶(紡績津田會長) 一、議事(イ)會則變更の件(ロ)經費報告の件(ハ)事務局強化の件、司會者閉會の辭、懇談會(討議題目)(イ)東亞共榮圈内棉業需給調整とその一般方策について(ロ)原料問題(A)原棉問題、棉花自給方策並に將來に對する見透し、支那棉の増産確保に對する方策(B)パルプ問題、パルプの現状並に輸入の見透(ハ)封鎖の場合需給を如何にするか、(ニ)日滿支三國經濟建設十ヶ年計畫と大陸移駐の問題
懇談會概略岡田源太郎(内外新聞社長、在華紡代表) 事務前支那紡績は邦人外國人を混せて約五百萬圓あつたがその中二百五十萬圓を失つて現在在華日本紡は二百四十萬圓に達して居り、原棉關係では世界の三大棉産國たる支那は昭和十一年度中には千

四百萬ビクルの産額を示したが最近は非常に減少して五割以上に達する操縦を實行して居る譯だ、共榮團確立の上に放任することとは出来ず、支那棉花の増産は緊要事なりと信し現在支那、滿洲、朝鮮、臺灣、南洋の各地を含む日本棉花栽培協會の機能を擴大し中支、北支の棉花改進黨の活動力を一層大ならしめることを希望する、これは支那農民を潤し、治安回復にも影響する處大であらうし、先づもつて増産の爲に凡ゆる努力を拂はねばならぬ、この爲支那日本兩政府の資金補助民間寄附金を以つて軍官民一體となつて増産八ヶ年計畫の完遂を期したいと思ふ次第である、更に一方法として綿業關係者の出資によつて國策會社を設立官民協力目的達成に努力すべきである

滿洲(滿洲紡績社長、滿鐵代表) 滿洲(白石幸三郎) (紡績事務理事) 日滿支十ヶ年

六割四分を維持して居るが十二年の供給六億ヤールが昨年は一億三千ヤールとなり本年は更に一億ヤードに足りないかも知れない、元來滿洲への棉花供給の必要量は百萬ビクルと思はれるが二十八萬ビクル見當が約一割の實情であるから、日滿支有無通ずる密接なる對策を希望して止まない

三村和義(日本紡績、紡績代表) 日本が二十五ヤード、其の他が十ヤード位の消費實況を示して居た東亞諸國は總計八十四億ヤードの消費力をもつて居る、設備は千六百八十九萬錘あるから一錘當り一日當り百四十萬錘出ると大體自給出来る自信があるが目下着々進行して居る朝鮮、支那、臺灣、滿洲、關東州などで一千七百七十八萬ビクルは近く實現は豫想出来るが三千萬ビクル自給を目ざして努力せねばならない

白石幸三郎(紡績事務理事) 日滿支十ヶ年

事業には特色があつて無理な方策を考へることはいけないが、十一年の二十%、十二年の二十一%、十三年の三十五%、十四年の三十%と現在の四十三%と拍車した此の際、大陸現地のこれを受け入れる可能性などを考へ合せて支那需要に應へる爲からでも休錘移駐の百年の計を構へる必要を痛感するものである、萬全を策するなれば千九百萬ビクルの棉花生産も思ふほど難事ではあるまい、十一年の調査によると青島が十七圓六十錢、内地が二十三圓五十錢と綿糸生産費は遙に大陸が安値であつて、現實的な色々な阻害事情はあらうけれども熱心なる考慮を促す次第だ

加藤正人(綿華紡績社長) 以上各氏の話は要は棉花増産に歸着すると思ふ、大陸移駐にしても現在では在華、在滿紡とも原料難で困つて居るので實際的には實現が困難だ棉花増産の具體的方策をこの協議會で樹立すべきことを提案する

即ち加藤正人氏の緊急動議に對し津田會長より加藤、岡田、三村、指原、佐藤の各起章委員を指名して左の申合せを行つたが、これが具體策については日滿支一體になつて國策的機構の設立などについて、更に會長より特

別實行委員を指名して政府と連絡、實現を急ぐことになつた

現下の國際情勢に鑑み、我が東亞共榮圈内に於ける纖維資源を確保し、特に棉花の自給自足政策を確立することは焦眉の急務なり、よつて本會は日本棉花栽培協會、華北華中棉花改進黨と協力し、華北及び華中に於け 既定の棉花増産計畫の急速なる實現を期す

スフ 格付 變更

商工省では纖維工業試験所の検査成績によりスフ格付を改正、十一月一日付で告示、變更銘柄は廿四銘柄上げとなつたもの十五、格下げ九である

一 格上げとなるもの

- 太陽スフ(太陽レイヨン) 一圓上げ、麗峰(東京人絹) 一圓上げ日光(日本人造纖維) 一圓上げ、錦華(錦華紡) 一圓上げ、明星(明正紡) 一圓上げ、日本レイヨン宇治(日本レイヨン) 一圓上げ、カネファイル高砂(高砂) 一圓上げ、ニッケ(日本毛織) 一圓上げ、ヨロナ(日出紡) 二圓上げ、日熊萩(吳羽紡) 一圓上げ、曹光(日曹人絹バルブ) 一圓上げ、花馬蹄スフ(日清紡) 一圓上げ、櫻人工(新潟人絹)

一圓上げ、新日本レイヨン江津(新日本レイヨン) 一圓上げ、倉敷ファイバー新居濱(倉敷紡績) 二圓上げ

二 格下げとなるもの

- サクラファイル(福島人絹) 一圓下げ、カネファイル防府(防府) 一圓下げ、鶴鹿(大月本紡) 一圓下げ、帝人三原(帝國人絹) 三圓下げ、ウルツ(壽織維) 一圓下げ、富士島居(富士紡) 一圓下げ、東洋スフ(東洋レイヨン) 一圓下げ、第二帝人三原(第二帝人) 一圓下げ、帝人岩國(帝國人絹) 二圓下げ

綿製品の切符制度

特免綿製品の範圍

纖維製品は、古來生活必需品の筆頭を承はつてゐるが、綿製品は、その數量の多い點において、用途の廣汎な點において、一頭地を抜いてゐる

このやうに重要な物資であるが、遺憾なことは、原料の棉花が殆んど輸入に依存してゐるために、支那事變遂行の必要下設けられた爲資助計畫では、國內用の綿製品といふものは、一應わが國から消滅してしまつた、その穴埋めとして、スフ製品を以て代用する

こととなつたのである

しかしながらスフ製品には、本質的に、水に弱いとか激しい使用に堪へないとかいふ弱點があるので、用途によつては、綿製品を以てせねばならない向きのものであるのである。國內用綿製品も、従來生産されてゐるのである。そ 一番大用途は、軍需品は別として、いはゆる生産資材と稱するものである。工業用濾布とか、自動車のタイヤコードとか漁網とかいつた類の製品がこれである

これ等は衣料品ではないが、衣料品の中でも、生産資材に準すべき品物がある。軍手、ちか足袋、労働作業衣などはこの類である。これ等、製品は、いはゆる特免綿製品として或る程度生産されてゐるが、一般國民の生活に缺くことのできない晒や、金巾といった類の製品は、先づ完全に姿を消してしまつた。しかし國民一般の消費に充てる綿製品が、全然生産されてゐないわけではない。これ等の製品にも亦一種がある

その一つは、紡績工程に生じる落棉と、バテール・ファイバーでできた、十番と稱する混紡糸を原料とする製品である。いふまでもなく内地用の綿製品の製造は僅少に制限されてゐるが、元來綿業はわが國輸出産業の大

宗であるから今日でも、紡織業全體としては相當の操業が行はれてゐるのであつて、その紡績工程において生ずる落棉の量も相當數量に上るのである。その短い纖維の落棉を、長い纖維のスフでつないで紡績した糸が十番であつて、スフの弱點を相當に補ふことができ、十番手といふ太い糸であるから、用途には自ら制限があつて、今日ではネル、軍手、軍足、メリヤス、靴下（本品は今日では底の部だけに使用されてゐる）といったものが、製造されてゐる。これ等は正確な意味で綿製品とはいへないが、特産綿製品として取扱はれてゐる。

第二のものは、製品の用途上スフでは代用しにくい種類のものに、製造が認められてゐるものがある。ガーゼ、手拭、絹木綿等がこれであつて、その數量は特に僅かである。このやうに今日まで日常の衣料關係を充足すべき綿製品の供給は、極端に壓縮されてゐるから、一の際特免の範圍を擴げて、眞にスフでは代用できないものには、最低限度でよいから、棉花を使用せよとの議論があるのである。その趣旨は、漸次物資動員計畫中にも、採り入れられてくることであらうが、とりあへずの問題としては、すでに製造されて

ゐる特産綿製品だけでも、國民に公平に公定價格で供給したいといふ考へから、特産綿製品の中から、配給機構が整備されたものについて、切符制度が採用されることとなつた。

切符制度になる品物

まづ切符制度を適用する品物は何かといふと、前述の絹木綿、ネル、手拭の三種の外に、嬰兒の肌着用として晒金巾が加へられた。晒金巾は、輸出検査に不適合となつたものであつて、一年間に生れる嬰兒に各六碼（三十六吋巾のもの）を配給し得る數量の確保ができたのである。元來不適合品であるから厚薄各種のものがあつて、各人に一樣のものが行かないこととなるのであるが、これは豫じめ諒察しておいていたゞきたい。ネルもこの晒金巾と同量の生産があるので、二者を合せて嬰兒用品として配給される。

手拭の數量は今日の生産の現状では、一年間に國民一人當り一本を供給するに足らないのであるが、これは、なるべく早く増量ができるやうにならう。最も配給困難なものは絹木綿で、當局としてはその數量の上からいつて、また配給の對象となし得る點からいつて小學校の五年の男兒に對して一人一反といふ

配給案を立てて、全國に通牒を發した。勿論大人用の絹も生産されてゐるが、これは切符制度から除外す。こととした。なほ今後の絹の生産は、兒童用品の生産に主力を注ぐ豫定で、大人用のものの生産は著るしく減少することとなるであらう。

切符制度のやり方

以上の綿製品は、それらの配給通路を通じて最後に道府縣の織物雜貨小賣商業組合聯合會か、百貨店組合の道府縣支部に届けられる。そこでこの商聯又は百貨店組合は、毎月届けられた商品について、それらの配給計畫を立てて、切符を發行する。

その切符は、地方長官の査閲を受けて更に市町村長に配付される。市町村長はそれ等の切符を品種によつて便宜な經由機關を通じて消費者に交付する。その經由機關といふのは、嬰兒用品については、市町村役場の戸籍係であり、絹木綿は小學校の先生であり、手拭は町會、部落會を通じて隣組單位に交付することに豫定してゐる。隣組の内部のことは、豫じめ順番を抽籤などで極めておいて、手拭の配給があつた度に右の順位で、上位の者から順々に受取る。

化學工業

代用化學工業品

概況 代用化學工業の振興と發展は、戰時經濟の統制強化と、國際情勢の端倪すべからざる變轉によつて益々其の必要性は高潮せられるに至つた。

即ち對外支拂の節約を目的とする原資材の輸入制限、軍需用、或は生産擴張産業回資材確保を目的とする一般民需向原資材の使用制限、配給統制の強化、本年度になつて最も顯著なる現象としては第一次歐洲大戰の長期化傾向、及び米國の對日強硬政策等による第三國より必要物資の輸入困難等の諸情勢は日

化學工業

一日と總ゆる物資にわたる代用化學工業の確立と發展に嚮望すること切なるものがあるに至つた。代用化學工業品はこれを大別して

- 一 日常生活品
- 二 工業用品
- 三 生職用品

の三部門に別ち得る、見方を變へて云へば、

一 最終消費品
二 生産用原材料
とに分類し得るだらう、此の場合、前者の一、と二、が後者の一に抱括されることになるが、其の用途から見ると斯る抱括的分類は安當性を欠くこと後述の如くである。我々の日常生活用品は戰時經濟の進行に伴ひ其の素材と品種の多様性が漸次稀薄となりつゝある、皮革、ゴム、鐵、非鐵金屬等我々の生活と最も密接なる關係にある物資が使用制限、配給統制等のため日常生活品の素材としての利用が不可能になりこれに代る素材の發明、と生産が必須となつて來た皮革代用

品、ゴム代用品、金屬代用品等がこれである、然も斯る代用素材を必要とする方面は日常生活用品にのみ限られた理ではない。工業用品に於ても然りである。されど現下の國際的、經濟的事情からして最も早急なる解決を要望され、將來に於ける代用化學工業の方向を基礎づけるものは専ら其供給を輸入に仰ぐ生産用素材の代用品、發明、發見、生産である、斯る代用品の出現を現下の日本は多大の期待を以て待望してゐる、卑近な一例を數へるとタンニン、カーボンブラック、石綿、代用纖維、カゼイン、水銀、樹脂、ゴム、皮革等枚舉にいとまがない。

今日迄の代用品工業界は遺憾ながら生産材の代用品ではなく、主として生活用品のそれを生産するに主力が注がれ、關係官廳の指導も亦此處にあつた様である。戰時經濟の進行に伴ふ一般的物資不足は、代用品製作用原資材の供給にも支障を來すに至り、従つて斯の如き指導に一大轉換期が到來した。

代用化學工業品

振興の政府施設

商工者では代用品工業の振興と發展のため

化學工業

昨年引續き二百七十三萬一千餘圓の豫算を計上しこれが施設に萬全を期してゐるがその内容は次の如きものである

一 總務局關係

(イ) 商工省主催代用品振興展覽會費九萬圓

(ロ) 代用品普及宣傳費三萬一千五百圓

内 譯

社團法人代用品工業協會交付金 萬六千圓
國策代用品普及會交付金五千圓
財團法人戰時物資活用協會交付金五百圓

二 化學局關係

(イ) 代用化學工業習見本製作費補助三十萬圓
(ロ) 代用化學工業習見本製作費補助五十萬圓

三 振興部關係

代用品生産、轉業對策に關する費用(中、小工業組合を對象とする)

内 譯

(イ) 講習會(輸出、重需、代用品、等の製作指導講習會)として豫算十一萬圓を計上、(十四年度は十萬圓)各府縣の申請に基き交付、當該府縣の實情に即し前記三講習會中適宜のものに使用せしむ

る分より逐次發表の豫定なり

昭和十五年十月三十日

特許局

交付種別	件數	交付金額
ゴム代用品の研究	四一	六〇〇圓
金屬代用品の研究	五	一三、七〇〇圓
纖維關係代用品の研究	六	八〇〇圓
其の他の代用品の研究	一六	三、〇〇〇圓
合 計	三〇	六三、九〇〇圓

研究費交付一覽

桑皮より織物用纖維を製造する研究一、三〇〇圓
○圓堀込堀治「トタン」並に「スレート」代用品の研究一、五〇〇圓
○圓堀三衛「ニッケル」鋼代用「バナヂウム」鋼製造法の研究五、〇〇〇圓
○圓梅津七藏植物殺菌劑「ボルドウ」液調製法の研究により銅鹽の消費節約を圖る代用品の研究一、〇〇〇圓
○圓大島基平、石油系洗滌劑の研究一、〇〇〇圓
○圓富士油の代用品たる洗滌劑の研究一、五〇〇圓
○圓北學工業株式會社取締役社長櫻井省三、醗酵生産物より「ブタヂェン」系合成「ゴム」の製造法の研究五、〇〇〇圓
○圓坂口謙一郎、外國製加硫促進劑の代用品の研究四、〇〇〇圓
○圓大内新興化學工業株式會社 取締役社長 大内隼人、

「イゲボン」Tに代用し得る洗滌劑其の他の製造方法の研究三、〇〇〇圓
○圓大阪合同株式會社 取締役多田繁三郎、人絹製造用「ノヅル」材の研究一、七〇〇圓
○圓西村秀雄、漁網用防腐染料製造法の研究一、〇〇〇圓
○圓高橋檢、「クロム」、「タングステン」、「チタニウム」等より輸入硫酸製造用「ヴァナヂウム」觸媒代用品製造の研究一、〇〇〇圓
○圓中澤良夫外一名、金屬(主に眞鍮)代用プラスチック(セルロイド)フラスナー製作の研究一、〇〇〇圓
○圓喜多金屬プラスチック工業株式會社代表取締役喜多芳太郎、合成樹脂に依る金屬製藥の代用品製造の研究三、〇〇〇圓
○圓船久保英一、止血劑代用品として「ビタミン」K及其同族體の製造法の研究一、五〇〇圓
○圓服部啓六、印刷「インキ」用「トナーブルー」代用顔料の製造研究及其原料の品質改良の研究三、〇〇〇圓
○圓山本永之助、「サンドニン」代用品としての「フイクシン」及其同族體の合成の研究一、五〇〇圓
○圓岡原國男、酵母中に存在す 血糖降下劑の研究三、〇〇〇圓
○圓永井豊太郎、「ガソリン」代用品の研究一、五〇〇圓
○圓竹尾美則、「アセビ」より國産農業殺蟲劑製造の研究一、〇〇〇圓
○圓姫崎良吉、桐油原料とする護謨代用品の製造法の研究三、〇〇〇圓
○圓鈴木春次、「ニッケル

ル」合金塵粉代用磁性合金塵粉の製造法の研究一、〇〇〇圓
○圓東北金屬工業株式會社 専務取締役馬場武一、「ポリヴィール」樹脂應用の彈性に富む人造纖維の研究一、三〇〇圓
○圓立川正三、棉花、羊毛、麻に代用すべき更生纖維の研究一、五〇〇圓
○圓立川正三、靱皮纖維類より羊毛代用品製造の研究一、五〇〇圓
○圓大光光外一名、稻粟より人造纖維用「バルブ」を製造する研究一、〇〇〇圓
○圓上田嘉助、糖類の電解酸化及電解還元による「グリセリン」代用品の製造及應用の研究一、〇〇〇圓
○圓佐藤靜一、「メタクリレート」の合成の研究一、五〇〇圓
○圓今村龍男、石炭、タール等より航空機油製造の研究一、八〇〇圓
○圓伊木貞雄、再生「ゴム」粘着力附加劑の研究一、二〇〇圓
○圓宮川一郎、合成「ゴム」の研究一、四〇〇圓
○圓石島武男

して殘三十二萬三千六百圓に付ては追而指令の豫定なり

昭和十五年十二月三十日化學局

一、ヒマシ油代用品の製造(京都)日本クロス工業株式會社一〇、〇〇〇圓
二、大豆蛋白質のみを原料とする可塑物の製造(京都)日昭フイト工業株式會社一〇、〇〇〇圓
三、ブルートナーインキ(アルカリブルートナーインキ代用品)製造(大阪)大阪印刷インキ製造株式會社三、四〇〇圓
四、人造ヒマシ油の製造(兵庫)吉原製油株式會社二〇、〇〇〇圓
五、尿素フォルマリン系合成樹脂を主體とする粉末状木材接着劑の製造(愛知)愛知化學工業株式會社一三、〇〇〇圓
六、糖蜜を原料とするカルナウバ蠟代用品の製造(山形)日本有機株式會社三〇、〇〇〇圓
計六件七六、四〇〇圓

一 ヒマシ油代用品の製造 補助金壹萬圓

日本クロス工業株式會社(京都)

本件は大豆油とグリセリンとを混合加熱しエステル化反應を起さしめたる後、乾燥空氣を吹込みつつ、更に加熱攪拌することに依り特に攪拌用柔軟劑としてのヒマシ油代用品を製造せんとするものなり

二、大豆蛋白質のみを原料とする可塑物の製

化學工業

補助 金壹萬圓

日昭ライト工業株式会社(京都)
本件は原料蛋白として大豆粕より製したる大豆カゼインのみを用ひて、金屬代用のカゼイン角質物を製造せんとするものなり。
三、ブルーナーナイインキの製造 補助金參千四百圓

大阪印刷インキ製造株式会社(大阪)
本件はフクシン、アニリン及硫酸を原料として比較的簡單なる方法に依り製したる色素をレーキ化せずに用ひ、従來輸入に仰ぎたるアルカリブルーナーナイインキの代用品を製造せんとするものなり
四、人造ヒマシ油の製造 補助金壹萬圓

吉野製油株式会社(兵庫)
本件は大豆油等を原料とし之を一部硫酸化し、更に酸化し、中和、鹽酸處理等の化學的操作を施すことに依り特にロート油原料としてのヒマシ油代用品を製造せんとするものなり。
五、尿素樹脂を手體とする粉末状木材接着劑の製造 補助金壹萬參千圓
愛知化學工業株式会社(愛知)
本件は尿素、フォルマリン、苛性アルカリ等を一定條件の下に反應せしめて中間縮合體

となし、之を特別の方法を以て粉末化し、以て従來のカゼイン系以上の強力なる木材接着劑を製造せんとするものなり
六、糖蠟を原料とするカルナウバ蠟代用品の製造 補助金參萬圓
日本有機株式会社(山形)
本件は糖油より分離したる糖蠟を機械的處理により精製し、更に高壓水素添加を施し以て輸入カルナウバ蠟の代用品を製造せんとするものなり。

十五年度見本製作費 補助交付額一覽

昭和十五年年度に於ける代用化學工業品見本製作費補助申請件数は六十一件にして其の金額は六十九萬七千四百九十三圓なるも審議の結果二十二件を國際貿易改善不足物資補填上最も適當なるものと認め夫々補助金を交付せり、其の補助金は別記の如く十四萬五千八百五十圓にして今之を品種別に列擧すれば次の如し

Table with 4 columns: 品種, 件数, 交付額, 記. Includes items like 皮革及生ゴム代用品 and 補助交付額一覽.

金屬代用品 六 一四、一一九
纖維代用品 三 五五、七〇一
工業材料代用品 六 三七、八三九
其他の代用品 三 六、五二〇
計 一三 一四五、八五〇
十五年度見本製作費補助交付額一覽

一、合成ゴム一〇、〇〇〇圓大内隼人、二、紙製パッキング一、三四〇、石川源三郎、三、銅被覆アルミニウム電線各種、二、五三〇、東京特殊電線製造株式会社代表取締役濱井俊雄、四、絹紙合成空気枕、二、四〇〇、株式会社三泉清田店取締役社長三泉清九郎、五、人造絹糸製レイウール三本台せ、レイウール四本台せセレット二、九〇、五、東京人造絹糸株式会社取締役社長下郷豊彦、六、磁器製電球口金、四、五〇〇、丸井眞之助、七、グラスファイバー製フェノール紙一、八〇〇、日東硝子硝工業株式会社取締役社長古澤丈作、八、油鞣革及酸化染色黒鞣革、四、五〇〇竹内茂秀、九、瀝青質纖維素官各様及同製機手、三、四五〇、東京纖維工業株式会社取締役社長桑合清一、ヴァルカナイズドファイバー製石炭バケツ切符人スイツチカバ、七、一四〇、東洋ファイバー株式会社取締役社長西川玉之助、一一、農薬用展着劑スチカー、六、四〇〇

第二工業製業株式会社取締役社長小野茂平、
一、石炭酸樹脂製自動車用空気ポンプ一、五二五、日昭ライト工業株式会社取締役川勝隆一、二、合成樹脂製チユープ六八、二四東洋製糖株式会社代表取締役高崎達之助、一四、時代朱三、五〇〇株式会社山本商店代表取締役山本文一、一五、紙製盛棧一、六八〇増田四郎、一六、シルクル製洋服地、ゲートル、登山帽、ヤング帽、畳下四五、三九七昭和産業株式会社取締役社長安達三雄、一七、桑皮製マルベリ綱及ロープ、マルベリ麻七、四〇〇深澤民雄、一八、アルギン酸ソーダ、一〇、七三五日本水産化学株式会社代表取締役平井明、一九、絹草製、靴底、パッキング四、七七〇片倉製糸紡績株式会社取締役社長今井五介、二〇、大豆カゼイン三、六二八株式会社日清化学研究所常務取締役大鹿守義、二一、パンタグラフ用カーボン一、八二六東海電機製造株式会社取締役社長寒川恒貞、二二、陶磁製電球口金一、六〇〇加藤圓一郎、計一四五、八五〇

見本製作費補助調書

(一) 皮革及生ゴム代用品
八、油鞣革、酸化染色黒鞣革(東京)竹

内茂秀、一九、絹草製靴底、絹パッキング(埼玉)片倉製糸紡績株式会社、一、合成ゴム(東京)大内隼人、四、絹紙合成空気枕(同)株式会社三泉清田店、計、四件
皮革ゴム代用品として見本製作費を補助せんとするものは、絹革、絹草製靴底革及パッキング、多硫化物系ゴム、及紙製空気枕なり、絹革は油鞣を施したるものにして従來の鞣革に比し柔軟性に富み袋物或は小供靴等には好適の材料たり得るものと思ふ

絹草製靴底革は絹屑、繭毛羽を加熱壓搾したるものにして初期の製品より見るに其の改善の跡顯著なるものあり、絹草パッキングは耐油性に富み、耐油性パッキングとして頗る優秀なるものなり、多硫化物系合成ゴムは昭和十三年代用品製造試験費の交付を受け其の製造試験を完了せるものにして耐油性、耐老化性を要す、ゴム製品製造原料として適す、紙製空気枕は強靱なる和紙にコンニャク粉を主原料とせる塗料を塗布せるものにしてゴム製空気枕の代用品として使用し得るものと思惟す。
以上の製品は何れも製造開始後猶日淺く見本製作配布の上之が普及を圖る要ありと考へる。

(一) 金屬代用品

三、銅被覆アルミニウム電線各種(東京)東京特殊電線製造株式会社、六、磁器製電球口金(同)丸井眞之助、一〇、ヴァルカナイズドファイバー製石炭バケツ、切符人、スイツチカバ(同)東洋ファイバー株式会社、一二、石炭酸樹脂製自動車空気ポンプ(京都)日昭ライト工業株式会社、一三、合成樹脂製チユープ(大阪)東洋製糖株式会社、一三、陶磁製電球口金(岐阜)加藤圓一郎、計六件

金屬代用品として補助金を交付せんとするものはアルミニウム電線、磁器製電球口金、ヴァルカナイズドファイバー製石炭バケツ、切符人、スイツチカバ、石炭酸樹脂製自動車空気ポンプ、合成樹脂製チユープなり。アルミニウム電線は蠟附けを容勿ならしむるため、錫或は銅鍍金を施したるものにして昭和十四年度代用品發明研究奨励金の交付を受け其の研究を修了し、之が製作見本を配布をなさんとすものなり。磁器製口金は金屬製口金代用品として適當なるものと考えられるも見本配布の上其の試用成績を見る必要ありと思ふ。ヴァルカナイズドファイバー製石炭バケツ、切符人スイツチカバは何れも材料

の特性を生かしたる製品と認めらる。石炭酸樹脂製自動車空気ポンプは實用に供し得べく合成樹脂製チューブは人絹基布にビニール樹脂を塗布したるものを胴とし口金に石炭酸樹脂を用ひたものにして新規の製品なり。以上何れも見本製作補助の價值あるものと認む。

(三) 纖維代用品

五 人造絹糸製レイウール、セニレット (東京) 東京人造絹糸株式会社、一六 大豆蛋白を原料とせるシルクテール製洋服地、ゲートル、登山帽、ヤング帽、查下 (神奈川) 昭和産業株式会社、一七 桑皮製マルベリ網及ロープマルベリ麻、(同) 深澤民雄、計三件

纖維代用品として補助金を交付せんとするものは人絹製毛糸代用品、大豆蛋白羊毛製品、麻代用桑皮纖維なり。

人絹製毛糸代用品は人絹糸に特殊加工を施したるものなり、大豆蛋白羊毛は昭和十三年度に於て代用品製造試験費の補助を受け、之が製造試験を完了せるを以て製品見本を配布せんとするものにして、製品たる洋服地、ゲートル、帽子、查下は何れも適當なるものと認めらる、桑皮纖維及同纖維製ロープは強靱にして充分麻代用たり得べし。

以上何れの製品も見本製作補助の價值ありと認む。

(四) 工業資材代用品

七 グラスファイバー製フェノール紙 (東京) 日東硝子硝工業株式会社、九 瀝青質纖維管各種 (東京) 纖維素工業株式会社、一一 カゼイン代用瀝青用展着劑スチカー

一 (京都) 第二工業製薬株式会社、一八 アルギン酸ソーダ (神奈川) 日本水産化学株式会社、二〇 大豆カゼイン (愛知) 株式会社日清化学研究所、二二 パンタグラフ用カーボン (同) 東海電機製造株式会社、計六件 工業資材代用品にして補助金を交付せんとするものは、グラスファイバー製フェノール紙、瀝青質纖維管、瀝青用展着劑、アルギン酸ソーダ、大豆カゼイン、パンタグラフ用カーボンなり、グラスファイバー製フェノール紙は硝子綿を結合劑として紙状にしたるガラスファイバー紙の、表面にフェノールレジソ液を塗布乾燥したる電気絶縁材料にして硝子纖維の新規利用製品として適當なるものと考へる。

瀝青質纖維管は綿ポロを原料とし人絹製造と同工程に依りビスコースを製し之を管状に成型したるものにアスファルト質の塗料を

塗布し耐水性を賦與したるものにして電線導管等に使用し得るものと思ふ。瀝青用展着劑はカゼイン展着劑の代用として鯨油より製造せる高級アルコールを主原料とせるものにして既に農林省農事試験場にて効力を確認せられたるを以て見本配布をなさんとするものなり。

アルギン酸ソーダは海藻より製造するものにしてゼラチン、トラカントゴム、織物用糊料代用品として使用し得べし。

大豆カゼインは大豆粕より抽出せる純粋蛋白質にして最近著しく品質の改善を見たるを以てカゼイン代用品として適當なるものと思ふ。パンタグラフ用カーボンは低速電用パンタグラフとして使用し得るものと思ふ。以上何れも見本製作補助の價值あるものと認む。

(五) 其他代用品

二 紙製バックキング (東京) 石川源三郎、一四 時代朱 (大阪) 株式会社山本商店、一五 紙製塗漆 (同) 増田四郎、計三件 其他の代用品として補助金を交付せんとするものはコルク代用、紙製バックキング、銀朱代用顔料及コルク塗漆代用紙製塗漆なり

紙製バックキングは昭和十三年度に於て代用品製造試験費の交付を受け之が製造試験を完了したるものにして蠟油、其の他の塗漆バックキング用として使用し得るものと考へらる。

時代朱は水銀を原料として製造せし銀朱を有機性顔料にて代用せんとするものなり。紙製塗漆は防濕塗料を施したるコップ状の厚紙を木栓に貼り付けたるものにして其の着想面白し。

以上何れも見本製作補助の價值あるものと認む。

意見

- 一、以上の見本製作は何れも補助の價值ありと認む。
二、交付すべき金額 (別表) は何れも適當なりと認む。
三、補助金交付に當り指定すべき事項は別表の指定事項の如くすを適當なりと認む。

見本製作費補助要綱

代用化學工業品を以て物資の缺乏を補填するは刻下の急務なるも現在代用化學工業品として市販せられ居るものは其の品種、數量共に尠く従つて一般需要者には代用化學工

業品に對する認識不足且製造業者に於ては需要の確然たる見透しがかざるに因り見本の配布を躊躇せる爲代用化學工業品の普及は遅々として進捗せざる状況なり仍て代用化學工業品を急速に普及せしめ且之が需要の見透しを得しむる爲代用化學工業品の製造業者に對し見本の配布を爲さんとする者に對し左記要領に依り補助金を交付す。

補助金を受くべきもの

- 補助金を受くべきものはグラスファイバー製品、ロックファイバー製品、コルク代用品 (例へば原紙製品、再生コルク等)、絹角質物、大豆カゼイン、製紙用粘膠代用品 (例へば大豆グリー)、合成タンニン、代用ゴム製品 (例へばゴムホース、ゴム布靴底) 等新規代用化學工業品たることを要するものとし之が優秀なる物資の製造業者にして見本の配布を爲さんとする者に對し見本製造補助の全額を補助す、但し左の一に該當するものにては補助金を交付せず一、既に廣く普及せるもの
二、被代用品に比し其の品質著しく劣悪なるか又は著しく高價なるもの。
三、生産能力乏しきもの。
四、原材料の入手極めて困難なるもの。

五、申請者の資格不適當なるもの。

六、其他本制度の趣旨に副はざるもの。

見本の配布方法

見本の配布に關しては補助金交付の際指不することあるべし。

申請手續

本補助金の申請書は左記要領に依り調製し附屬書類 (事業概要、定款、貸借對照表、財産目録) 及見本を添附の上製造場所所轄地方廳を経由して五月末日迄に商工大臣に提出するものとす。

- 一、代用化學工業品の名稱
二、代用化學工業品の市販状況
三、代用化學工業品の市販困難なる事情
四、代用化學工業品の生産能力
五、主要原材料の入手方法
六、見本の配布計畫
七、補助を受けんとする金額
八、見本製作費豫算

見本製作費補助申請書

調製要領

- 一、代用化學工業品の名稱
例へばカーバイドを原料とせる合成ゴム、

大豆カゼインを原料とせる金屬代用品等の如く製造しつつある代用化學工業品の原料及用途關係を記載すること。

二、代用化學工業品の市販状況

本年一月乃至三月に於ける受注數量及金額、市販數量及金額並に主なる特注先を記載すること

三、代用化學工業品の市販困難なる事情
製品の市販困難なる事情に付詳細に記載すること

四、代用化學工業品の生産能力

現在の一ヶ月當り生産能力を記載すること

五、主要原材料の入手方法

1、主要原材料名及其の入手方法(組合より配給を受ける者に就ては組名)
2、本年一月乃至三月に於ける原材料の入手實績

六、見本の配布計畫

1、配布すべき品目、品目別數量及單價(見本製作所要經費より割出したる單價を記載すること)

2、配布先

主なる配布先の住所氏名を記載すること

3、配布先に於ける見本の處理方法

七、補助を受けんとする金額

八、見本製作豫算(別紙様式に依ること)
九、附屬書類

申請者の事業状況(創立年月日、主要生産品目及其の最近一年間に於ける生産額、使用職工數を記載したるもの)並に法人にありては定款、貸借対照表、財産目録、個人にありては資金及事業財産の状況を申請書に添附すること

十、見本給

配布すべき見本を添附すること

代用化學工業品見本製作費豫算書

〇〇、〇〇〇圓

一、製作費

見本品名 數量 單價 金額 備考

内 譯

原料、材料費	〇、〇〇〇圓
電力費	〇、〇〇〇
燃料費	〇、〇〇〇
消耗品費	〇、〇〇〇
人件費	〇、〇〇〇

製造試験費補助要綱

(昭和十五年三月十八日一五化第一七七一 商工省化學局長通達各地方長官宛(抄))
現下の情勢より見て爲替管理並に輸入制限

の諸方策の遂行に遺憾なきを期する爲政府は代用化學工業の振興を策し之が製造試験を爲す者に對し左記要領に依り補助金を交付す。

補助金交付の目標

本邦に於て確立を必要とする工業の原料材料にして其の國內資源無なるか又は缺乏する物資と其の材質又は製法を異にし然も之と同様の用途に供し得べき品質を有し且之が代用に依り國際買付改善上又は原料確保上寄與する所相當大なるべき見込ある化學工業品(例へば特殊合成樹脂、大豆カゼイン可塑物、ヒマシ油代用品、松脂代用品、漁網用タンニン代用品、軟靱性人造革等)にして之が製造試験を爲さんとする者の中其の製造試験方法、規模、擔當者、經費等の計畫を審議し適當と認むるものに對し製造試験費の半額程度の補助金を交付す從つて左に該當すと認めらるるものは補助金を交付せず

一、基礎的研究を了せざるもの

二、製造原料が容易に入手し得る見込なきもの

三、既に製造試験の過程を了し單なる事業化資金を要するもの

四、資金、設備等の關係に於て製造試験の

完成困難なる者

申請の手續

本補助金の申請書は左記要領に依り調製し附屬書類(事業概要、定款、貸借対照表、財産目録)を添附の上製造場所所轄地方廳を經由して毎年五月三十一日迄に商工大臣に提出するものとす

一、代用化學工業品の名稱

二、製造試験を必要とする事由

三、製造試験に關する從來の經過

四、製造試験に關する計畫(製造試験方法、目標、規模、設備、期間、豫算、場所、擔當者等)

五、補助を受けんとする金額

製造試験費補助申請書調製要領

一、代用化學工業品の名稱

例へば特殊合成樹脂の製造、ヒマシ油代用品の製造、大豆カゼインを原料とする可塑物の製造等の如く製造すべき品名を簡明に掲記すること

二、製造試験を必要とする事由

(イ) 代用化學工業品と被代用品との關係

品と比較して記載すること

(ハ) 製造試験の規模

當該製造試験設備を以て支障なく作業したるとき生産し得らるべき月産又は日産數量を記載すること

(ニ) 製造試験用設備

製造試験に使用する既設設備と新設設備とを區別して各設備毎に其の員數、寸度、能力、用途等を記載すること

(ホ) 製造試験期間

製造試験に要する豫定期間を記載すること

(ヘ) 製造試験費豫算

製造試験の爲支辨する一切の費用を設備費(建物の費用を除く)、原料材料費、電力費、燃料費、消耗品費、人件費、雜費等の科目に分類計上し其の内譯、算出(基礎を詳細に記載すること)

尙製造試験の結果得たるものの數量及價額其他當該製造試験に伴ふ收入を附記すること

(ト) 製造試験の場所

製造試験實施場所、箇所以上に亘るときは各場所毎に其の所在地を記載すること

(チ) 製造試験の主任者及擔當者

主任者及擔當者の氏名を記載し尙履歴書を添附すること

五、補助を受けんとする金額

製造試験一年以上に亘るときは一年毎に分割記載すること

六、附屬書類

申請者 事業概況(創立年月、主要生産品目及其の最近一年間に於ける生産額、使用職工數等を記載したるもの)、定款、貸借対照表、財産目録を申請書に添附すること

七、注意

申請者 以上の代用化學工業品の製造試験事項に付補助を受けんとするときは各別に申請書を調製すること

新纖維及再生纖維研究

究費補助要綱

國內用纖維原料の供給減に伴ひ纖維原料の國內自給を計り一方代用纖維工業の確立を計るは是に緊要の要務なるのみならず國際貨價の改善に資する所助からざるを以て政府は之が促進を期する爲新纖維及再生纖維研究費補助の制度を設けて左記要綱に依り補助金を交付す

補助金交付の目標

新纖維及再生纖維(例へば植物質動物質資材よりの新纖維等の製造)製造研究に資するものにして基礎的研究を了し今一段の技術的、經濟的研究を爲すことに依つて工業化し得る見込あるものの中其の研究の方法、規模、擔當者、經費等、計畫を審議し適當と認むるものに對し其 研究費の二分の一程度補助金を交付す從つて左に該當すと認めらるるものには補助金を交付せず一、發明考案の試作程度に屬するもの

申請 手續

本補助金の申請書は左記要綱に依り調整し附屬書類(事業概要、定款、貸借対照表、財産目録)を添付し研究場所所在地方廳を經由して本年六月三十日迄に商工大臣に提出するものとす

- 一、研究事項
二、研究を必要とする事由
三、研究に關する從來の經過

- 四、研究に關する計畫(研究方法、目標、規模、設備、期間、豫算、場所、擔當者等)
五、補助を受けんとする金額

研究費補助申請書調

製要領

- 一、研究事項
(イ)例へば熊世より新纖維の製造等の如く研究すべき事項を簡明に掲載すること
(ロ)研究事項を異にするときは各事項毎に申請書を調製すること
二、研究を必要とする事由
研究に依り製造せんとする製品の用途效用其他代用を目的とする纖維製品の供給状況を掲げ或は從來の製造方法の改善に付其の方法に於ける缺陷を擧ぐる等當該研究の必要なる事由を技術上及經濟上より具體的に記載すること
三、研究に關する從來の經過
研究事項に關し從來爲したる研究の方法、過程、成績、經費等を詳細に記載すること
四、研究に關する計畫
(一)研究の方法

代用化學工業品の現状

製品 或る化學工業品を取り上げて代用品なりや否やを決定するものは甚だ困難な分類である、新に發明生産された製品が素材的性質に於て從來存在してゐる物資の代用となり得る點を以つて直ちにこれを代用品と稱するのは疑問とせざるを得ない、例へば人造ゴムを天然ゴムの代用品として遇するのは果して當を得た措置と云ひ得るか、或は又各種合成樹脂を天然樹脂の代用品、合成樹脂成製品を金屬、硝子等の代用品との通俗的理解は、化學の冒瀆以外に妥當性ありや否や此處に代用品なる芳しからぬ稱號を廢し新興化學製品と名付けるべし 改名論が擧頭する 所以でもある、然らば世に謂ふ代用品は、新興化學製品であつて代用品ではないか、と聞き直られるとこれは或る程度に 困る問題である、見方によれば止に代用品であること間違なしだ、斯く代用品とは何ぞや、の定義論に低回してゐては一步も前進しないので問題の進行上通俗的見地から出發する、商工省では代用化學工業

研究事項の項目を列挙して各細目毎に實施せんとする方法を具體的に詳記し尙研究期間一年以上に亘るときは一年毎に分割記載すること

(一) 研究の目標

研究に依り製造せんとする製品の品質其他の規格、採收率、生産費等の見込を從來の製品に比較して記載すること

(二) 研究の規模

當該研究設備を以て支障なく作業したるときは生産數量を記載すること

(三) 研究用設備

(イ) 研究に使用する既設設備と新に備付けんとする設備とに區分して各設備毎に員數、寸度、能力、用途等を記載すること

(ロ) 研究の場所(箇所)以上に亘るときは各場所毎(イ)の事項を記載すること

(四) 研究の期間

研究に要する予定期間を記載すること

(五) 研究費豫算

(イ) 研究の爲支辨を要する一切の費用を設備費(建物費を除く)原料及材料費、電力費、燃料費、消耗品費、人件

費、雜費等の科目に分類計上し尙其の内譯算出の基礎を詳細に記載すること

但し從來研究の爲要したる費用は之を包含せしめらるること

(ロ) 研究製費照却代其他の研究に伴ふ収入あるものに付ては詳細に其の収入豫算を記載すること

(ハ) 研究期間一年以上に亘るものに付ては一年毎に分割計上すること

(ニ) 研究の場所

研究の場所(箇所)以上に亘るときは各場所毎に其の所在地を記載すること

(ハ) 研究擔當主任者

其の氏名を記載し尙履歴書を添附すること

五、交付を受けんとする補助金の額

研究期間一年以上に亘るときは一年毎に分割記載すること

六、附屬書類

補助金の交付を受けんとする者事業を經營する場合に在りては其の概況を記載したる書面を、法人なる場合に在りては定款、最近の財産目録、貸借対照表、損益計算書を申請書に添附すること

縁物、ニツソライト、同、建築用、カーボ
ロイド、同、チツソライト、同、機械器具
マープロイド、同、建築用、プリスライ
同、家庭什器
カゼイン角質物 ヒシライト、硝子、航空機
用硝子、アングロイド、象牙、電気絶縁、
裝飾家具

膠着劑 豊年グルー、膠、製紙、木工、紙加
工、國産グルー、同、日清グルー、同
糊料 コルゲン アラビヤゴム、接着用糊捺
染用糊織布用糊、アルギン酸、タラカント
ゴム、
人造羊毛 シルクール、羊毛、絹綿、羊毛混
紡用

水産皮革 鮫皮、牛皮、靴、袋物等用、鯨皮
同、鮭皮、同、馬皮、同、豚皮同
高力陶器 リグナイト、金屬、パイプ、電解
槽、人絹用器具
無機纖維 ロックウール、石棉、電気絶縁物
グラスファイバー、同、保温板、スレート
グラスウール、同、空気を通過、パツキン、
テレックスファイバー、同

顔料及び塗料製品

顔料 時代朱、朱(水銀劑)印肉用、新紅色

同、同、新銀朱、同、同
塗料 ボテラック、漆、ワニスラツカイ、メ
ロニアカ、ゼイン、水性塗料、ヘルゴン、
塗料、防錆塗料、トアベト、輸入油脂加
工品、輕合金、機械類の不乾性防錆劑、ト
アボーセイ、光明丹

電氣化學製品

ステンレス 金屬、ノンスリップゲージング
同地金
アルミニウム アルミライト、黃銅釘、帽章
アルミニウムFP金、銅、火鉢、床置

新用途製品

陶磁器 黃銅、電球口金、湯タンポ、下水用
蓋蓋、鋼鐵、風窓、ガス口、引手、郵便受
鉛、徽章、メタル
セメント ストニー、金屬、ヂョイント、ボ
ツクス、量水器、通風器、ニコパイプ、鐵
管、内外裝飾彫刻、天井中心飾、蛇腹、線
方模倣、文字看板、金庫、ストープ、ゴム
靴製造用靴型、冷蔵庫、エタニツトパイプ
鐵管、各種管、ニユーヒューム管、鐵管、
同、ヒューム管、同、ゼニスパイプ、同、
サチナイト、金屬、木材、石材、建築材料

什器家具

硝子 スチールガラス、黃銅、階段上止板、
ベンチ、交通機關の窓硝子、火箸、鐵、火
箸
セルロイド 硬質セル 金屬、洋傘用ロイド
ペーパーライト、洋傘フレーム、サンロイド
ムA白、金屬、ペン先、帽章、金鉛、襟章
フエニキサイド、同、蓄電池、耐酸用具
加工紙 相罐、ブリキ、染料藥品、印刷イン
キ、油脂類藥品用、アスファルト紙、ブリ
キ、紅茶容器、茶筒、海苔容器、砂付便利
瓦、スレート、便用瓦、パツキングケース
ブリキ、輸出荷造用包装用、合成パツキン
グ、コルク、壺冠用、セード、硝子、日化
ドラム、ドラム罐、油、藥品、食料品等の
貯藏容器、代用罐、ブリキ、菓子、乾燥食
料品、ハロハン紙系、纖維、糸
セロハン グラスペーパー、硝子、羅糸、硝
子、糸
和紙 千榮乃花、木綿、ガーゼ、縹帶、プリ
シラ、脱脂綿
人絹糸 プリスチックス、豚毛、ブラシ、セ
ロフィル、豚毛、鐘紡テグス、天然テグス
レイウール、セニレット、毛織物、ハーフ
コート、スカート、ハーフコート、ケーヨ

シ系、毛糸、小供服、ブルベツチン生地、
シエラール糸、羊毛、子供オーバー、女児
用セーター、ラナヨン、毛糸
繭 繭纖維、羊毛、服地、羅紗地、麻、漁網
人絹バルブ ワニス革、皮革、各種車サツク

更生製品

再生ゴム アルカリ、油性再生ゴム、ゴム、
各種ゴム製品
屑纖維 ソーマイト、金屬、屋内配線用電線
管、電線管、油送管、送風管等、角質フア
イバー、金屬、鑛山帽、劍道用胸板、管、
棒

ヴァルカナイドファイバー トランイファ
イバー、皮革、ケンサイト、同、軟質フア
イバー、皮革、無音ギヤ、紡織機部分品等
フアイバータクト、鐵管、電氣車用、フ
アイバーコンジット、同
人造皮革(一)和紙を原料とするもの、國産
強皮、皮革、袋物靴、表紙、アサヒカーフ
同、防水布、羅紗袋物、(二)繭屑纖維を
主とするもの、シルクカーフ、金屬、機械
料、ローラー用、ベツト用材、トランク、
履物、レザクロス、皮革、各種チース、バ
ンド、爪革、車輛内張、(橋)絹屑又は皮

屑を主とするもの、フェルトン、皮革、帶
皮、ラジオケース、ハンドパツク、防水用
レビアン、ゴム引布、レインコート、防寒
チョッキ
鞣劑 パルプ廢液、タンニン、鞣皮用
パカス、バルブ、製紙用
絹糸及絹屑 ホームスパン、羊毛、服地、レ
インコート
洗滌油 プロペラ印洗滌油、國産洗滌油、NP
洗滌油、ペンギン印、洗滌油、機械、船舶
用
切削油 星標印再生油、切削油、KS乳化油

復古製品

竹材 丑ハヤビン、鐵、ハヤビン、昭和ラス
金屬、一般防火、建築用、モルタル仕上
用、漆喰壁用、椅子、竹網同、壁、竹製鉛
同、ペン先、同、牛馬フケ取器、同、萬年
漏斗、銅、米サシ、黃銅、シヤベル、鋼、
帶止、金屬、靴マツト、靴マツト、レール
眞鍮、蓄音器用針、鐵鋼
木材 レール、鐵、椅子、同、空氣ポンプ、
同、冷蔵庫、同、動力用脱穀機、金屬皮革
蝶番、眞鍮
代用品の製作、使用が官廳を初め關係方面

で唱導されるや、時局の波にのつて一般大衆
向最終製品の種類代用品と銘打つ商品が氾濫
し、中には品質的に見てイカガワワシき製品す
ら横行、徒らに代用品の聲價を低下せしむる
きらひなしとしないので、日本商工會議所内
に日本商工會議所會頭を會長、關係官廳係
官、民間専門家、學者等を委員とする優良代
用品選定委員會を結成、左掲の如き諸規程の
ものに優良代用品を選定、需要者に推奨する
こととして第一回三十七點、第二回三十八點
を公格品として發表した。

優良代用品選定審査規程

(昭和十五年十月十日改)
第一條 本會に於て選定すべき代用品は一般
大衆向最終製品にして其の主たる部分を代
用原材料を以て製造したるものとす
第二條 本會に於ては代用原材料又は中間製
品、部分製品並に善悪顯、食料品等類等に屬
するものは之を選定せず
第三條 選定審査の規程は左の如し
一 第一條規程の代用品にして國民生活上
必要品と思料せらるるものたること
二 不要或は不急需品又は奢侈的製品たらざ
ること

- 三 不足物資補填並に原材料配給の趣旨に適合せるものたること
- 四 製造原材料の入手並に配給の困難ならざるものたること
- 五 價格の適正と認めらるるもの又は公定價格、協定價格に據るものたること
- 六 性能上より見て相當の耐久力あり商品價值ありと認めらるること
- 七 相當數量の生産力あるものたること
- 八 國民生活刷新上振興發達せしむべき必要ありと認めらるること
- 九 衛生上又は風俗上無害と認めらるるものたること
- 十 其他國策に反するものたること
- 第四條 性能試験又は使用試験、其他調査を要すべきものに就きては選定を保留すべし
- 第五條 選定保留又は不合格品に對しては能ふ限り其の理由を明示し製造者の品質改善の參考に供すべし
- 第六條 本規程の改廢は會長之を行ふ
- 第七條 本規程は昭和十五年十月十日より之を施行す

「日商選定新興品」

- 第一條 優良代用品選定委員會に於て選定せる優良代用品に對しては消費者の購買に便ならしむる爲め「日商選定新興品」の標章を使用せしむ
- 第二條 標章を使用せんとするときは本會所定の標章交付願書に別に定むる選定品品検査申請書及検査手数料を添へ當該選定品製造業者所屬組合、所屬組合無きときは當該地商工會議所を經由し會長宛申請し現品品の検査を受くべし
- 第三條 検査手数料は當該選定品製造者の賣渡價格の千分の二に相當する價格に現品數量を乗じたものとす
- 但し標章に對しては別に賣費を徴收し納付したる検査手数料は如何なる理由に依ると雖も之を返還せず(第一條略)
- 第四條 検査は本會所定の検査場に於て本會又は本會の委屬する検査員をして之を行はしむ
- 但し相當の理由ありと認めたるときは製造者の工場、倉庫又は店舗に於て検査を行ふことを得此の場合出張に要する賣費を徴收す
- 第五條 検査は標章を添付せる毎品に付き之を行ふ但し其の必要無しと認めたるときは適宜採取検査に止むることを得
- 第六條 販賣中の標章添付品に付きても標章使用規程に依り隨時之を検査することを得
- 第七條 検査の結果に付き異議あるときは検査の日より以内に再一週間検査の請求を爲すことを得再検査は前検査に關與せざりし検査員をして之を行はしむ
- 再検査の結果に對しては異議を申立つることを得ず
- 第八條 検査員は各品種毎に不合格の數量又事由を滞滞なく會長に報告すべし
- 第九條 本規程施行に必要な細則は會長之を定む
- 第十條 本規程は昭和十五年十月十日より之を施行す

の標章使用規程

- (昭和十五年十月十日改正)
- 第一條 優良代用品選定委員會に於て選定せる優良代用品に對しては消費者の購買に便ならしむる爲め「日商選定新興品」の標章を使用せしむ
- 第二條 標章を使用せんとするときは本會所定の標章交付願書に別に定むる選定品品検査申請書及検査手数料を添へ當該選定品製造業者所屬組合、所屬組合無きときは當該地商工會議所を經由して之を提出すべし
- 但し東京府在住製造者は本會宛直接之を爲すべし
- 第三條 標章使用の製成品は選定委員會選定の規準と同様のものたるべし
- 第四條 標章を使用するときは當該代用品の使用目録並に使用方法、其他必要なる説明を添付し置くべし
- 第五條 標章使用に對しては前第二條検査手数料の外標章賣費を徴收し別に定むる誓約書を納付せしむべし
- 但し必要ある場合は保證金を納付せしむることあるべし
- 第六條 標章使用の選定品に對しては別に定むる規程に據り検査を行はしめ不合格品に對しては標章の使用を禁ず
- 第七條 販賣中の標章添付製成品にして選定規準より相違なるものありたるときは選定を取消し又は標章使用を禁止し當該使用者に對し金口圓以上金千圓以下の過怠金を課すべし
- 前項の處分は之を廣告し其の費用は標章使用者に之を負擔せしむ
- 第八條 標章添付製成品にして購買者より相違品なりとして製成品取換の請求ありたる時相當の理由ありと認めたる場合は、當該使用者は新品と取換へ又は代金の返還を爲すべし
- 第九條 一旦選定せられたるものと雖も他の同種製成品にして一層優秀なるものを選定したるときは標章の使用を停止す
- 第十條 本規程施行に必要な細則は會長之を定む
- 第十一條 本規程は昭和十五年十月十日より之を施行す

選定品検査規程

- (昭和十五年十月十日)
- 第一條 優良代用品選定委員會に於て選定せる

優良代用品選定委員會々則

- (昭和十五年十月十日)
- 第一章 總 則
- 第一條 本會は優良代用品選定委員會と稱す
- 第二條 本會は日本商工會議所に所屬し事務所を日本商工會議所内に置く
- 第三條 本會の會長は日本商工會議所會頭を
- 查の日より以内に再一週間検査の請求を爲すことを得再検査は前検査に關與せざりし検査員をして之を行はしむ
- 再検査の結果に對しては異議を申立つることを得ず
- 第八條 検査員は各品種毎に不合格の數量又事由を滞滞なく會長に報告すべし
- 第九條 本規程施行に必要な細則は會長之を定む
- 第十條 本規程は昭和十五年十月十日より之を施行す

東京市麹町區丸ノ内馬場先門
日本商工會議所内
優良代用品選定委員會

- 以て之に充つ
- 會長は本會を代表し會務を統理す
- 第二章 目的及事業
- 第一條 本會は國策に順應せる代用品中より優良品を選定し之を一般に公示し購買者の便宜を圖り以て之が増産を促し國際貿易の改善、自給經濟の確立並に國民生活の安定に資することを以て目的とす
- 第五條 本會は其の目的達成のため左の事業を行ふ
 - 一 代用品の品質、性能、價格等を調査し優良代用品を選定すること
 - 二 選定優良代用品に對しては日商選定新興品の標章を使用せしめ購買者の便宜を圖ること
 - 三 選定品の製成品検査其他選定品の信用保持に必要な事業を爲すこと
 - 四 其他本會の目的達成に必要な事業を爲すこと
- 第三章 委員
- 第六條 選定委員は關係官公吏、専門家及學識経験者中より會長之を委屬す
- 第七條 選定委員は常任委員と専門委員とに分ち常任委員は選定全般に關與し専門委員は關係品種の選定に關與す

第八條 選定委員中より委員長一名、副委員長一名を互選す

第九條 委員長は會議を統理し會長事故あるときは之を代理す

第十條 委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときは之を代理す

第十一條 委員の任期は二年とす、但し重任を妨げず

第十二條 選定委員會議は會長を招集し會議は之を開せず

第十三條 選定委員會議の議長は委員長に當る

第十四條 會議は出席委員の過半数を以て之を決す

第十五條 特別委員會は委員長必要と認めたるるとき之を招集す

第十六條 本會に事務局を置き會務を掌理す事務局に左の職員を置く

一 幹事 若干名

二 書記 若干名

三 技師 若干名

四 技手 若干名

第十七條 職員は會長は會長を代行す

第十八條 幹事の内一名を常任幹事とす常任幹事は會長及委員長の命を受け事務を統轄し會議に出席して意見を述べることを得

第十九條 幹事は上司の命を受け事務を分掌す

第二十條 書記は上司の命を受け事務に従事す

第二十一條 技師は委員長の命を受け製品の検査を行ふ

第二十二條 技師は上司の命を受け検査に従事す

第二十三條 本會の經費は補助金並に手数料及其の他の収入を以て之に充つ

第二十四條 本會則施行に必要な細則並に選定申請規程、検査規程は會長別之を定む

第二十五條 本會則は昭和十五年十月十日より之を施行す

優良代用品選定申請規程

(昭和十五年十月十日改正)

第一條 優良代用品選定の申請は申請製品の製造者又は之に準ずる者當該地商工會議所を經由して之を爲すべし

但し東京府在住申請者は直接之を爲し社團法人代用品工業協會支部所在地に於ては當該支部に於て取極め申請することを得

第二條 優良代用品選定の申請者は一品種毎に本會所定の申請書正副一通に夫々記入し見本と共に提出すべし

第三條 優良代用品選定の申請を爲すときは一品種毎に申請手数料金一圓を納付すべし但し特別の費用を要する場合は別に之を徴收す

第四條 審査及選定に就き必要あるときは申請者に「見本の追加提出又は参考資料の提出、説明を求むることあるべし

第五條 提出された見本は特別の理由あるものの外は之を返還せず

第六條 選定委員會議の結果は申請者に對し之を通告す

申請者は審査及選定に付き異議を申立つることを得ず

第七條 本規程は昭和十五年十月十日より之を施行す

第一回選定委員會合格品目

- 靴甲革靴皮底再生ゴム一三圓五〇東北振興皮革株式會社、二愛國畫紙セルロイド三分一箱〇・二〇四分一箱〇・四〇小林弘太郎、三永製燒花形瓦斯七輪陶土三・二〇西村源一郎、四祖國畫紙セルロイド鐵製釘〇・四六田中光男、五同同〇・三六同、六子供靴甲革(擬革)底(再生ゴム)裏(綿羊カール)パテン止(金具)糸(麻綿)中底(ファイバー)一・八八大阪子供靴工業組合、七子供靴同二・三五同、八福々湯タンス同四一・四四〇岡田勝太郎、九甲子用短靴甲皮底鯨皮一〇・六〇大二四・七五共立水産工業株式會社、一〇婦人用短靴甲皮底鯨皮一七・九〇大一九・五〇同、一一男子用編上靴甲皮底鯨皮一四・七五六一六・二五同、一二御南水筒色條件附セルロイド一・四三宮内喜之助、一三同(同)同
- 一・六〇同、一四同(同)同
- 一・八同、一五同(同)同
- 一・〇二同、一六同(同)同
- 一・六〇同、一七丸型湯桶(型色條件付同ラクト一・二五花貼一・〇〇三同セルロイド株式會社、一八小判湯桶(同)同ラ

クト一・四〇花貼一・二〇同

一・九洗面器同

二・一〇同、二〇水筒高熱硬質磁器フェルト屑キルク二・〇〇合資會社國産容製製作所、二二水筒同

一・五〇同、二三第一號瓦斯七輪及磁瓦工、釉藥製コック鉄力製ダンバー組三・〇〇田中和一、二三標準型瓦斯七輪及磁瓦同

一・八五同、一・五五同、二四第二號瓦斯七輪及磁瓦エブラチナイト塗料眞鍮コック鉄力製ダンバー七輪一・五〇同、二六洗面器(型色)條件附)セルロイド小賣店卸一打一六・〇〇株式會社矢崎商店、二七湯桶(同)同

一・三三同、二八洗面器(同)同

一・六〇同、二九霧吹セルロイド〇同

一・二〇株式會社國際貿易、三〇ガス七輪及粘粘土、燒粉マグネサイト滑石卸七輪一・七五同

一・三五日本陶器株式會社、三一無釉瓦斯七輪特殊鑛石化學配合コーゼライト系卸コック

無シ〇・九〇日本特殊窯業株式會社、三二洗面器(型色條件付)セルロイド公定價格

申請中小林安次郎、三三ベルト底布靴底、ベルト屑再生ゴム甲表裏生地公定價格販賣論

帶護護株式會社、三四小判桶(型色)條件附)セルロイド大

一・四五小一・一〇深澤佐重、三五洗面器(同)同

一・三〇同、三

六湯桶(同)同

一・三〇同、三七竹泡立器

竹〇・二五合資會社日本國産商會備考

一セルロイド製洗面器類の條件

型 普通洗面器型、普通金盥型、丸湯桶型

色 國防色、濃赤色、綠色

一セルロイド製水筒の條件

色自由なるも單一色とすること

三 協定値段決定の上は之に依ること

第二回選定委員會合格品目 (十一月選定)

三八ケイオン糸特殊艶消人造絹糸卸一〇〇

封度一九八圓五〇東洋綿毛株式會社、三九

ランドセルヴァルカナイスドファイバー

(小)二・四五舟守定吉、四〇同(小)

二・七五同、四一同レザ一十八封度(小)

四・八〇大阪府靴工業組合、四一同擬工二

號B同一號C卸三・八〇共和レザ一株式會

社、四三同絹質纖維(小)六・〇〇株式會社又運堂、四四ポストンバッグ毛羽製三

和印キヌカワ(小)一八・五〇三和理化學研究所、四五靴大割擬工六號製造原價一五

六八共和レザ一株式會社、四六同(和服人擬工六號製造原價二二圓六七共和レザ一株式會社、四七シルクカーフポストン擬工六

〇一號同九・一〇同、四八バンド付ポスト

ン機工二〇〇同七・七五同、四九書類入
機革四一〇號(小)六・五〇同、五〇同機
工六〇〇〇製造原價五・一六同、五一ボス
トンバッグケミカルゼー(小)一九・〇〇
○株式会社、五、同國策カーフ(小)
一三・〇〇同、五三書類人毛羽製三和印
キヌカワ(小)五・四〇三和理化學研究所
五四抱抱イハドテックス(小)一三・〇〇
株式会社野崎商店、五五國策カーフ二一・
三〇株式会社、五六子供靴甲製革底再
生ゴム(小)二、九五大阪子供靴工業組合
五七子供靴甲製革底再(小)一四・
八五東京靴工業組合聯合會、五八編上靴同
(小)一〇・六〇同、五九水製燒食卓鍋陶
十〇一・八〇西村源一郎、六〇たから機器
同(小)〇・三八清水幸治郎、六一陶器手
洗器同、六二水野基藏、六三鉄セルロ
イド硬、飯延先渡一・三〇田中英一、六三
プラスチック製フアスナー特種セルロ
イド同、六四五至〇・〇六喜多金屬フ
ラステックス工業株式會社、六四長壽吸入
器陶土(小)二・五〇上木神秀三、六五齒
ブラシバルブ人造樹脂(小)〇・〇八賣商
會東京出張所
條件

一 六二號鉄は質實なる單一色とすること
一 六四號長壽吸入器は蒸氣を沸す部分を
耐熱性のものとすること

原料

代用品とて原料なしには製産されない、特
に代用品が主として、化學工業製品である關
係上多種多様の原料を必要とする
然るに最近に於ける一般的物資不足は代用
品製作上にも鮮なからざる影響を與へ、從來
の代用品工業振興政策は一大轉換必至の情勢
になつた政府の代用品工業振興具體策は、既
述の如く製作、宣傳、代用品工業への轉換に
それ〴〵補助金を交付、或は商工省自ら代用
品宣傳の展覽會を全国的に開催する程度にと
どまりこれが原材料、資材の供給に就ては何
等積極的方法を構してゐない、現行生産資
材の配給經營は、原則として工業組合、専門
工業組合聯合會を統制團體に指定し、統制團
體を経て各組合員工業家に供給する方法を採
つてゐる、然るに前掲市販代用品一覽表に於
ても明な如く所謂代用品の種類は其の性質上
素材的にも、多種多様に亘り、従つて原材料
の入手方法は簡單でない、代用品生産に統制

團體は存在せず、又斯る統制團體を組織し多
種多様にわたる代用品生産の原資材を一元的
に確保供給することは現行の物資配給方法を
以てしては極めて困難である
後記する代用品團體は現在の所實質的に
も性格的にもけつして代用品生産資材配給統
制にまで干與し得ないし、又干與してゐない
此の様に代用品工業の原資材配給上に於ける
政策と、組織の確立は、現在の如く一般的物
資不足による原資材配給の重點主義強化に當
面すると、忽ちに原料確保等の途を断たれ其
の發展は阻害される、事實現下の代用品工業
は、代用品である限りに於て原料の入手難に
直面關係方面ではそれが打開に腐心してゐる
一派を擧げると

一 合成樹脂(金屬代用)

主要藥品、フォルマリン、石炭酸、クレゾ
ール、或は綿布、クラフト紙

二 ゴム皮革代用品

大豆油、亞麻仁油、カストル油、洋チヤン
礪砂、カゼイン、亞麻仁油、各種溶劑

三 硝子、セメント製品

ソーダ灰、礪砂、コバルト、セメント、石綿

四 纖維代用品

大豆、各種藥品

五 其他

セルロイド生地、セルロイド生地製作用業
劑、アセトン

關係團體

(イ) 社團法人代用品工業協會
金屬代用品工業協會、ゴム皮革代用品工業
協會、の二團體を統合して昭和十三年十月四
日創立、十四年五月廿五日社團法人に改組、
同七月十五日附で認可さる商工省より代用品
普及宣傳のため毎年補助金を交付さる。主と
して代用品製作者の相互連絡、研究、宣傳
機關があるが必ずしも代用品製作者のみの團
體ではない、著名な本格製品品の諸會社も其の
名を連れてゐる、現在東京外主要都市に六支
部が設置されてゐる、協會の事業目的各支部
所在地役員會次の如し
一 代用品の生産品質改善及價格に關する研
究及協議
一 代用品の使用獎勵並に販賣斡旋

化學工業

一 代用品の政府の諮問に應じ又は政府に對
し具申を爲す

一 代用品の研究調査を爲す

一 代用品の展覽會、展示會、講演會、座談
會、映畫會を開催、後援をなし又は出品の
斡旋

一 代用品の常設販賣所を設置し一般の購買
に便す

一 代用品の雜誌、パンフレット等の發行
を爲す

一 其他本會の目的達成に必要な事業を
爲す

東京市麹町區丸ノ内三丁目一番地
府立東京商工獎勵館内

役員

會長 前商工大臣 八田 嘉明
副會長 北越製紙株式會社 中村 恒
常務理事 川部 佑吉

東京支部設立 昭和十四年五月
(役員)
支部長 並川義隆 東京府經濟部長 副支
部長 橋口巳一 大日本再生ゴム工業組合
聯合會理、長 常務理事 石毛乙治郎
所在地 東京市麹町區有樂町一ノ十三
報知別館内

京都支部設立 昭和十四年七月

(役員)

支部長 川勝隆一、副支部長 片山眞太郎
所在地 京都市京都府縣商工課

大阪支部設立 昭和十四年一月
(役員)
支部長 龜山尚徳松下電氣株式會社、副支
部長 吉川正雄東洋製罐株式會社、常務理
事 小椋敏郎、々々西竹二郎
所在地 大阪市西區江ノ子島
(府立大阪工業獎勵館内)
電話十左堀七八一〇

愛知支部設立 昭和十四年十一月
(役員)
支部長 安積得也愛知縣經濟部長、副支部
長 井上尚一々商工課第一課長、々々竹久豐
市日本陶磁器工業組合聯合會、理事 杉山
年彦愛知縣中央商工相談所
所在地 名古屋市西區御幸本町通一
愛知縣商工館内

兵庫支部設立 昭和十五年八月
(役員)
支部長 武政隆一兵庫縣經濟部長副支部
長 長谷部昌之介阪東調帶株式會社専務取締役
佐々木厚義商工總務課長、藤岡秀一神戸市
産業課長

兵庫縣經濟部商工總務課内

(ロ) 國策代用品普及協會

本協會は全國八十の貨店を普通會員、百貨店に商品を納入する製造家、問屋を特別會員として昭和十三年九月創立、代用品の普及宣傳を目的とし毎年數回全國各地に展覽會を開催してゐる、商工省より事業援助の意味で毎年補助金を交付されてゐる、本會は別項の如き商工省の代用品關係團體統合案に基き十二月中旬頃發展的解消をなすことに決定した

(ハ) 關係團體の統合案

商工省では所謂「濟新體制の進行に伴ひ代用品團體の前記二團體をも一團體に統合整理し代用品工業振興事業を一元化する方針のもとに次の如き統合案を決定、前記二團體の併合を促進することになつた

代用品關係團體統合案

- 一 新團體の名稱は社團法人代用品協會とする
- 二 結成の手續は社團法人代用品工業協會の改組擴大(定款變更)の形をとること
- 三 代用品協會は左の如き事業を行ふこと
 - (一) 代用品工業の振興發達に關する調査研究及指導

ハ 資材配給團體

會長一名、副會長一名、常務理事若干名、理事若干名、監事若干名、評議員及顧問を置く
總會に於て評議員を選挙し評議員の互選を以て理事及監事を定め理事會を以て常務機關とす
六 常務理事の下に總務部、業務部、普及部及研究部を置く
(一) 總務部は庶務、文書、人事に關する事項の外優良代用品選定委員會代用品工業審議會其の他の企画に關する事項を擔當す
(二) 業務部は代用品の製造調整、所製材の配給斡旋、代用品の規格及價格の研究、統制を擔當す
(三) 普及部は代用品の使用に關する普及宣傳、展覽會等の開催、代用品の配給斡旋を擔當す
(四) 研究部は代用品の品質改善に關する研究、資源調査、特許品の研究等を行ひ科學審議會との連絡を圖る

七 代用原材料の最適利用、代用品の製造調整、新代用品工業の發育等を審議する爲會長直屬の「代用品工業審議會」を設け専門

家を集めて急速に代用品工業の指導方針を決定すること

ゴム製品工業

十五年度の概況

周知の如くゴム製品工業は支那事變の勃發後間もなく昭和十三年七月九日付を以て、公布實施を見た、商工省令第五十三號(ゴムの使用制限に關する件)及び五十五號(ゴムの配給統制規則)によつて二十三種類に亘るゴム製品の製造禁止並に原料ゴムの配給統制を蒙り、爾來民需用ゴム製品業界は平和時代に比し極度の生産制限に直面し衰退の一路を辿らんとするかの如き觀を呈した

一面ゴム製品中の或物は直接、間接の軍需用品たる性質を帯びてゐる關係上、斯る製品を生産し得る特定の製造家は必ずしも戦時統制により蒙る影響が前者と比較して同一とは云ひ得ない

我國工業形態の特長は大、中、小經營形態の難然たる並存にありと云われてゐるがゴムの工業に於ては特にこの弊が甚しい。或物は近

代的設備を完備する大工場であるかと思へば或物は餘りにも十八世紀的な手工業的家内工業である

ゴム製品と一口に云つても、其の品種は多種多様にわたつてゐるが、同一品種の製造工場に於ても斯の如き經營上の懸隔は明瞭に看出出来る。戦時統制經濟の進行は、斯の如き經營形態の優劣と精銳なる姿を以て對立せしめた一方製品の時局性による業界の盛衰にも妙なからざる影響を與へるに及んだ

我國戦時ゴム工業の統制は、これを仔細に検討すると必ずしも完璧に近いものとは云ひ得ない、即ち一般民需用ゴム製品は、一、總ゴム長靴、二、總ゴム短靴(雨靴、オーバースニーズ及豆靴を含む)三、草履、下駄、(鼻緒及爪革を含む)四、スリッパ五、手袋(醫療用を除く)六、衣服用ベルト、七、タオル、八、ラバリニウム、九、平摺ベルト、十、マット、十一、デスクシート、十二、家具用キャップ、十三、クッションゴム、十四、ガーデンホース、十五ゴムバンド、十六、糸ゴム、十七、空氣枕、十八、スポンジ、十九玩具、二十、廣告用氣球、二十一、海水浴用具、二十二、運動用具、二十三、チューインガム、の二十三種類にわたつての製造を禁止

されてゐるけれ共、ゴム製品は以上二十三種類を以て數へ終つた理ではない

この外一、地下足袋、一、ゴム底キャンパス靴、三、ベルト、四、各車輪用タイヤチュウヅ、五、學用品、六醫療用品、七、農具、八、四十種以上のほる工業用品、九ゴム引布、一〇、各種車輪用タイヤ等多數のものが非禁製品として殘されて居り、又禁製品でも商工大臣の許可を得て製造し得ることになつてゐる

然るに一方非禁製品でありながらこれが製造はゴム配給統制規則の規定により、原料ゴムの受授、使用に一定の制限を加へられてゐる。一方では一定製品の製造に、何等の法的制限を加へないが他方これが原料の配給、使用には制限規定を設け一種の生産統制を實施してゐる。斯る複雑なる取締法規のもとにゴム行政は執行されてゐるが然も取締法規の實際的運用はこれ又簡明直截ではない

本年度に於けるゴム工業界推移の跡を回顧して感ずること前述の如き複雑なるゴム工業統制行政が整備の緒につきかけた點である。勿論これにてまだ完璧にまでは達してないが兎に角一進歩たるを失はない。やゝこれを具體的に記述すると

(一)原料ゴムの用途別割當に當局のイニシ
アチヴと計畫性が強化された

このことは全般的に物動計劃の樹立が本格
化した結果である。非禁制品向原料ゴムの割
當は、現在に於ても統制團體が各自の用途別
總數量に付豫め商工大臣の承認を受けること
従前と變りはないが、これは承認の形式的方
面であつて、内容的には其の趣を異にして來
た。即ち例へばゴム履物用總數量〇應の割當
承認を商工大臣より受けた統制團體は、〇應
の範圍内でこれを任意に或は地下足袋、或は
キャンパス靴にと細分し得たのが従來の用途
別割當方法であつた。然るに本年度は物動計
畫により、地下足袋何萬疋、キャンパス靴何
萬疋と生産計劃が樹立されたので、これに用
する原料ゴムの割當數量は豫め商工省にて決
定これを統制團體に内示、統制團體は内示に
基き、毎月の用途別割當數量の承認申請を商
工大臣に提出する形式を採ることになつた。
形式的には何等變りがないが内容的には大い
なる變化が行はれた理だ。本年度の物動計劃
にて決定を見た原料ゴムの割當用途は次の如
きものである、一、地下足袋、二、布靴、三
其他履物、四、ゴム引布、五、醫療用、六、
自動車タイヤ、チウブ、七、自転車タイヤ、

チウブ、八、其他車輛、九、ベルト、十、工
業用ホース、十一、工業用品、十二、農業用ロー
ル、十三、防空防毒用、十四、特免運動具、十
四、特免ゴム靴、十五、特免手袋、十六、其
他、十七、輸出用保留分

配給機構の整備

生ゴムの使用制限、配給統制と生産部門は
強度の統制を受けてゐるにも拘らずゴム製品
配給部門の整備は等閑に附せられてゐた。自
動車タイヤに配給統制規則の公布、及び地下
足袋の配給機構が十四年八月の振興部長通牒
により地方卸賣業者の組合が結成され、更
に同年十一月地下足袋メーカーの共同販賣機
關たる全日本地下足袋共同販賣株式會社の創立
により整備されたのみであつた。もつとも自
轉車タイヤ販賣統制會社も前記共販會社と相
前後して設立はされたものの、これが配給統
制機構の決定實施は本年一月十五日付化學局
長通牒によるので自動車タイヤ及び地下足袋
以外のゴム製品の配給は本年になつて初めて
整備の緒に就いたと云ひ得る。本年度に設立
を見た製造業者の共販會社は、ゴム履物共販
ゴム引布製器共販、農機ゴム共同販賣、特免
ゴム運動具共販、輸出ゴム玩具共販、ゴム調
帶共販、の六社を數へ設立準備中のものに、

工業用ゴム製器共販、ゴムホース共販醫療用
ゴム製器共販三社がある(十一月現在)然し
て布靴、工業用品、ゴムベルト、ゴムホース
にはそれ〴〵暫定的配給統制機構が決定され
農機ゴムに就ては農林省令の配給統制規則が
公布實施された

二、原料の需給

(1) 生ゴム

生ゴムの生産地が馬來半島、蘭領印度、佛
領印度等南洋諸島に限定されてゐることは周
知の如くであり(ブラジルから若干の野生ゴ
ムが生産されてゐる)最近に於ける世界生ゴ
ムの生産額は次の如き不勢を示してゐる

生ゴム世界生産額 (單位噸)

一九三五年	八六三、〇〇七
〃	八五二、一七三
〃	一、一三三、〇七〇
〃	八九〇、七九〇
〃	一、〇〇一、九二二
〃	一、二五〇、〇〇〇

然してこれを國別に生産額、生産割合を比較

すると次の如き數字を示してゐる

國別

英	五九四、九四七 (五三%)
蘭	四六、八二七 (三八%)
佛	四三、四七八 (四%)
其他	四〇、六一八 (三%)
野生ゴム	二七、一〇〇 (二%)

これは要するに生ゴム供給は英國と蘭

ゴムの世界主要國消費額 (噸)

國別	一九三七年	一九三八年	一九三九年
米	五四三、二四〇	四一一、三三三	五七七、四一八
英	一一一、〇六八	一〇三、〇九四	一二五、四六八
獨逸	九六、〇〇〇	八七、〇〇〇	七一、〇〇〇
佛	六一、〇〇〇	五九、〇〇〇	六一、〇〇〇
伊太	二三、〇〇〇	二五、〇〇〇	二二、〇〇〇
ソ聯	一八、〇〇〇	二三、〇〇〇	一五、〇〇〇
日本	六〇、〇〇〇	四六、〇〇〇	四四、〇〇〇

印の筆中にありと云ふことが出来る。然らば
生ゴムの消費は如何と云ふに別掲が明示する
如く、米、英、獨逸、佛、日の順位となり就中
米國の生ゴム消費量は世界總生産額の五〇%
以上を示めてゐる、生ゴム世界相場がニュー
ヨーク相場に支配されてゐるのも故である

れば雲泥の相違がある。

最近に於ける我國の生ゴム輸入量は次の如
き趨勢をたどつてゐる。

我國のゴム製品は第二次歐洲戰亂勃發前、
歐洲を除く世界列國の市場を席捲したもの
だが生ゴムの消費量は年額、七萬噸前後に過
ぎず、消費順位は第五位米國のそれと比較す

年 度

昭和十二年	一、〇六一、六〇〇
十三年	七八三、三七二
十四年	七二七、二〇二

化學工業

數量(百斤)

金額(千圓)

一九三八年	九九、二一八
一九三九年	五一、三七四
一九四〇年	五七、四九〇

又國別輸入量は左の如き數字を示し斷然海
峽植民地が其の王座を示めてゐる

國別生ゴム輸入表

昭和十四年

國名	數量	金額
佛	五、三三二	四〇五
海峽植民地	一三三、九八〇	一八、九九九
ボルネオ英	—	—
英領マレー	—	—
蘭領印度	一九九、八五九	一六、一七八
和	二四六	五五
北	米一、一四五	八〇
蘭印	ボルネオ、スマトラ等の南洋諸島に於 て邦人資本によるゴムの採掘も相當行はれ てゐるが、これを列國のゴム採掘投下資本と 比較する 九牛の一毛に過ぎず、且其の採取 高は我國所要量の約三分の一程度にして殆ど 云ふに足らない、某氏調査による國別投下資 本と其の割合を示せば左表の通りである	—

ゴム採掘國別投下資本(一九三六年)

國別

金額 率

英	一、五〇〇、〇〇〇千圓	四三%
(領土人除)	—	—

和(領土大除)	110,000	100%
米	25,000	23%
日	4,000	4%
其他諸國	1,000,000	93%
計	1,140,000	100%

生ゴムの世界価格はシンガポール相場を基準とし、シンガポール相場が常にニューヨーク市場によつて左右されてゐることは餘りにも有名な事實である。

前述の如くアメリカは世界生産高の5%以上を買付消費する大消費國である關係上、同國のゴム需要の消長が直ちにその世界相場へ反映するのは當然である、本年度に於ける生ゴムのシンガポール相場及び我國輸入業者の國內販賣價格の變遷は次表掲出の如くであるが、これを昨年度のそれと比較すれば國內價格はポンド當り二十錢前後の昂騰を示してゐる、勿論これは世界相場の上昇に基くものではあるが、我國爲替の騰落も、輕視出來ない一原因である。ゴムは其の用途的に見ると、我々の日常生活に不可欠のものとはなつてゐるが、軍事的にも頗る廣汎なる用途を持つてゐる、寧ろ直接、間接、軍需或は戰時經濟が要求する生産擴張資材用等、廣義國防見

地より見れば、軍事的用途の古めるパーセントは甚だ大なりと云ひ得るであらう

國際ゴム協定委員會は、本年度の植付、輸出、許可量を八十%と決定したが、この許容率は殆ど制限撤廢とも見られるにも拘らず、相場の上昇を來たしたのは、第二次歐洲戰亂勃發の結果であり、軍需用素材としての生ゴムの性格を物語るものである。参考迄に蘭印に於ける本年度の對米生ゴム輸出事情に關するバタヴィヤよりの通信を轉載しよう。(十五年十一月九日附新聞)「蘭印のゴム市場は異常なる活況を呈し、相場は昂騰を續けてゐるが、これは主としてアメリカ筋及び日本筋の大量のゴム買付に原因するものと見られてゐる。最近の政府(蘭印)發表の統計によれば本年一月以降九月迄の對米ゴム輸出額は二十四萬五千三百七十九トンに達し、前年同期

本年度ゴム相場表(FAG)

月別	シンガポール(セント)		底		最		國		内(錢)	
	最	高	最	底	最	高	最	底	最	底
一月	三九、四分ノ一	三九、四分ノ一	三六、二分ノ一	三六、二分ノ一	八三、〇五	八三、〇五	七八、八分ノ二	七八、八分ノ二	八三、〇五	八三、〇五
二月	三九、八分ノ一	三九、八分ノ一	三七、	三七、	八四、八分ノ二	八四、八分ノ二	七九、八分ノ五	七九、八分ノ五	八四、八分ノ二	八四、八分ノ二
三月	三九、八分ノ一	三九、八分ノ一	三五、八分ノ一	三五、八分ノ一	八三、	八三、	六八、八分ノ二	六八、八分ノ二	八三、	八三、
四月	三六、四分ノ一	三六、四分ノ一	三五、八分ノ一	三五、八分ノ一	六九、八分ノ一	六九、八分ノ一	六八、八分ノ五	六八、八分ノ五	六九、八分ノ一	六九、八分ノ一
五月	三九、二分ノ一	三九、二分ノ一	三六、	三六、	六八、	六八、	六六、七分ノ五	六六、七分ノ五	三六、	三六、

の十二萬九千一百トンに比し十二萬六千七百七十九トンの激増を示してゐる。又アメリカゴム貯蔵買社(本年設立)は本年中に一般需要以外に十五萬トンのゴムを買付ける豫定であるがために、アメリカの蘭印ゴム買付量は益々増加するものと見られ、最近の月平均の蘭印ゴム對米輸出高は約三萬トンと見積られてゐるから、本年中の對米ゴムの輸出總額は三十五萬トンを超えるものと一般に豫想されてゐる。而して昨年中のアメリカ蘭印ゴム買付量は約十七萬トンであつたから本年の買付量は二倍以上の激増が豫想せられる譯である。一方本年の蘭印のゴム輸出許可率は平均八三、七五%であるから蘭印の本年度ゴム輸出總額は五十三萬トンに達すべく、この中アメリカ向輸出の占める率は約六十六パーセントに達するものと見積られてゐる。

六月	三九、八分ノ五	三六、八分ノ三	八〇、三分ノ五	六四、
七月	三七、三分ノ四	三六、八分ノ五	七五、八分ノ三	七〇、四分ノ一
八月	三八、	三六、八分ノ四	八〇、	七三、八分ノ一
九月	三八、	三七、八分ノ五	八〇、八分ノ七	七九、四分ノ一
十月	三九、	三七、八分ノ三	八四、二分ノ五	七五、五
十一月	三九、二分ノ一	三八、八分ノ三	八五、五	八四、二分ノ五

(2) 再生ゴム

我國に於ける再生ゴムの歴史は、極めて淺い。従つて其の資料も整備を缺き全貌を窺に甚だ困難な事情にある再生ゴムが我國で工業的に生産されるに至つたのは昭和七年だと云はれてゐる。勿論それ以前にも、再生ゴム工業が全然存在しなかつた理由ではないが生ゴムの市價の低廉と、技術上の理由を以て探的に此の工業は成立しなかつた、然るに支那事變の勃發以來、對外支拂節約のため海外よりの原資材輸入が制限されることになり生ゴムの輸入も此の輸入統制から免れ得なかつた、即ち前掲生ゴム輸入表にても着取されるが如く輪は毎年減少せしめられてゐる、然しゴム製品の需要抑制には一定、限度があつて、必要方面への供給には或程度の確保が要せられ、再生ゴムの時局的必要性が認識され新なる使命が荷せられるに至つた所以である。新く

我國の再生ゴム工業は、探算的にも、技術的にも經營の基礎的條件を與へられることになつた、原料ゴムの供給が數的に制限され、然もゴム製品の或程度の供給を確保するには、再生ゴムを生ゴムに混入して使用する外に方法がないからである。

再生ゴムの原料は古ゴムである、技術的な事項に就ては記述を避けるが各種薬品處理により古ゴムより得たゴムが即ち再生ゴムであるから、再生ゴム工業の盛衰は結核原料古ゴム入手量に制約されるとも云ひ得る、過去に於ける再生ゴムの生産量、國內古ゴムの蒐集量に就ては適確な資料がないので具體的な表現は、可能だから専門家の観測によると國內古ゴムの蒐集量は凡そ三年間一萬五千噸、其の内再生ゴム原料に供せられるのが八千噸内外残部は古ゴム利用製品に使用されるのではないかとのことである。この數字は、古ゴム蒐集機構が漸次整備した今日では正確を得た

も、ではないかも知れない、何れにしても國內に於ける古ゴムの蒐集量のみには依存してゐては、此の工業が成立しないことは自明の理だ、再生ゴムを得るために我國は多量の屑ゴスを米國より輸入してゐる、生ゴムの輸入を制限しその代りに屑ゴスを輸入して再生ゴスを製造するのが經濟的に見て果して當を得てゐるか否かは議論のある處だが、例へば

- 一、屑ゴムより再生ゴスを製する部込りの率(屑ゴム價格との關係性において)
- 二、再生ゴム製産に必要な薬品等の使用量
- 三、再生ゴスを多量に混入したゴム製品が品質低下のため耐久力の減退を來す經濟的損失、

等を綜合して論者は、現在實施せられてゐる當局の生ゴムと古ゴムの輸入統制に關し相當疑問を抱いてゐる模様だが、議論は議論として米國より多量の屑ゴスを輸入してゐることは事實だ、供給率は内地三割に輸入七割と見るのが至當か。

十一年以降の屑ゴム輸入額を大藏省貿易月表で見ると昭和十一年、二九九、九八一圓、同十二年、七九〇、五六六圓、同十三年、八九五、八四八圓となつてゐる、再生ゴムが生ゴムの代用となり得るからとて、屑ゴムの無

制限輸入が許されないこと勿論である。原料
再生ゴムの輸入も亦統制を蒙るのは當然な處置
だ、再生ゴム工業は現在公稱能力の六十%を
運轉してゐるに過ぎないとも云はれてゐる、
國內再生ゴム蒐集量の増加に重要性が益々加味
される所以である。

最近に於ける再生ゴムの生産額は次表の如
し

再生ゴム生産高(單位噸)推定

年度	昭和十三年	昭和十四年
製法別		
アルカリ法	一四、六〇〇	一五、〇〇〇
油性法	二六、四〇〇	七、五〇〇
計	四一、〇〇〇	二二、五〇〇

再生ゴムの価格は昭和十四年十二月二十日
付を以て公定されたが、其後次の如く改定さ
れた商上省告示第三百七十七號

昭和十四年十二月商上省告示第三百六十八
號中左の通り改正す

昭和十五年七月二十三日

商上大臣 小林 一三

再生ゴム販賣價格表中四級品の欄を削り自
動車用タイヤ再生ゴム及自動車用チューブ再
生ゴムの欄を左の如く改む

自動車用タイヤ再生ゴム

○圖三七 ○圖三三 ○圖二八
自動車用チューブ再生ゴム

○圖四六 ○圖四一 ○圖三三
再生ゴム販賣價格表附記のハを左の次く改

ハ 一級品、二級品又は三級品の區別は大
日本再生ゴム工業組合及日本油性再生護

謨工業組合の定むる規格に依るものとす

再生ゴム販賣價格表附記のニを左の如く改

ニ 一級品、二級品又は三級品の規格に適
合せざるものの價格は三級品の價格の半

額とす

別表を削る

改定價格は、舊價格が適當り自動車タイヤ
用一級品六百六十圓、チューブ用八百二十圓

であつたのが前者は七百四十圓、後者は九百
二十圓と大幅引上を見た、然し公價決定以前

は最高二千圓、最低六百圓、の時代も現出し
たとのことである。

(3) 副材料

ゴム製品の副材料は、其の製品が複雑多岐
に亘つてゐるだけ頗る多種多様であるがこれ
を大別して(イ)生ゴム自體を處理するため

の化學藥品、(ロ)ゴム製製作上の副資材
の二つに分類し得る、

(イ)に屬するものとしては、十種類以上に
のぼる硫化促進劑、三種以上の老化防止
劑、カーボンブラック、炭酸マグネシウム、
亞鉛華リトロン、硫黃、揮發油等の化
學藥品凡そ數百種類が使用されてゐると云
われ

(ロ)に就いては、製品によつて、それら
其の副材料も種類が變る理だが、タイヤ等
の綿布、布靴用綿布、スフ布、長靴用メリ
ヤス、チウプ用バルブ、靴用ハトメ、ホッ
ク、ゴム用布用織布、等これ又數へ上げる
と相當の量にのぼる、その一つ／＼に就て
の説明は到底不可能なものでこれは割愛
するとして、ただ國産硫化促進劑及老化防
止劑に本年十月七日付を以て左の如く公定
價格が設定されたこと、米國に供給を依存
してゐるカーボンブラックの入手が、米國
の對日政策強硬によつて不安となり、國産
カーボンブラック、アセチレンブラック等
の増産が至急解決を要する問題として、登
場して居ること、に讀者の注意を促すに止
める。
商上省告示第五百九十四號

價格等統制令第七條の規定に依り國産護
用硫化促進劑及同老化防止劑の販賣價格左の
通り指定す

昭和十五年十月七日

商上大臣臨時代理

大藏大臣 河田 烈

(單位一封度)

名 稱	製造業者 販賣價格	販賣業者 販賣價格
一 護謨用硫化促進劑		
マキヤプトベン	圓 二・三七	圓 二・六一
ゾチアゾール	圓 二・七九	圓 三・〇七
ヂフエニールガニ	圓 二・八二	圓 三・一〇
ヂベンゾチアゾール	圓 七・二八	圓 八・〇一
ヂサルファイド	圓 八・三六	圓 九・二〇
テトラメチルチ		
ウラムチサルファ		
イド		
テトラメチルチ		
ウラムモノサルフ		
アイト		
ヂフエニールガニ		
ヂン、ヂベンゾチ		
アゾールチサルフ		
アイト及ヘキサメ		
チレントトラミン		
の混合促進劑		
ヂチルアルデハイ	五・九〇	六・四九
ドアニリン		

二 護謨用老化防止劑

アルドールアルフ 三・四八 三・八三

アナフチラミン 二・八二 三・〇九

フエニールアルフ 二・八二 三・〇九

フエニールベータ 二・九六 三・二六

ナフチラミン 二・九六 三・二六

(イ)製造業者販賣價格は製造工場所在の
市町村内渡の場合其の製造工場又は倉

庫渡價格とし其の場合買主最寄購

貨車乘渡又は最寄港船乘渡價格とす但し

朝鮮、臺灣、樺太、關東州及支那向の場

合は積出港船乘渡價格とす

(ロ)販賣業者販賣價格は賣主の店先渡價

格とす

(ハ)本表價格は容與代を含むものとす但

し二〇封度以下小分賣を爲す場合は之を

含まざるものとす

三、輸 出 入

第二次歐洲戰勃 發を感とする國際情勢の
激變は我國の貿易、殊に輸出を極度な不振に
陥入らしめ輸出回商品の滞貨は、激増し、遂
に政府をして貿易政策の一大轉換を餘儀なく
しむるに至つた。ゴム製品の輸出に於ても此
の影響は逸るべくもなく、昨春以來の輸出業
者、製造家の輸出向ゴム製品滞貨は約百七十
萬圓に達しそれが處分に就ては關係方面の苦
慮する處だつたが、急速なる輸出好轉も期待
薄なので商上省、ゴム工聯、ゴム製品輸出組
合で對策協議の末十月次の如く應急解決案を
決定した。
一、工場持輸出回製品は輸出組合が全部買取
ること
二、輸出市場(第三國振替)可能製品は輸出
向として處分すること
三、市場轉換不向品、ゴム老化懸念のため貯
藏不能品等は特免品として内地販賣許可を
申請すること
四、商上省は右申請には原則として許可の方
針を採ること
又一方貿易不振對策として政府當局は重要輸
出商品に就て個別的に買取會社を設立する方
針のもとに、先づ硝子製品、陶磁器、ホーロ
1 織器、綿製品、工業藥品、ゴム製品に就て

それ、輸出買取會社を設立することとし、輸出向ゴム製買取會社設立要綱左の如し。

- 一、名稱日本輸出ゴム製買取株式會社
- 二、資本金二百萬圓四分の一拂込
- 三、取扱品目自轉車タイヤ、チウブ及び布帛製成品を除く一切のゴム製品
- 四、事業、輸出ゴム製品の一手買上並に輸出
- 五、参加者、ゴム工聯、ゴム製出品輸出組合、輸出原材料配給會社の三團體とし個人参加は拒否、持株は三等分すること
- 六、新會社設立發起人選定は商工省に一任し工聯三名、輸出組合三名、原材料會社一名

四、統 制

ゴム工業の統制は、他の工業の統制と同様、先づ主要原料である生ゴム、再生ゴム、屑ゴムがそれ／＼使用、並に配給上の統制を蒙り、統制事業を圓滑に遂行せしめるため業者を以て各種の統制團體を組織せしめて、以下各種統制に就て概述する。

(イ) 原料統制

支那事變勃發間もなく政府は十三年七月九

ム底布靴等であるが、これも一定の必要量を査定生産せしめてゐる。されど、これと本格的生産統制に隔たること遠く、他のゴム製品に至つては、またしの感甚だ深いものがある。

計畫的生産統制の實施には、なほ相當の時間的餘裕を必要とするものと思はれる。

(ハ) 製品配給統制

ゴム製品の配給統制は、甚だ不完全なもので、昭和十四年自動車用タイヤ、チウブ、十五年農機用ゴム製品に配給統制規則が制定公布を見たのみである。其の他のゴム製品に就ては暫定的に、局長通牒に基づく配給統制要綱、或は商工省の慈恵に基づく自治的配給統制要綱がゴム底布靴、地下足袋、自轉車タイヤ、チウブ、特免ゴム靴、工業用ゴム製品、ゴムホース、ゴム調帯等に實施されてゐるのみである。當局では斯る配給上の缺陷を是正するため、製品別の共販會社が一應設立された曉に各共販會社の運用を法的に基礎づける配給統制規則の制定實施を考慮してゐる模様である。

工業ゴム製品統制要綱

日付を以て一般民需ゴム製品廿三種類にわたつて製造を禁止、同時に、ゴム配給統制規則を制定公布、ゴムの販賣使用、並に輸出向ゴム製品の販賣に關して制限を加ふるに至つた、が更に十四年五月三十一日付を以て該規則を改定し再生ゴム並に生ゴムの故屑をも該規則の取締を受けしむることとした一方新に「屑ゴム及粉末ゴム配給統制規則」を制定し、屑、粉末ゴムに就ても、販賣、使用に制限を加へるに至つた。

配給方法は

- 一、軍需、軍の證明
- 二、輸出、輸出証文
- 三、一般民需、統制團體が用途別に割當てたる數量

に基く割當機關發行のゴム購入票を引換へに配給機關はゴムを販賣してゐる。

(ロ) 生産統制

ゴム製品の現行生産統制は、變態的方法を採りゴム製品自體の需給關係からの生産統制ではなく、専ら原料ゴムの輸入制限が要求する生産統制である勿論物動計畫樹立に當つては必要とするゴム製品の所要量を豫め算定して生ゴムの輸入量を決定するものとは考へら

物動計畫による生産力擴充部所要の工業ゴム製品(ベルト、ホースを除く)に就ては其の重要性に鑑み之が配給を確保することは最要なるを以て茲にも工業用ゴム製品配給統制協議會を設置するものとす、本協議會は關係官並に官に於て指命したる左記の者を以て組織す

- 一、日本工業用ゴム製品統制株式會社發起人
- 二、日本ゴム工業組合聯合會代表者
- 三、各需要者統制團體代表者
- 一、官に於て特に指命したる者

協議會の事業

- (イ) 統制範圍は工業用ゴム製品(ベルト、ホースを除く)の内地民需指定分のみとし、軍需、官需並に外地(臺灣、朝鮮、樺太、南洋羣島)區域(關東州、滿洲、支那)及第三國向輸出を除く
- (ロ) 一定期間(一箇月とす)毎に左記配給統制要領により統制を行ふ
- (ハ) 其他工業用ゴム製品の配給統制上必要な事項の審議を爲すこと

統制要領

- 一、本要領に於て工業用ゴム製品とはベルト、ホースを除く工業用ゴム製品を謂ふ
- 二、工業用ゴム製品の配給統制は總て別に定

れるが、實際のゴム製品生産状態を見ると、一定のゴム製品の生産數量を豫定してその達成に努めてゐるのではない、

一口にゴム製品と云つても頗る多種類に及んでゐて、その一つ一つに就き適宜な必要量を算定し計畫生産を遂行することは實際問題として困難であり、斯る資料とても整備してゐない、現行生産統制の方法は、生ゴムを用途別に割當て其の範圍内で生産を許容する形式を採つてゐるが、生ゴムの用途別割當量が果して妥當なる量なりや否やは甚だ疑問である。毎月のゴム製品製造量が絶へず變動し或は又製造すべく品種が應々にして移動せしめられてゐる事實は這般の消息を雄辯に物語つてゐる然し斯る非計畫的な生産統制も本年下期に及んで漸く消滅されんとするに至つた。即ちゴム製品を大別して

(イ) 生産擴充用品(工業用)

(ロ) 生活必需品

とに分類し前者に屬するものとしては後述の如く、工業用品、ゴムベルト、ゴムホースに就てそれ／＼配給統制要綱を制定、需要者團體を指定して一定期間の必要量を 査定生産し、後者に屬するものは主として地下足袋、農機用ゴム底布靴、特免ゴム靴、勞務者用ゴ

むる様式による需要票を以てす

- 三、需要票は工業用ゴム製品の最終需要者(以下需要者と略稱す)に於て之を提出する事
- 四、需要票は物品一種目に付き、一組を作成し、正、副本、寫、二葉及控の五葉より成る
- 五、需要者工業用ゴム製品を購入せんとするときは從來の取引系統により配給業者又は製造者に對し購入の申込をなすこと
- 六、需要者購入の申込をなしたるときは需要票、正、副本及寫、二葉を其屬する統制團體に提出すること
- 七、協議會需要票(正、副、寫各一葉)を受領したるときは、團體別及需要者別に其の重要性、緊急性等を考慮し製造の可否、原材料の所要量及製造者を決定す
- 八、協議會は前條配給決定の結果を左記の通りたる規程により査定すること

り通知すること

- (イ) 査定通知票により需要者統制團體を経由して需要者に指す
- (ロ) 需要者原本により發起人會を経由して製造者に指す
- (ハ) 需要者寫により發起人會を経由して日本護謨工業組合聯合會(以下護謨工業と略稱す)に移譲し原材料配給手續を依頼すること
- (ニ) 配給決定を見ざりしもの付ては需要者統制團體に返還す

協議會は別に決定の結果を取纏め集計表を作成し商工省に報告すること

九、製造者は護謨工業より原材料の配給を受けたるときは製造指示に従ひ製造をなし當該注文者に納入する事、以下略

△日本護謨工業聯合會、特鋼協、鐵鋼協、鍛鋼協、フェロアロイ協、アルミ工業組、マグ工業組、鑛山配給協、石炭鑛協、石油鑛業協、石油業統人、石協、安法曹達工業組、電解曹達工業組、硫安組合、バルブ物資協、工作機工業組、自動車工業組、鐵道車輛工業組、造船聯合會、電氣協會(以上二十一個體)
 ゴムホースの統制方法は、前記「製品」のそれと大同小異として、生種二十三需要者團體

(前掲)と統制會社でと協議會を開催、需要者の發註數量を協議會で整理需給を調整することになつてゐる

價格統制

ゴム製品の價格は、協定若しくは九、一八の停止令價格であつたが、昨年に至り一部製品に公定價格が決定された

五、統制團體

ゴム製品工業關係の統制團體は現在四十に垂々とする現狀にあるが其の内重要なものを掲示して其の組織と機能に就て略記する

(一) ゴム輸入統制機關

日本ゴム輸入組合(本部神戸) ゴム輸入業者を以て組織し當局より内示された毎月の輸入すべき數量を組合員に割當を行つてゐる。又ゴム配給統制規則第一條による商工大臣の指定配給機關でもある

(2) 配給機關

- (イ) 日本ゴム輸入組合(既述)
- (ロ) 東京ゴム原料卸商業組合所在東京市京橋區入船町三の二大坂ビル

橋區入船町三の二大坂ビル

(イ) 販神ゴム原料卸商業組合
 何れもゴム配給統制規則 第一條の規定に依り配給機關として指定されてゐる

(3) 割當機關

- (一) 日本ゴム工業組合聯合會本部神戸市神戸區北長狭通四丁目三番屋敷
 出張所 東京市芝區三田
 設立 昭和六年十月五日

事 業

(一) 検査

重要輸出品取締法による検査
 (ゴム靴、玩具、運動具、タイヤチューブ、ベルト)
 商工省令第五號に依る検査
 (金製品)
 定款による検査
 (内地向タイヤチューブ、ベルト)

(二) 統制

生産調節、輸出ゴム靴、タイヤチューブ、價格協定輸出品内地關帶ゴムの割當、配給統制規則に基くゴムの使用制限、使用制限規則に基く、工業警備品の配給

組 織

工業組合十三、聯合會一單獨加入四、を以て構成す、

- (一) 全國電線工業組合聯合會
 東京市京橋區築地三の十番地
 設立、昭和十三年九月

事 業

生ゴムの割當、其他電線製造用副材料の共同購入製品價格協定

組織、一工業組合、三工業組合聯合會を以て構成

- (二) 社團法人日本ゴム利用工業會
 本部 神戸市葦合區濱邊通一の七
 出張所 東京市麴町區内幸町
 設立 昭和十四年四月八日
 改組 十五年六月二十九日

事 業

ゴムの割當、製器検査、原材料の共同購入

組 織

約二百餘名のゴム利用工業者を以て組織す何れもゴム配給統制規則の規定による割當機關として指定され、又電線工業を除く二團體は屑、粉末ゴム配給統制規則の規定による統制團體としても指定されてゐる

- (四) 日本再生ゴム工業組合聯合會

東京市京橋區西八丁堀本間ビル

設立 昭和十五年十月十五日

事 業

(イ) 製器検査

(ロ) 製器販賣取締

(ハ) 屑、粉末ゴムの使用制限並に購入方法、製器販賣先の指定

(三) 原料の共同購入

組 織

一工業組合を以て構成、再生ゴム配給機關に、又屑、粉末ゴム配給統制規則により配給及び統制團體に何れも指定されてゐる

(5) 製品共販機關

- (一) 全日本地下足袋共同販賣株式會社昭和十四年十一月設立資本金百萬圓四分の一拂込本社東京市芝區田村町兼坂ビル
 貼付地下足袋製造家の出資になる共販會社にして各府縣地下足袋卸商業組合に一手販賣を行ふ
- (二) 日本自轉車タイヤ販賣統制株式會社、昭和十四年十一月十日設立、資本金百萬圓四分の一拂込、本社神戸市神戸區元町通三の四三、該製器製造業者の共販機關、(別掲配給要綱参照)

掲配給要綱参照)

(三) 日本ゴム履物共販株式會社、昭和十五年四月二十四日設立、資本金百萬圓四分の一拂込、製器家の共販機關地下足袋を除く一切のゴム履物を取扱ふ(配給要綱参照)
 本社 神戸市林田區神樂町一の一

(四) 水産用ゴム引布製器共販株式會社、昭和十五年八月二十三日設立、資本金十五萬圓、四分の一拂込、本社東京市京橋區銀座一丁目四

(五) 日本農機ゴム共同販賣株式會社昭和十五年九月廿日設立資本金五千萬圓、五分の三拂込、本社東京市京橋區木挽町一の四農林省令農機具用ゴム製器配給統制規則の規定により共販機關に指定されてゐる

(六) 日本特免ゴム運動具共同販賣株式會社昭和十五年九月七日設立、資本金十萬圓二分の一拂込、本社東京市市出區東神田町六(統制要綱参照)

(七) 日本ゴム調帯統制株式會社昭和十五年十月九日設立、資本金百萬圓、二分の一拂込本社東京市芝區田村町五〇七(統制要綱参照)

(八) 日本ゴムホース統制株式會社、昭和十五年十二月六日設立、資本金二百萬圓四分の一拂込(統制要綱参照)

創立明治三十九年
資本金壹千萬圓

本店 大阪市北區梅田新道
關東營業所 東京市京橋區銀座八
關西營業所 (本店內)

營業種目
火災保險
海上保險
運送保險
傷害保險
自動車保險
信用保險
航空保險

共同火災保險株式會社

取締役社長 廣瀨 鉞 太郎
專務取締役 小倉 誠 介
常務取締役 柴山 佳四郎
支店 京都・橫濱・神戸・名古屋・仙臺
出張所 福岡・京城・新京・金澤

創立昭和七年五月

資本金壹千七百五十萬圓

本社 東京市麴町區丸ノ内貳ノ貳番地壹
電話丸ノ内(23)三、八三五・五、四七〇・六、九四〇番
京城 京城府南大門通五丁目二八番地
出張所 電話本局三二二三八番



中外鑛業株式會社

取締役社長 原 安三郎

業務

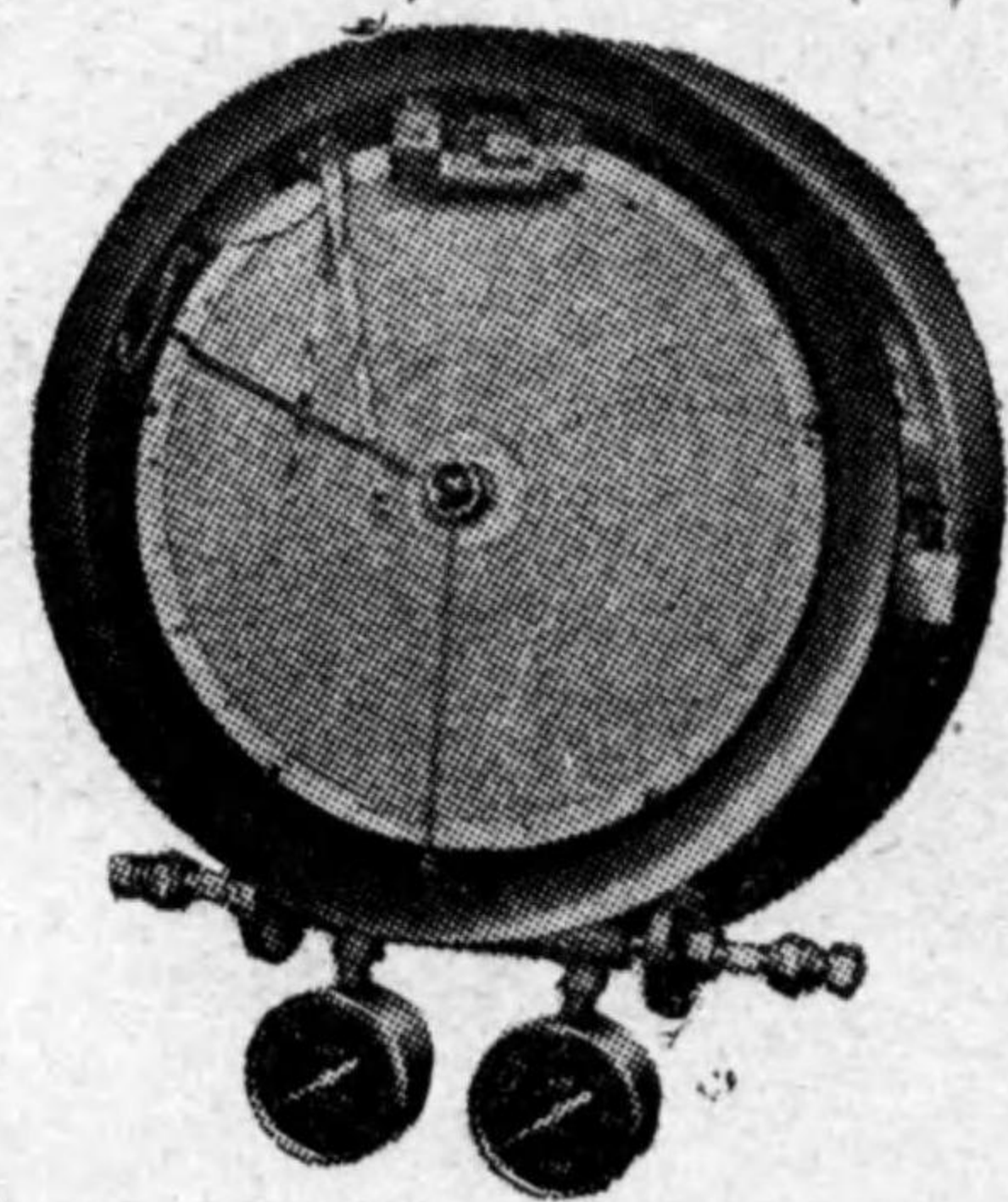
- 一、金銀銅・硫黃滿俺礦採掘、輸送、賣買、製造
- 二、機械器具類ノ製造
- 三、前各項ニ關聯スル業務並投資

事務所

(内地所在)
八雲鑛業所
米子鑛業所
西條鑛業所
持越鑛業所
持越鑛業所
清越鑛業所
宮田鑛業所
明又鑛業所
八戶電化工場

(朝鮮所在)
尙州鑛業所
九峯鑛業所
橋洞鑛業所
完豐鑛業所
文化鑛業所
新成鑛業所
陶谷鑛業所
龍湖鑛業所
海州製鍊所

工業用計器一般
テロモ式計器



東京

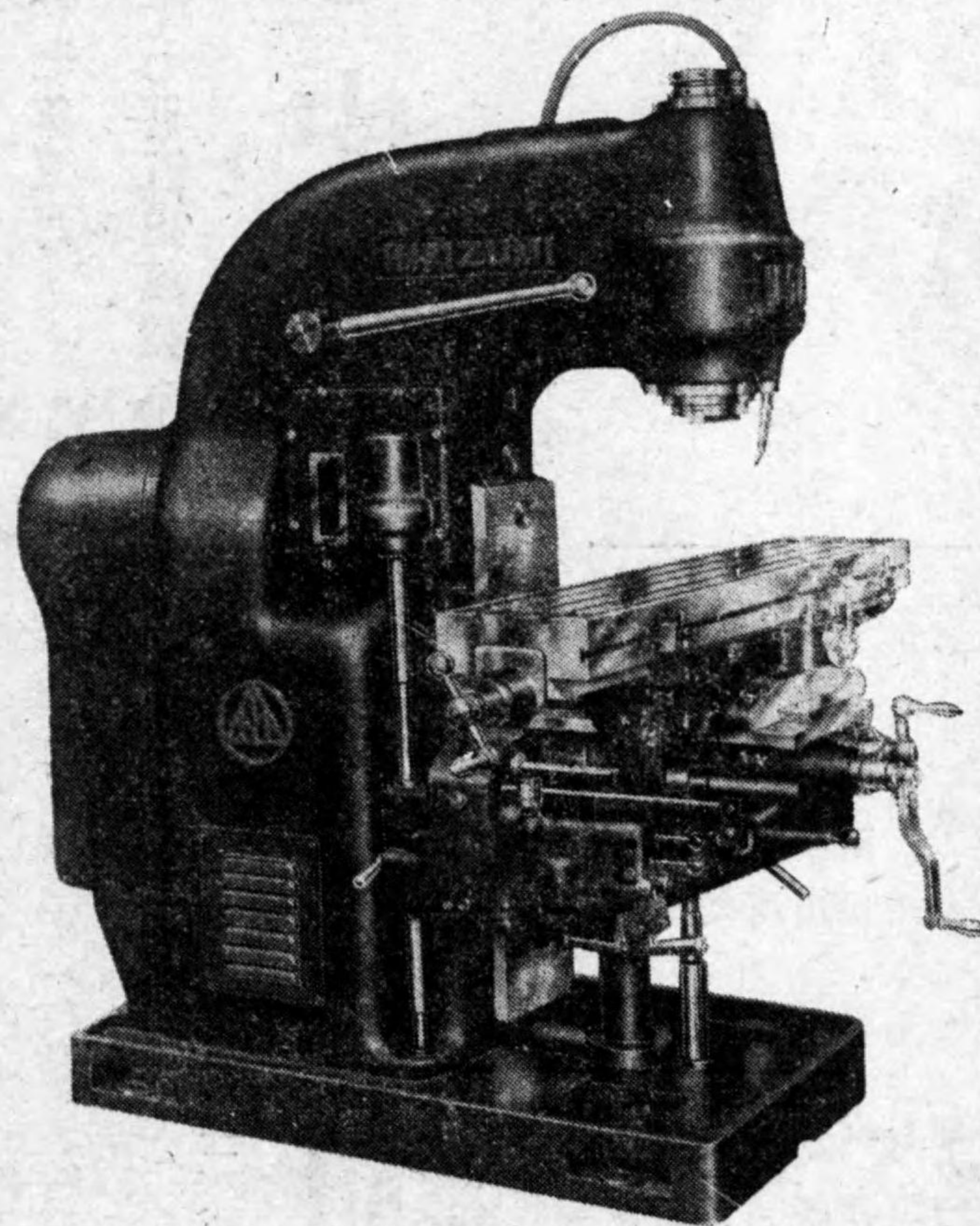
四谷

日本テロモ機器工業株式会社

受信略号 トウキヨツヤニホンテロモ・電話四谷(35)8343—3407

廣……三

NEW MODEL VERTICAL MILLING MACHINE
I. V. M. No. 2



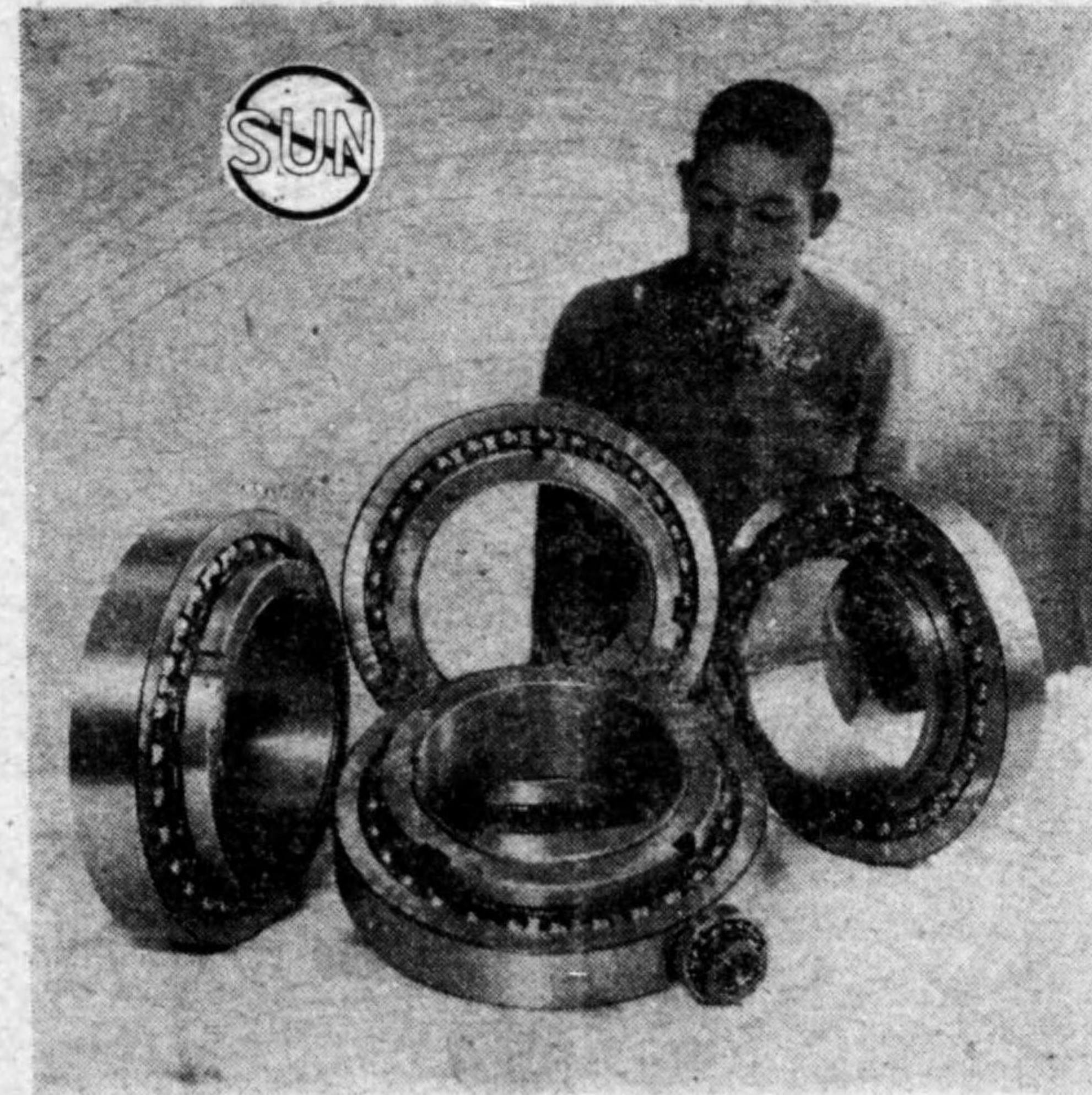
株式
會社

今泉精機製作所

東京市葛飾區本田立石町四十五番地
電話 本田(79)七三六番七六八番

廣……三

各種ベアリング販賣
 SUN特殊及
 大型ベアリング製作



昭和軸承株式會社

東京市 芝區 田村町一丁目三番地・竹内ビル

電話 銀座 (57)

專用 3877番 1661番 2965番

廣...二四

大陸マクネシヤ工業株式會社代理店

耐マクネシヤ耐火煉瓦

大陸興業合資會社

本社 大連市連鎖街榮町三五・電話 伏見 八三五番
 東京事務所 東京市京橋區銀座四丁目 電話 京橋 九九〇番
 出張所 新京・奉天・北京・天津・大同 張家口 蒙莊 青島

廣...二五

各種電弧熔接機 製作販賣

株式會社日立製作所製品販賣
日立モートル各種販賣
特殊小型モートル販賣
電弧銲接機製作販賣
Hアーク電氣銲接機製作修理
電動機械製作修理起重機部分
品製作・電氣工事材料一式

東京市神田區旅籠町二ノ二一
電話下谷(83)六四七六・九四四三・八八〇六
振替東京九五四〇番
東京市淺草區新福井町五番地
電話淺草(84)七九〇三番
京城府新堂町四〇二番地一號
電話本局二九二七番



日立電氣商會

スーパリアーク高周波電弧熔接機
セルサイト交流電弧熔接機
スボット熔接機
フラッシュバット熔接機
電線バット熔接機
平板バット熔接機
チエーンバット熔接機
シムバット熔接機
其他各種熔接機製造販賣改造修理

特殊型平削盤
特殊大型旋盤

專門製作



株式會社

高橋鐵工所

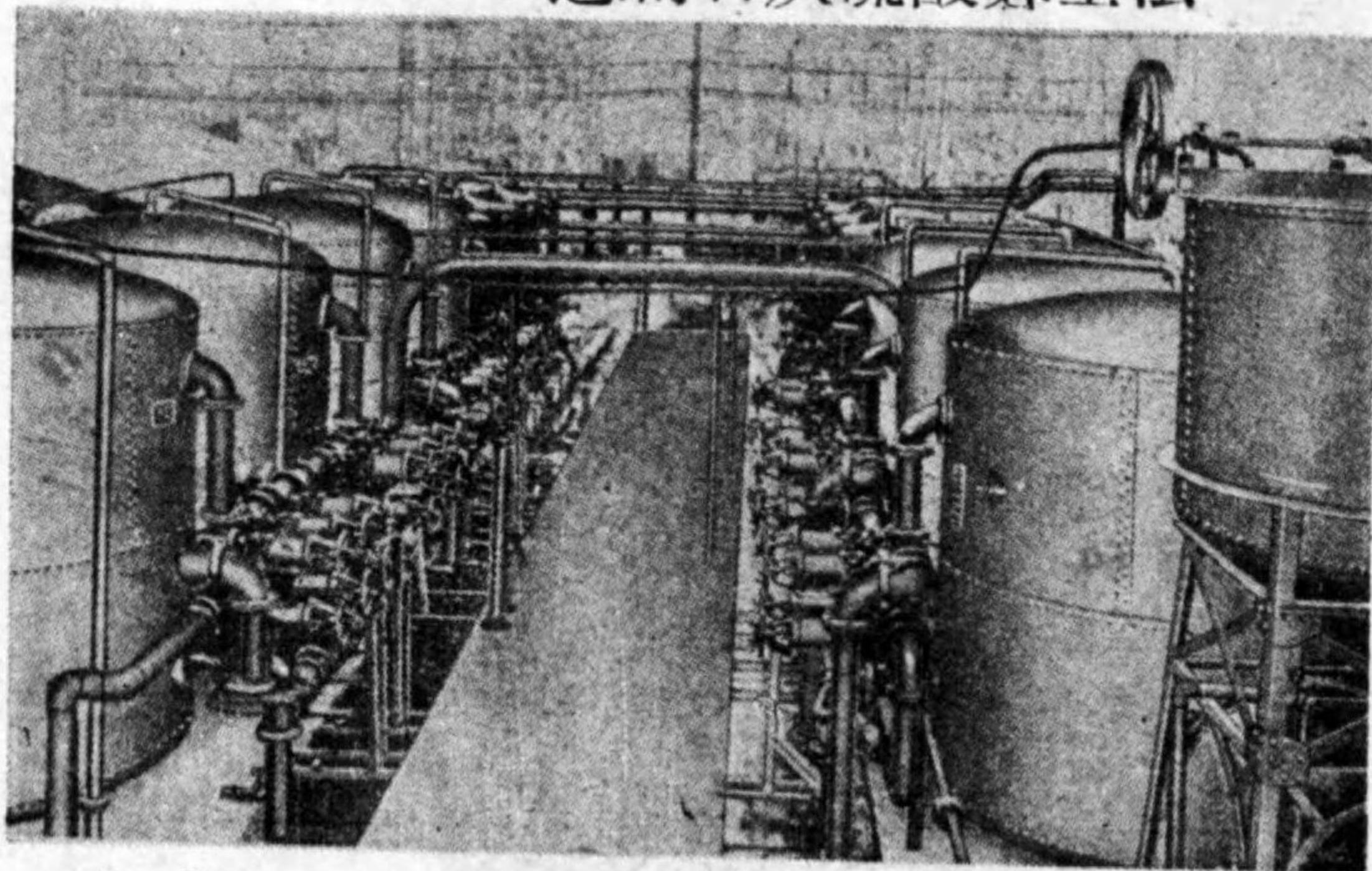
營業所 東京市江戶川區逆井二ノ四四九

電話城東(63)〇〇二二四六番

振替東京九八二八三番

逆井工場 東京市江戶川區逆井二ノ三七二
船堀工場 江戶川區東船堀二六五
電話江戶川三七一番
鑄造部 江戶川區東船堀二五一
電話葛西二〇五

理研特許浄水用Bケラリット濾水装置
 硬水軟化用Cゼオライト濾水装置
 ライムソーダ法軟化装置
 汽罐用・自動フロー装置
 其他開放式密閉式濾水装置設計監督
 滿鐵特許 過剩石灰法
 過剩石灰硫酸礬土法



株式會社 東京パームチット商會

本社 東京驛前丸ノ内ビルヂング五階五八六區
 電話丸ノ内(23)三九八五番
 振替東京三七〇四三番
 出張所 大阪市西區立賣堀南通一丁目三二番地
 電話新町(53)二四七一
 蒲田工場 東京市蒲田區西六郷三ノ五五番地
 世田谷研究所 東京市世田谷五丁目三〇三五番地
 山梨工場 山梨縣八代郡錦村字井之上
 電話(石和)六三番
 出張所 滿洲奉天・北支北京

ツバメ印ドリル化理店

造標ヒストリック



目課業營

内燃機 各種馬力
 各種マグネト
 各種ピストンリング
 各種工具
 各種工業用ゴム製品
 各種工業機械

金光商店

金光精一

東京市京橋區木挽町六丁目四番地

電話銀座 (57) 二八四四番

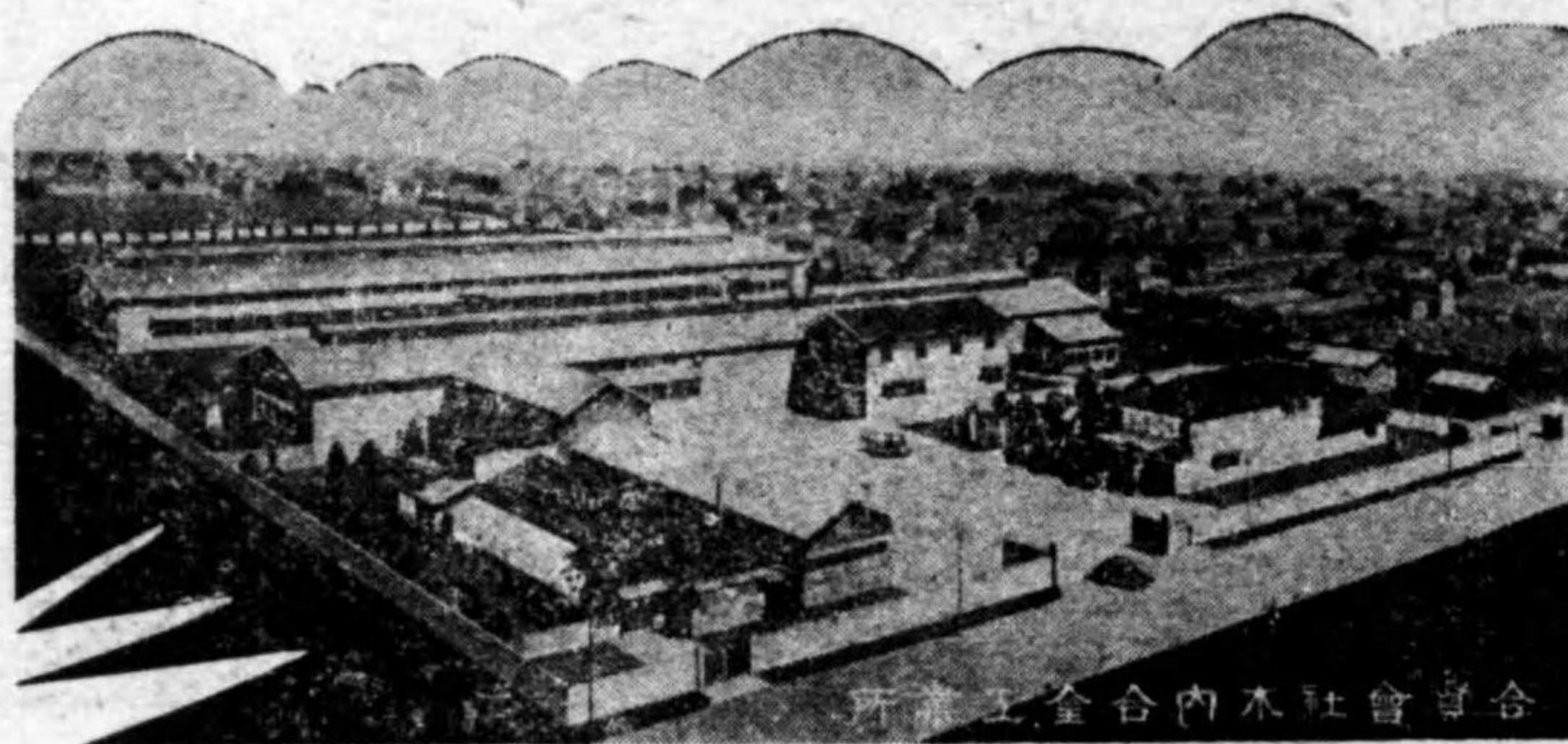
(57) 八〇四五番

振替口座東京一四六八六三番

▶創 業
大正六年四月
▶出身地
福井縣今立郡船津村
▶生年月
明治三十三年三月生



奉祝紀元二千六百年記念



鑄造部……木型部……機械部……の一貫作業

銅合金・輕合金各種鑄造
並機械製作……規格品製作

合資社 木内合金工業所

社 長 木 内 茂

本 社 東京市蒲田區糶谷町二丁目七三〇番地
電話大森(03)八〇六三番 羽田(04)九四番
芝工場 東京市芝區白金三光町二〇八番地
電話高輪(44)三三〇五番・四二二番

廣……三三



工作機械能率増進器

バイトファイラー
略稱ファイラー

●御 注 意
△粗製偽造品「マイクロストップ」の魔手に
御注意下さい。
△萬一御使用になれば特許權侵害で
罰せられます



特殊鋼熱處理・精密
研磨仕上
精度耐久力・保證

(カタログ進呈)

バイトファイラー株式會社

電話(56)京橋 6655・7167・7168
振替口座東京 165917番
東京銀座一丁目五銀座一ビル

廣……三一

- ▶ 創業
昭和九年四月
- ▶ 出身地
岐阜市外高富町
- ▶ 生年月日
明治拾年十一月十一日



奉祝紀元二千六百年記念



諸機械並各種部品鑄鐵及合金鑄造

株式 岡部鑄造所

社長 岡部光治郎

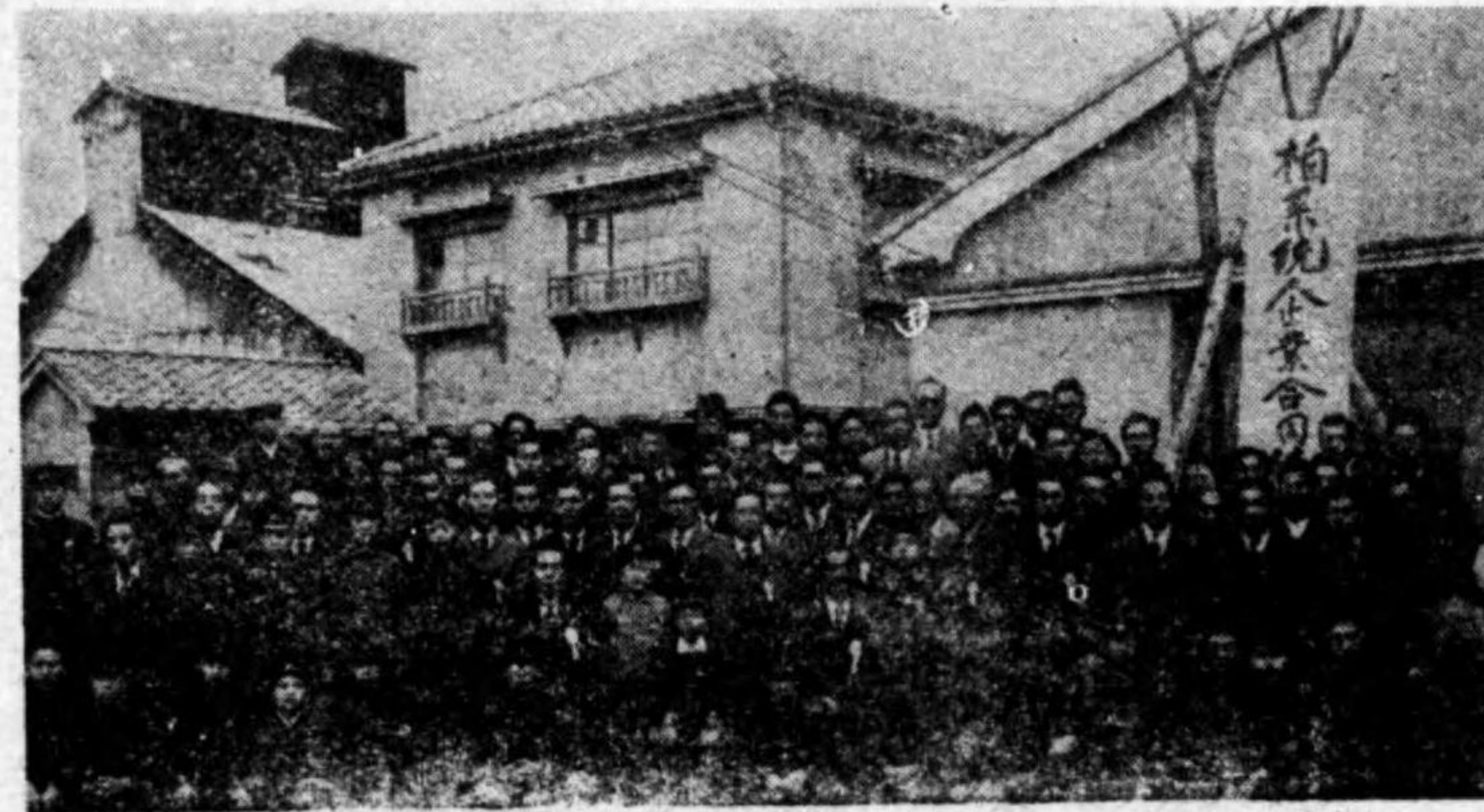
東京市蒲田區羽田本町二一六番地
電話 羽田 〇二一三番

- ▶ 創業
昭和十年一月
- ▶ 出身地
茨城縣水戸市
- ▶ 生年月日
明治二十八年三月



奉祝紀元二千六百年記念

(柏ブロック結成式記念)



鑄造部・機械部・木型部の一貫作業

鋼合金・輕合金・鑄鐵
其他鑄物一切及仕上製作

柏合金工業所

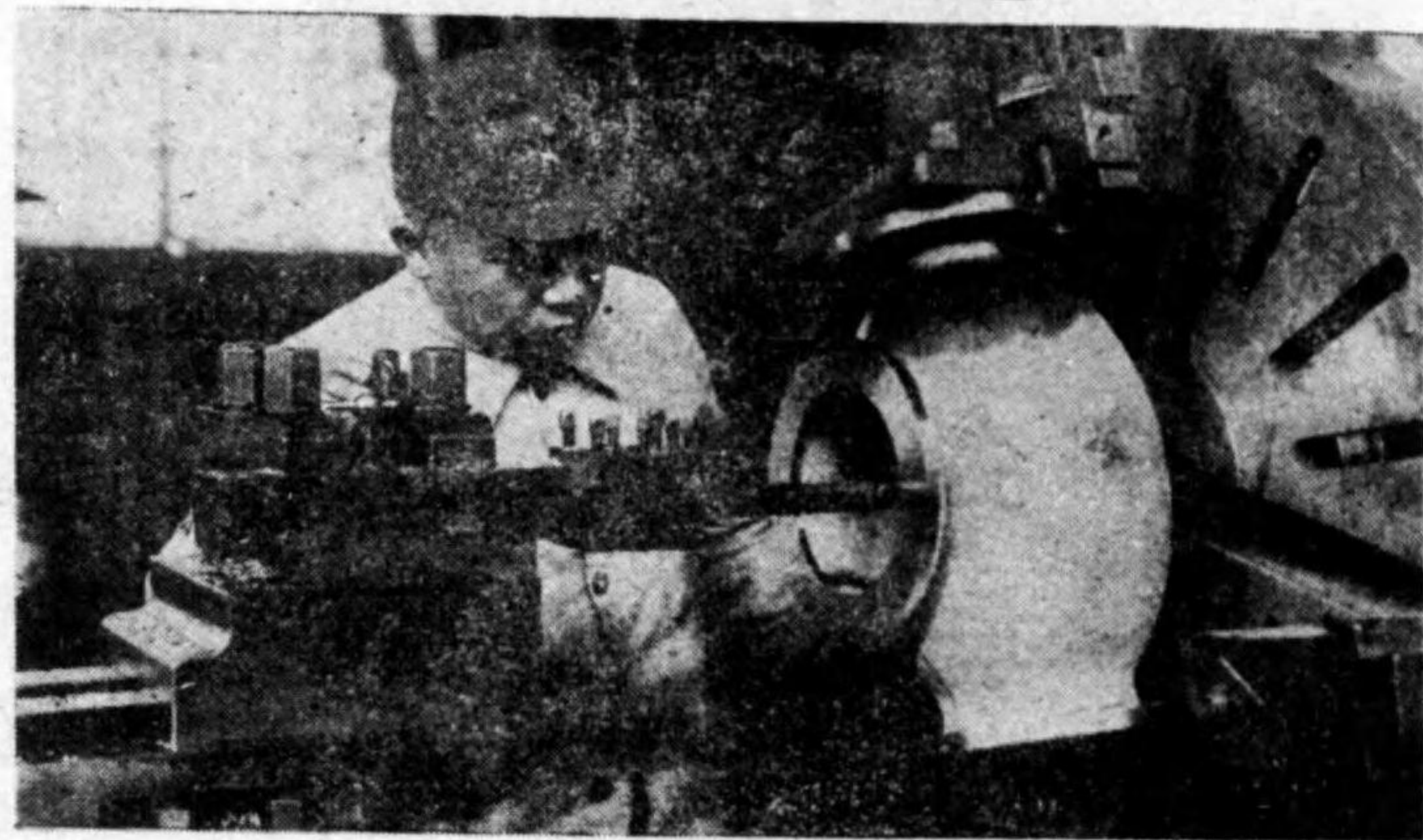
所主 柏 平 藏

- 鑄造部 東京市大森區 森ヶ崎 九丁目四七一五番地
電話 大森(03)七〇八三番
- 機械部 東京市城東區 龜戶町 三丁目一三六番地
電話 墨田(71)五五六八番 七七五四番
- (同) 東京市 城東區 南砂町 一丁目九七四番地
電話 本所(71)五六六三番
- (同) 東京市 蒲田區 女塚 二丁目廿一番地
- 木型部 東京市 城東區 龜戶町 六丁目二〇番地
電話 城東(68)一三四五番

▶創業
大正九年九月
▶出身地
奈良縣吉野郡織田村
▶生年月日
明治二十八年十一月



奉祝紀元二千六百年記念



合金部・鑄鐵部・機械部
一貫作業

主營業種目

船舶用合辨・嘴標準型合辨一式

株式會社 前中製作所

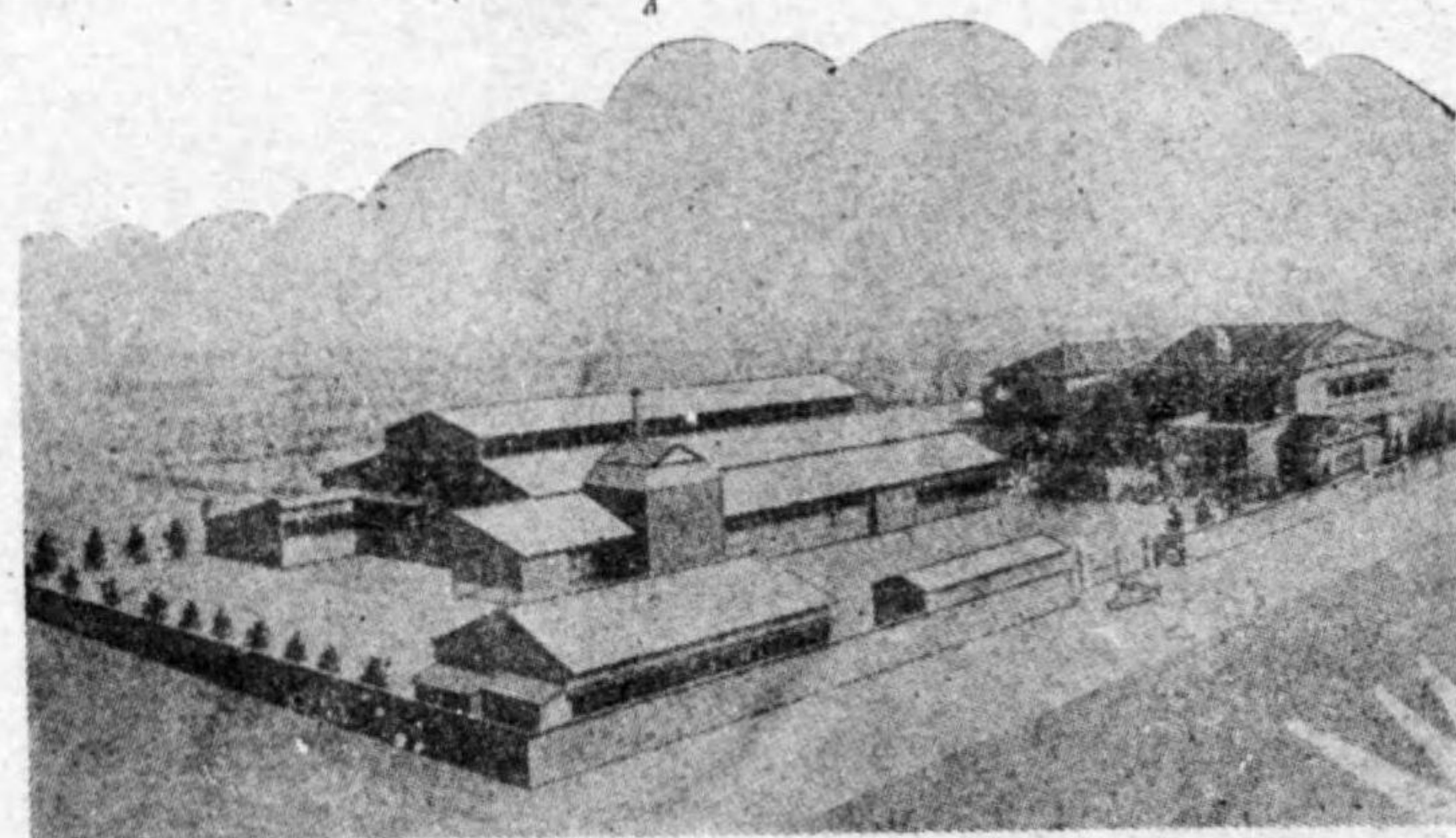
社長 前中 勝敏
東京市蒲田區東六郷二丁目一番地
電話 蒲田 二八三九番

廣……三七

▶創業
昭和九年一月
▶出身地
栃木縣栃木町
▶生年月日
明治十七年三月六日



奉祝紀元二千六百年記念



鑄造部・機械部の一貫作業

●特技……工作機械鑄造製作

諸機械設計製作
プレーナー加工

本多鑄工所

所主 本多 銀次郎
東京市蒲田區羽田本町一八二番地
電話 蒲田 一八七番

廣……三六

奉祝紀元二千六百年記念



◆創業

大正九年三月

◆出身地

熊本縣球磨郡黒肥地村

輕合金一般
銅合金一般
各種鑄物

昭和輕合金鑄工場

工場主 西林正春

東京市蒲田區下丸子七〇番地
電限蒲田四八四七番 四四〇四番

▼メツキの王座

絶體サビが出ないメツキ

金屬皮膜研究所

所主 西林正春

第一工場 東京市蒲田區下丸子七〇番地
第二工場 東京市蒲田區下丸子六三番地
電話蒲田四八四七番 四四〇四番

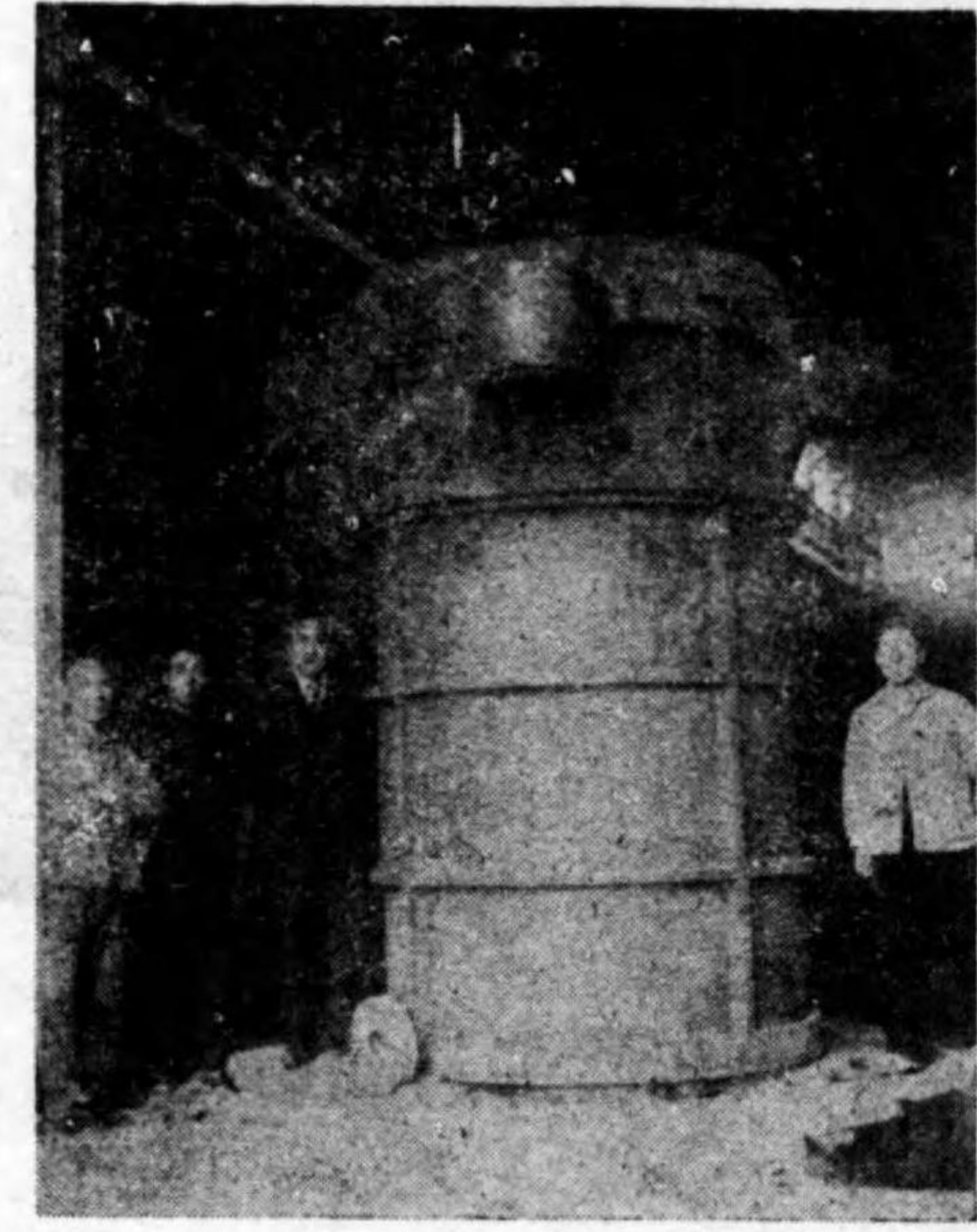
奉祝紀元二千六百年記念



▶創業 明治四十四年六月
▶出身地 新潟縣長岡市
▶生年月 明治三十一年四月

營業種目

合金一式及加工
其他特殊鑄物
諸機械鑄造



小林鑄造所 名社合會

代表社員 小林德治
東京市蒲田區東六郷一丁目三八番地二
電話蒲田三五六一番・五〇八七番

廣……三五

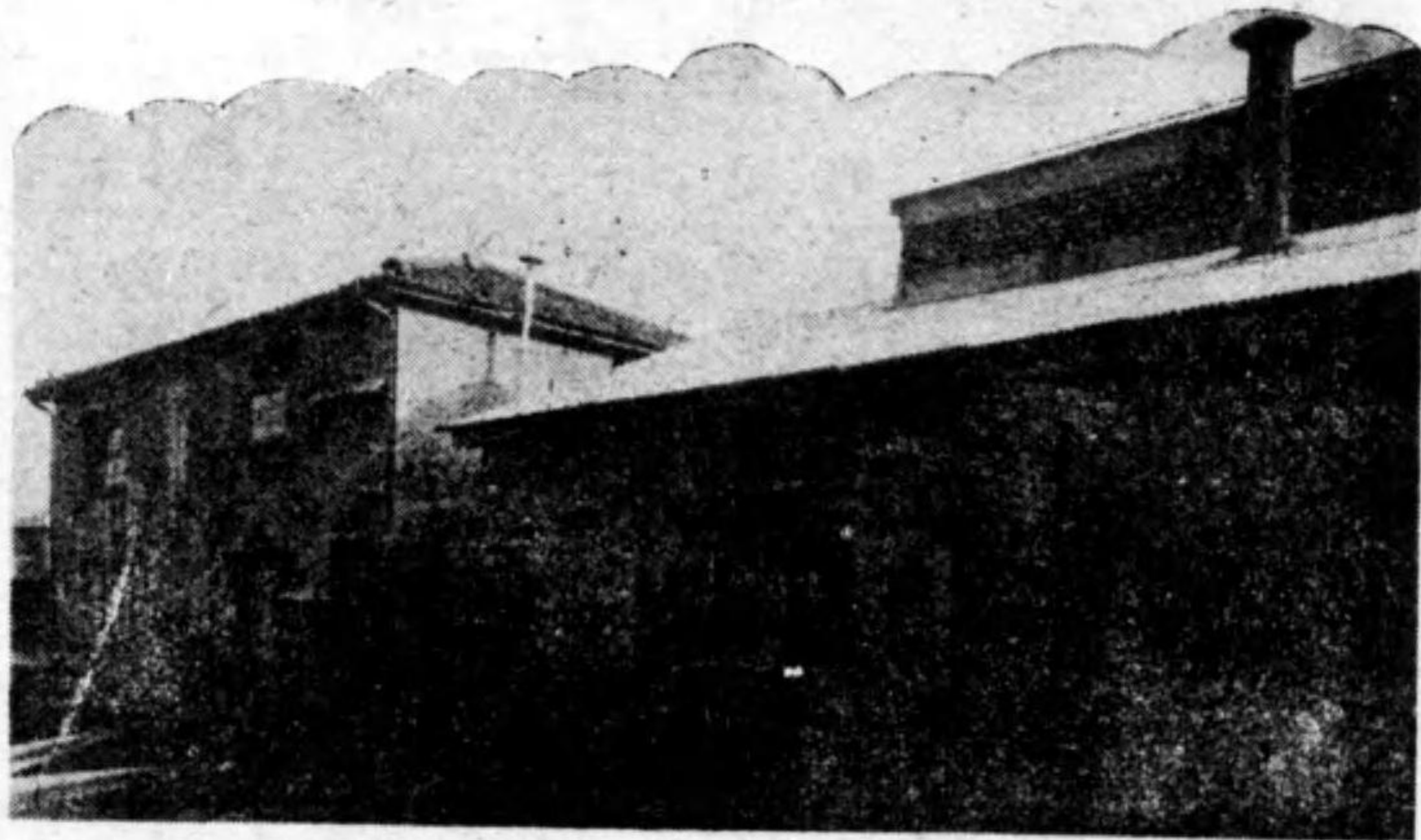
廣……三八

- ▶ 創 業
昭和七年五月
- ▶ 出身地
東京市芝區
- ▶ 生 年 月
明治十三年一月



奉祝紀元二千六百年記念

(第二工場及寄宿舎落成記念)



營業種目

砲金・真鍮・燐青銅 規格部品鑄造
アルミニウム各種合金

柳田合金鑄造所

工場主 柳 田 定 吉

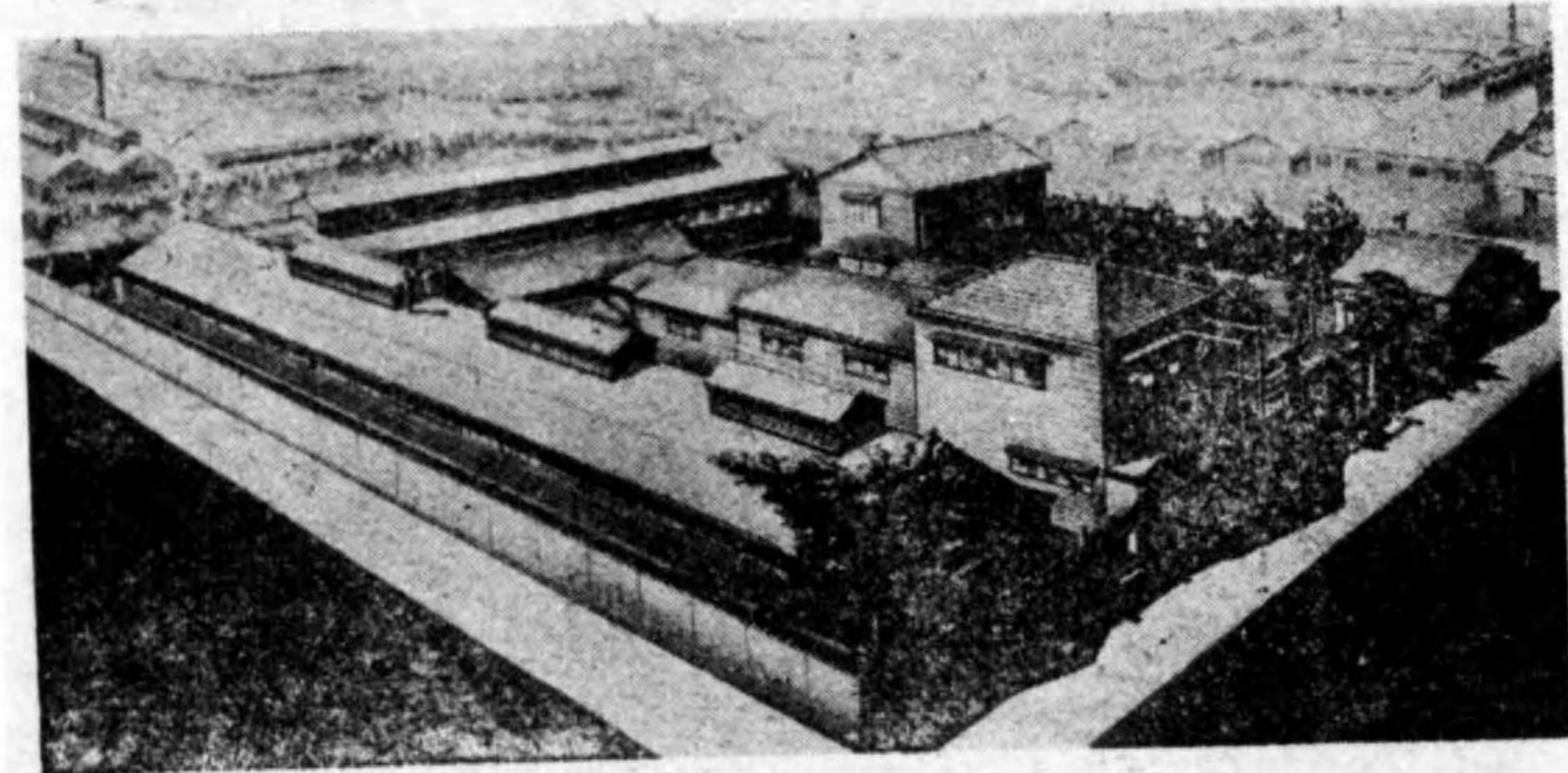
本 工 場 東京市大森區大森六丁目二八二番地
電話 大森(06)七 一 八 四 番
第二工場 東京市大森區大森六丁目二八〇番地

廣...四一

- ▶ 創 業
昭和七年五月
- ▶ 出身地
岩手縣上閉伊郡
- ▶ 生 年 月
明治三十五年十月一日



奉祝紀元二千六百年記念



アルミニウム合金
一般輕合金類
各種銅合金類

規格部品鑄造

京濱合金鑄造所

所主 宮 澤 吉 造

東京市 蒲田區 糞谷町 三丁目 一一七番地
電話 羽田(04)〇六五八番・〇九一二番

廣...四〇

▶ 創業
昭和拾二年六月
▶ 出身地
埼玉縣川口市
▲ 生年月
明治三十三年十一月



奉祝紀元二千六百年記念

(第二工場落成式記念)



鑄鐵特殊鑄造並製作

朝日鑄鍊所

所主須藤徳造

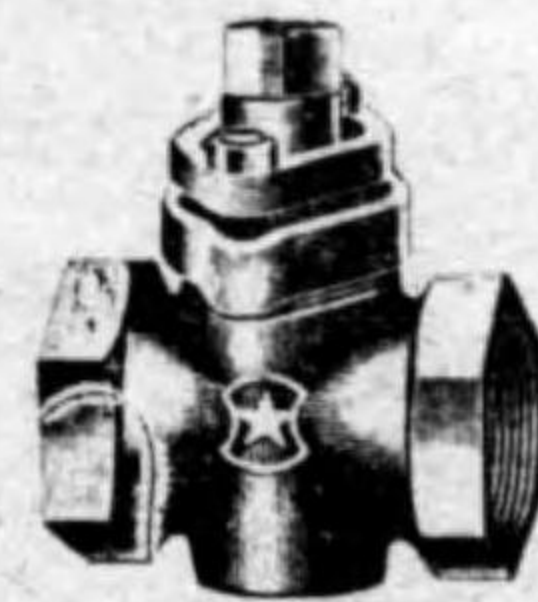
第一工場 東京市蒲田區萩中町二〇二番地
電話 蒲田 二八三六番
第二工場 東京市蒲田區糞谷四ノ一四四四番地
電話 羽田 〇七四五番

廣...四三

奉祝紀元二千六百年記念



バルブ・コック・水道用品 規格品鑄造
銅合金・輕合金・銑鐵 機械仕上製作



▼ 創業
大正七年十月
▼ 出身地
埼玉縣本庄町
▼ 生年月
明治二十九年一月

(設備) 合金部・機械部

株式會社 村山製作所

社長 村山安平

東京市蒲田區南六郷一丁目二四番地
電話 蒲田 三三六八番

(設備) 合金部・銑鐵部・機械部

株式會社 村山製作所

社長 村山安平

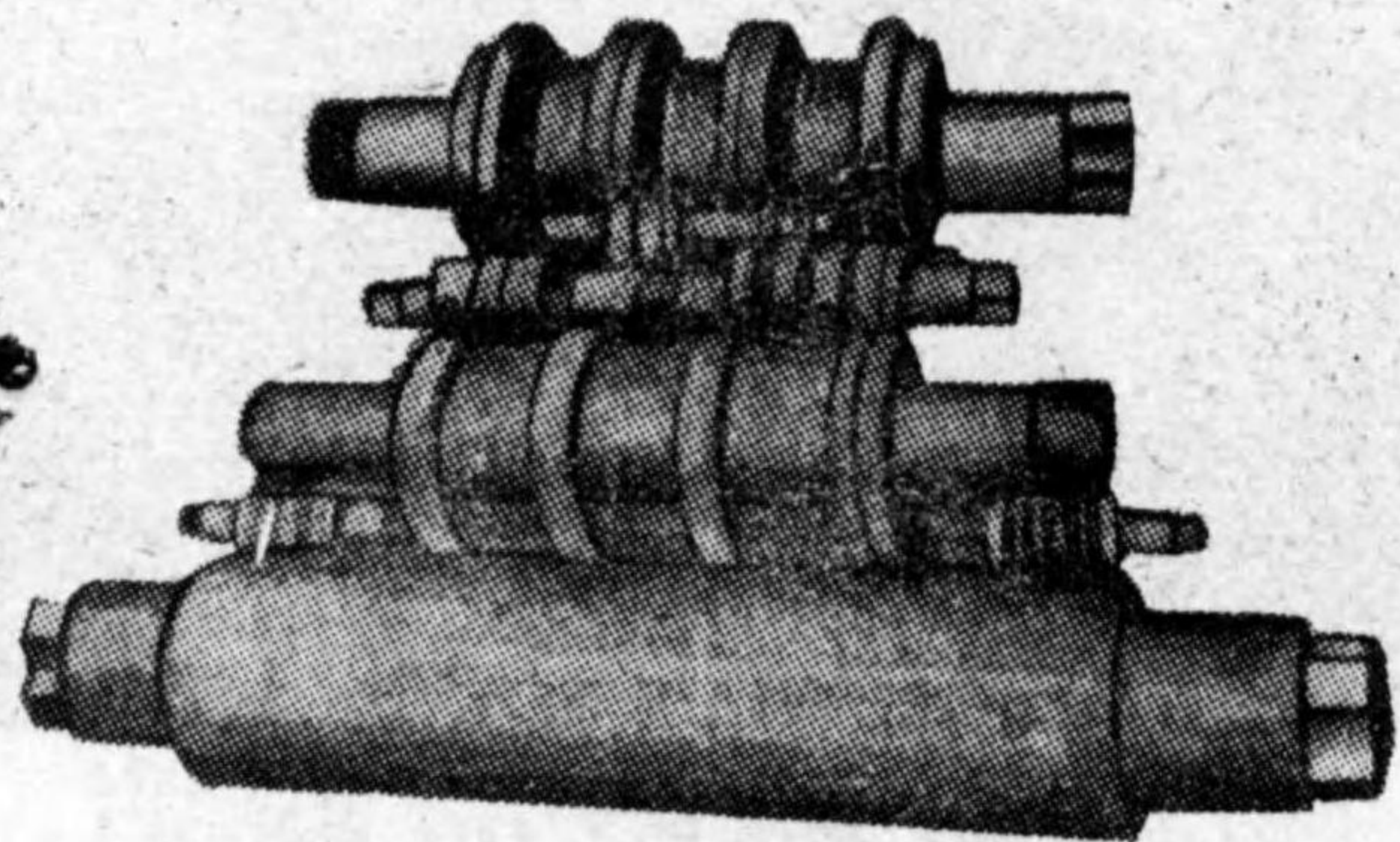
埼玉縣本庄町二九五〇番地
電話 本庄 〇四二六番

廣...四二



營業種目

チルドロール
 セミスチールロール
 ドロップハンマー
 スチムハンマー
 其他機械鑄造
 並ニ製作



中村鑄物工場

東京市本所区柳原拾番地
 電話本所(73)1343・9495番

廣...四五

奉祝紀元二千六百年記念

▶ 業

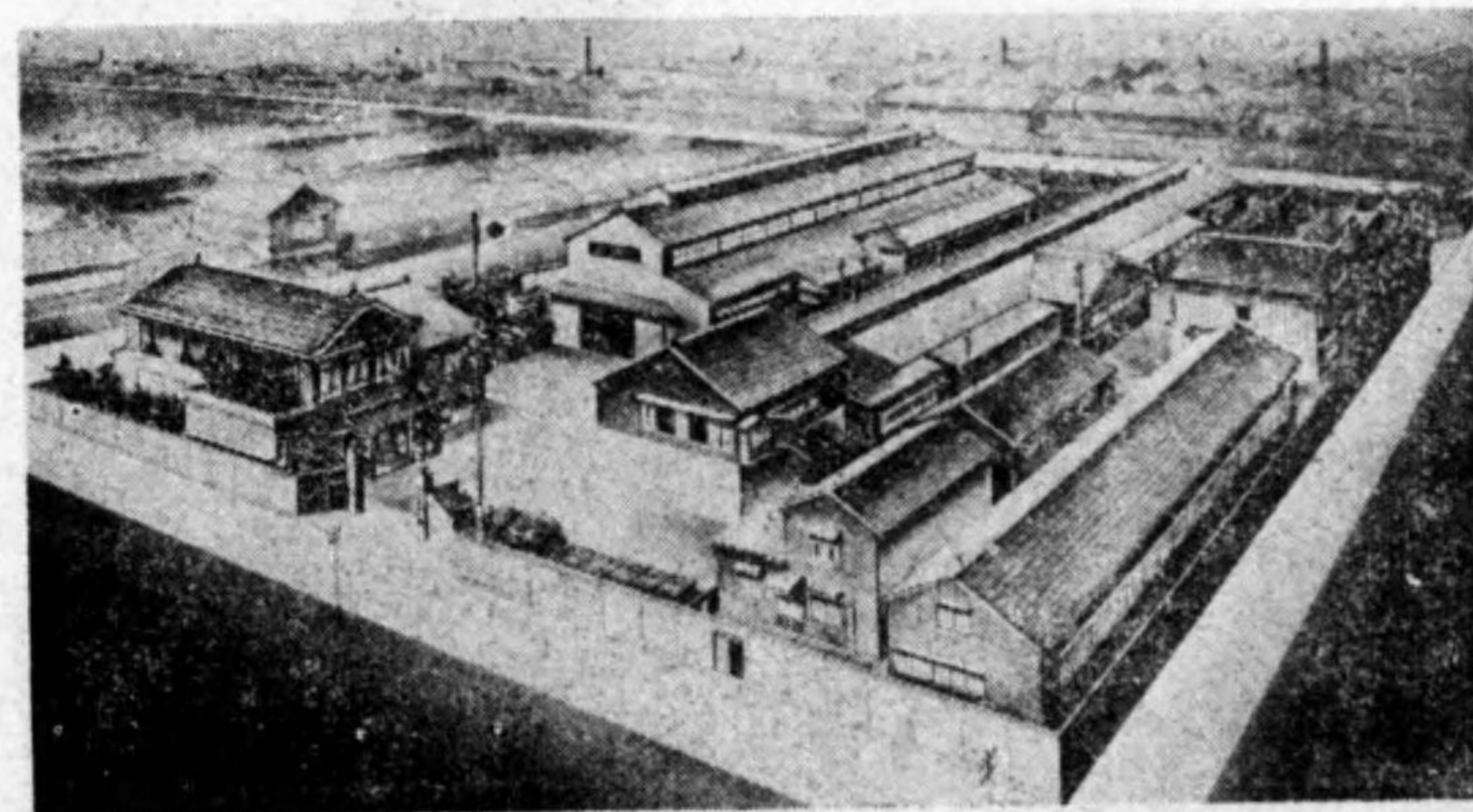
大正十二年十一月

▶ 出身地

廣島縣安藝郡

▶ 生年月

明治二十九年三月



水道用品一切
 高低壓バルブコック

銅合金輕合金鑄造と機械製作

▷ 規格品製作 (カタログ御申越を乞ふ)

東京水道用品製作販賣所

株式會社 玉本工場

社長 王本初一

東京市蒲田區羽田本町七〇四番地
 電話羽田(04)六二九番九九五番

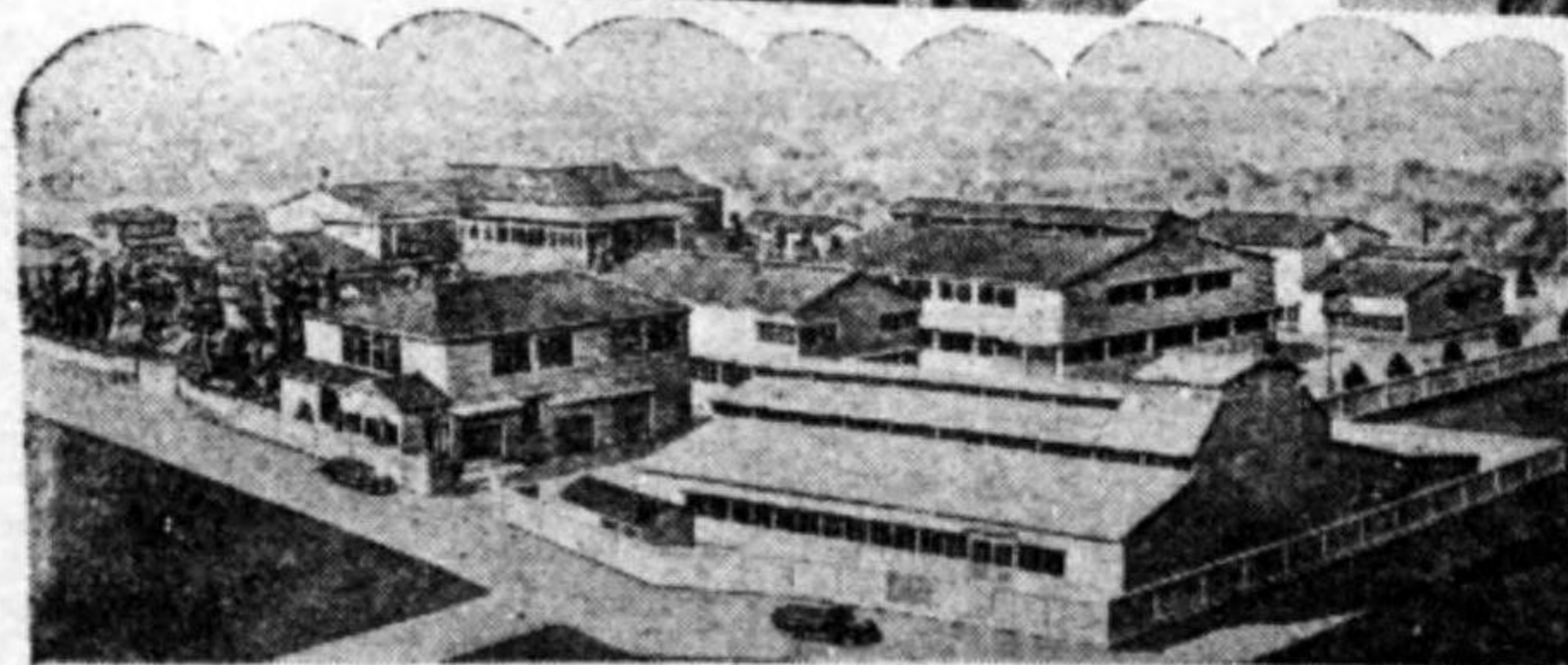
廣...四四

營業種目

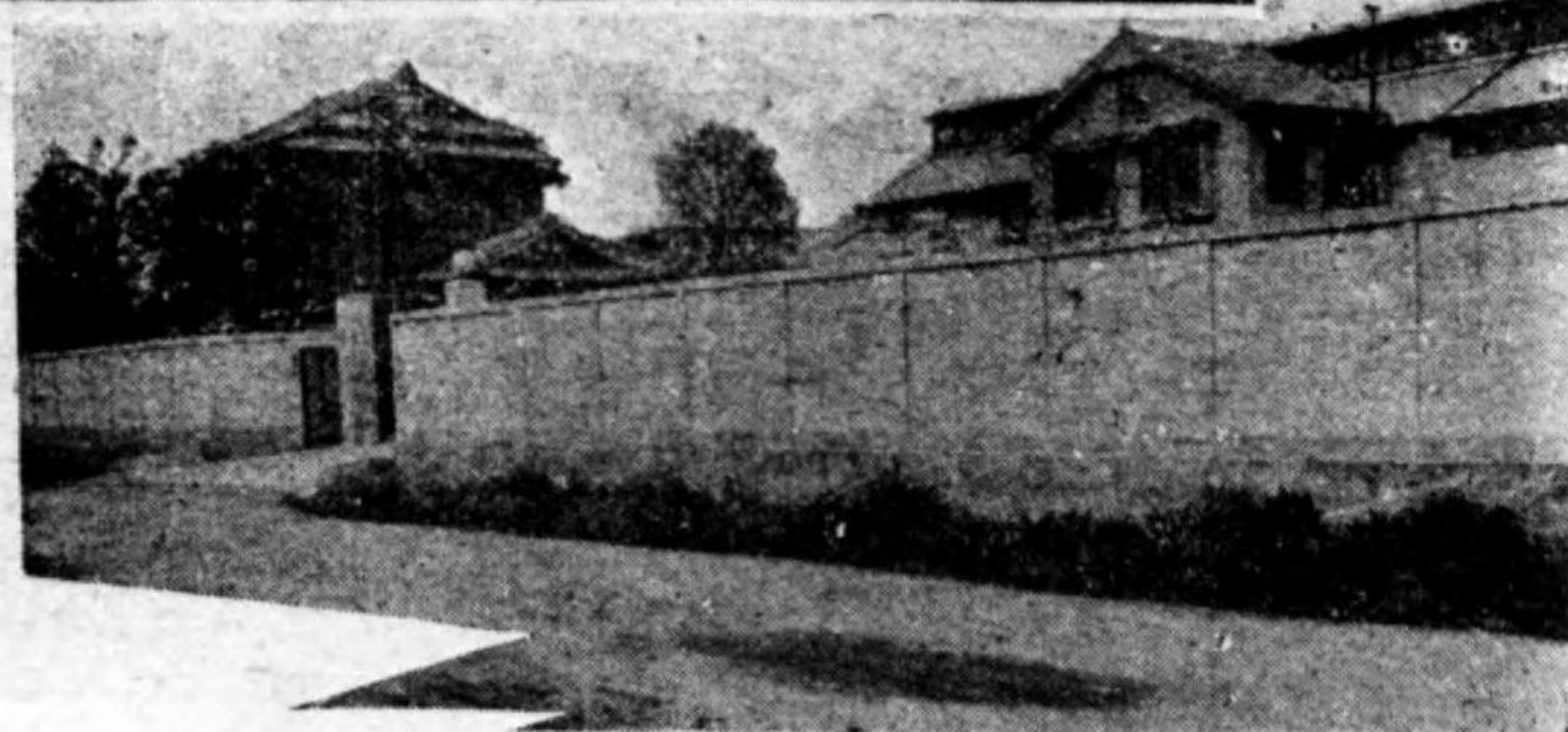
銅合金各種
輕合金一般
特殊合金
規格品鑄造



紀元二千六百年記念



創業 大正三年九月
出身地 東京市芝區
生年月 明治三十六年四月



合資社 椎橋合金鑄造所 × × ×

代表社員 椎橋善次郎

東京市芝區白金三光町一九二番地
電話高輪(4) 六九五二番
六九五三番 六九五四番

合資社 椎橋合金蒲田工場 × × ×

代表社員 椎橋勝太郎

東京市蒲田區萩中町三三三番地
電話羽田五二一番・二九一番

廣...四七

▲創業

昭和三年二月

▲出身地

宮城縣栗原郡

▲生年月

明治四十二年十一月



奉祝紀元二千六百年記念



可鍛鑄鐵品鑄造

合名社 佐々木鑄物工場

代表社員 佐々木明義

東京市蒲田區東六郷一丁目六番地一

電話蒲田五八五一番

廣—四六

紀元二千六百年記念



▲創業
昭和七年二月
▲出身地
群馬縣巴樂郡
▲生年月
明治三十二年六月廿日

工場主 中山賢治



中山合金鑄造所

銅合金・輕合金・規格合金鑄造

中山合金鑄造所第二工場

東京市蒲田區萩中町二〇六番地
電話 蒲田(4)四七九番

中山合金鑄造所

東京市品川區西大崎一丁目三四八番地
電話 大崎三三二番

廣……四八

奉祝紀元二千六百年記念



特殊鑄物諸機械
外一般鑄造

矢萩鑄物工業所

所主 矢萩三郎

▼創業
昭和十三年五月
▼出身地
山形縣山形市
▼生年月
明治三十二年六月

東京市蒲田區西六郷三丁目二四番地
電話 蒲田四九一〇番・五三五一番
振替 東京一五五〇二〇番
野村銀行大森支店・第百銀行蒲田支店
山形市新銅町
取引銀行
砲金工場
取引銀行
兩羽銀行・安田銀行山形支店

奉祝紀元二千六百年記念



▼創業
昭和七年三月
▼出身地
東京市小石川區
▼生年月
明治三十七年三月

製鐵機械・工作機械
船舶用バルブ鑄造

蒲田鑄造所

所主 梶月鹿之助

東京市蒲田區南六郷二丁目三五番地
電話 蒲田二七八九番



廣……四九

奉祝紀元二千六百年記念



▼創業
昭和五年二月
▼出身地
栃木縣下都賀郡
▼生年月
明治三十九年八月

銅合金・輕合金・合金一式
鑄鐵・各規格品鑄造

合資
會社

生井合金鑄造所

代表社員 生井和喜多

東京市蒲田區東六郷二ノ三八ノ六
電話蒲田三〇二三番・五四二八番

奉祝紀元二千六百年記念



▼創業
昭和十一年一月
▼出身地
埼玉縣川口市
▼生年月
明治二十五年八月

水力機具及
諸機械鑄造

高橋鑄造所

所主 高橋義次

東京市蒲田區羽田本町四九四番地
電話羽田〇五七三番

奉祝紀元二千六百年記念



▼創業
昭和四年一月
▼出身地
東京市芝區
▼生年月
明治三十二年五月

航空試驗機部
規格一般鑄鐵

尾崎鑄物工場

工場主 尾崎重雄

東京市蒲田區南六郷一丁目三〇番地
電話蒲田二九六一番

廣...五〇

奉祝紀元二千六百年記念



▼創業
昭和十二年五月
▼出身地
東京市麻布區
▼生年月
明治三十三年七月

銅合金
輕合金
各種合金鑄造

小野合金鑄造所

工場主 小野三千三

東京市蒲田區糞谷町一丁目二四〇番地
電話蒲田五三一八番・二九二番

廣...五一

奉祝 千六百年記念



創業 昭和八年拾月
出身地 新潟縣三島郡
生年月 明治三十四年六月

諸機械部品
エンヂン部品

高級鑄鐵

片山高級鑄鐵製作所

工場主 片山 正次

東京市蒲田區南六郷二丁目三七番地
電話 蒲田 五四四九番

奉祝 千六百年記念



創業 昭和十三年七月
出身地 新潟縣 仲蒲原郡
生年月 明治三十一年二月

アルミニウム
砲合金類

規格品 造

浅原鑄工所

所主 浅原 達夫

東京市蒲田區桃谷町四ノ二三八九番地
電話 羽田 (04) 〇三〇九番

廣...五二

嘗て日本鑄造研究所の懇請に依り畫伯が畢生の心血を注ぎ靈寫されたる鑄物祖神石凝姥命鍛冶祖神天目一命及福神大己貴命總祝詞十三萬六千文字を以て謹寫されたる逸品なり。



平野晃雲先生



石凝姥命御尊像

本邦書畫描出流祖第一世平野晃雲畫伯は、開闢以來、不生出と稱せられ、國際的藝術の大家として令名高く、嘗て大豆一粒に三體千字文（眞行草書）三千十五文字、米一粒に法華經々文六千二百餘文字を書して斯界を驚歎せしめ其の超細字を以て書にして書に非ず畫にして畫にあらざる渾然一體の至妙藝術を完成されたる神人に等しき獨創的大偉人である。
此の創始されたる超藝術の眞價と共に國寶的存在として尊重せられて居る。

皇道顯彰會本部

東京市板橋區板橋町五丁目一〇一九番地

廣...五三

東京・芝・三田
日本電氣株式會社



リリリ
ノノノ
ウウウ
タタタ
イルム

東洋リノリユーム株式會社

本社・工場 兵庫縣伊丹町 電話伊丹壹番・六九番
營業所 大阪市東區瓦町二丁目 電話北濱三〇・三九一〇・五三六
東京支店 東京市京橋區銀座四丁目 電話京橋二五六四

廣……五五

——營業課目——

ホフマン・ボール・ローラーベアリング	總代理店
ジャームオイル(高級機械油)	同
廢油濾過機ストリームラインオイルフィルター	發賣元
ナショナル型萬能ポンプ	同
五光器三重式チェーンフック	同
オルビット型電氣扇	同
中條滲炭脫炭防止劑	同

布引商業株式會社

東京市芝區新橋六丁目四番地ノ四
電話芝(43)1438. 1439. 1489. 1072番
振替東京 一五四二五二番

最古、歴史最新、技術 ヲ誇ル

NSK ボールベアリング
ローラー

國産 隨一

日本軸承販売株式會社

東京市芝區新橋六丁目四番地・電話芝
一四三八
二四三八
一四〇七

廣……五四

日本カーバイト工業株式會社

東京・丸ノ内丸ビル

株式會社 久保田鐵工所

大阪市浪花區船出町二丁目

東京市日本橋區人形町二丁目三番地

日本アムモニア法曹達工業組合

電話茅場町(66)七〇八七番

東京市日本橋區人形町貳丁目參番地壹

日鮮館五階

日本アムモニア法曹達販賣株式會社

電話茅場町

(66)

四四四四
九七五九
五四九九
四九四四
番番番番

自動車用・航空機用・精密鋼管
高圧用・ボイラチューブ・ステール管
ポールベヤリング用・ロール用
機關車用・製氷機用・建築用
各種引拔鋼管

東京市日本橋區江戸橋三丁目六番地

三日市鋼管商事株式會社東京支店

電話日本橋 (24) 八六八番
四六四六番

本社 大阪市西區立賣堀南通五丁目
電話新町(35) 二三三番 一七三番

工場用消火器

日工式消火銃



日本工産合名會社

東京市日本橋區築地三丁目六番地 増田ビル
電話築地(55) 〇三一八・一・二〇〇 番

滿洲國哈爾濱市道裡區警察街第五十一號

日滿製粉株式會社

取締役社長 中澤正治

東京市麴町區内幸町一丁目二番地ノ二
東拓ビルディング四階第四〇七號

日滿製粉株式會社

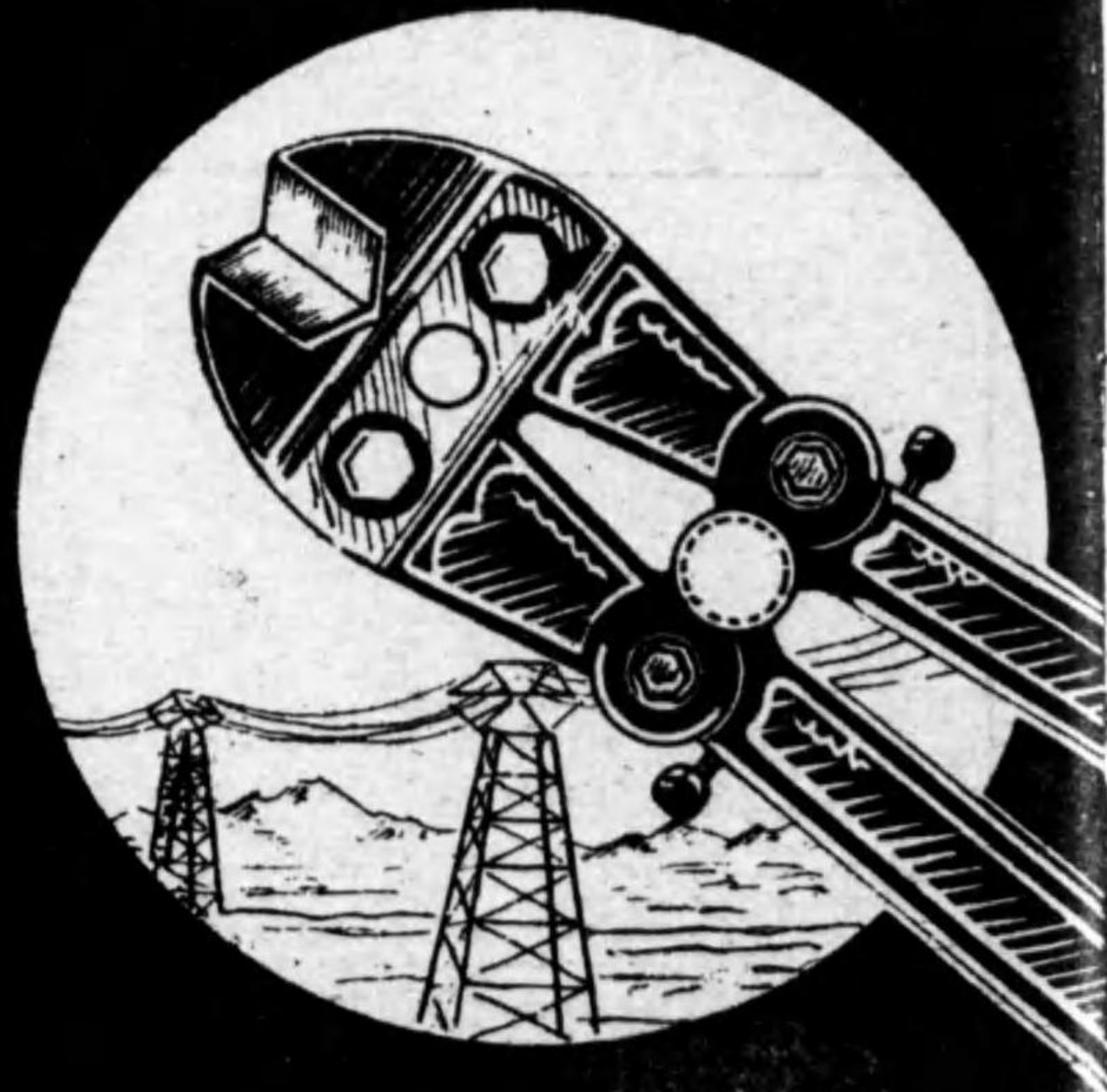
東京事務所

電話銀座(7) 二〇七一番

修理専門 ボルトクリッパー/双

・ 資材節約 ・ 廃品更生 ・

諸官省・民間電鉄會社御用・新品沸底に備えて優秀修理技術以て材料精選に注力し價格低廉に製作修理責任完了



向島製作所

浅利重治

東京市向島区寺島町五ノ四四
電話墨田(74)五八八九番
振替口座東京一〇六九五三番

AMAGASA MICROMETER

0^m/_m — 500^m/_m迄

其の他 捻子マイクロメーター
の受注に應ず!



ヨコイ商店

東京市浅草区小島町2~6

電話浅草(84)0485・8310

富士式粉碎機



營業種目

1. 富士式粉砕機
2. 空分装置
3. ロールクラッシュヤ
4. ジョウクラッシュヤ
5. マグネチックセパレータ
6. 各型送風機
7. 空気輸送装置
8. 空気淨化集塵装置
9. 一般化學機械製作

富士化學機械製作所

東京市大森區大森三丁目二番地

電話大森 (06) 番番番番
六八七〇
八三三五
八六三四
八八四四

第二工場 東京市大森區大森二丁目一〇番地

電話大森 (06) 六五〇七番

品商扱取

- 第一部 アセトン
- 第二部 正プロチルアルコール、イソダチルアルコール、セコンダリープロチルアルコール、アルアルコール、イソアミルアルコール、イソプロピルアルコール、プロピルアルコール、酢酸正プロチル、酢酸アルミ、其他前記ノ酢酸エステル
- 第三部 酢酸エチル、酢酸メチル、酢酸ソール、ベクタソール、フーゼル油、エチレングリコールセロソルブ類、メチルエチルケトン
- (將來取扱ノ爲ス商標)

店約特定指扱取品商

- 合名會社 北村商店 (一部、二部、三部)
- 協和化學興業株式會社 (一部、二部)
- 株式會社 紅東商會 (一部、二部)
- 株式會社 近藤化學品店 (一部、二部、三部)
- 株式會社 長瀬商店 (一部、二部、三部)
- 株式會社 柴田商店 (一部、二部)
- 株式會社 紅屋商店 (一部、二部)
- 株式會社 甘粕商店 (一部、二部、三部)
- 株式會社 小西儀助商店 (一部、二部)
- 森六商店 (一部、二部)
- 合名會社 菱倉商店 (一部、二部)
- 大阪合同株式會社東京支店 (一部)



東京市芝區田村町一丁目二番地

日本溶劑共販株式會社

電話 (75) 七〇一〇番 營業課專用・銀座 (57) 四二七八・四二七九番
銀座 (75) 三八七〇番 庶務課專用・銀座 (57) 四四六一番

受信略號 トウキヤウ シバ ヨウキョウハン
振替貯金口座東京一七〇七八〇

業作貫一鋼銑

目種業營

NKK

鋼 鋼 銑

日本鋼管株式會社

鐵・合金鐵
管・特殊鋼
材・副產物

資本金 壹億圓

本社(營業所)

社長 白石元治郎

工場
大阪鋼管製造所
電氣製鐵所
新潟電氣製鐵所

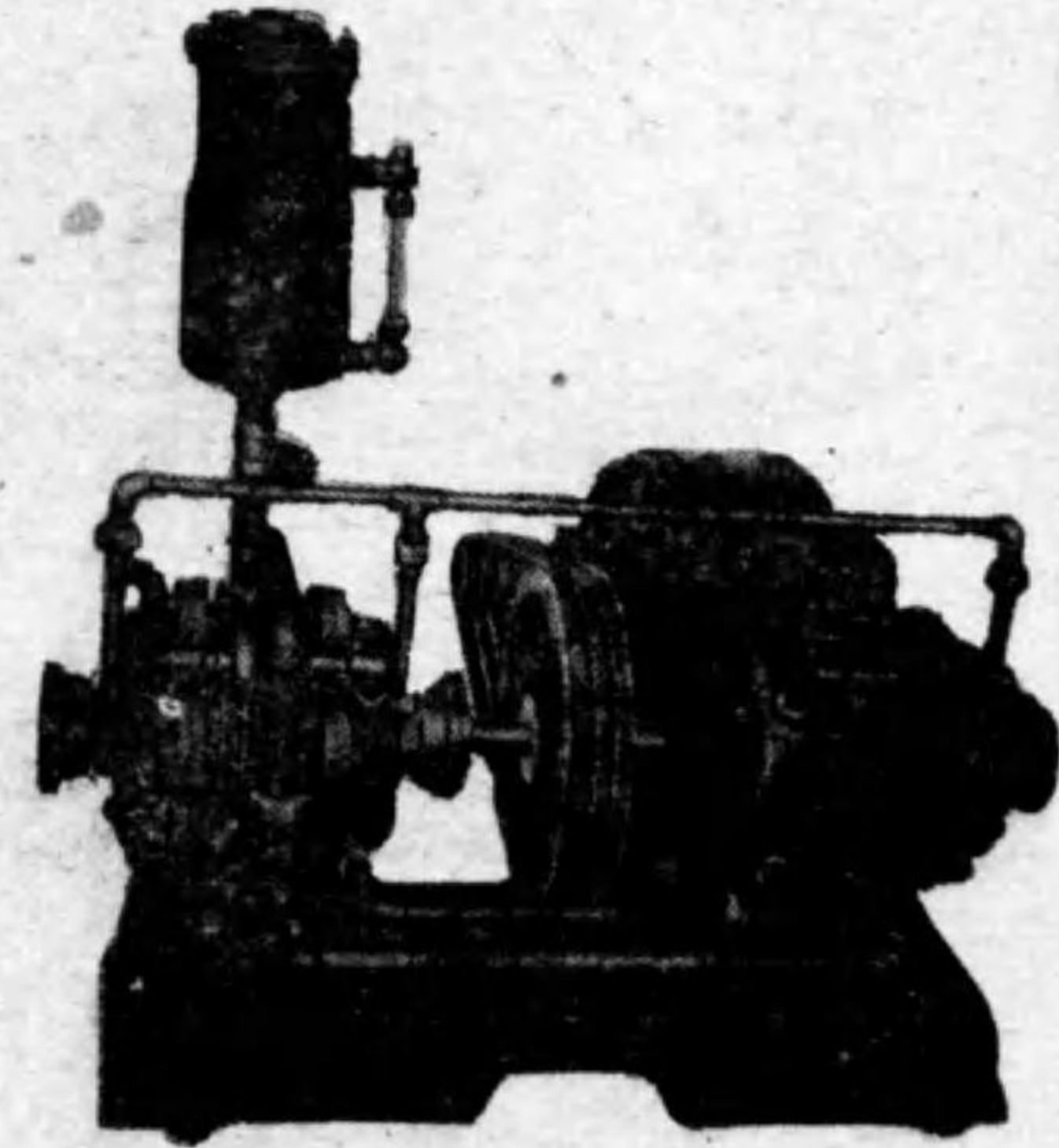
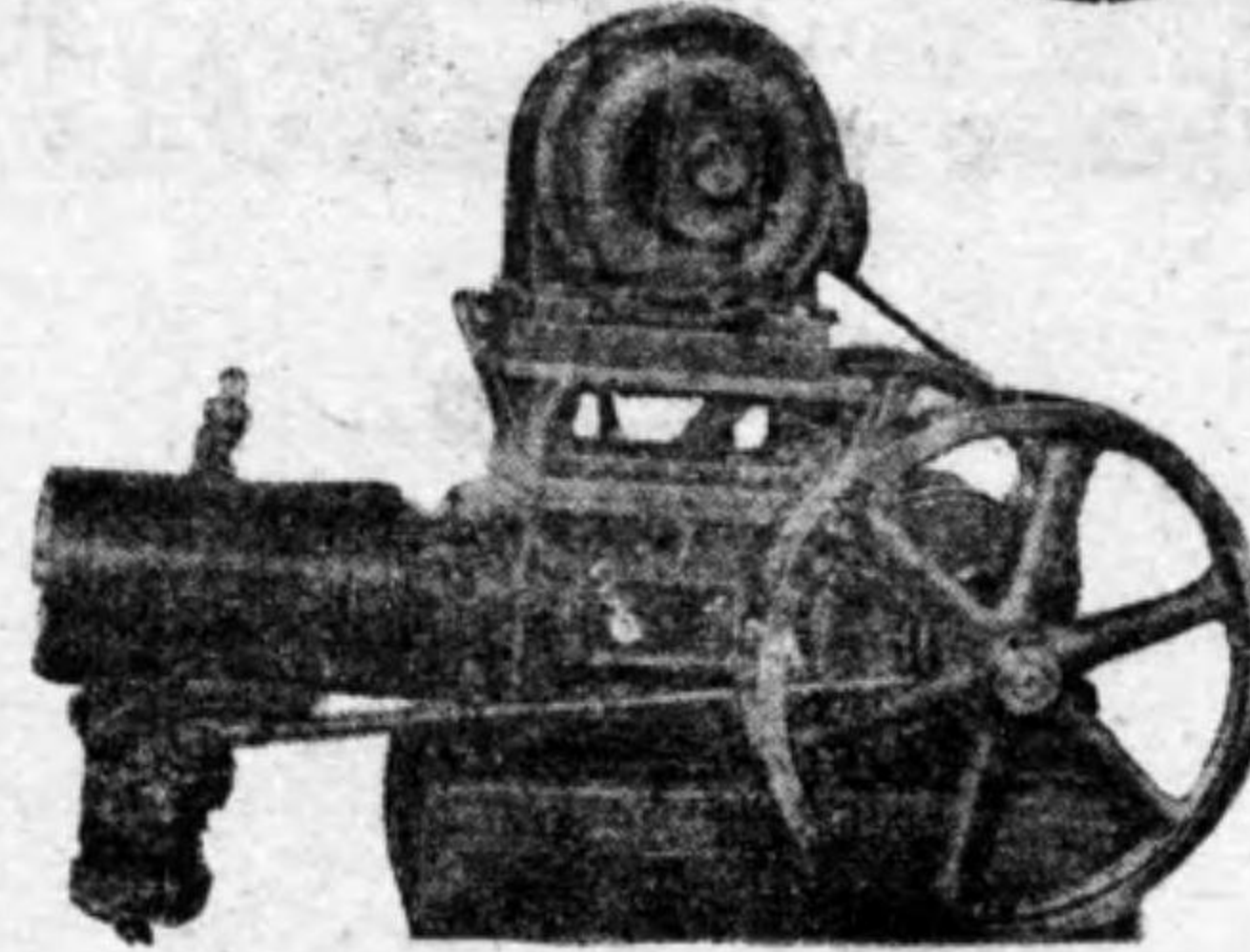
東京市麴町區丸ノ内一ノ二
電話丸ノ内(三五七一)——(三五七五)
神奈川縣川崎市南渡田町・扇
大阪市此花區大開町
富山縣射水郡新湊町
新潟市沼垂町

化學工業 用諸機械



營業品目

眞眞眞空ロ壓水水オ攪遠其
空空空氣1タ 壓 ト 心 他
ボ乾蒸壓リ濾 試 ク 拌 分 密
ン燥溜縮ブ唧 驗 レ 離 諸
ブ機機機ア機筒機ブ機機



資社
合會

小美野化工機製作所

營業所 東京市京橋區京橋一丁目五
電話 京橋(56) 5 3 6 4 番
工場 東京市足立區梅田町八〇八番地
電話 足立 3 8 8 7 番

廣...六四

創業明治四十五年

關西信託株式會社東京支店

東京市麴町區丸ノ内二丁目六
本店 大阪市東區北濱四丁目廿六
支店 京都、名古屋、小倉

法
規
集

一般

國家總動員法

(昭和十三年四月一日
法律第五十五號)

第一條 本法に於て國家總動員とは戦時(戦争に準ずべき事變の場合を含む以下之に同じ)に際し國防目的達成の爲國の全力を最も有効に發揮せしむる様人的及物的資源を統制運用するを謂ふ

第二條 本法に於て總動員物資とは左に掲ぐるものを謂ふ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其の他の軍用物資
- 二 國家總動員上必要な被服、食糧飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要な醫藥品、醫療機械器具其の他の衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要な船舶、航空機、車輛、馬其の他の輸送用物資
- 五 國家總動員上必要な通信用物資

一 般

六 國家總動員上必要な土木建築用物資及照明用物資

七 國家總動員上必要な燃料及電力

八 前各號に掲ぐるものの生産、修理配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、装置其の他の物資

九 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要な物資

第三條 本法に於て總動員業務とは左に掲ぐるものを謂ふ

- 一 總動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に關する業務
- 二 國家總動員上必要な運輸又は通信に關する業務
- 三 國家總動員上必要な金融に關する業務
- 四 國家總動員上必要な衛生、家畜衛生又は救護に關する業務
- 五 國家總動員上必要な教育訓練に關する業務
- 六 國家總動員上必要な試験研究に關する業務
- 七 國家總動員上必要な情報又は啓發宣傳に關する業務
- 八 國家總動員上必要な警備に關す

る業務

九 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要な業務

第四條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしむることを得但し兵役法の適用を妨げず

第五條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國法人其の他の團體をして國又は地方公共團體の行ふ總動員業務に付協力せしむることを得

第六條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り従業者の使用、雇入又は解雇又は賃金其の他の勞働條件に付必要な命令を爲すことを得

第七條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り勞働爭議の豫防若は解決に關し必要な命令を爲し又は作業所の閉鎖、作業若は勞務の中止其の他の勞働爭議に關する行爲の制限若は禁止を爲すことを得

一

第八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産、修理、配給、讓渡其の他の處分、使用、消費、所持及移動に關し必要な命令を爲すことを得

第九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り輸出若し輸入の制限若し禁止を爲し、輸出若し輸入を命じ、輸出税若し輸入税を課し又は輸出税若し輸入税を増課若し減免することを得

第十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資を使用又は收用することを

第十一條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り會社の設立、資本の増加、合併、目的變更、社債の募集若し第二回以後の株金の拂込に付制限若し禁止を爲し、會社の利益金の處分、償却其の他經理に關し必要な命令を爲し又は銀行、信託會社、保險會社其の他勅令を以て指定する者に對し資金の運用に關し必要な命令を爲すことを得

第十二條 政府は戦時に際し國家總動員

上必要あるときは總動員業務たる事業を營む會社の當該事業に屬する設備の費用に充つる爲の社債の募集又は資本の増加に付商法第二百條又は第二百十條の規定に拘らず勅令を以て別段の定を爲すことを得

第十三條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業に屬する工場、事業場、船舶其の他の施設又は轉用することを爲す得る施設の一部を管理、使用又は收用することを得

第十四條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り鑛業權、砂鑛權及水の使用に關する權利を使用又は收用することを得

第十五條 前二條の規定に依り收用したるもの不用に歸したる場合に於て收用したる時より十年内に拂下ぐるときは勅令の定むる所に依り舊所有者若し舊權利者又は其の一般承繼人は優先に之を買受けることを得

第十六條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備の新設、擴張若し改良を制限若し禁止し又は總動員業務たる事業に屬する設備の新設、擴張若し改良を命ずることを得

第十七條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる同種若し異種の事業の事業主間に於ける當該事業に關する統制協定の設定、變更若し廢止に付認可を受けしめ、統制協定の設定、變更若し取消を命じ又は統制協定の加盟者若し其の統制協定に加盟せざる事業主に對し其の統制協定に依るべきことを命ずることを得

第十八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる同種又は異種の事業の事業主に對し當該事業の統制を目的

とする組合の設立を命ずることを得
前項の組合は法人とす
第一項の規定に依り設立を命ぜられたる者其の設立を爲さざるときは政府は定款の作成其の他設立に關し必要な處分を爲すことを得
第一項の組合成立したるときは政府は勅令の定むる所に依り當該組合の組合員たる資格を有する者をして其の組合の組合員たらしむることを得
政府は第一項の組合に對し其の組合員の營業に關する統制規程の設定、變更若し廢止に付認可を受けしめ、統制規定の設定若し變更を命じ又は其の組合員に對し組合の統制規程に依るべきことを命ずることを得
第一項の組合に關し必要な事項は勅令を以て之を定む
第十九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料又は加工賃に關し必要な命令を爲すことを得

第二十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り新聞紙其の他の出版物の掲載に付制

第十五條 前二條の規定に依り收用したるもの不用に歸したる場合に於て收用したる時より十年内に拂下ぐるときは勅令の定むる所に依り舊所有者若し舊權利者又は其の一般承繼人は優先に之を買受けることを得

第十六條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備の新設、擴張若し改良を制限若し禁止し又は總動員業務たる事業に屬する設備の新設、擴張若し改良を命ずることを得

第十七條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる同種若し異種の事業の事業主間に於ける當該事業に關する統制協定の設定、變更若し廢止に付認可を受けしめ、統制協定の設定、變更若し取消を命じ又は統制協定の加盟者若し其の統制協定に加盟せざる事業主に對し其の統制協定に依るべきことを命ずることを得

第十八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる同種又は異種の事業の事業主に對し當該事業の統制を目的

とする組合の設立を命ずることを得
前項の組合は法人とす
第一項の規定に依り設立を命ぜられたる者其の設立を爲さざるときは政府は定款の作成其の他設立に關し必要な處分を爲すことを得
第一項の組合成立したるときは政府は勅令の定むる所に依り當該組合の組合員たる資格を有する者をして其の組合の組合員たらしむることを得
政府は第一項の組合に對し其の組合員の營業に關する統制規程の設定、變更若し廢止に付認可を受けしめ、統制規定の設定若し變更を命じ又は其の組合員に對し組合の統制規程に依るべきことを命ずることを得
第一項の組合に關し必要な事項は勅令を以て之を定む
第十九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料又は加工賃に關し必要な命令を爲すことを得

第二十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り新聞紙其の他の出版物の掲載に付制

第二十一條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國臣民を雇傭若し使用する者をして帝國臣民の職業能力に關する事項を申告せしめ又は帝國臣民の職業能力に關し検査することを得

第二十二條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り學校、養成所、工場、事業場其の他技能者の養成に適する施設の管理者又は養成せらるべき者の雇傭主に對し國家總動員上必要なる技能者の養成に關し必要な命令を爲すことを得

第二十三條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産販賣又は輸入を業とする者をして當該物資又は其の原料若し材料の一定數量を保有せしむることを得
第二十四條 政府は國家總動員上必要あ

六條の規定に依る設備の新設、擴張若は改良の命令に因り生じたる損失を補償す

第二十八條 政府は第二十二條、第二十三條又は第二十五條の規定に依り命令を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償し又は補助金を交付す

第二十九條 前二條の規定に依る補償の金額及第十五條の規定に依る拂下の價格は總動員補償委員會の議を経て政府之を定む

總動員補償委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第三十條 政府は第二十六條又は第二十八條の規定に依り利益の保證又は補助金の交付を受くる事業を監督し之が爲必要な命令又は處分を爲すことを得

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

第三十二條 第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる者は三年以下の懲役又は一萬

圓以下の罰金に處す

前項の場合に於て輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる物にして犯人の所有し又は所持するものは之を沒收することを得若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴することを得

第三十三條 左の各號の一に該當する者は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す

一 第七條の規定に依る命令又は制限若は禁止に違反したる者

二 第八條の規定に依る命令に違反したる者

三 第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲さざる者

四 第十條の規定に依る總動員物資の使用又は收用を拒み、妨げ又は忌避したる者

五 第十三條の規定に依る施設、土地若は工作物の管理、使用若は收用又は從業者の供用を拒み、妨げ又は忌避したる者

六 第十九條の規定に依る命令に違反したる者

第三十四條 左の各號の一に該當する者

は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す

一 第十一條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者

二 第十六條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者

三 第十七條若は第十八條第五項の規定に違反し認可を受けずして統制協定若は統制規程を設定、變更若は廢止し又は第十七條若は第十八條第五項の規定に依る命令に違反したる者

四 第二十三條の規定に依る命令に違反し保有を爲さざる者

五 第二十六條の規定に違反し生産、修理又は設備を爲さざる者

第三十五條 前三條の罪を犯したる者は情狀に因り懲役及罰金を併科することを得

第三十六條 左の各號の一に該當する者は一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

一 第四條の規定に依る徵用に應ぜざる者

二 第六條の規定に依る命令に違反したる者

第三十七條 左の各號の一に該當する者は三千圓以下の罰金に處す

一 第二十二條の規定に依る命令に違反したる者

二 第二十四條の規定に依る命令に違反し計畫の設定又は演練を爲さざる者

三 第二十五條の規定に依り命令に違反し試験研究を爲さざる者

第三十八條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

一 第十八條第一項の規定に依る命令に違反し組合の設立を爲さざる者

二 第三十條の規定に依る命令又は處分に違反したる者

三 第三十一條の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者

第三十九條 第二十條第一項の規定に依る制限又は禁止に違反したるときは新聞紙に在りては發行人及編輯人、其の他の出版物に在りては發行者及著作者を二年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處す

第四十條 第二十條第二項の規定に依る差押處分の執行を妨害したる者は六月以下の懲役若は禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

第四十一條 前二條の罪には刑法併合罪の規定を適用せず

第四十二條 第三十一條の規定に依る該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第四十三條 第二十一條の規定に違反して申告を怠り又は検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は五十圓以下の罰金又は拘留若は科料に處す

第四十四條 總動員業務に従事したる者其の業務遂行に關し知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏泄又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

公務員は其の職に在りたる者職務上知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏泄又は竊用したるときは五年以下の懲役に處す

第四十五條 公務員は其の職に在りたる者本法の規定に依る職務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を

漏泄又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

第四十六條 第十八條第一項又は第三項の規定に依り設立したる組合の役員其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要請若は約束したるときは二年以下の懲役に處す因て不正の行爲を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは五年以下の懲役に處す

前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す

第四十七條 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

前項の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを得

第四十八條 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の從業者其の法人又は人の業務に關し第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又は第四十三條前段の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對

し各本條の罰金刑又は科料刑を科す
第四十九條 前條の規定は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業員が本法施行地外に於て爲したる行爲にも之を適用す本法施行地に住所を有する人の代理人、使用人其の他の従業員が本法施行地外に於て爲したる行爲に付亦同じ

本法の罰則は本法施行地外に於て罪を犯したる帝國臣民にも之を適用す
第五十條 本法施行に關する重要事項(軍機に關するものを除く)に付政府の諮問に應ずる爲國家總動員審議會を置く
國家總動員審議會に關する規程は勅令を以て之を定む

附則
本法施行の期日は勅令を以て之を定む
軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號は之を廢止す
本法施行前軍需工業動員法に基きて爲したる命令又は之を本法中の相當規定に基きて爲したるものと看做す
軍需工業動員法に違反したる者の處罰に付ては仍舊法に依る

輸出入品等に關する臨時措置に關する法律

昭和十二年九月十日
法律第九十二號
改正昭和十三年
法律第八十五號

第一條 政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲特に必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り物品を指定し輸出又は輸入の制限又は禁止を爲すことを得

第二條 政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲特に必要ありと認むるときは輸入の制限其の他の事由に因り需給關係の調整を必要とする物品に付左の措置を爲すことを得
一 命令の定むる所に依り當該物品を原料にする製品の製造に關し必要な事項を命じ又は制限を爲すこと
二 當該物品又は之を原料とする製品の配給、讓渡、使用又は消費に關し

の禁錮又は三千圓以下の罰金に處す本法に基きて發する命令に依り政府に提出する許可の申請書其の他の書類に虚偽の記載を爲したる者亦同じ
第七條 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の従業員が其の法人又は人の業務に關して前三條の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し亦前三條の罰金刑を科す
第八條 本法の罰則は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業員が本法施行地外に於て爲したる行爲にも之を適用す本法施行地に住所を有する人又は其の代理人使用人其の他の従業員が本法施行地外に於て爲したる行爲に付亦同じ

ことを得

第二條の四 本法に定むるものの外需給調整協議會及需給調整協議會に依る需給關係の調整に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第三條 政府は第一條の制限若は禁止又は第二條の命令若は處分に關係ある事項に付報告を徴し又は帳簿其の他の検査を爲すことを得

第四條 第一條の規定に依りて爲す制限又は禁止に違反して輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる者は三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す
前項の場合に於ては輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる物品にして犯人の所有し又は所持するものを沒收することを得若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴することを得

第五條 第二條の規定に依る命令若は處分又は其の命令に基きて爲す處分に違反したる者は一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す

第六條 第三條の規定に違反し報告を爲さず、虚偽の報告を爲し又は検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は六月以下

必要な命令を爲すこと

第二條の二 前條の物品の需給に關係ある産業を営む者又は其の組織する團體は當該物品の需給關係を調整する爲政府の認可を受け需給調整協議會を組織することを得

前項の者需給調整協議會を組織せざる場合に於て政府支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲特に必要ありと認むるときは前項の者に對し需給調整協議會の組織を命ずることを得
前項の規定に依り組織を命ぜられたる者其の認可を申請せざるときは政府は規約の作成其の他組織に關し必要な處分を爲すことを得需給調整協議會の成立ありたるときは勅令の定むる所に依り其の會員たる資格を有する者は其の會員とす

第二條の三 政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲特に必要ありと認むるときは需給調整協議會に對し當該物品の需給關係の調整に關し必要な決定を爲すべきことを命じ又は需給調整協議會の會員に對し需給調整協議會の決定に従ふべきことを命ずる

國家總動員法等の施行の統轄に關する件

昭和十四年九月三十日
勅令第六百七十二號

第一條 各省大臣又は朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官若は南洋廳長官國家總動員法(關東州國家總動員令及昭和十三年勅令第三百七十七號を含む以下之に同じ)の施行に必要な命令を發し又は之を廢止變更せんとするときは内閣總理大臣に協議すべし

第二條 内閣總理大臣は關係各廳に對し國家總動員法の施行に關する事項に付統轄上必要な指示を爲すことを得

附則
本令は公布の日より之を施行す
會社經理統制令

昭和十五年十月十六日
勅令第六百八十號

第一章 總則
第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號に於て依る場合を含む以下同じ)第十一條の規定に依る會社の利益金の處分償却其の他經理に關する命令に付ては本令